令和２年度第２回　碧南市地域自立支援協議会
次　　第

日時　令和２年９月９日（水）
　　午後１時３０分から午後３時まで
場所　へきなん福祉センターあいくる
　　デイルーム

１　あいさつ

２　議題

(1) へきなん障害者ハーモニープランに関する市民アンケートの実施結果について

(2) へきなん障害者ハーモニープランの団体等ヒアリングの実施結果について

(3) へきなん障害者ハーモニープランの庁内ヒアリングの実施結果について

(4) へきなん障害者ハーモニープランの計画骨子について

３　その他

【令和２年度の日程】

・第３回：令和２年１０月２７日（火）午後１時３０分から
　　へきなん福祉センターあいくる会議室１・２・３
・第４回：令和３年　２月２６日（金）午後１時３０分から
　　へきなん福祉センターあいくる会議室１・２・３

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成１９年７月２日
公告第１３１号
改正　平成２１年２月１７日公告第２１号
平成２３年１２月２６日公告第２６９号
平成２５年４月１日公告第３４号

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1)　福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
(2)　困難事例への対応のあり方に関すること。
(3)　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
(4)　障害者の就労支援に関すること。
(5)　その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員２５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　識見を有する者
(2)　各種団体の代表者
(3)　関係行政機関の職員

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に会長を置く。

２　会長は、市長が任命する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（作業部会）

第６条　協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

２　作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

３　作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附　則

この規程は、平成１９年７月２日から施行する。

附　則（平成２１年２月１７日公告第２１号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月２６日公告第２６９号）

この規程は、平成２３年１２月２６日から施行し、同年１０月１日から適用する。ただし、第３条、第６条、第８条及び第１０条の規定は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日公告第３４号抄）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

令和２年度　碧南市地域自立支援協議会

No.	役職	団体名	委員氏名
1	会長	碧南市社会福祉協議会	山田　正教
2	職務代理	碧南市手をつなぐ育成会	牧野　昭彦
3	委員	日本福祉大学教授	青木　聖久
4	委員	碧南市身体障害者福祉協会	鈴木　たか子
5	委員	碧南市民生委員児童委員協議会	三田　恒夫
6	委員	ＮＰＯ法人ハートフルあおみ（あおみＪセンター所長）	水野　啓章
7	委員	刈谷公共職業安定所碧南出張所	斎藤　健一
8	委員	愛知県衣浦東部保健所	橋本　靖
9	委員	愛知県刈谷児童相談センター	畠山　節史
10	委員	愛知県立安城特別支援学校	安藤　嘉朗
11	委員	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	鋤田　素羽
12	委員	碧南市小中学校校長会	鈴木　裕
13	委員	親子の会「カラフル」	鈴木　由記
14	委員	身体に障害のある子の親子の会「すまいる」	永井　美幸
15	委員	ほっとまんまピアサポーター	杉浦　有美
16	委員	碧南商工会議所	山本　直仁
17	委員	碧南市農業委員会	藤浦　利吉
18	委員	スギ製菓株式会社	杉浦　信秀
19	委員	西三河南部西障害者就業･生活支援センターくるくる	加藤　正昭
20	委員	刈谷病院	水野　美香
21	委員	ふれあい工房アルゴ、ＷＨＪ相談支援センターメビア	雲出　佑
22	委員	就労センターオアシス碧南	河野　大輔
23	委員	碧南ふれあい作業所	竹内　涼
24	委員	りはくる	小幡　一美
		子どもと福祉の相談センター　ひかりのかけ橋 （圏域アドバイザー）	大南　友幸

任期：令和元年１１月２６日から令和３年１１月２５日まで

＜事務局＞

福祉こども部長	杉浦　秀司
福祉課長	杉浦　浩二
福祉課　社会福祉係長	河原　睦
福祉課　社会福祉係　主査	沼田　京子
福祉課　社会福祉係　主事	榊原　陵子
福祉課　社会福祉係　主事	澤田　直也
福祉課　社会福祉係　主事	杉浦　久美子
福祉課　社会福祉係　主事	板倉　尚宏

社会福祉協議会　地域福祉課長	鈴木　利男
社会福祉協議会　地域福祉課　係長	野中　和彦
社会福祉協議会　地域福祉課　主査	古川　裕隆
社会福祉協議会　地域福祉課　主査	小島　誠司
社会福祉協議会　地域福祉課　主事	天野　好美
社会福祉協議会　地域福祉課　主事	久村　明弘

へきなん障害者ハーモニープランに関する
アンケート調査
【調査結果報告書】

令和２年９月

碧南市

目　次

Ⅰ　調査の概要 1
1　調査の目的 2
2　調査の実施概要 2
3　報告書の見方 3

Ⅱ　障害者アンケート　調査結果 4
1　あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて 6
2　生活の状況について 17
3　相談・情報について 26
4　保健・医療について 52
5　外出や余暇について 54
6　教育・療育について 57
7　将来のことについて 61
8　就業について 64
9　防災について 69
10　地域生活について 75
11　人権について 82
12　碧南市の障害者支援への取り組みについて 89
13　介護の状況について 91

Ⅰ　調査の概要

１　調査の目的

本調査は、「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定するにあたり、障害等のある人の意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施しました。

２　調査の実施概要

（1）調査方法

・調査対象者　　:【障害者アンケート】令和２年５月１日時点の 18 歳以上の障害者 1,700 人
　　【障害児アンケート】令和２年５月１日時点の 18 歳未満の障害児 300 人
・調査期間　　: 令和２年５月 22 日から６月４日まで
・調査方法　　: 郵送配布・郵送回収。調査票による記入方式

（2）回収結果

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者アンケート	1,700	959	56.4%
障害児アンケート	300	174	58.0%

３　報告書の見方

●集計について

本報告書では、設問ごとに全体の集計結果を記載しています。

●「N」について

グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。したがって、各選択肢の%に「N」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できます。

●「%」について

グラフ中の「%」は、小数点第２位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問（１つだけに〇をつけるもの）であっても、合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（あてはまるものすべてに〇をつけるもの等）は、「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。

●「不明・無回答」について

回答がない、または回答の判別が困難なものです。

●選択肢の記載について

グラフ中の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載していますが、一部、必要に応じて省略しています。

Ⅱ　障害者アンケート　調査結果

（１）お答えいただくのは、どなたですか。（○は１つだけ）

障害者問１

全体では、「ご本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が 64.8%と最も高く、次いで「ご本人の家族」が 30.0%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしでは「ご本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が、療育手帳所持者で「ご本人の家族」がそれぞれ高くなっています。

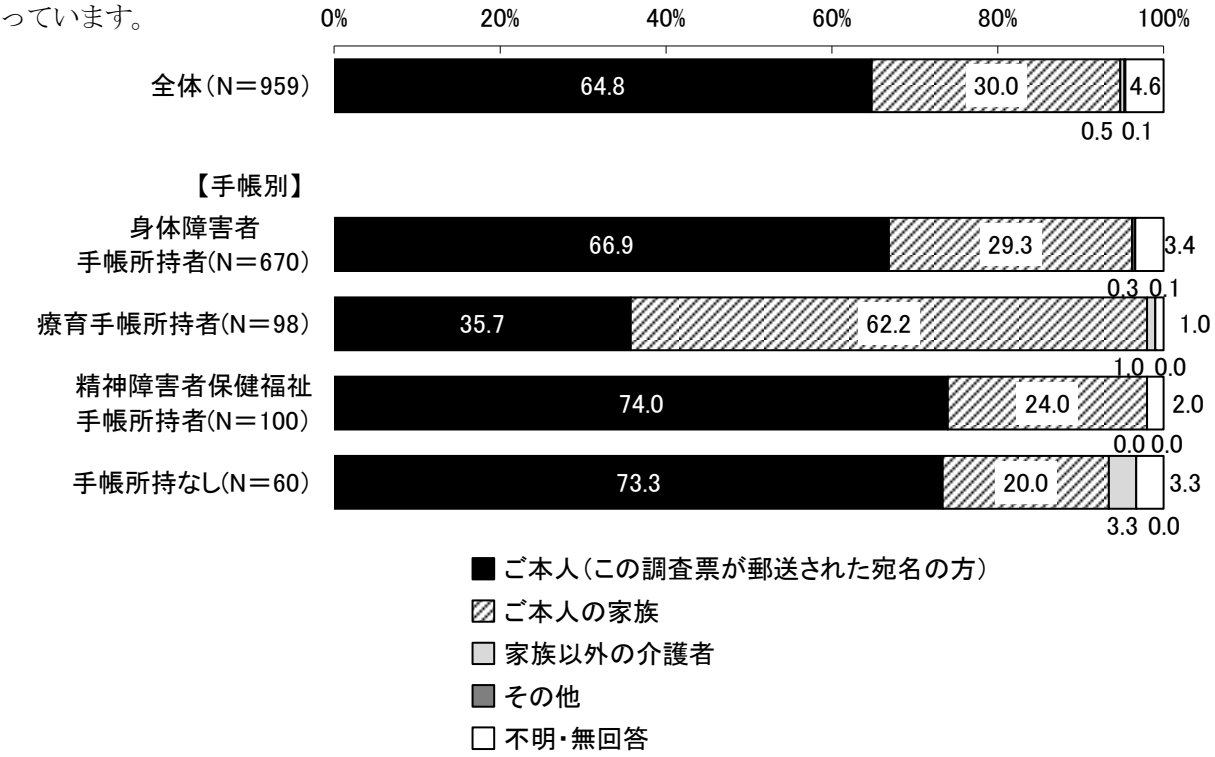

障害児問１

全体では、「父」が 8.0%、「母」が 90.2%、「両親以外の家族」が 0.6%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「父」が他と比べて高くなっています。

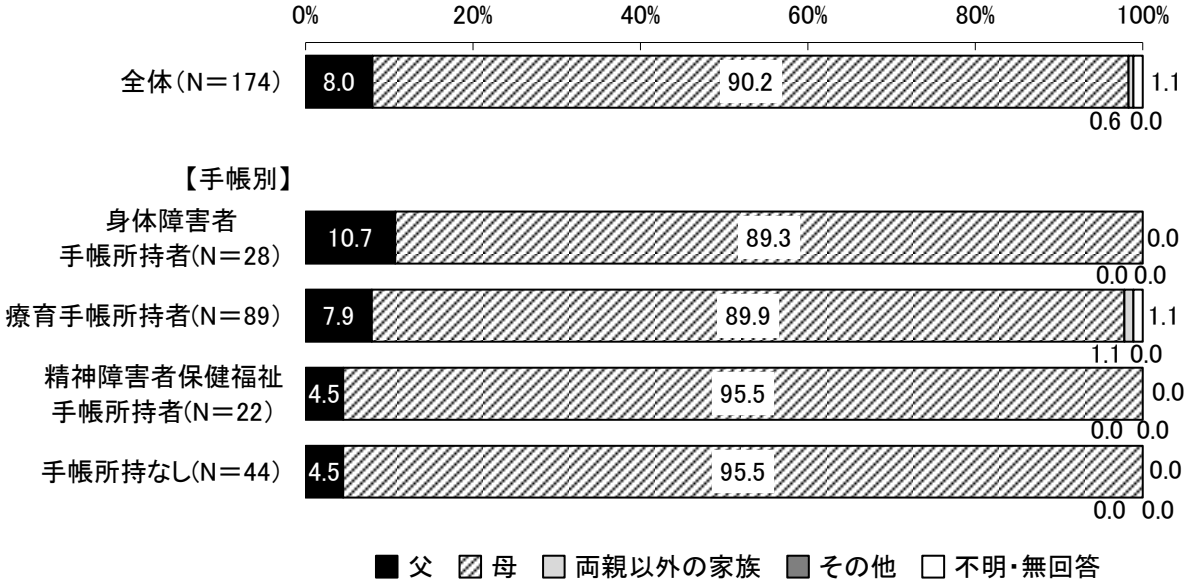

１　あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

（２）あなたの性別をお答えください。（自認する性でお答えください。）（○は１つだけ）

障害者問２

全体では、「男性」が 47.7%、「女性」が 50.5%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、手帳所持なしでは「女」が、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「男性」がそれぞれ高くなっています。

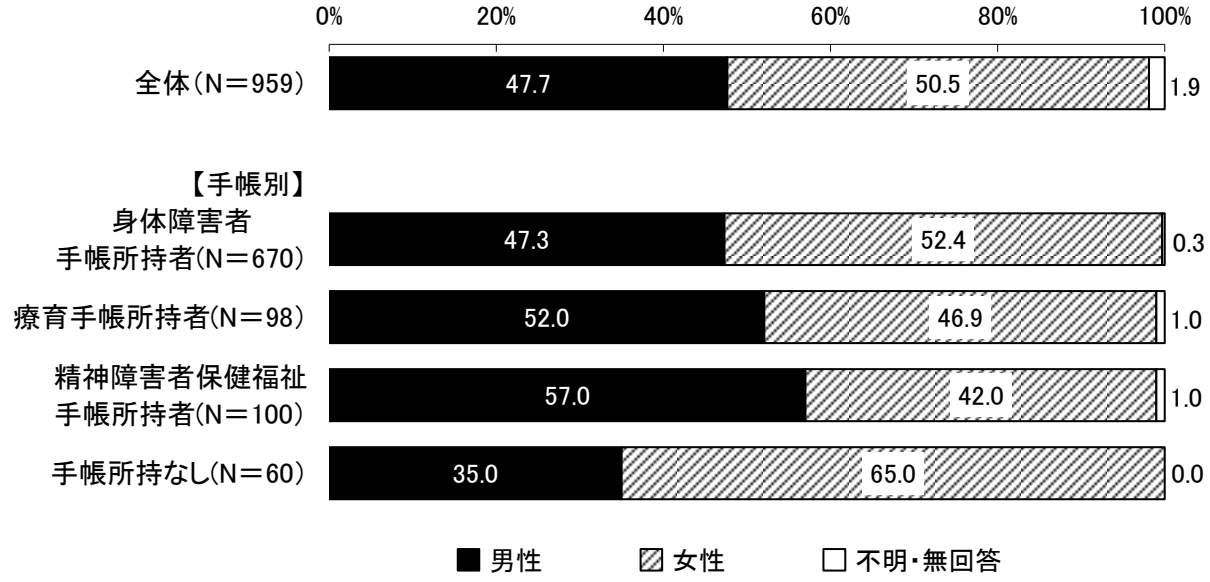

障害児問２

全体では、「男」が 75.3%、「女」が 24.1%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「男性」が他と比べて高くなっています。

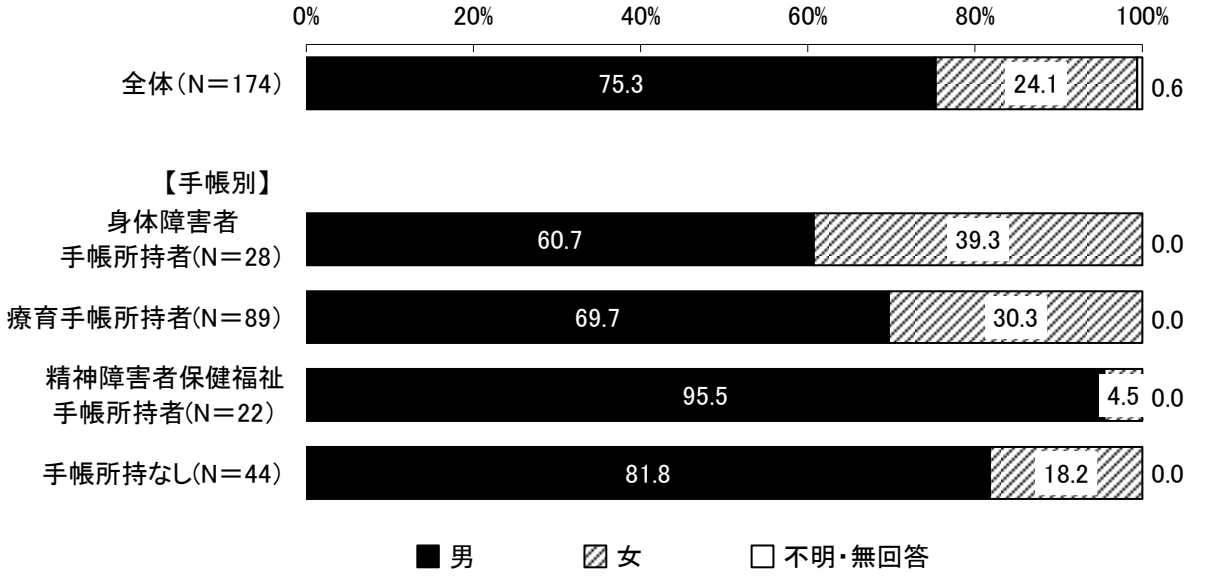

（３）あなたの年齢をお答えください。（○は１つだけ）（令和２年５月１日現在）（数字を記入）

障害者問３

全体では、「18～40 歳未満」が 12.9%、「40～64 歳未満」が 23.3%、「65 歳以上」が 60.9%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、手帳所持なしでは「65 歳以上」、療育手帳所持者で「18～40 歳未満」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「40～64 歳未満」がそれぞれ高くなっています。

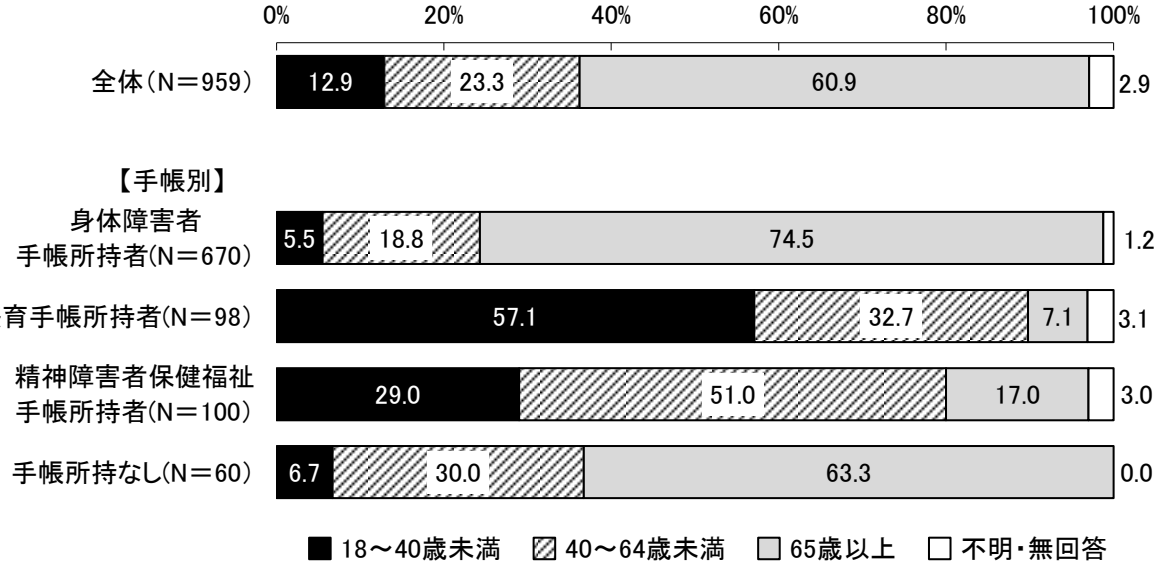

障害児問３

全体では、「０～６歳未満」が 31.0%、「６～12 歳未満」が 29.9%、「12 歳以上」が 36.8%となっています

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「12 歳以上」、手帳所持なしで「０～６歳未満」がそれぞれ高くなっています。

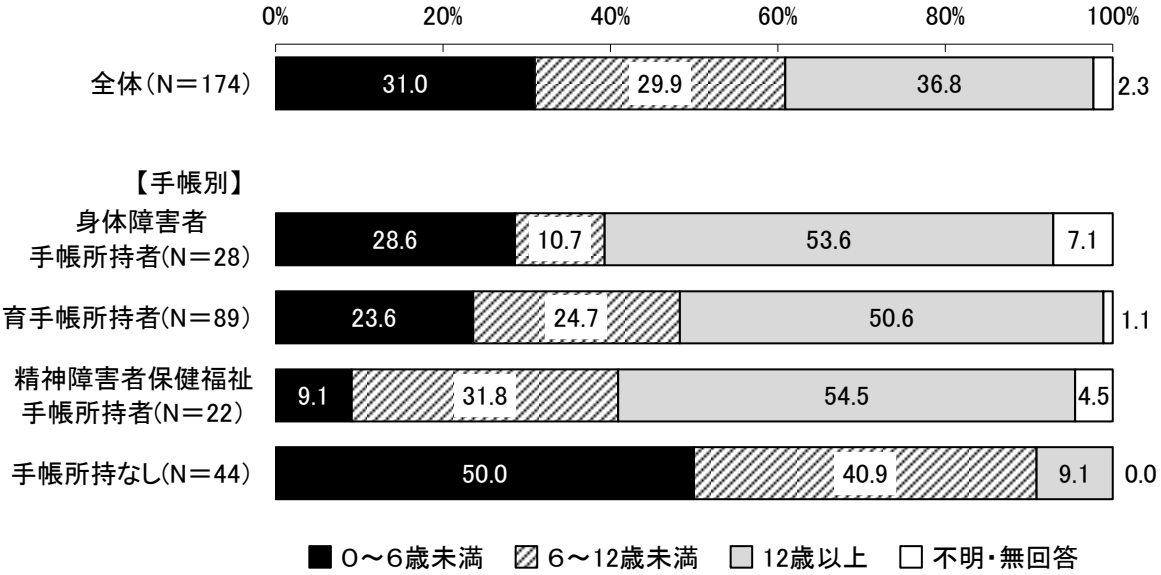

（４）あなたがお住まいの地区はどこですか。（○は１つだけ）

障害者問４

全体では、「新川地区」が 20.1％と最も高く、次いで「大浜地区」が 19.4％となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「新川地区」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「大浜地区」、手帳所持なしでは「旭地区」がそれぞれ高くなっています。

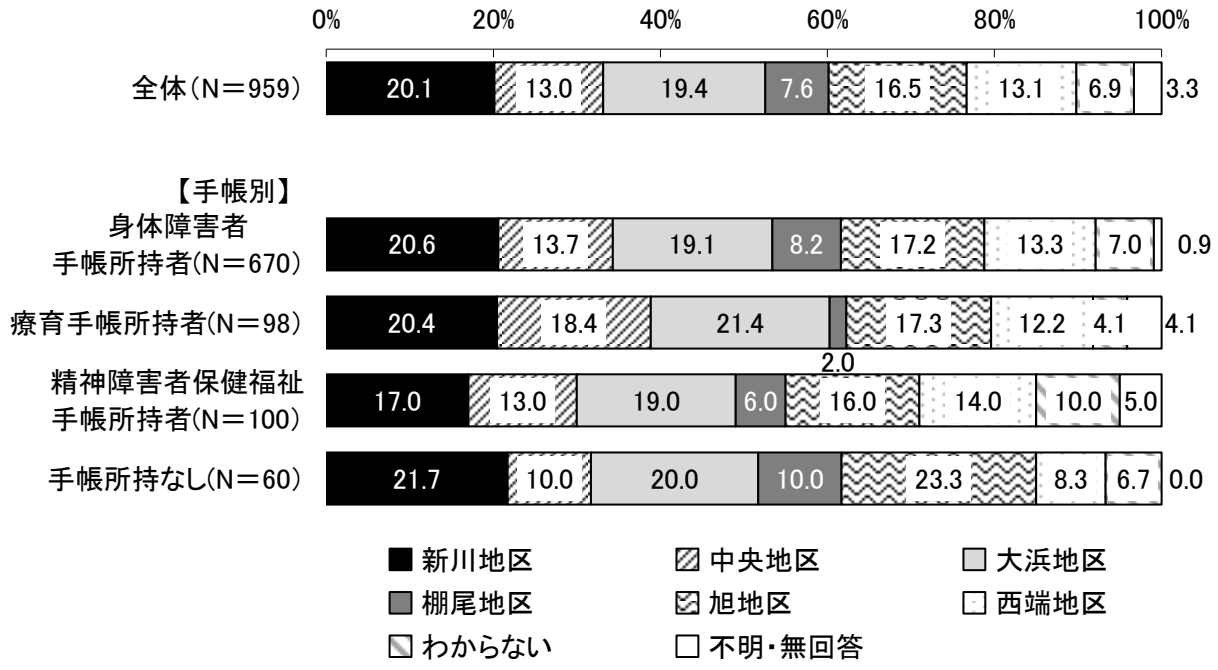

障害児問４

全体では、「中央地区」が 20.1%と最も高く、次いで「棚尾地区」「旭地区」が 16.1%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「棚尾地区」、療育手帳所持者で「新川地区」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしで「中央地区」がそれぞれ高くなっています。

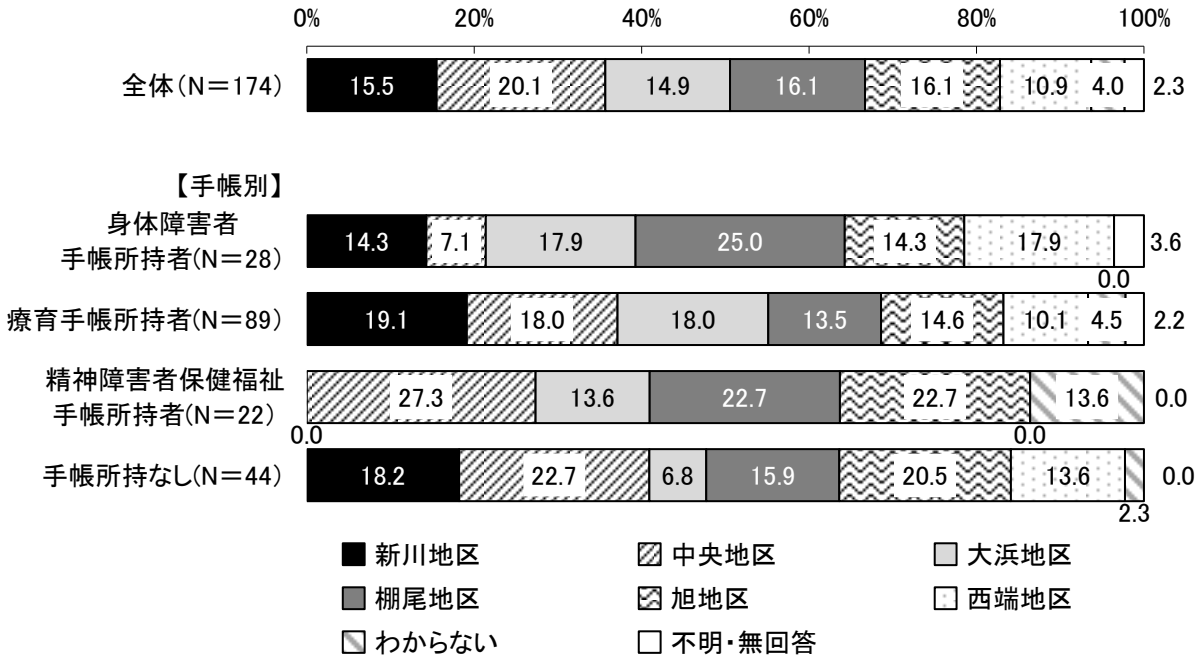

（５）あなたは、医療助成の対象となっている疾病を抱えていますか。（○は１つだけ）

障害者問５

全体では、「はい」が 65.3%、「いいえ」が 25.7%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしでは「はい」、療育手帳所持者で「いいえ」が高くなっています。

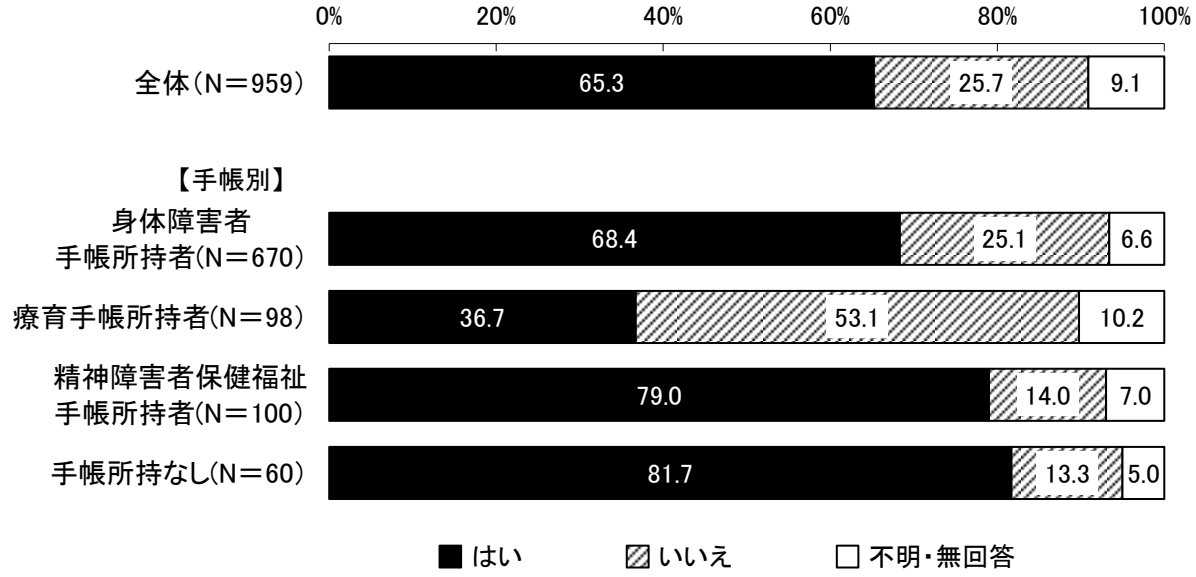

（６）あなたはどの手帳をお持ちですか。（○は１つだけ）

障害者問６

身体障害者手帳で「１級」が 29.0％と最も高く、次いで「３級」が 20.9％となっています。
療育手帳所持者で「A判定」が 42.9％と最も高く、次いで「B判定」が 29.6％となっています。
精神障害者保健福祉手帳所持者で「２級」が 67.0％と最も高く、次いで「３級」が 24.0％となっています。

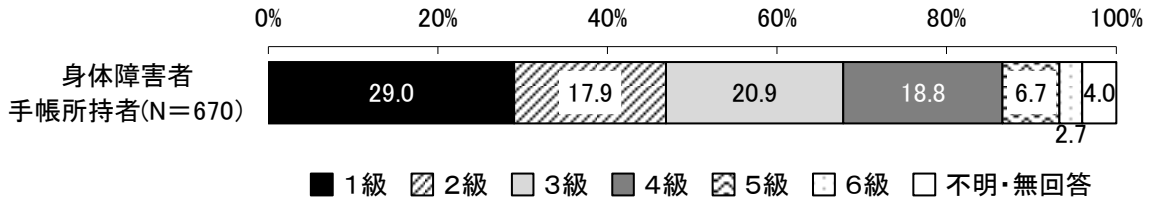

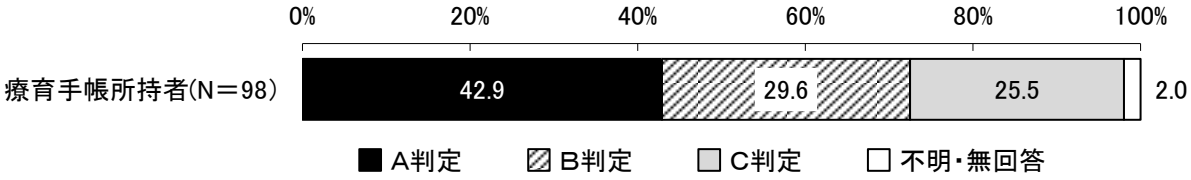

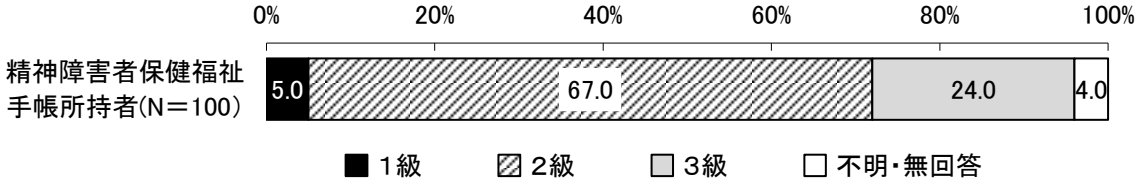

障害児問６

身体障害者手帳所持者で「１級」が 46.4%と最も高く、次いで「２級」「３級」が 17.9%となっています。

療育手帳所持者で「C判定」が 47.2%と最も高く、次いで「A判定」が 28.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者で「２級」が 77.3%と最も高く、次いで「３級」が 22.7%となっています。

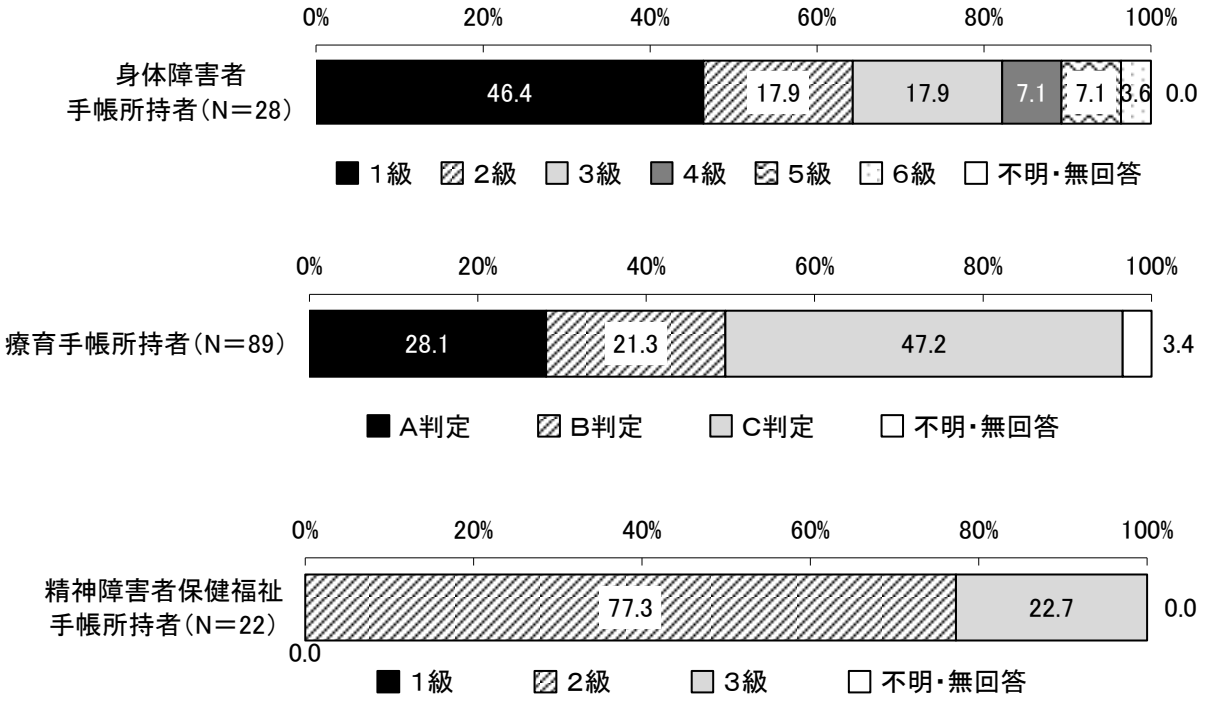

（７）お子さんは、次の認定や診断を受けていますか。また、医療的ケアを必要としますか。
（それぞれについて○は１つだけ）

障害児問７

（１）発達障害

全体では、「診断されたことがある」が 69.0%、「診断されていない」が 27.6%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「診断されたことがある」が他と比べて高くなっています。

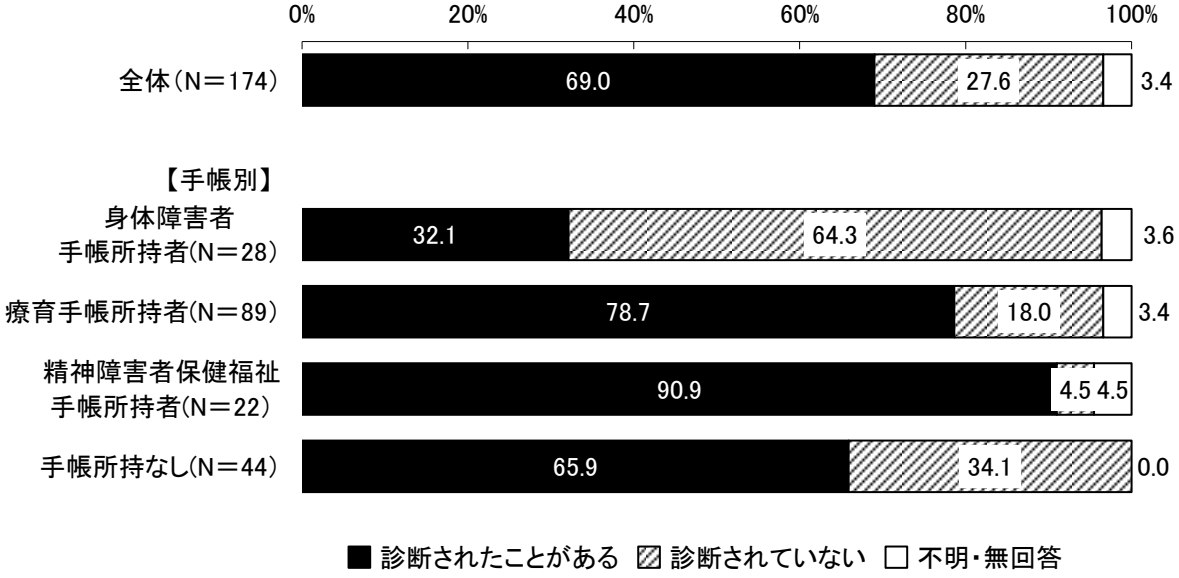

（２）高次脳機能障害

全体では、「診断されたことがある」が 1.1%、「診断されていない」が 78.2%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「診断されたことがある」が他と比べて高くなっています。

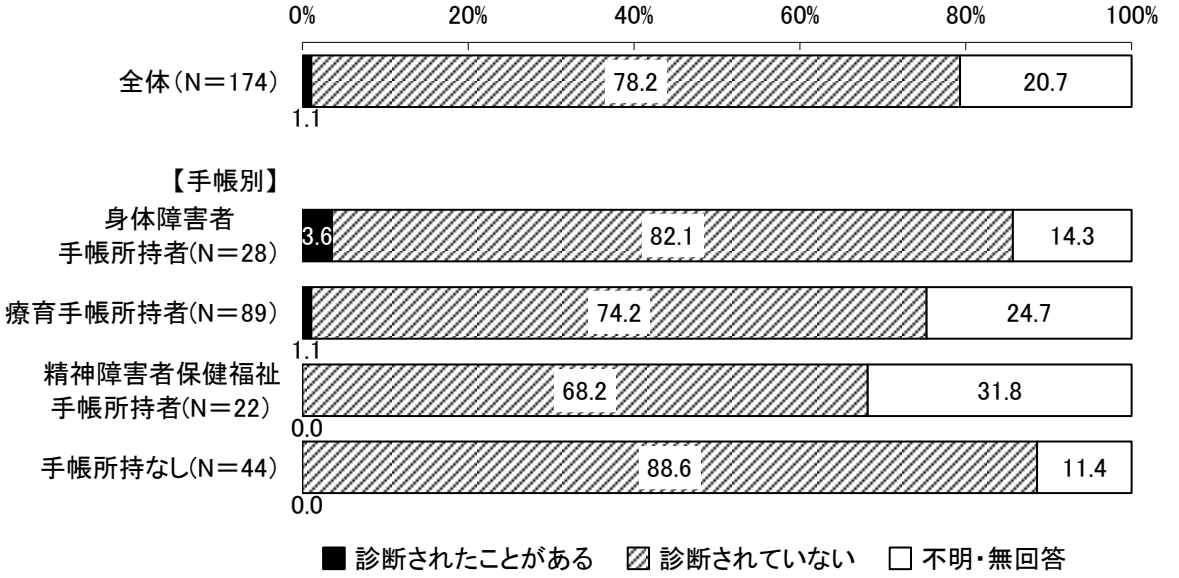

（３）小児慢性特定疾病

全体では、「診断されたことがある」が 7.5%、「診断されていない」が 72.4%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「診断されたことがある」が他と比べて高くなっています。

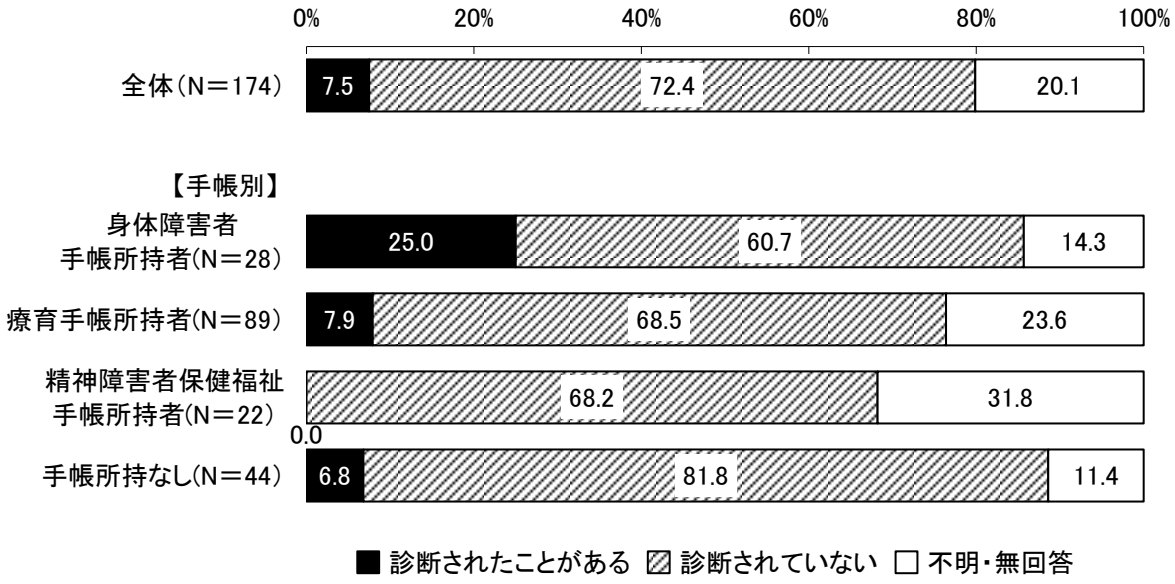

（４）医療的ケア

全体では、「必要とする」が 7.5%、「必要としない」が 73.6%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「必要とする」が他と比べて高くなっています。

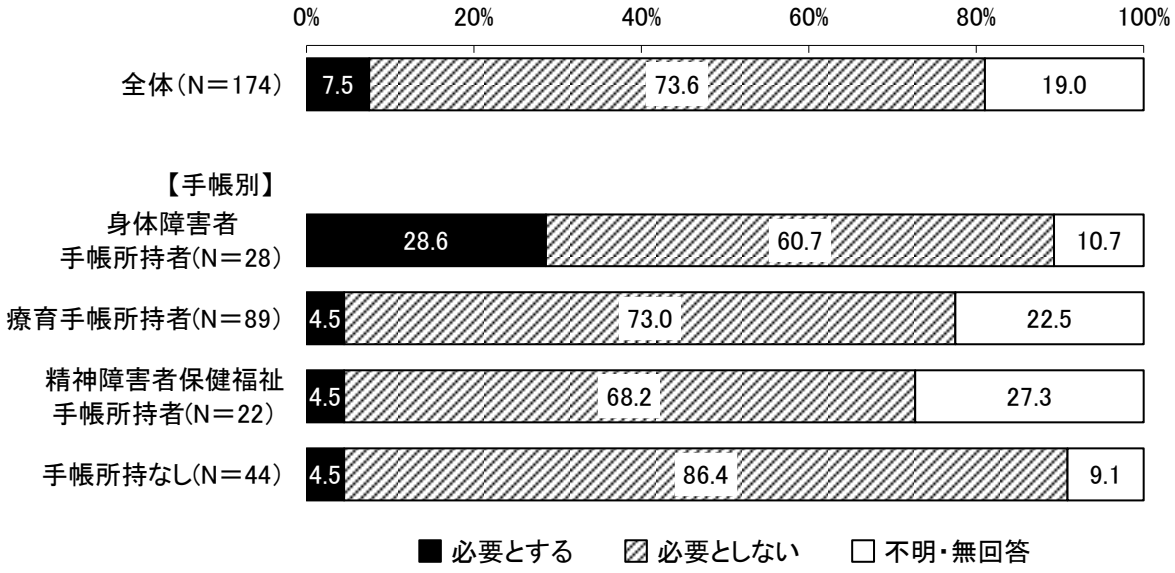

（８）障害者手帳をお持ちのお子さんについてうかがいます。障害者手帳をはじめて交付されたのはいつですか。（○は１つだけ）

障害児問９

全体では、「生まれてから幼児期まで（小学校入学前まで）」が 46.6％と最も高く、次いで「中学校入学以降」が 9.2％となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、手帳所持なしで「生まれてから幼児期まで（小学校入学前まで）」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「中学校入学以降」がそれぞれ高くなっています。

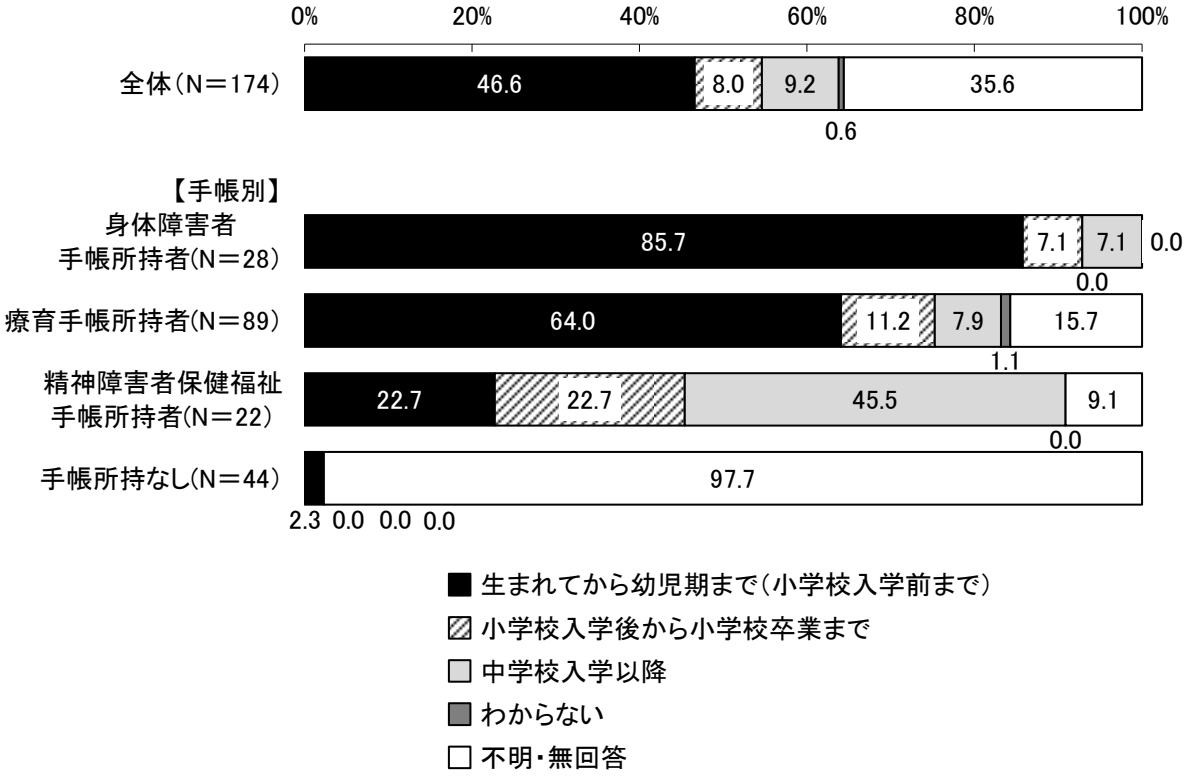

（９）お子さんの発達の不安や障害に気付いたきっかけは何ですか。（○は１つだけ）

障害児問 10

全体では、「家族が気づいた」が 35.1％と最も高く、次いで「定期健診（乳幼児健康診査）」が 19.5％となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「医師から」、療育手帳所持者、手帳所持なしで「家族が気付いた」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「家族が気付いた」「保育所・幼稚園・学校の先生から」がそれぞれ高くなっています。

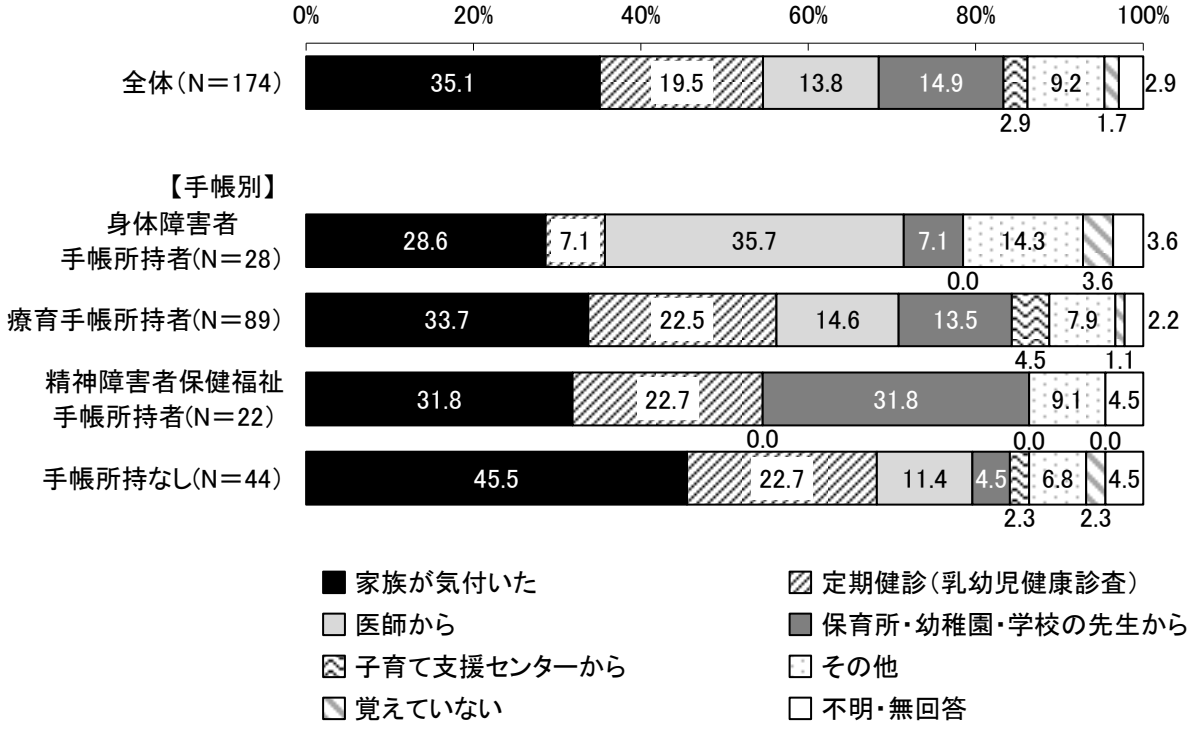

２　生活の状況について

（10）今、どこで暮らしていますか。（○は１つだけ）

障害者問７

全体では、「自宅（アパート、借家などを含む）」が 89.7％と最も高く、次いで「福祉施設（入所）」が 3.1％となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「グループホーム」が他と比べて高くなっています。

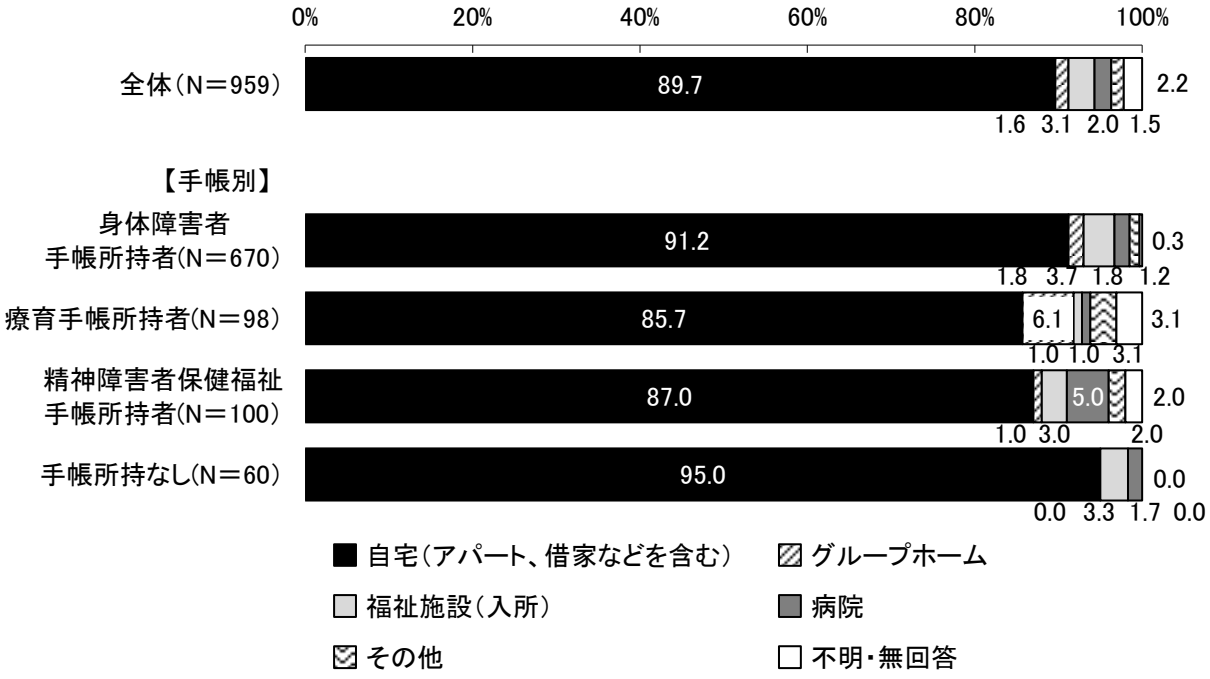

＜問７で「自宅（アパート、借家などを含む）」と答えた方のみ＞

（11）今、だれと一緒に暮らしていますか。（○は１つだけ）

障害者問８

全体では、「家族」が 84.8％と最も高く、次いで「ひとり暮らし」が 13.0％となっています。
手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「ひとり暮らし」が他と比べて高くなっています。

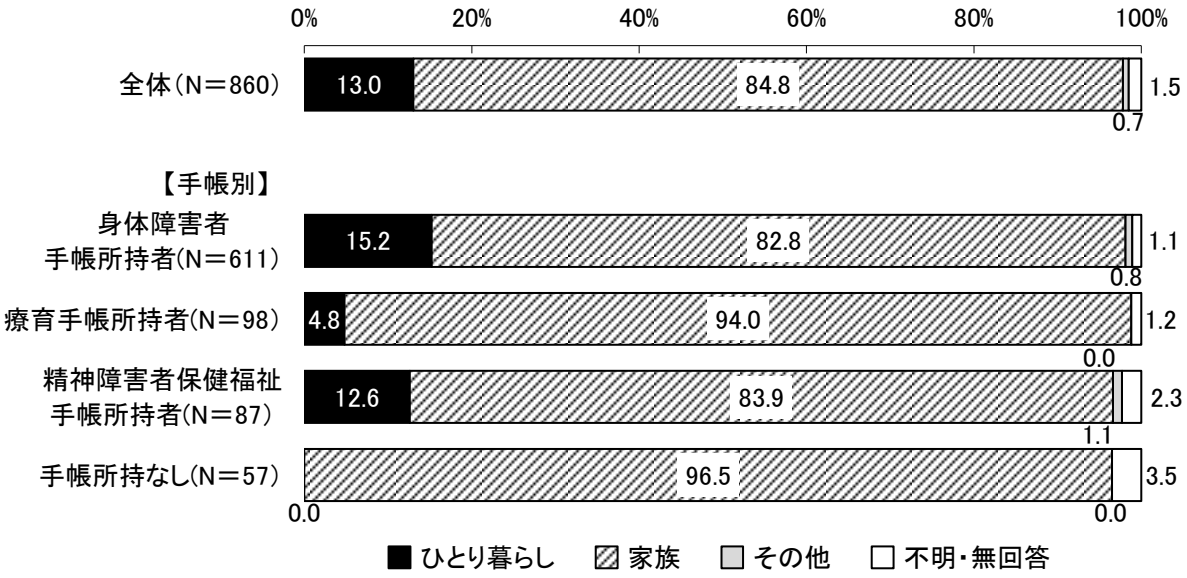

障害児問５

全体では、「母」が 94.8%と最も高く、次いで「父」が 90.2%となっています

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「父」が他と比べて高くなっています。

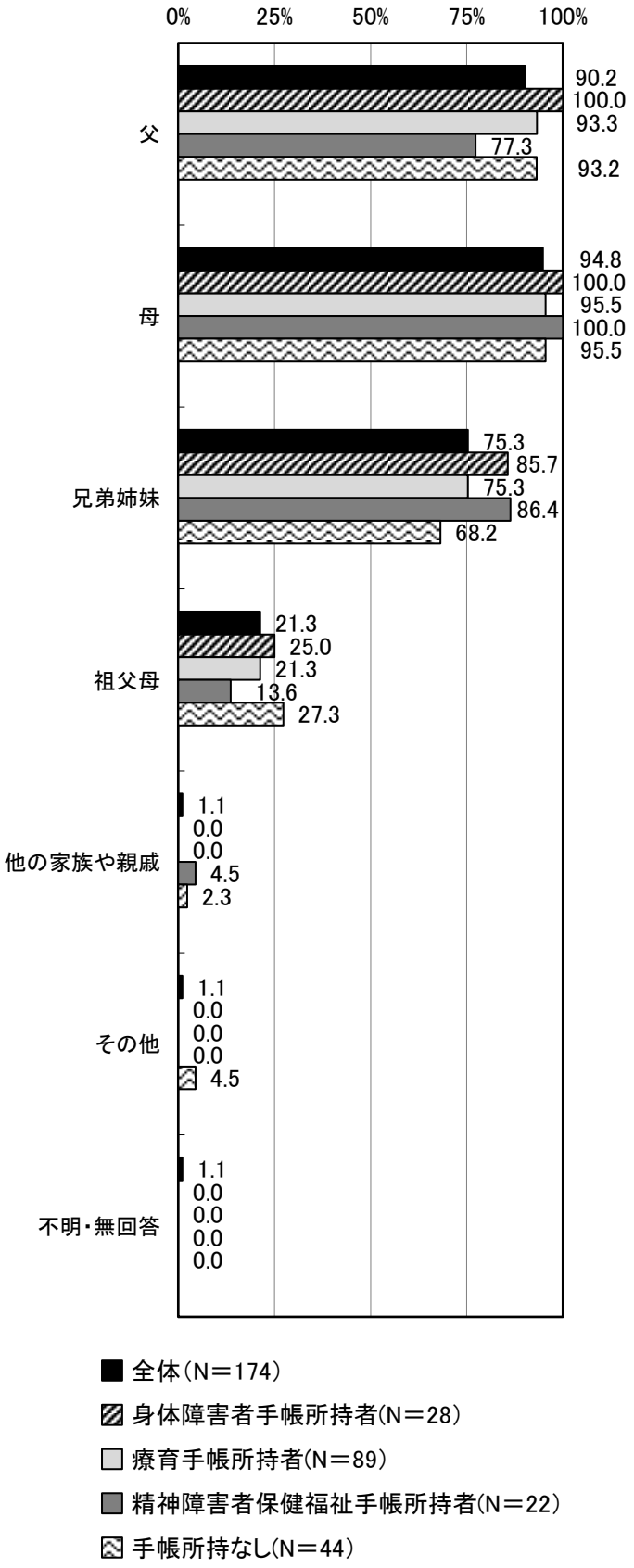

（12）あなたは今後どのように暮らしたいですか。（○は１つだけ）

障害者問９

全体では、「家族と一緒に暮らしたい」が 67.5％と最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」が 10.7％となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者福祉施設など）で暮らしたい」「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が他と比べて高くなっています。

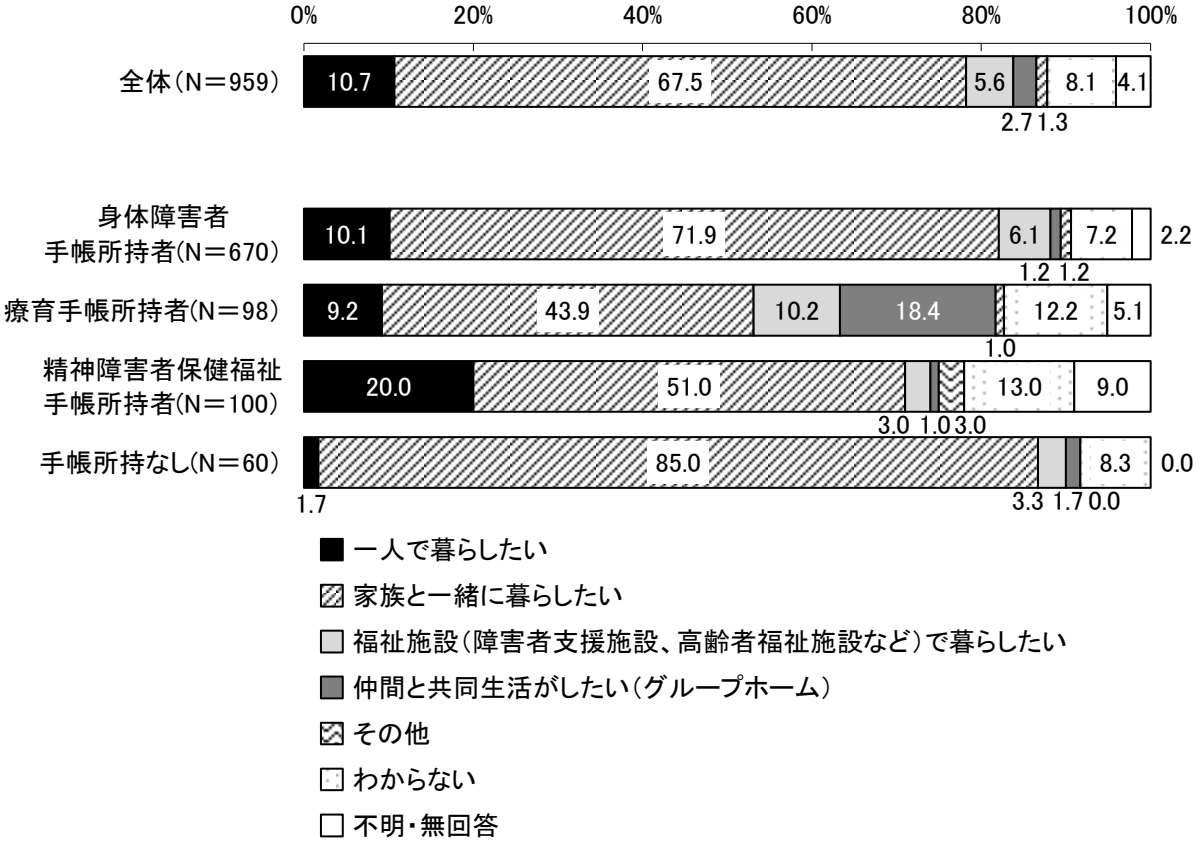

身体障害者手帳所持者を年齢別でみると、18～40 歳未満では「一人で暮らしたい」が他の年齢に比べて高くなっています。

療育手帳所持者を年齢別でみると、18～40 歳未満では「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が他の年齢に比べて高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別でみると、18～40 歳未満では「わからない」が他の年齢に比べて高くなっています。

【身体障害者手帳所持者 年齢別】

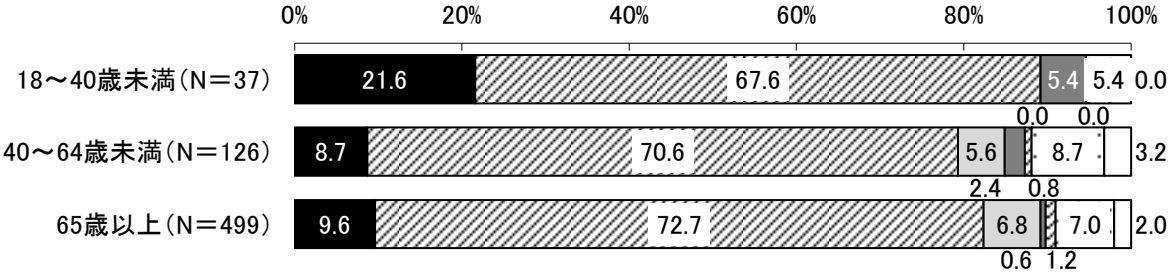

【療育手帳所持者 年齢別】

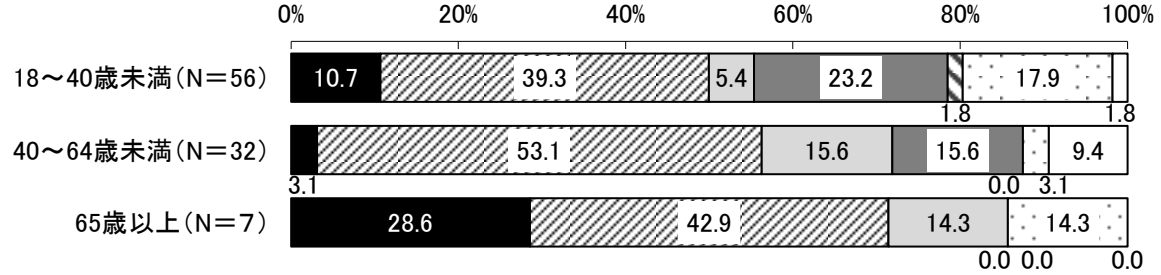

【精神障害者 年齢別】

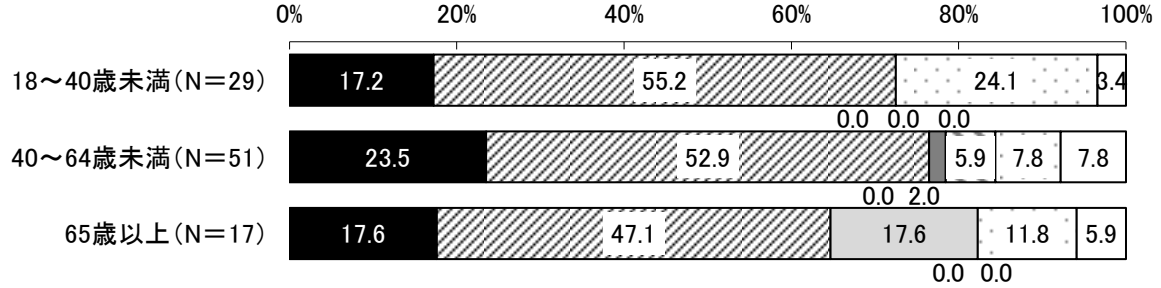

■ 一人で暮らしたい
▨ 家族と一緒に暮らしたい
□ 福祉施設（障害者支援施設、高齢者福祉施設など）で暮らしたい
■ 仲間と共同生活がしたい（グループホーム）
▧ その他
□ わからない
□ 不明・無回答

障害児問 21

全体では、「自立してアパートやマンションなどを借りるなどして暮らしてほしい」が 37.9%と最も高く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしてほしい」が 25.3%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「自宅で家族と一緒に暮らしてほしい」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしで「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」がそれぞれ高くなっています。

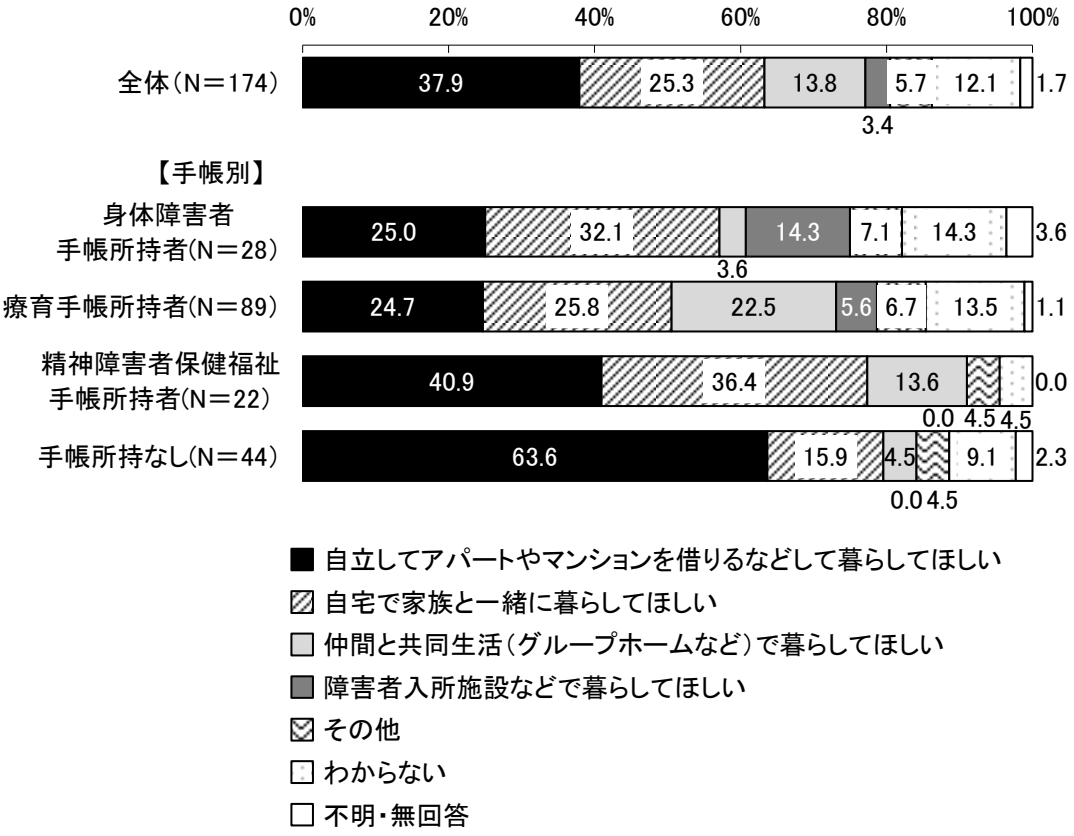

（13）地域で生活するためには、どのような生活支援があればよいと思いますか。

障害者問 10

全体では、「経済的な負担の軽減」が 40.9%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが受けられる」が 39.3%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「在宅で医療ケアなどが受けられる」、療育手帳所持者で「在宅で医療ケアなどが受けられる」「地域住民など周囲の理解・支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労の場の充実」「経済的な負担の軽減」「家族の理解・支援」、手帳所持なしで「経済的な負担の軽減」がそれぞれ高くなっています。

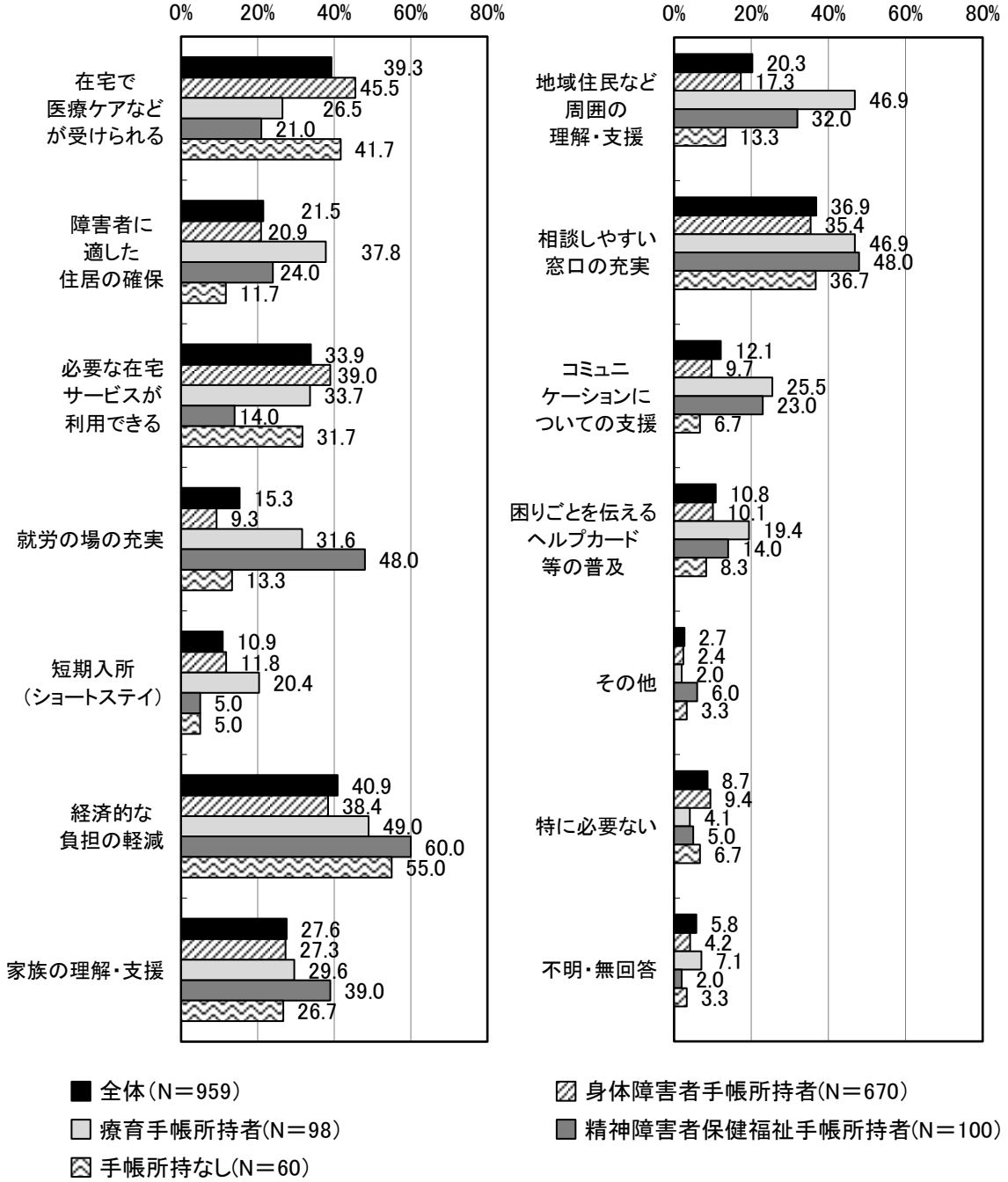

（14）日常的に家族などからの支援は必要ですか。（○は１つだけ）

障害児問 11

全体では、「現在必要である」が 67.2%と最も高く、次いで「わからない」が 12.1%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「現在必要である」が他と比べて高くなっています。

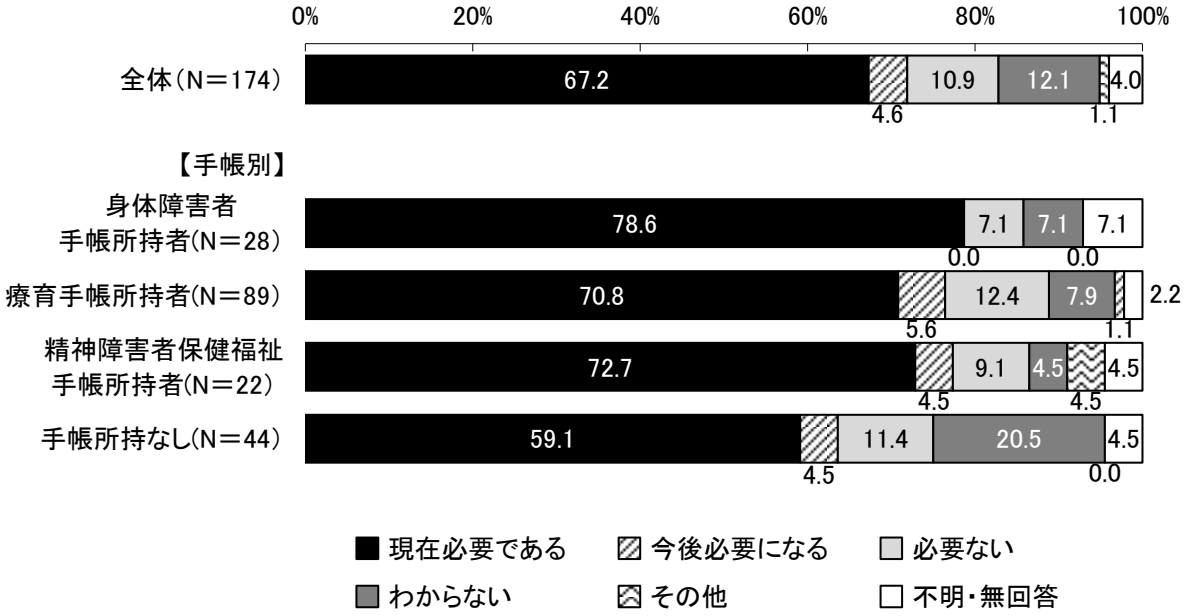

＜問 11 で「1　現在必要である」または「2　今後必要になる」と答えた方のみ＞

（15）どのようなことに支援が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）

障害児問 12

全体では、「外出（通勤・通学・通院、買い物等）」が 79.2%と最も高く、次いで「緊急時の避難・連絡」が 69.6%となっています

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「食事・入浴・トイレ・着替え等の日常動作」、療育手帳所持者で「家事（料理、掃除、洗濯）」「自分の考えを他人に伝える」「お金の管理」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「自分の考えを他人に伝える」、手帳所持なしで「外出（通勤・通学・通院、買い物等）」が他と比べて高くなっています。

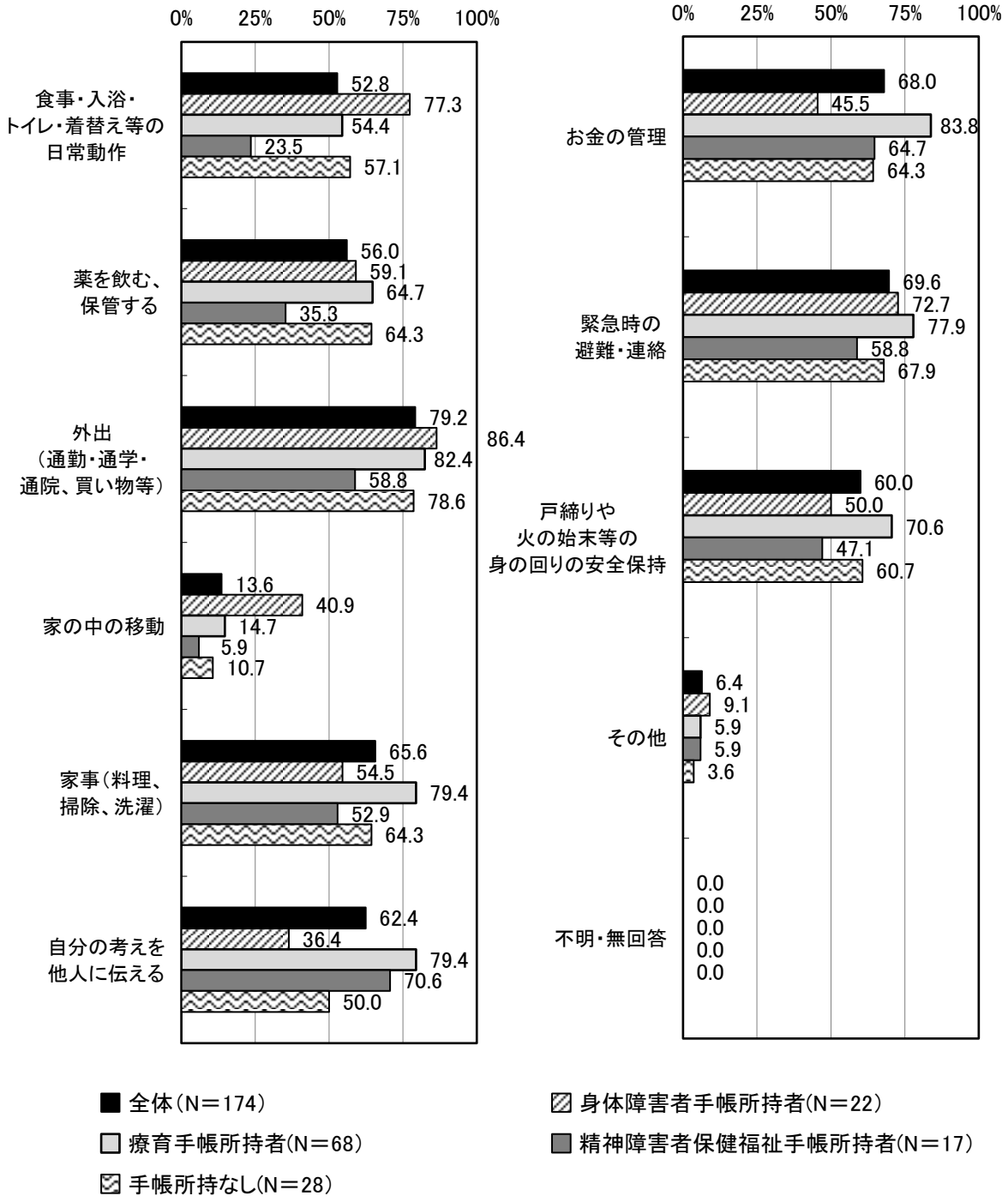

３　相談・情報について

（16）あなたは現在、悩みごとや困ったことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

障害者問 11

全体では、「自分の健康や治療のこと」が 50.1%と最も高く、次いで「医療費、生活費など経済的なこと」が 26.8%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「周りとのコミュニケーションが難しいこと」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「医療費、生活費など経済的なこと」「仕事や就職のこと」「周りとのコミュニケーションが難しいこと」、手帳所持なしで「自分の健康や治療のこと」が他と比べて高くなっています。

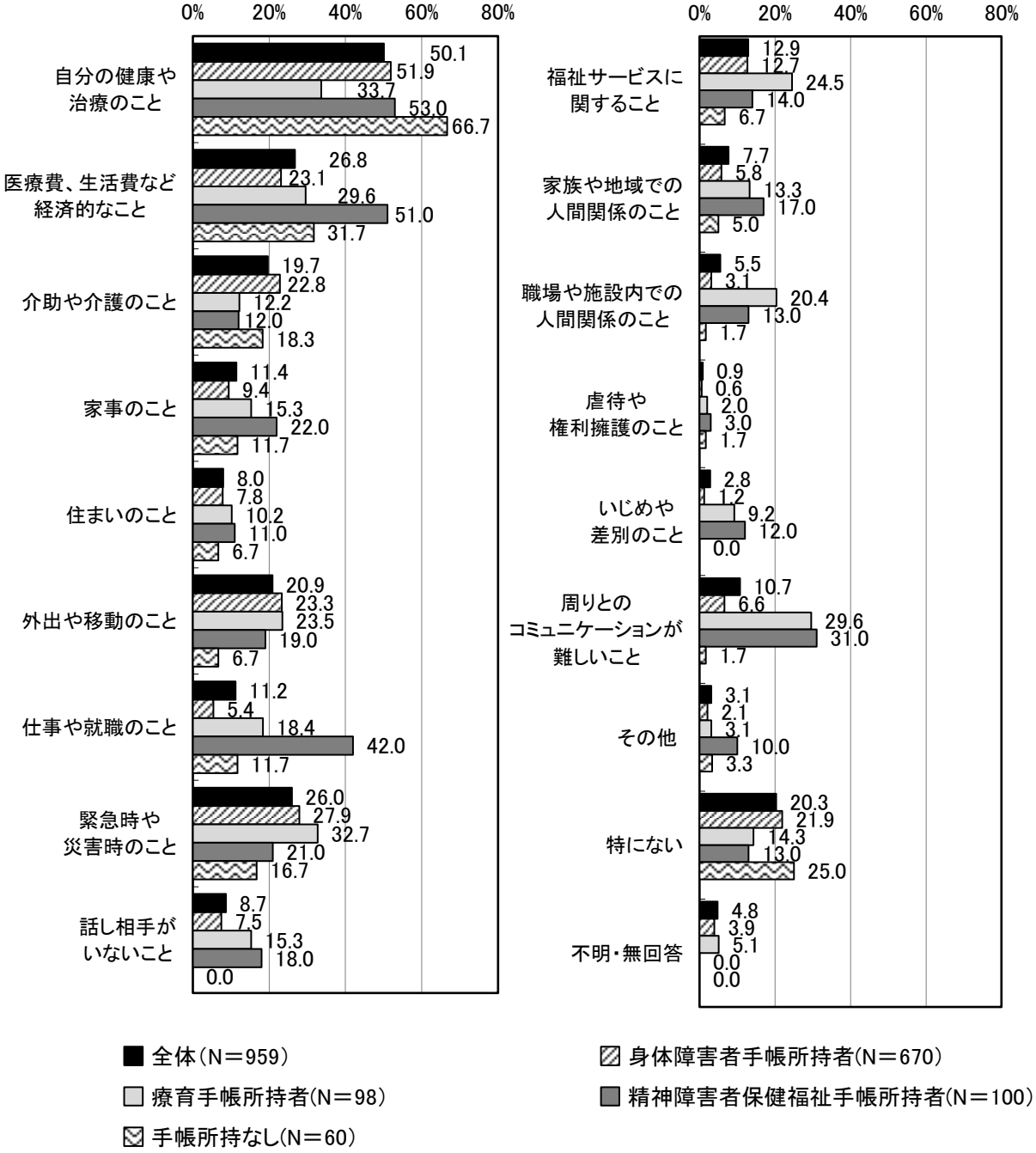

障害児問 13

全体では、「お子さんの育児や療育・教育のこと」が 59.8%と最も高く、次いで「外出や移動のこと」が 25.3%となっています

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「お子さんの障害や必要な配慮について、周りの理解が得られないこと」が他と比べて高くなっています。

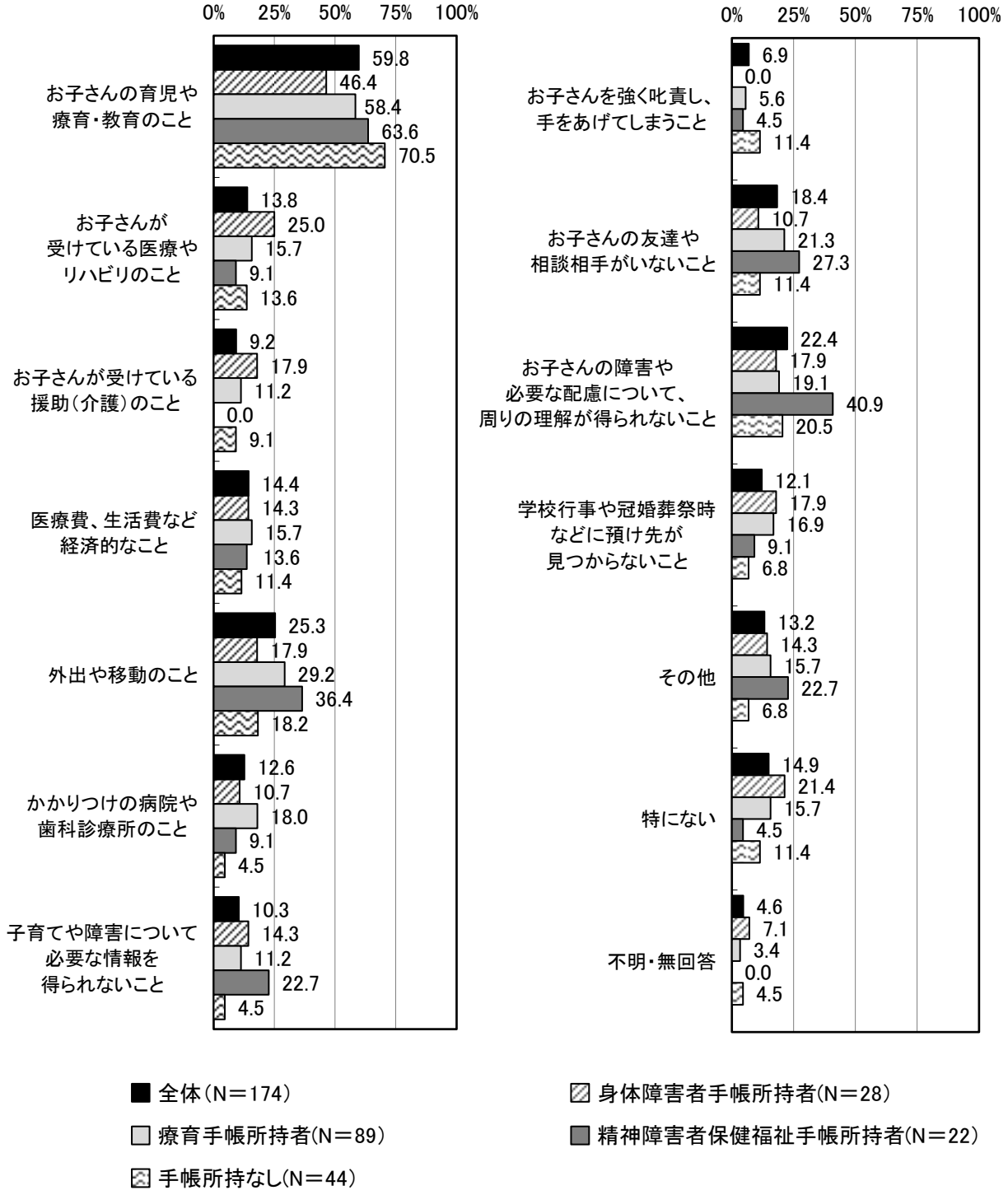

（17）あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談していますか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 12

全体では、「家族・親族」が 68.6%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」が 25.8%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「施設や事業所の職員」「相談支援事業所」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「病院などの医療機関」が他と比べて高くなっています。

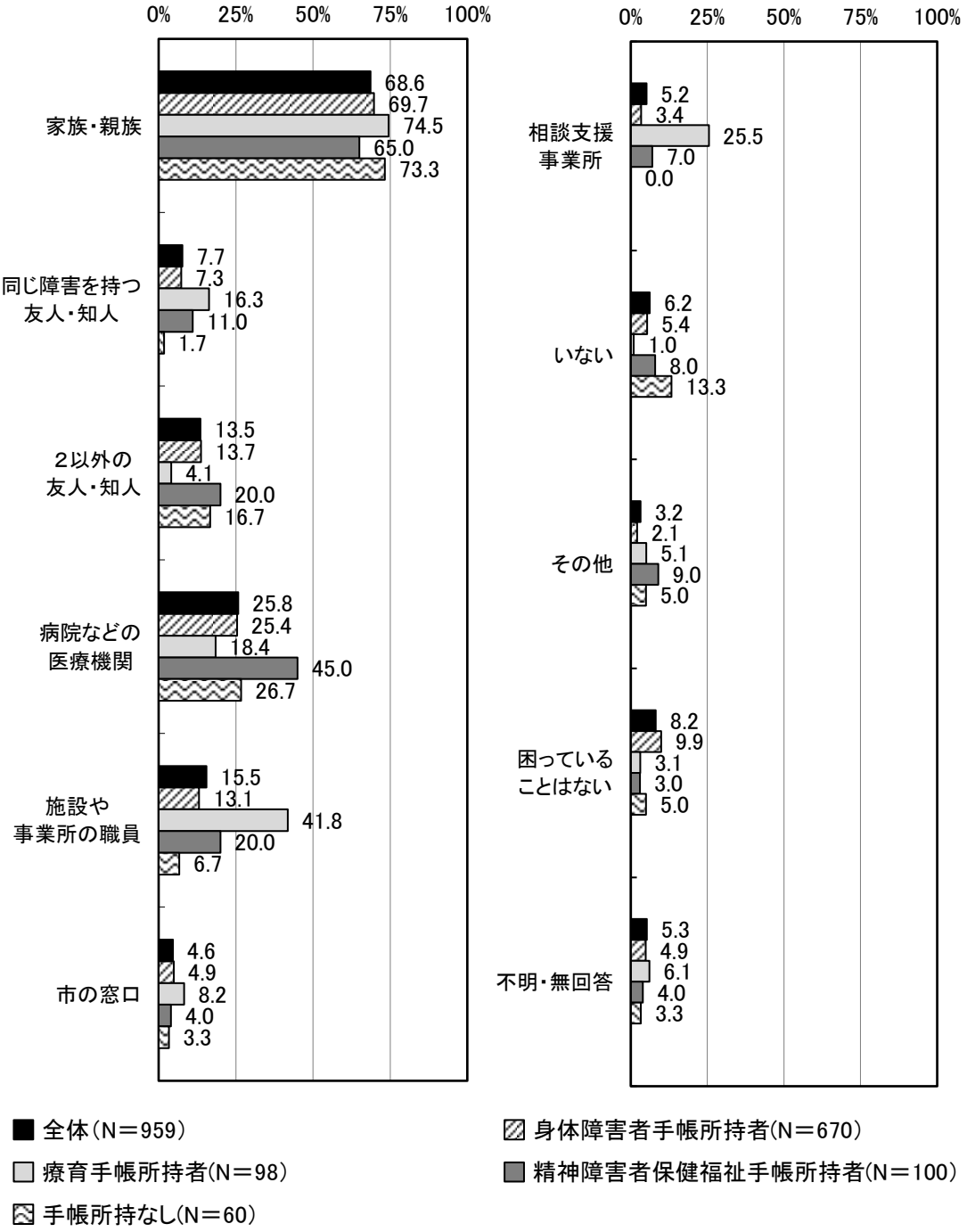

障害児問 14

全体では、「家族・親族」が 77.6%と最も高く、次いで「お子さんと同じ障害を持つ友人・知人」が 49.4%となっています

手帳別でみると、手帳所持なしで「保育所・幼稚園・学校」が他と比べて高くなっています。

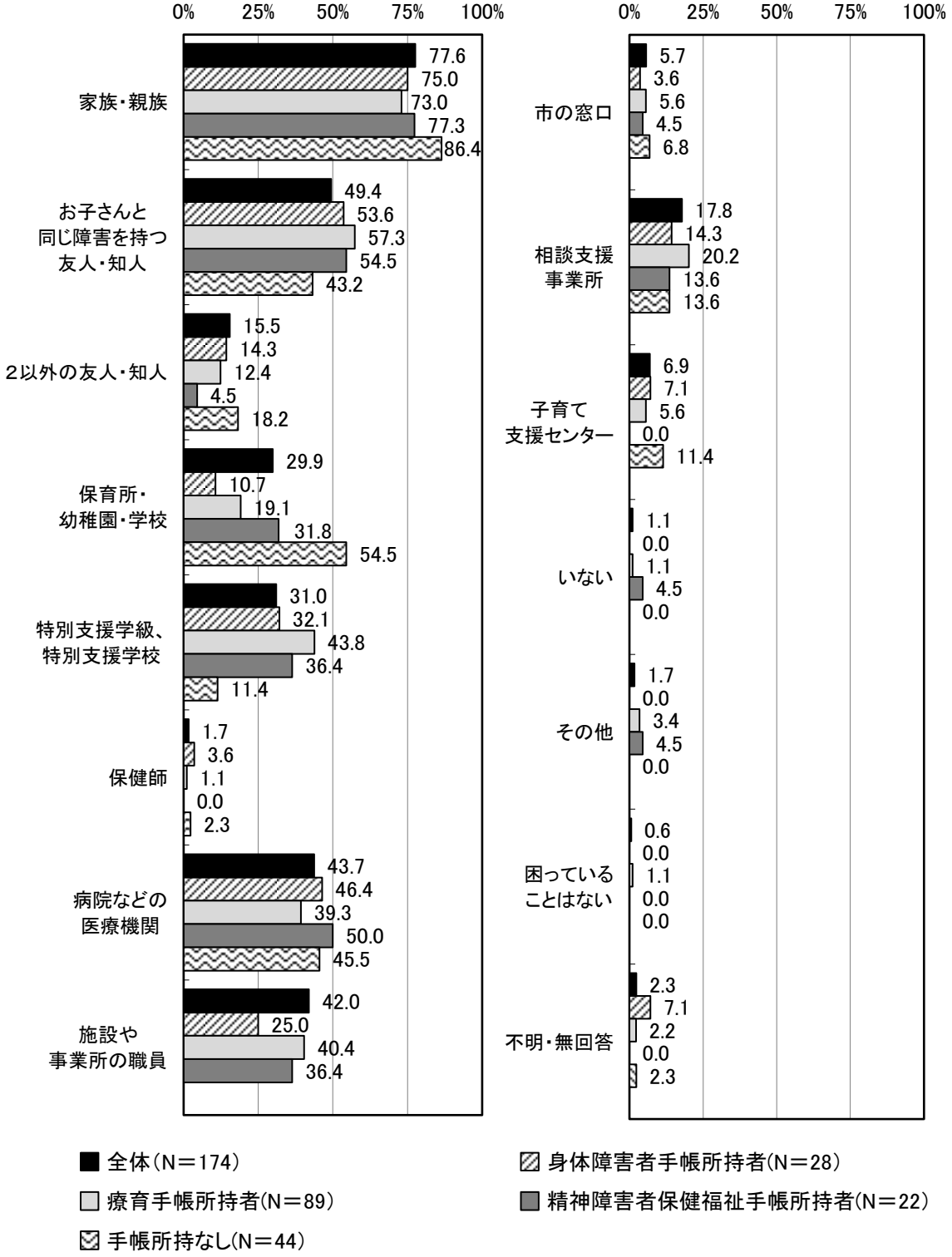

（18）障害やサービスについて、どのように情報を得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

障害者問 13

全体では、「広報や市のリーフレット」が 28.3%と最も高く、次いで「医療機関を通じて」が 23.1%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「広報や市のリーフレット」、療育手帳所持者で「相談支援事業所を通じて」「同じ障害を持つ友人・知人を通じて」「利用している事業者、施設を通じて」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしでは「医療機関を通じて」がそれぞれ高くなっています。

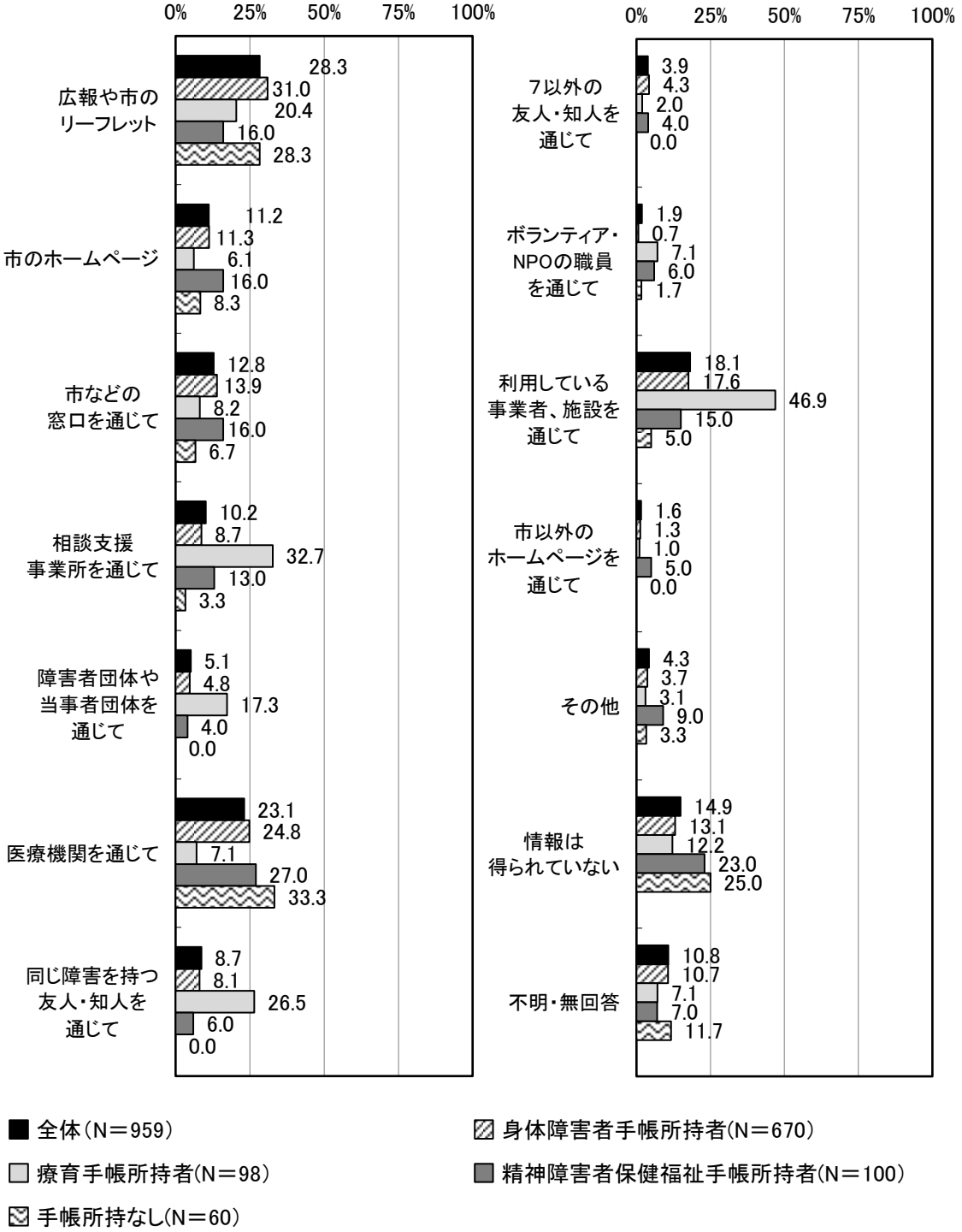

障害児問 15

全体では、「お子さんと同じ障害を持つ友人・知人を通じて」が 47.7%と最も高く、次いで「保育所、幼稚園、学校などを通じて」が 38.5%となっています

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、手帳所持なしで「お子さんと同じ障害を持つ友人・知人を通じて」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「保育所、幼稚園、学校などを通じて」「医療機関を通じて」「利用している事業者、施設を通じて」がそれぞれ高くなっています。

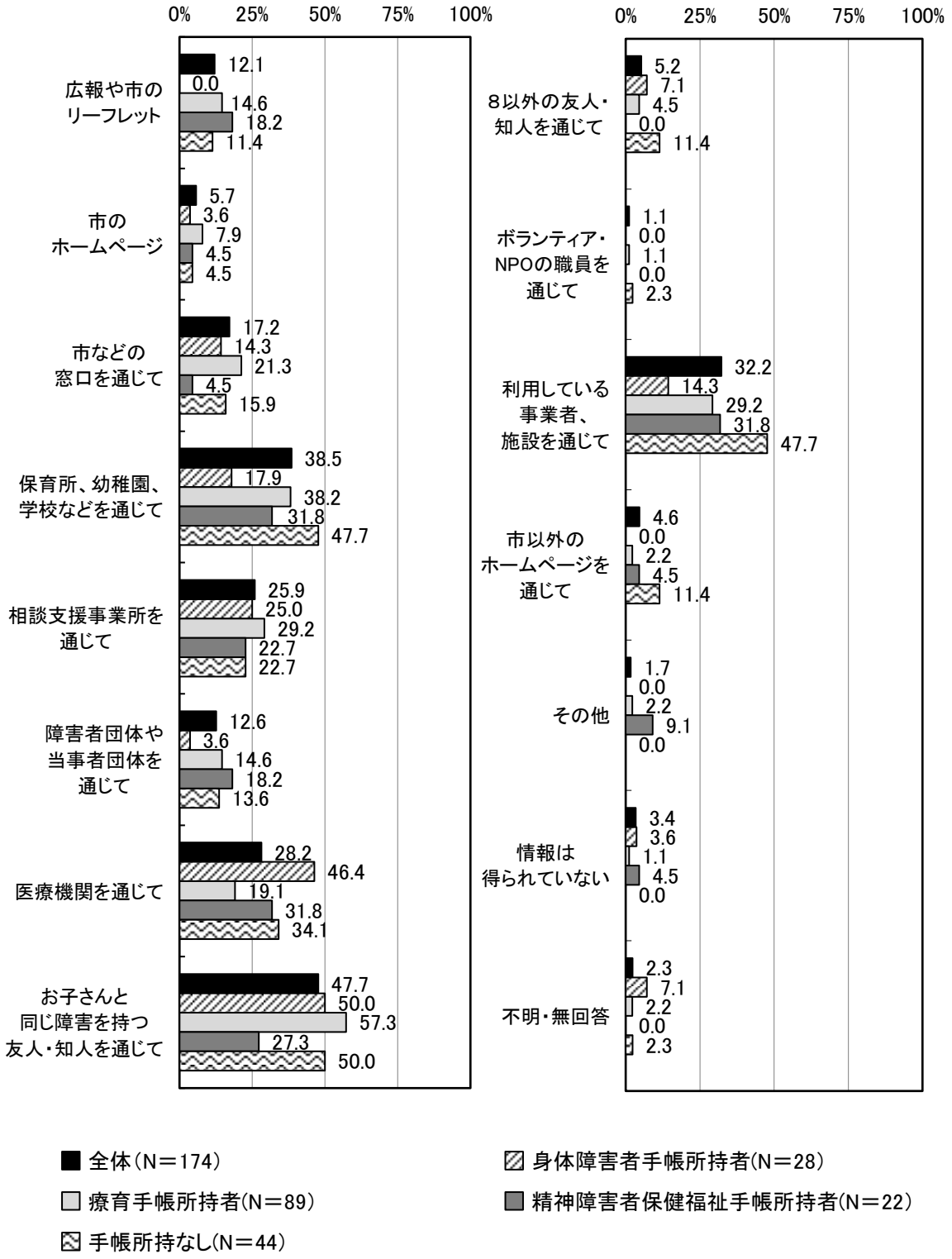

（19）あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。（１～15 のサービスについて、「現在の利用」でどちらかに○、「今後の利用意向」でどちらかに○）

障害者問 14

現在の利用状況は、いずれも「利用していない」が最も高くなっています。なお、全体及び身体障害者手帳所持者で「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「生活介護」、療育手帳所持者で「計画相談支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労継続支援Ａ・Ｂ型」について「利用している」がそれぞれ高くなっています。

【現在の利用】全体（18 歳以上）

（N=959）

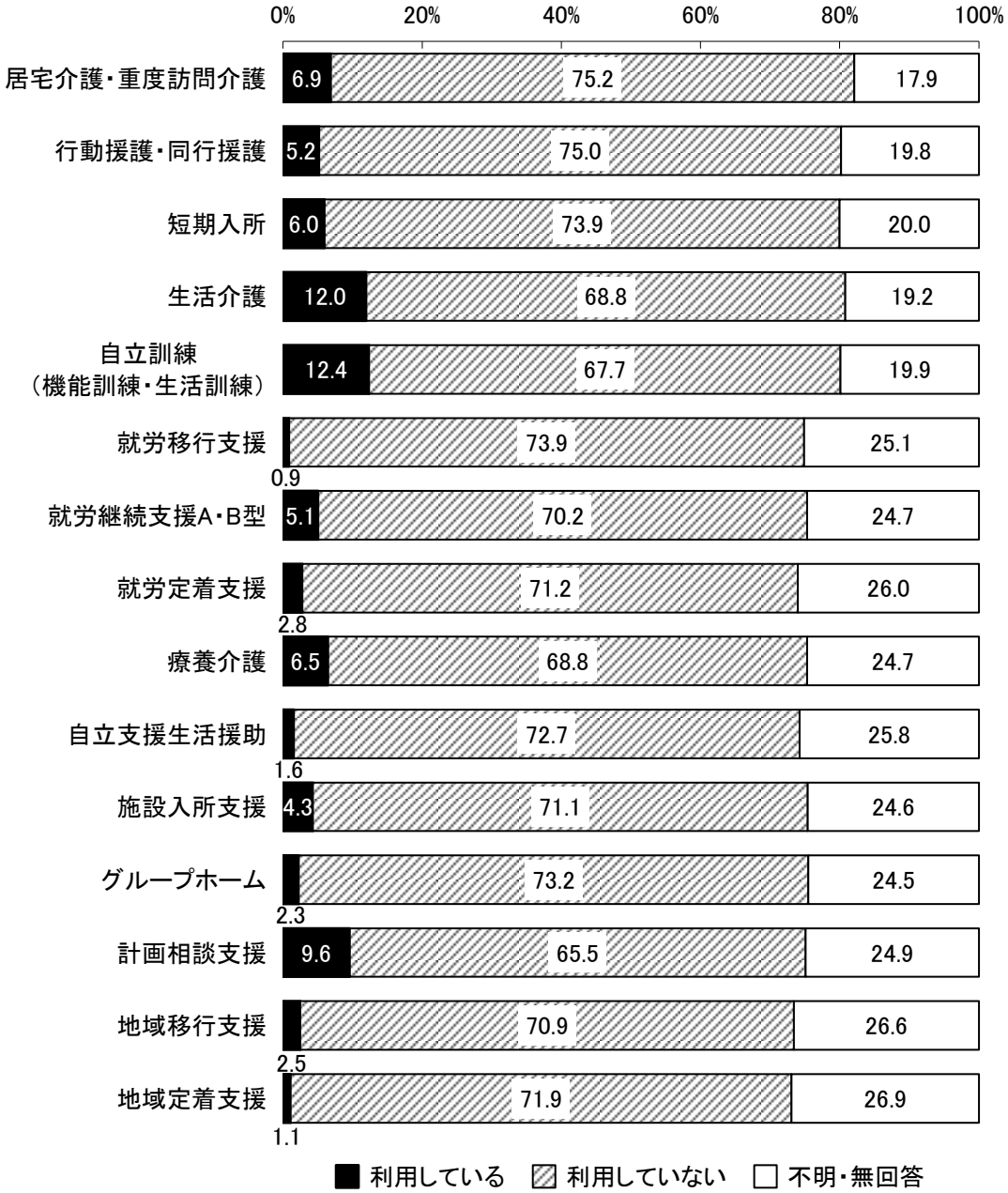

【現在の利用】身体障害者手帳所持者（18 歳以上）
（N=670）

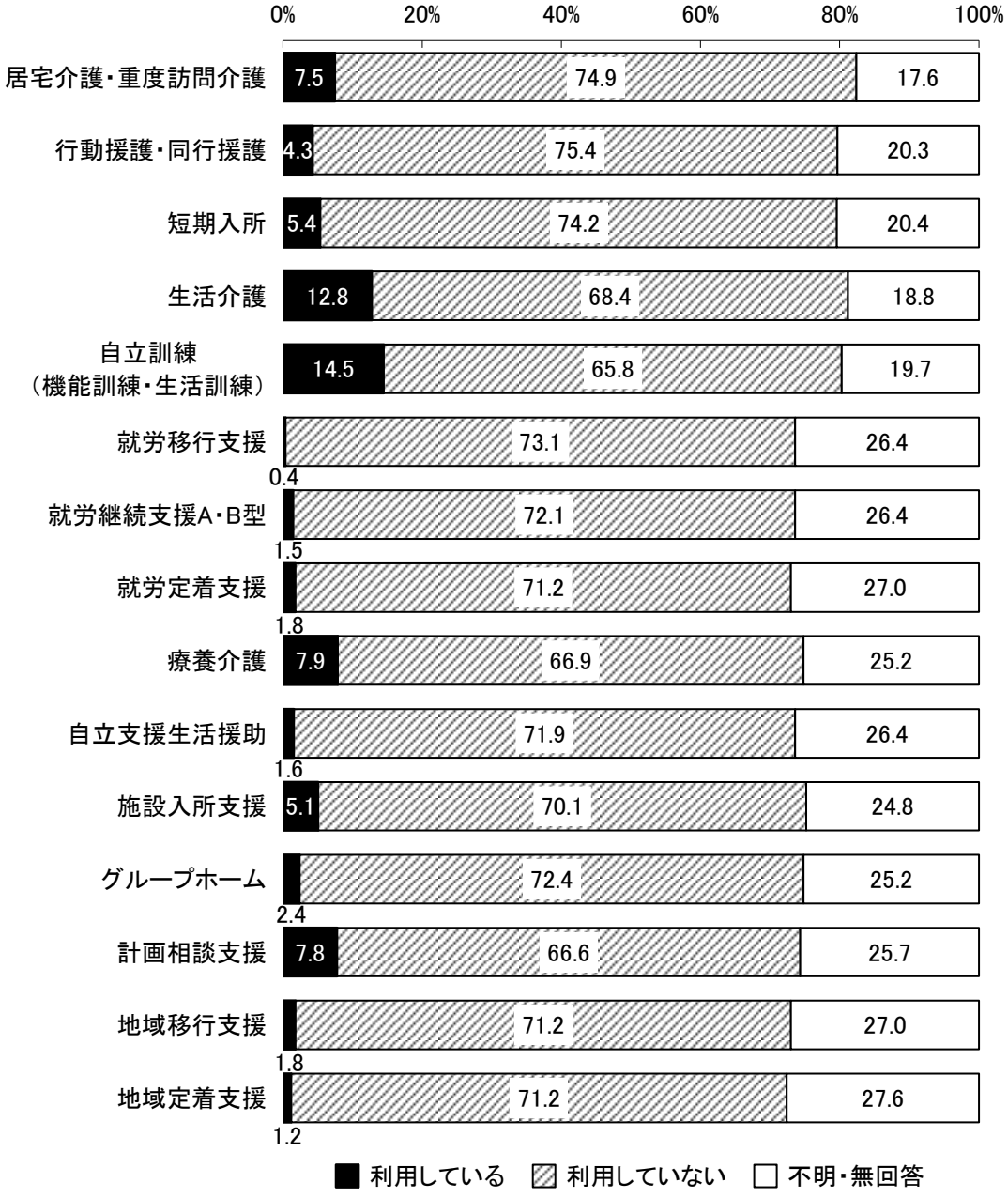

【現在の利用】療養手帳所持者（18 歳以上）

（N=98）

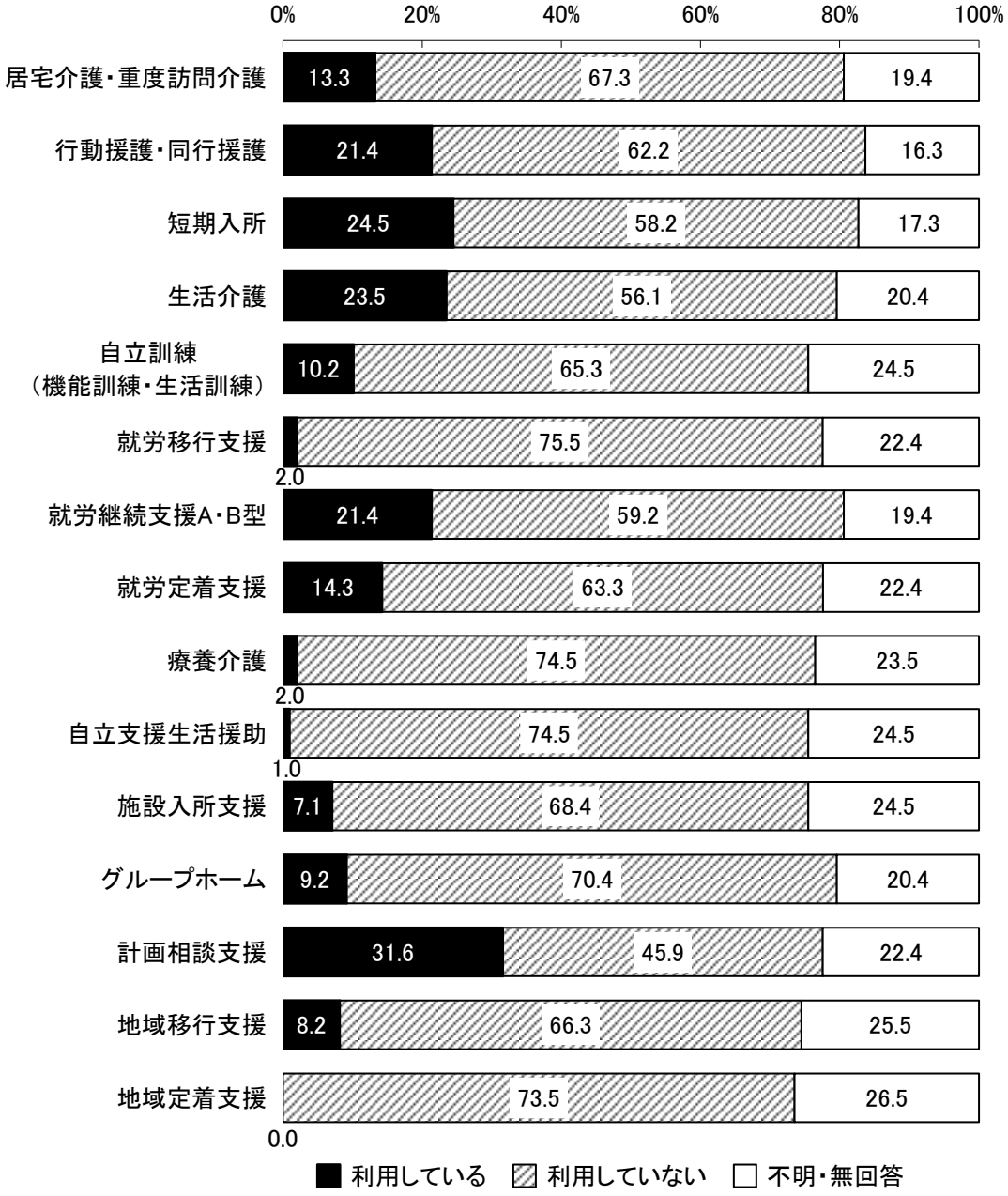

【現在の利用】精神障害者保健福祉手帳所持者（18 歳以上）
（N=100）

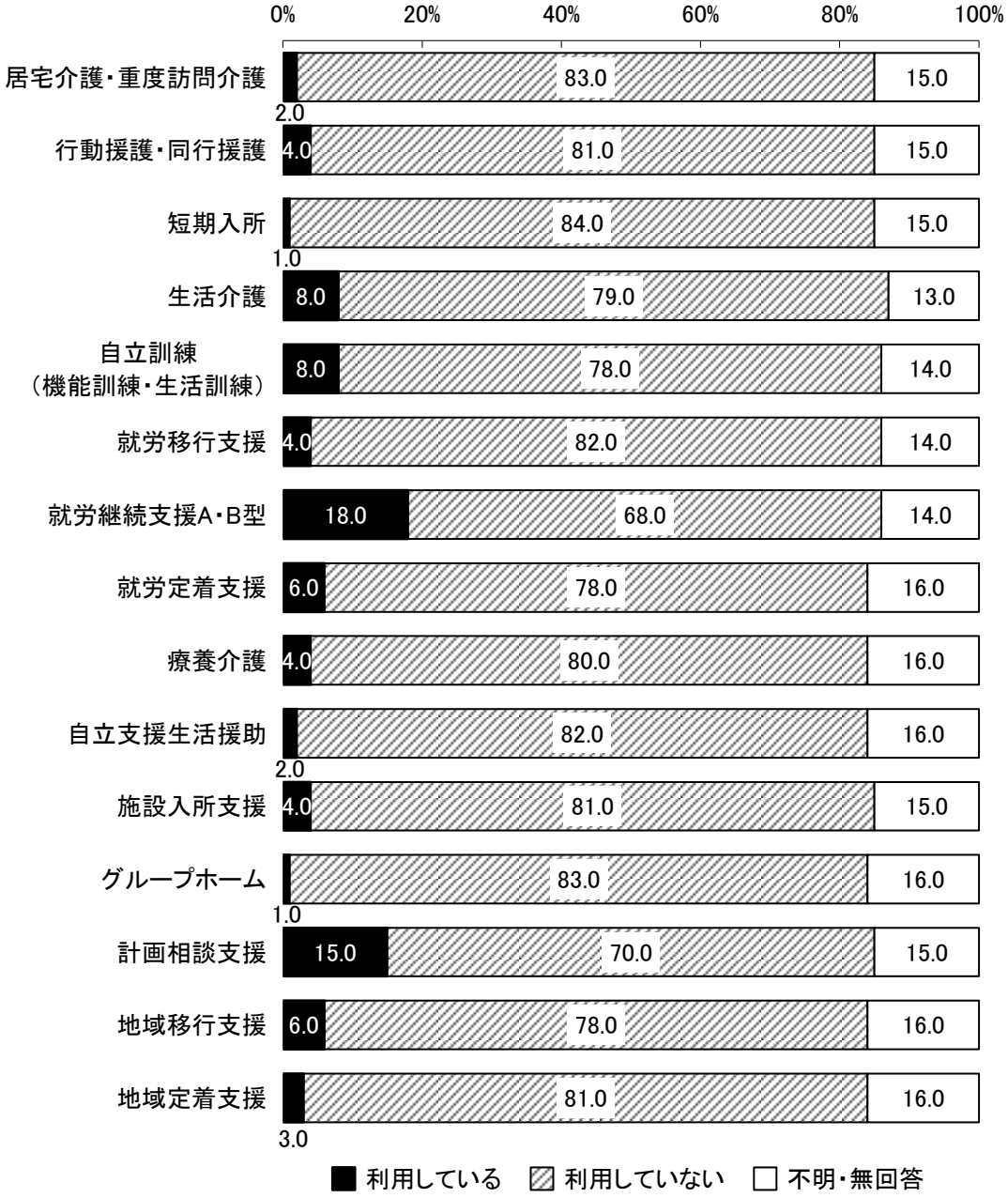

【現在の利用】手帳所持なし（18 歳以上）

（N=60）

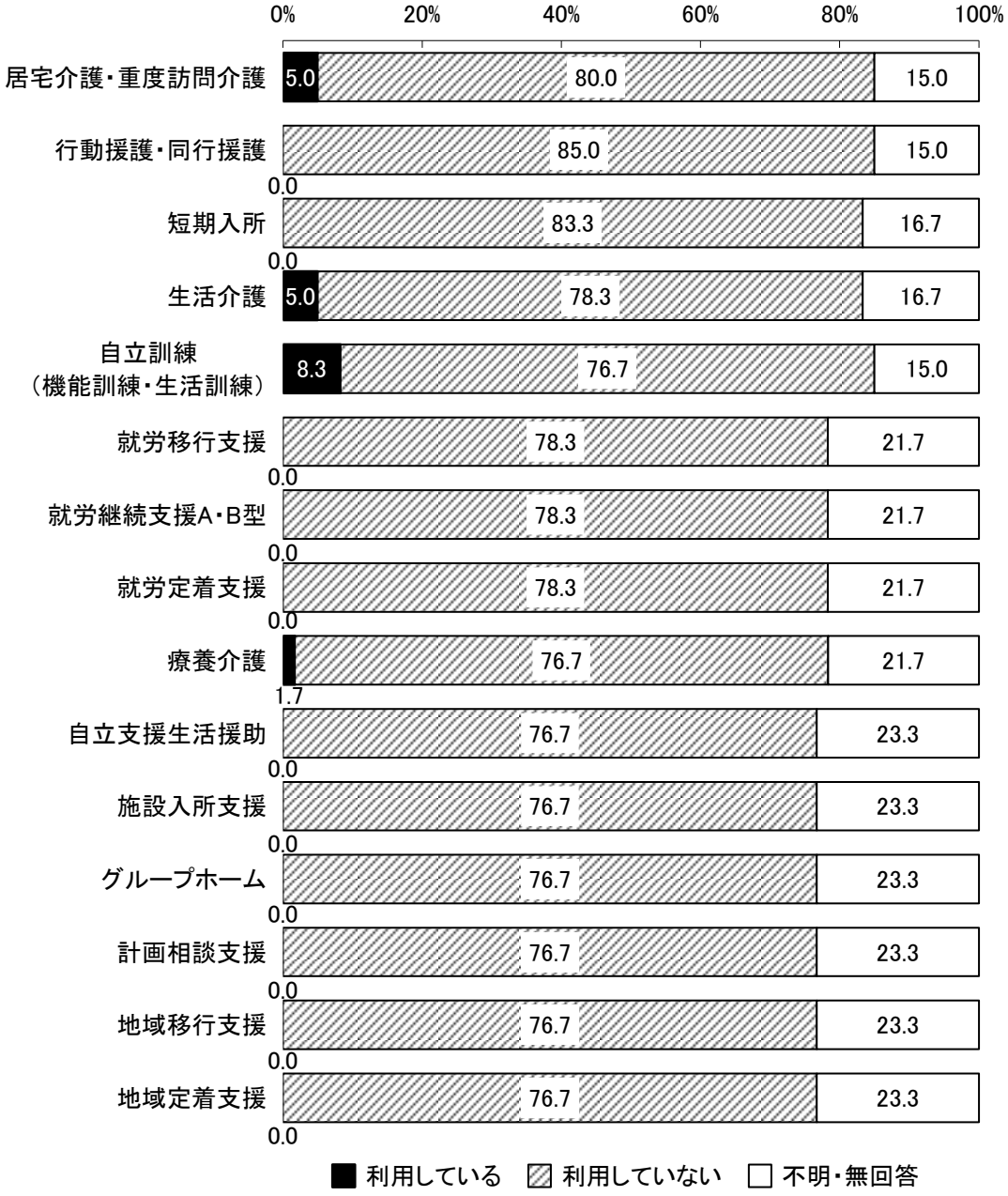

今後の利用意向は、全体で「短期入所」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」で「利用したい」の割合が高くなっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「短期入所」、療育手帳所持者で「短期入所」「計画相談支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労継続支援Ａ・Ｂ型」「計画相談支援」、手帳所持なしで「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」について「利用したい」がそれぞれ高くなっています。

【今後の利用意向】全体（18 歳以上）

（N=959）

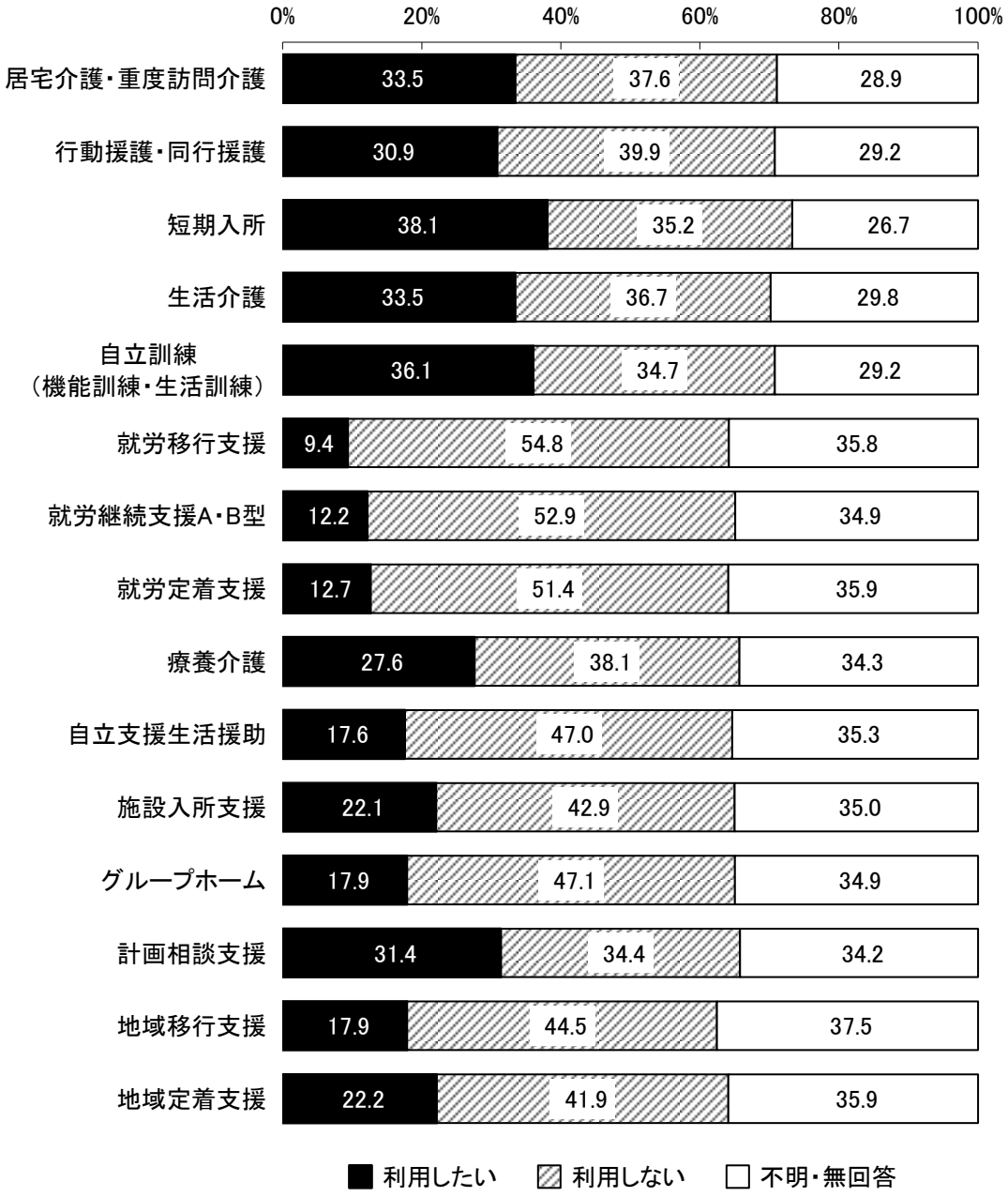

【今後の利用意向】身体障害者手帳所持者（18 歳以上）
（N=670）

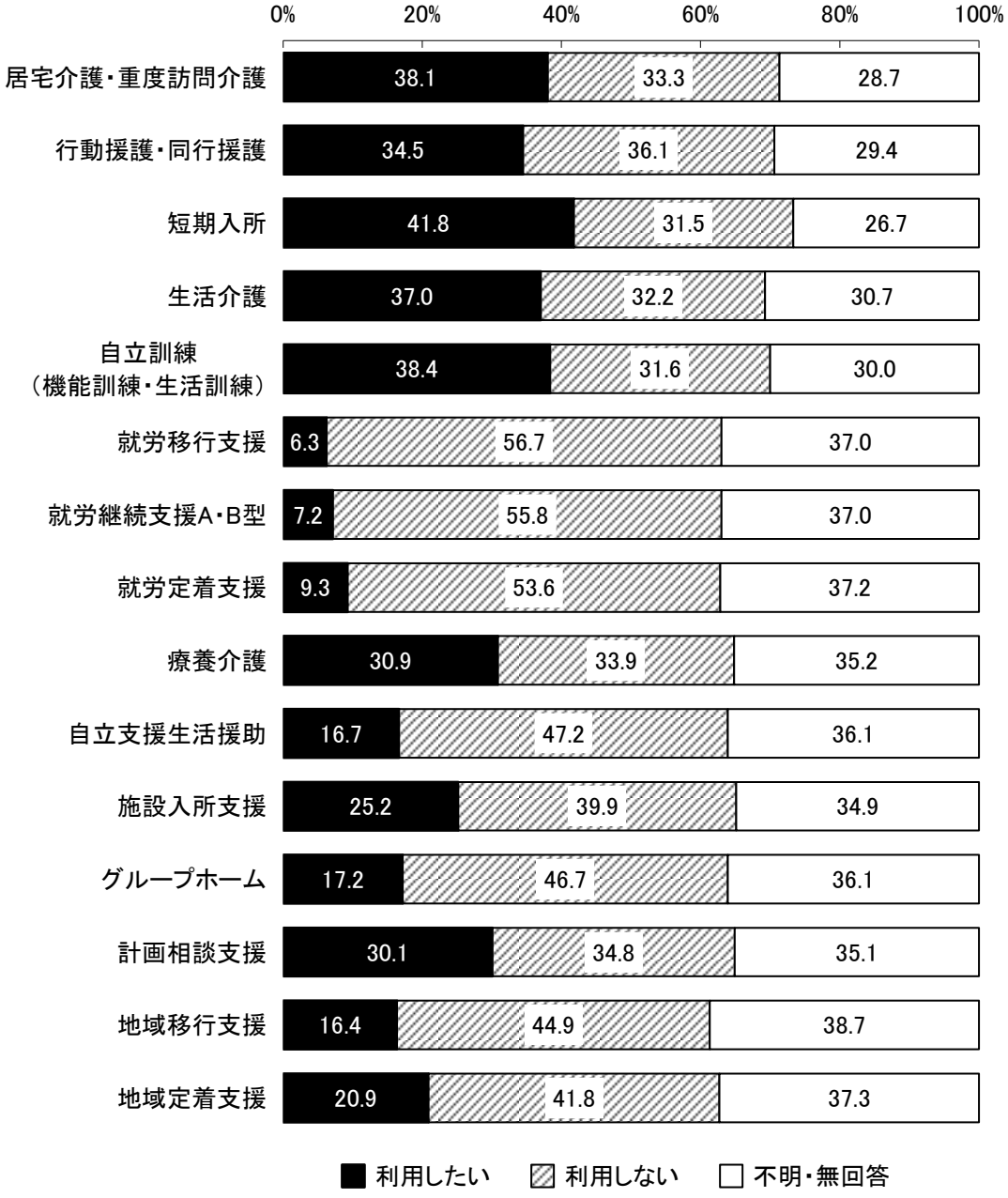

【今後の利用意向】療養手帳所持者（18 歳以上）
（N=98）

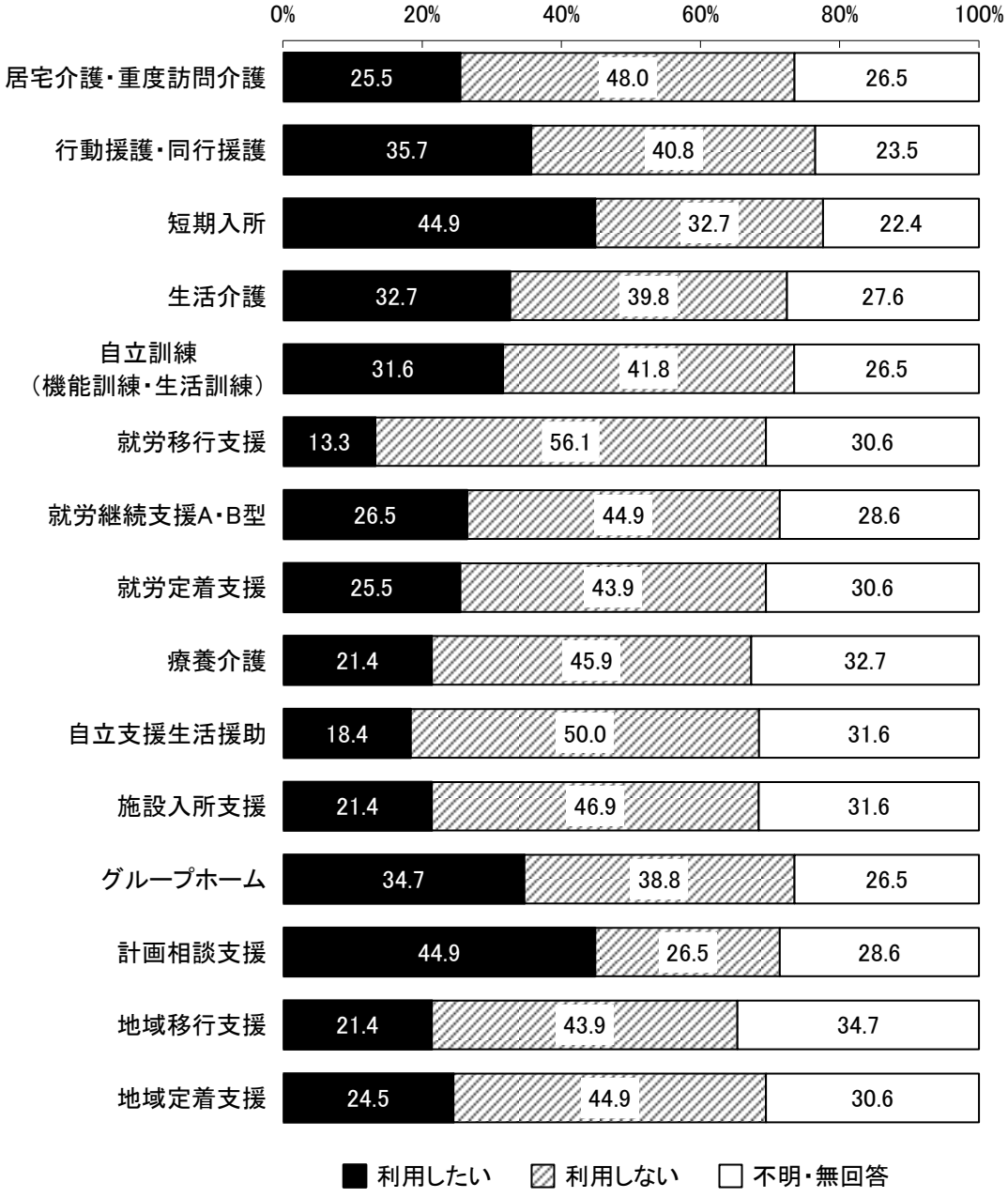

【今後の利用意向】精神障害者保健福祉手帳所持者（18 歳以上）
（N=100）

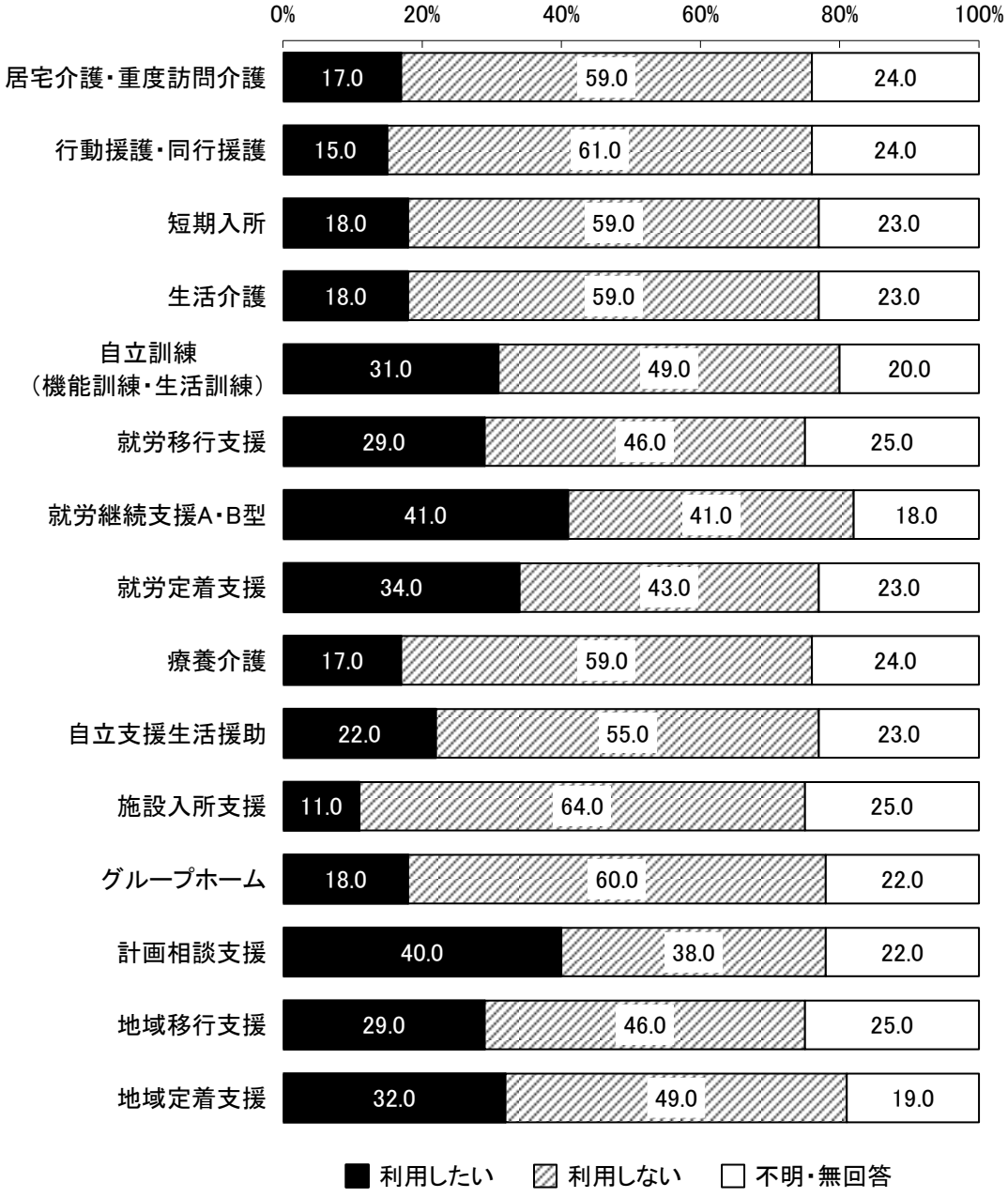

【今後の利用意向】手帳所持なし（18 歳以上）
（N=60）

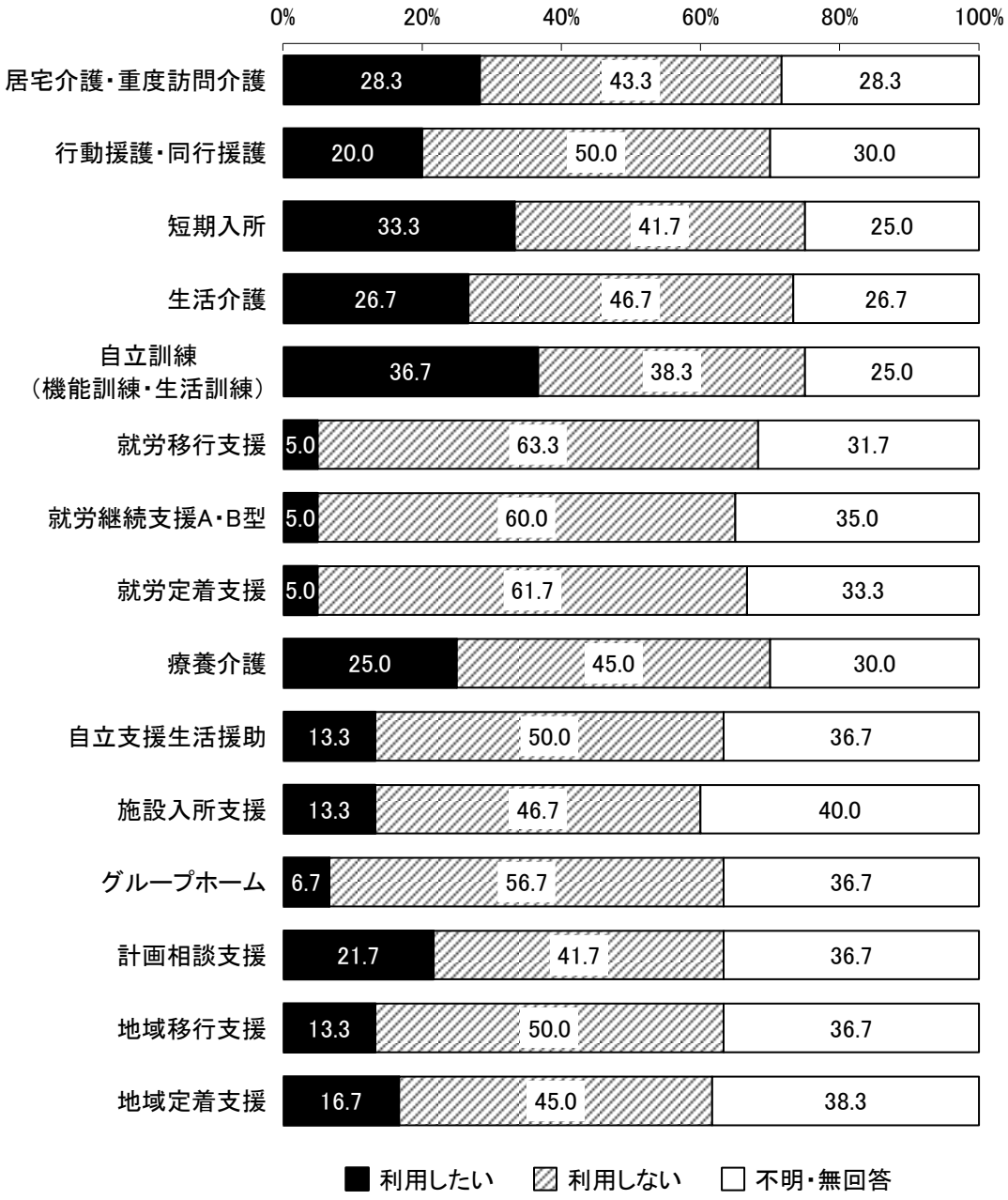

障害児問 25

現在の利用状況は、全体で「放課後等デイサービス」のみ「利用している」の割合が「利用していない」を上回っています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「放課後等デイサービス」、手帳なしで「保育所等訪問支援」について「利用したい」がそれぞれ高くなっています。

【現在の利用】全体（18 歳未満）

（N=174）

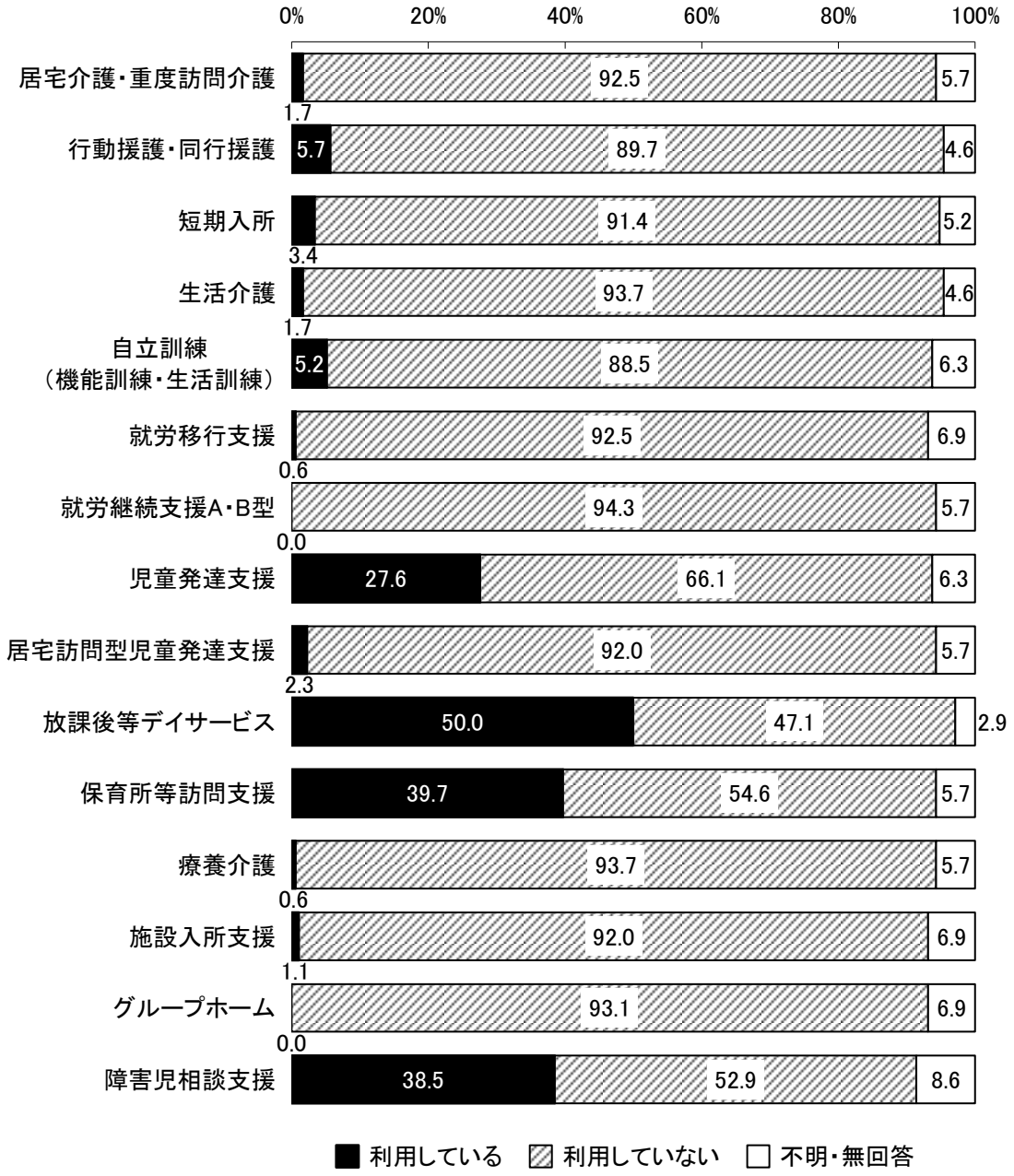

【現在の利用】身体障害者手帳所持者（18 歳未満）
（N=28）

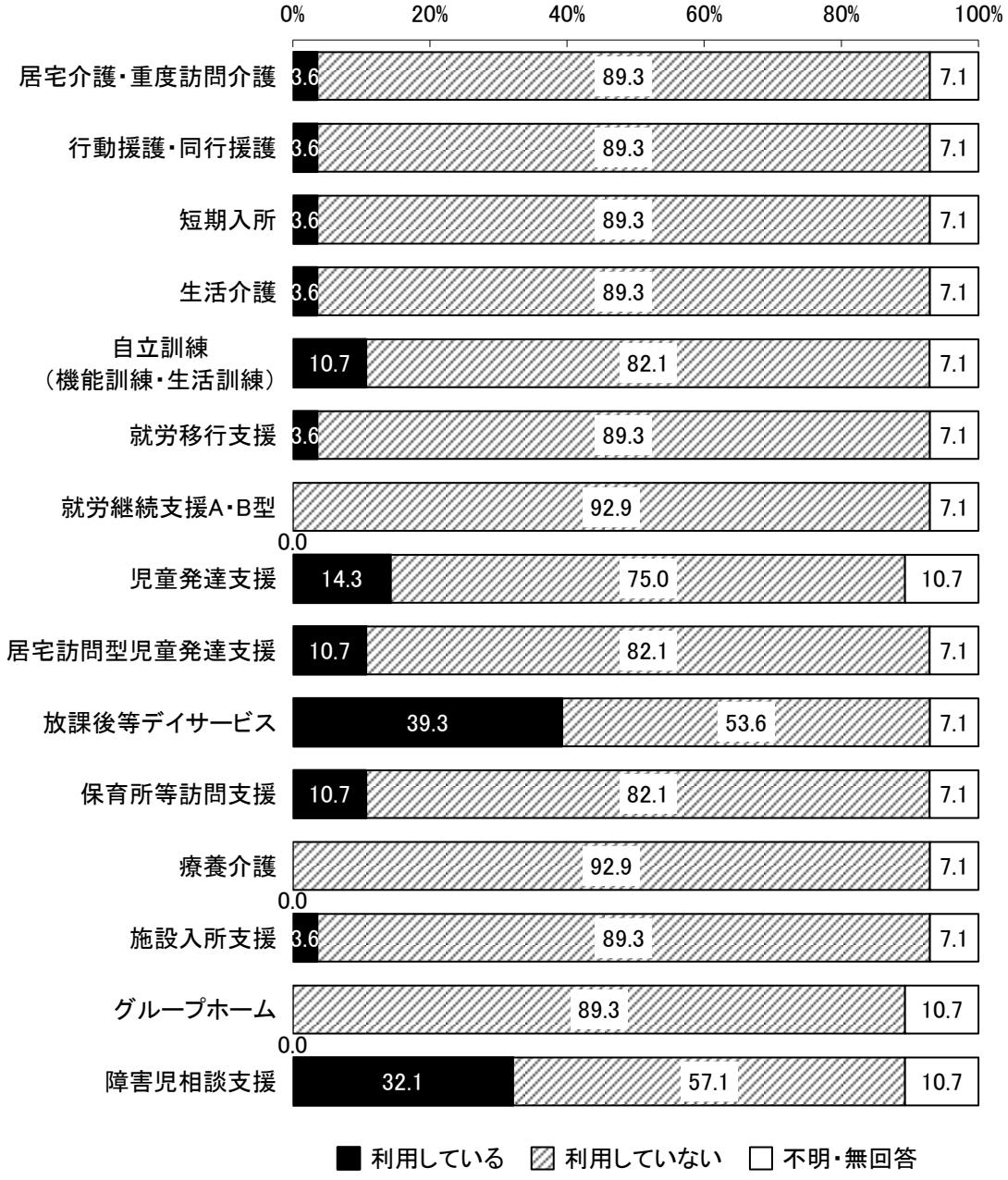

【現在の利用】療育手帳所持者（18 歳未満）

（N=89）

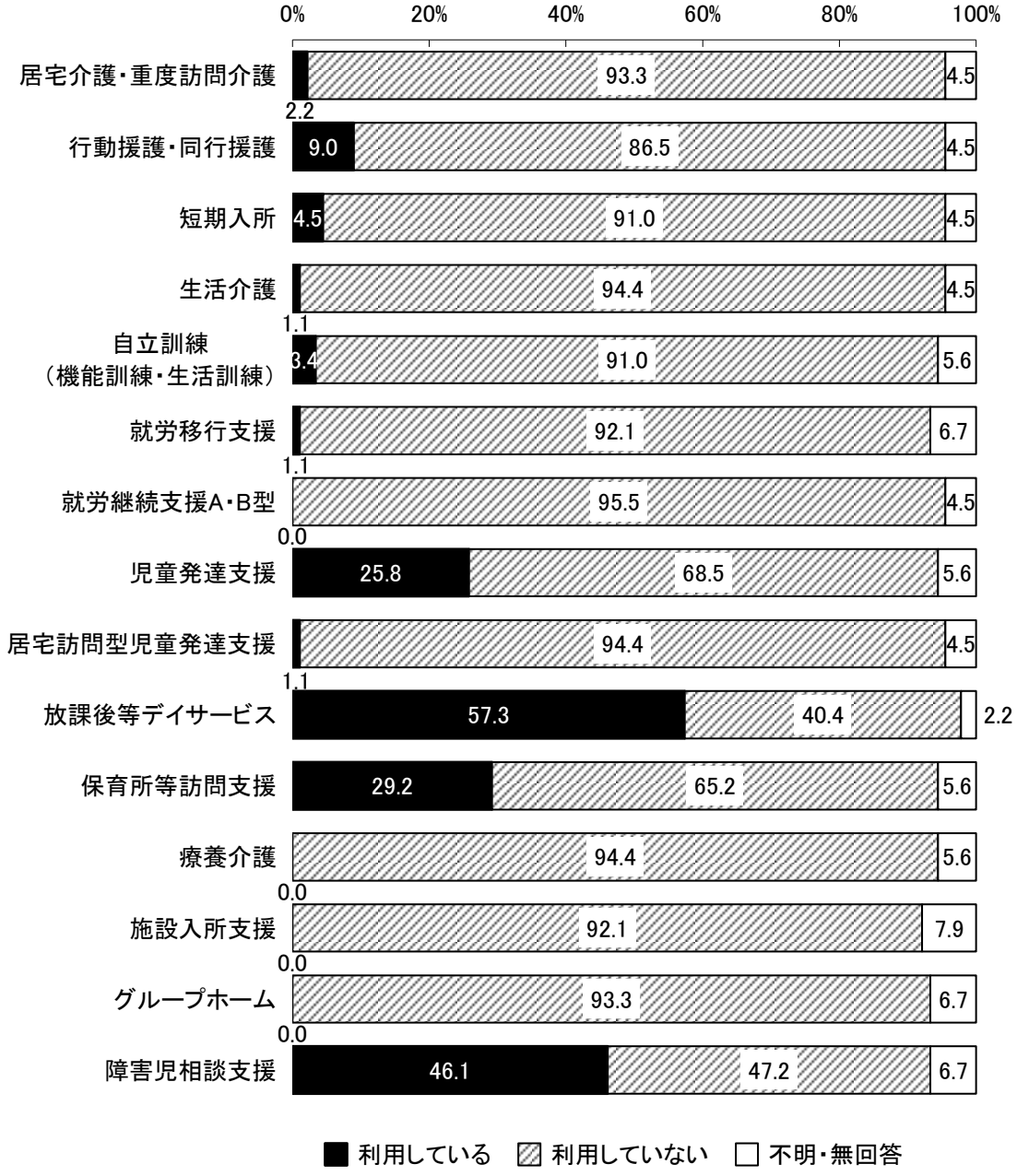

【現在の利用】精神障害者保健福祉手帳所持者（18 歳未満）
（N=22）

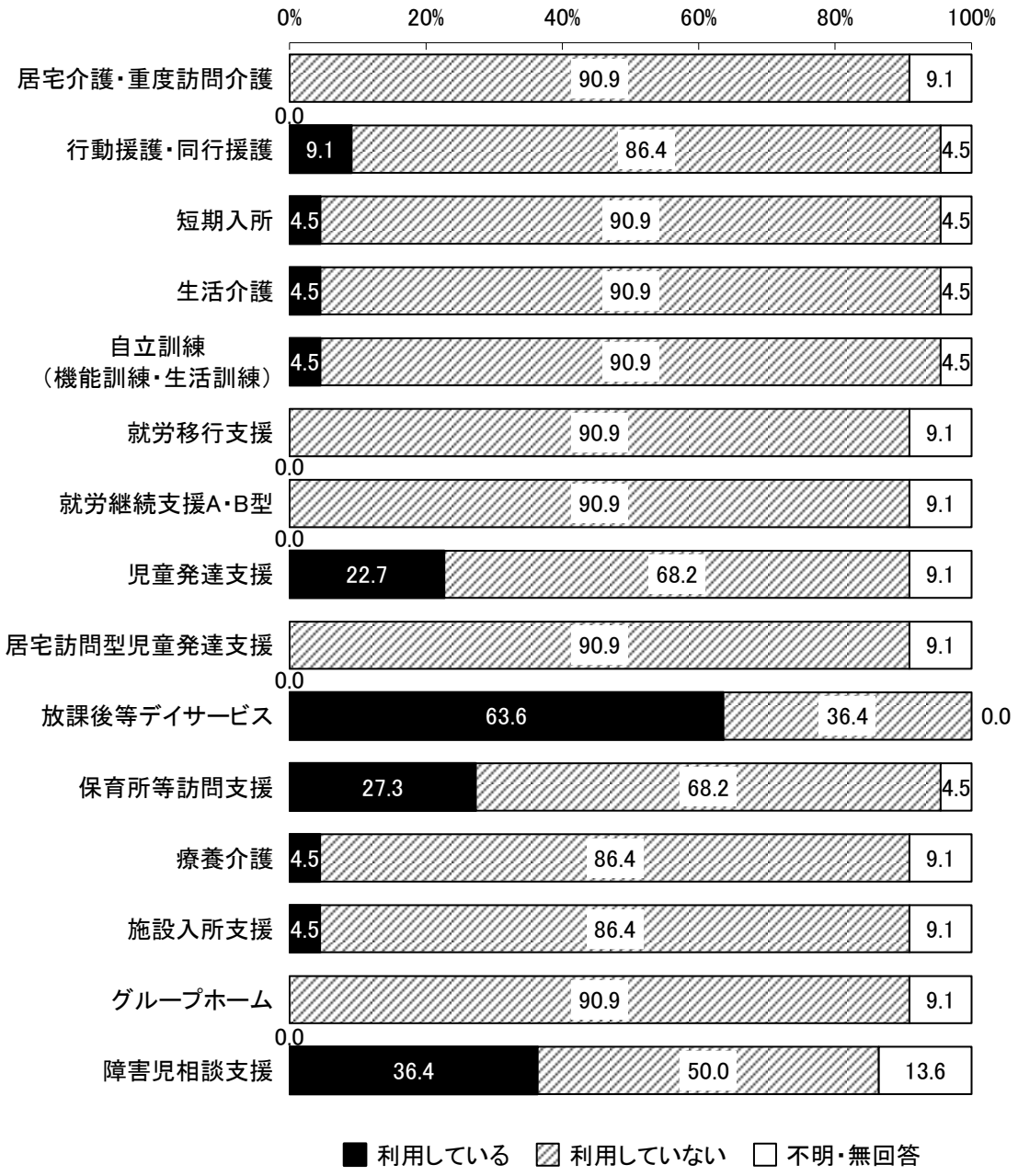

【現在の利用】手帳所持なし（18 歳未満）

（N=44）

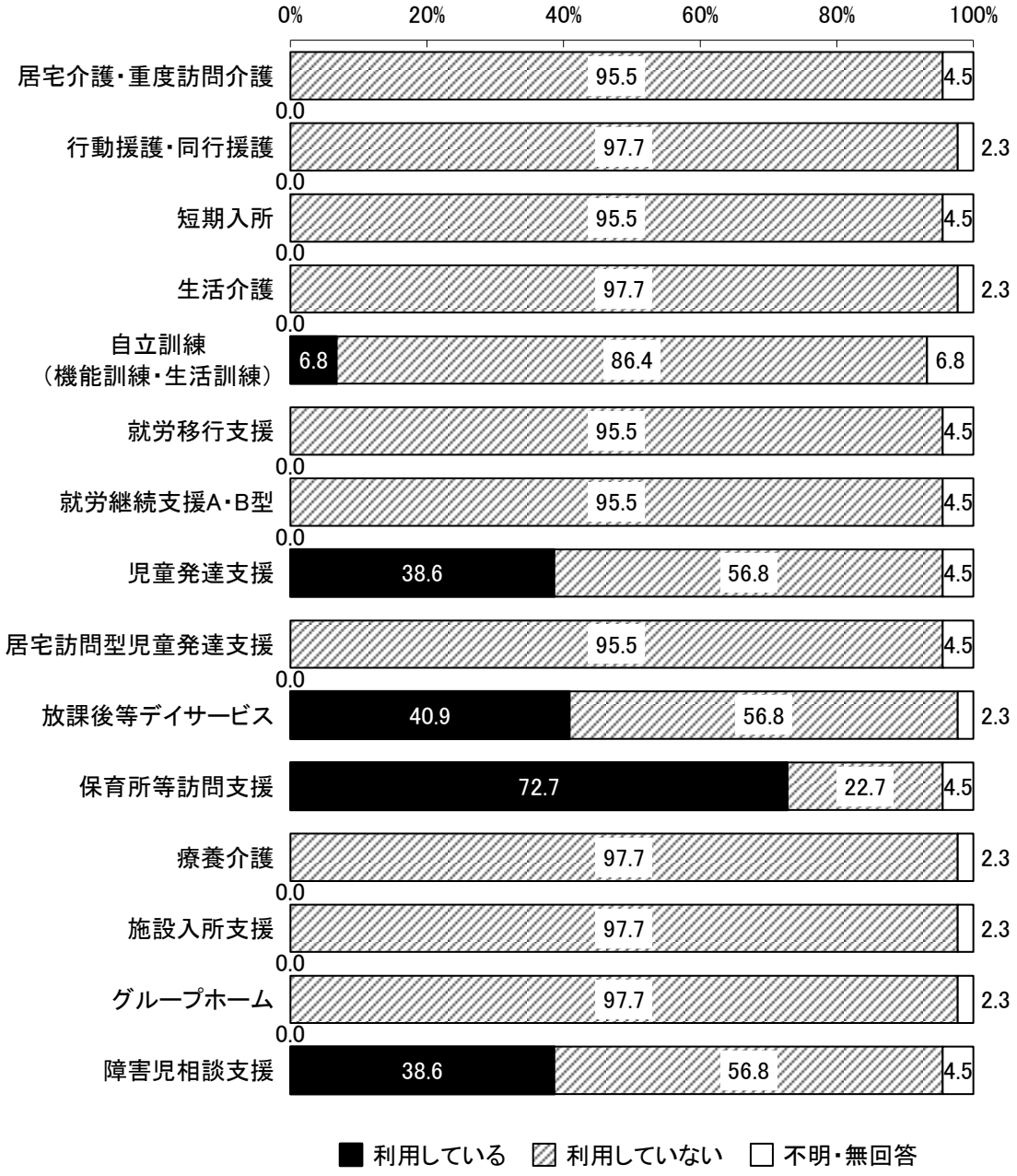

今後の利用意向は、全体で「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」で「利用したい」が「利用しない」を上回っています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「放課後等デイサービス」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労移行支援」、手帳所持なしで「保育所等訪問」について「利用したい」の割合がそれぞれ高くなっています。

【今後の利用意向】全体（18 歳未満）

（N=174）

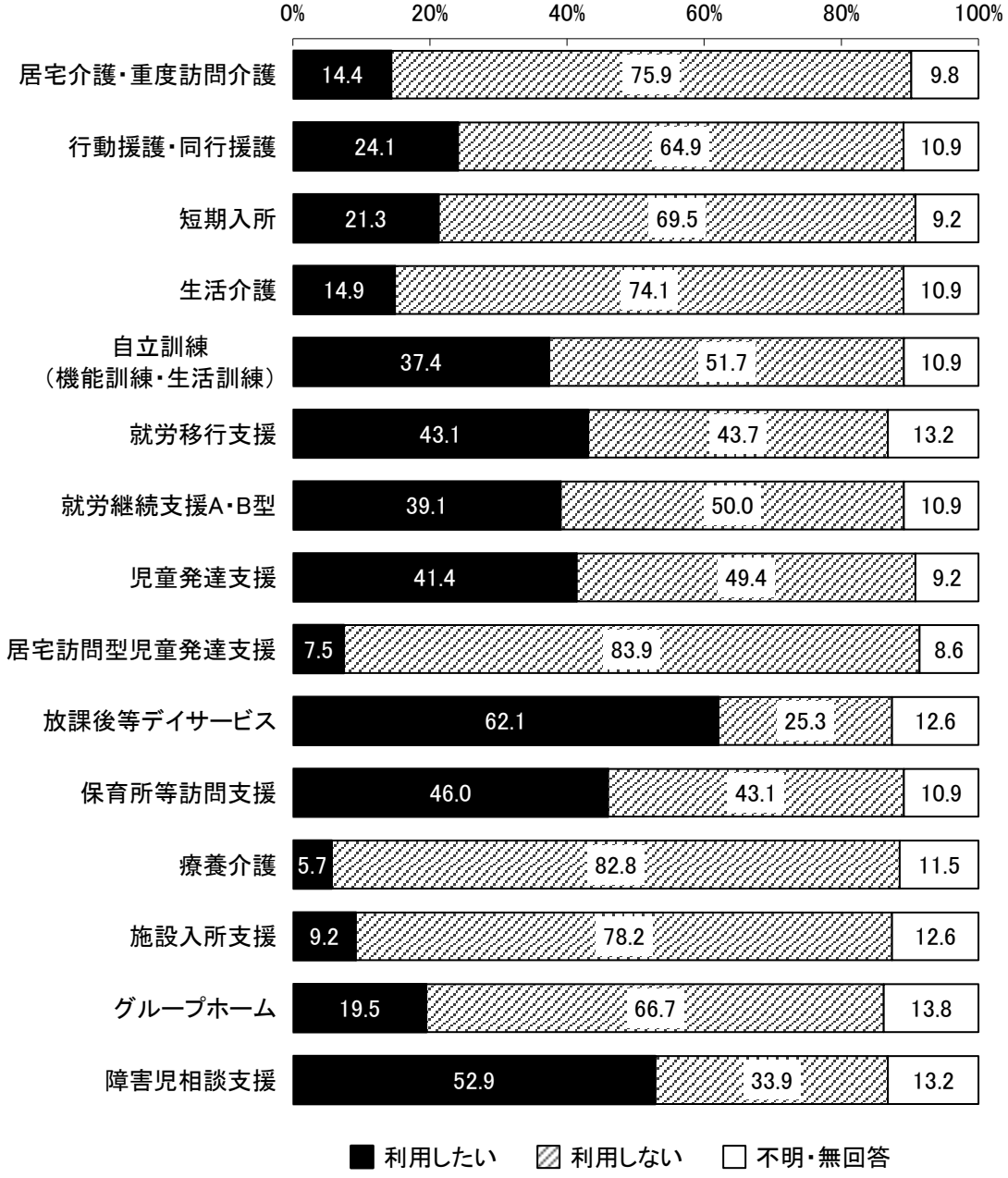

【今後の利用意向】身体障害者手帳所持者（18 歳未満）
（N=28）

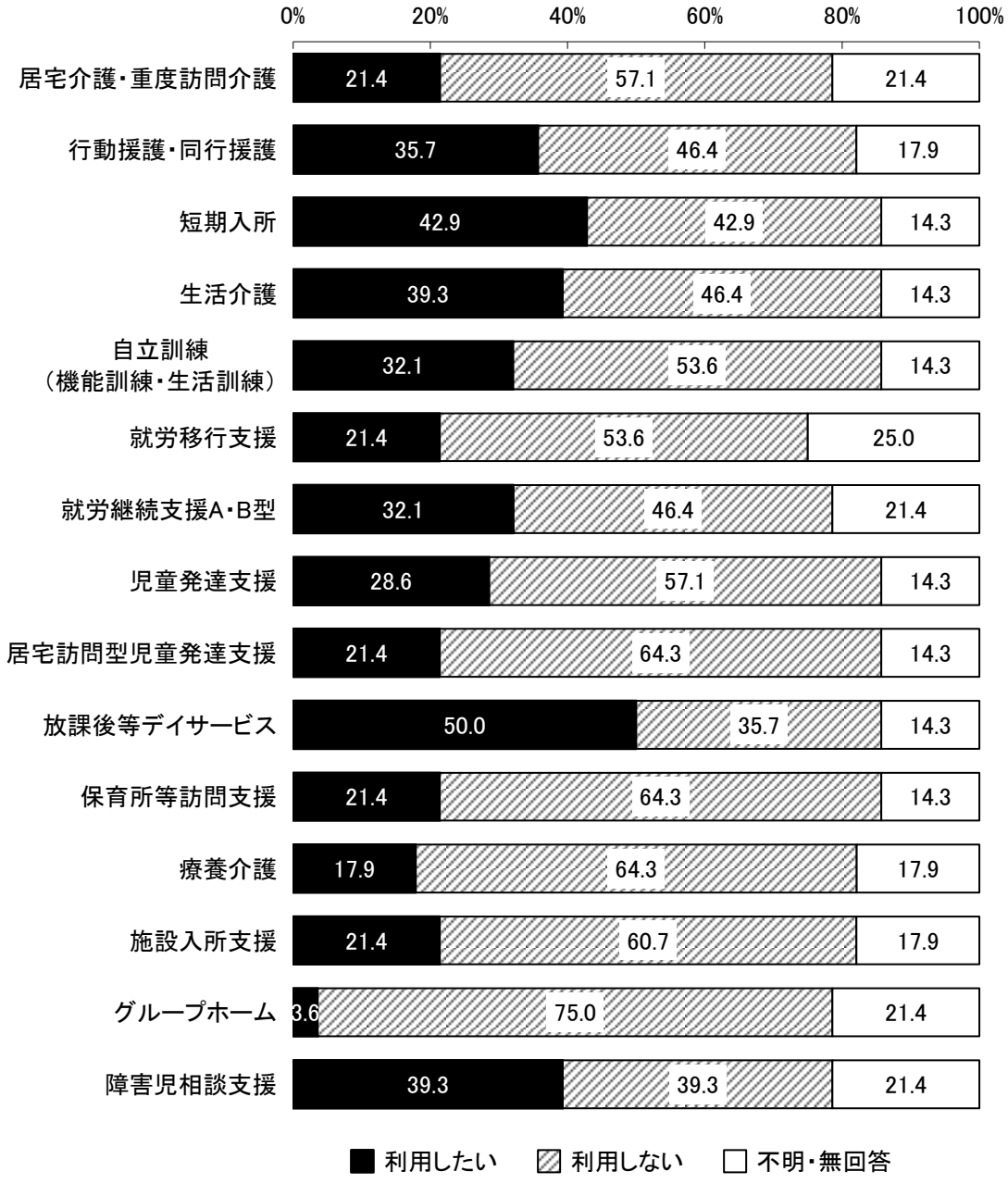

【今後の利用意向】療育手帳所持者（18 歳未満）
（N=89）

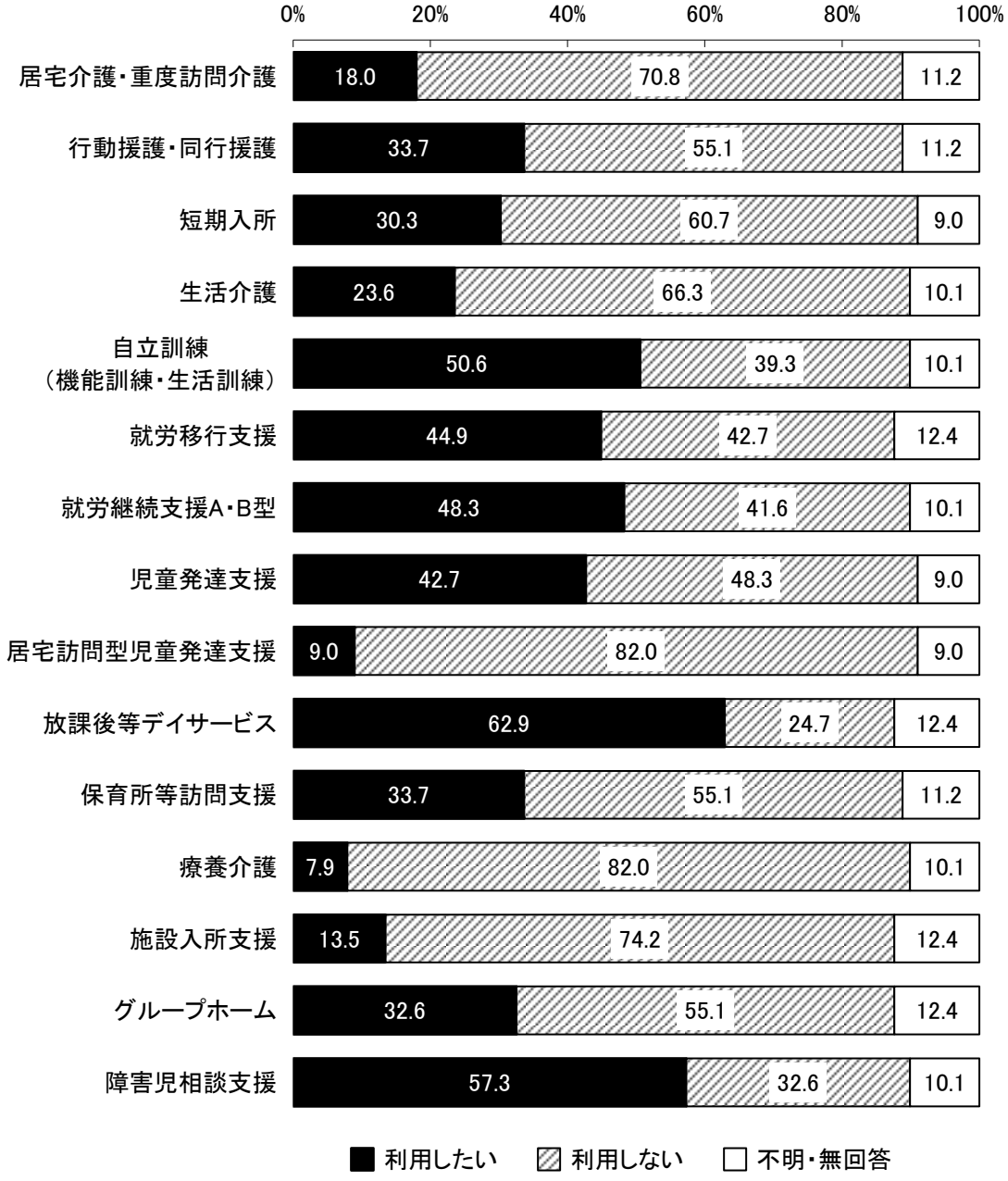

【今後の利用意向】精神障害者保健福祉手帳所持者（18 歳未満）
（N=22）

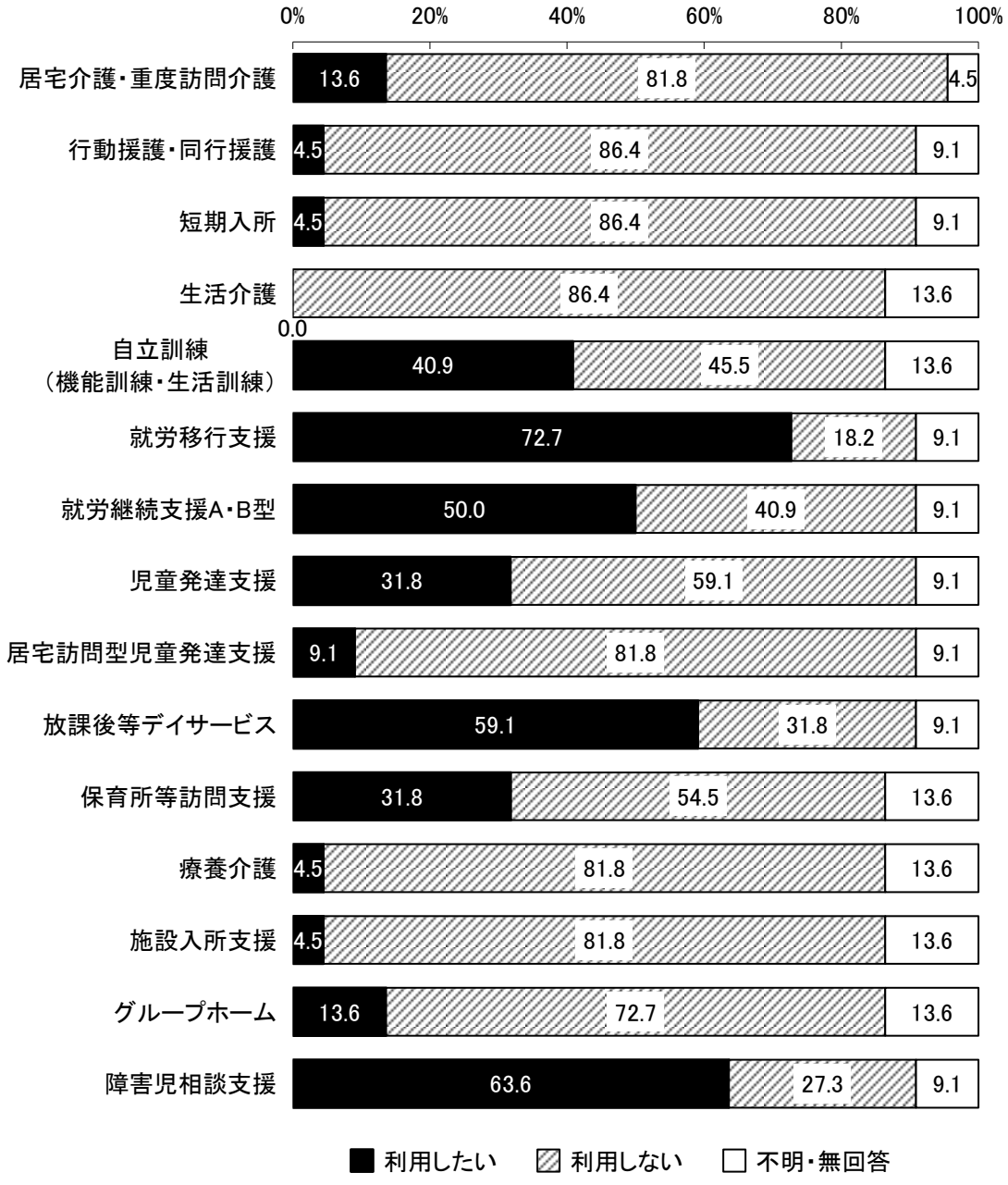

【今後の利用意向】手帳所持なし（18 歳未満）
（N=44）

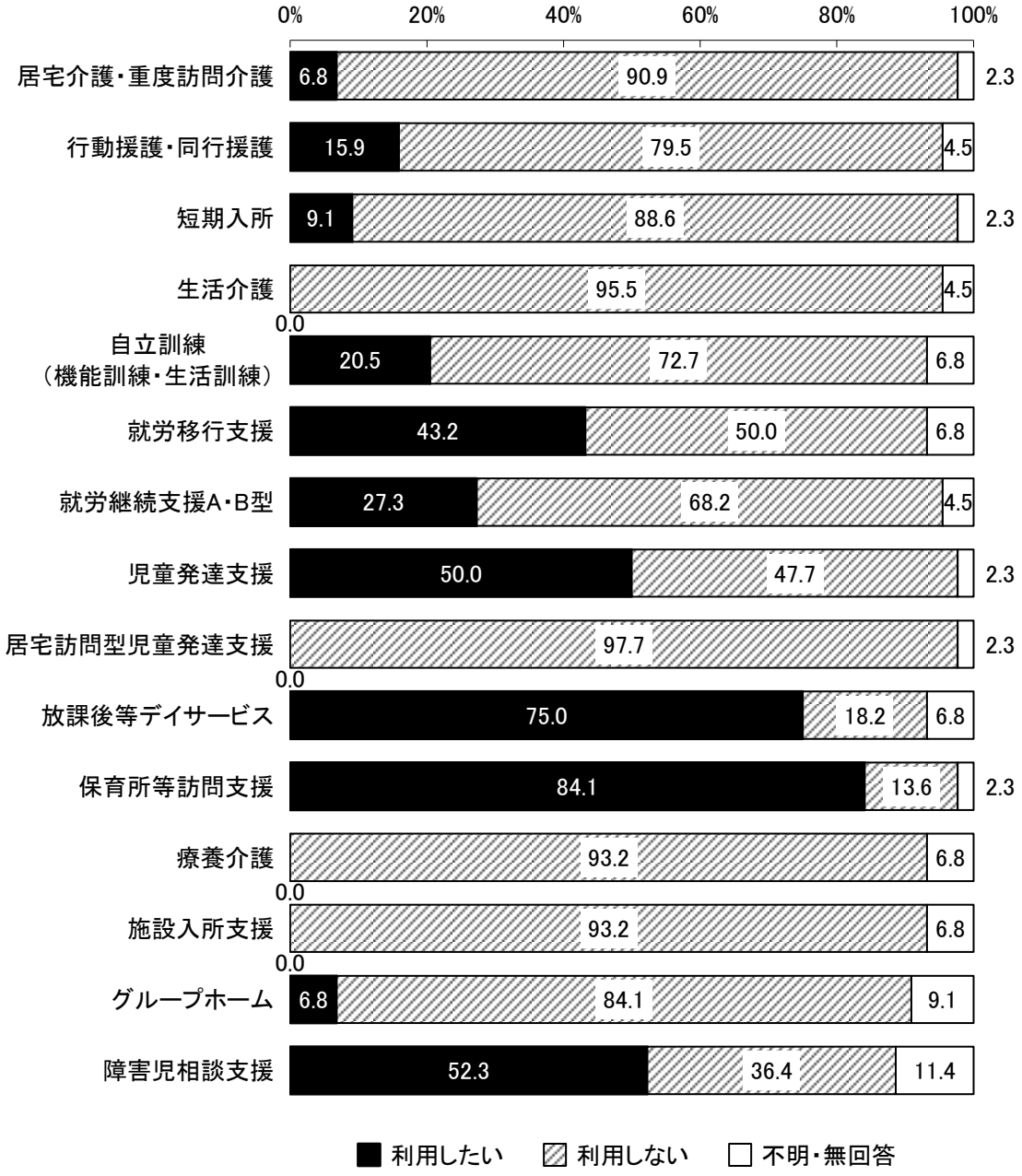

４　保健・医療について

（20）　風邪、歯の治療などすべての医療について、最近３ヶ月で、病院にどれくらい通院しましたか。（○は１つだけ）

障害者問 15

全体では、「月に１回程度」が 50.7％と最も高く、次いで「通院していない」が 13.9％となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「通院していない」が他と比べて高くなっています。

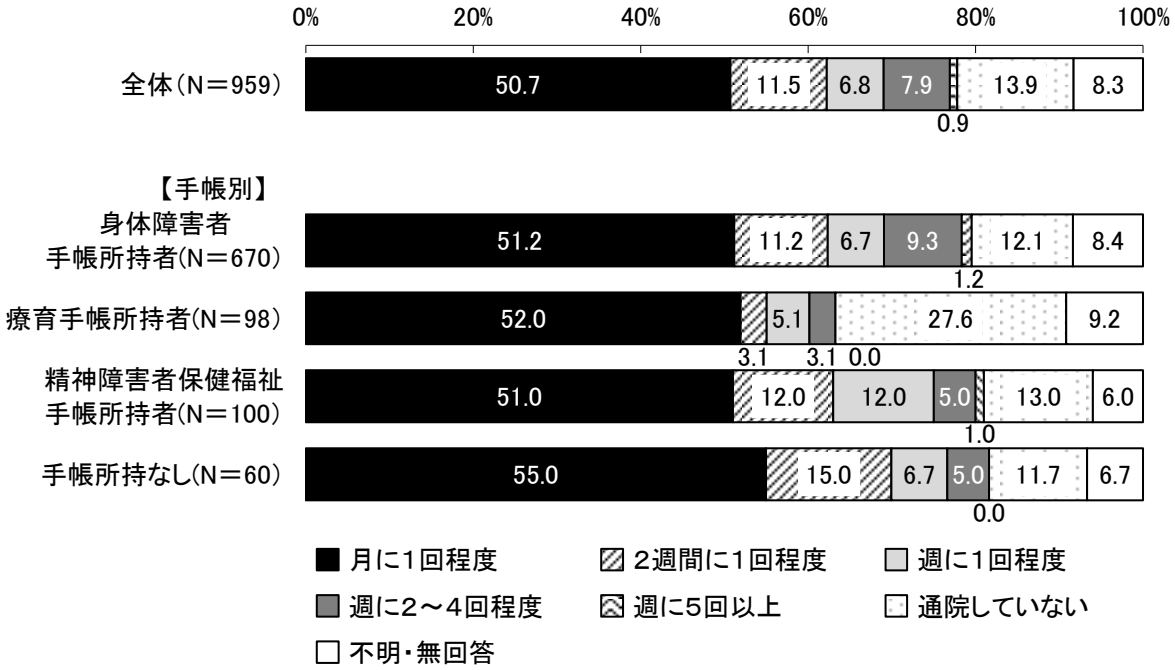

（21）医療について、困ったことや不便に思ったことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 16

全体では、「困っていることはない」を除き、「気軽に往診を頼める医師がいない」が 12.1%と最も高く、次いで「障害（疾病）のために症状を正確に伝えられない」が 11.8%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障害（疾病）のため症状を正確に伝えられない」が他と比べて高くなっています。

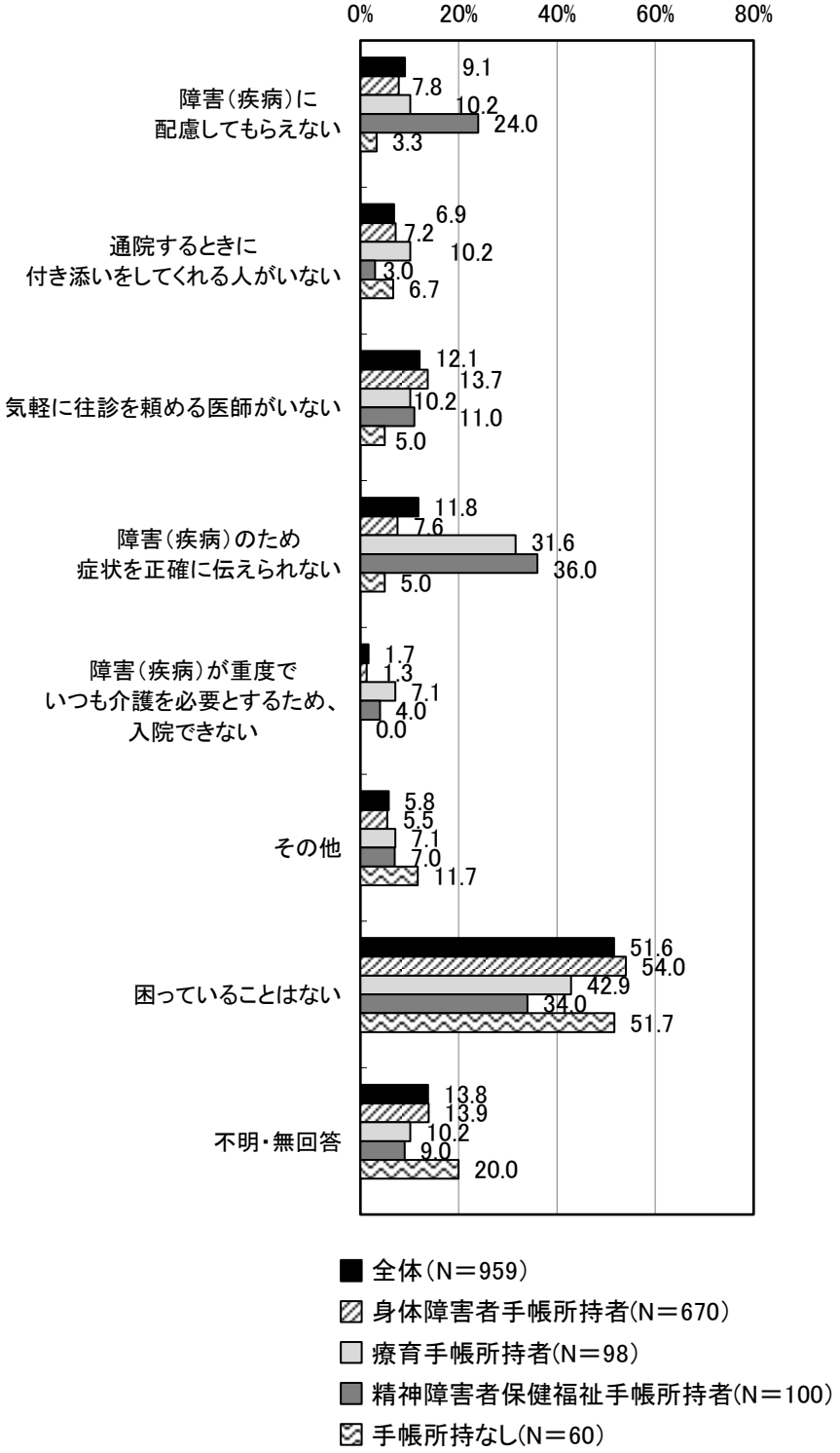

5　外出や余暇について

（22）自分の楽しみに使う時間を、今後どのように過ごしたいですか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 17

全体では、「テレビを見る」が 46.5%と最も高く、次いで「買い物に行く」が 40.9%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「テレビを見る」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしでは「買い物に行く」がそれぞれ高くなっています。

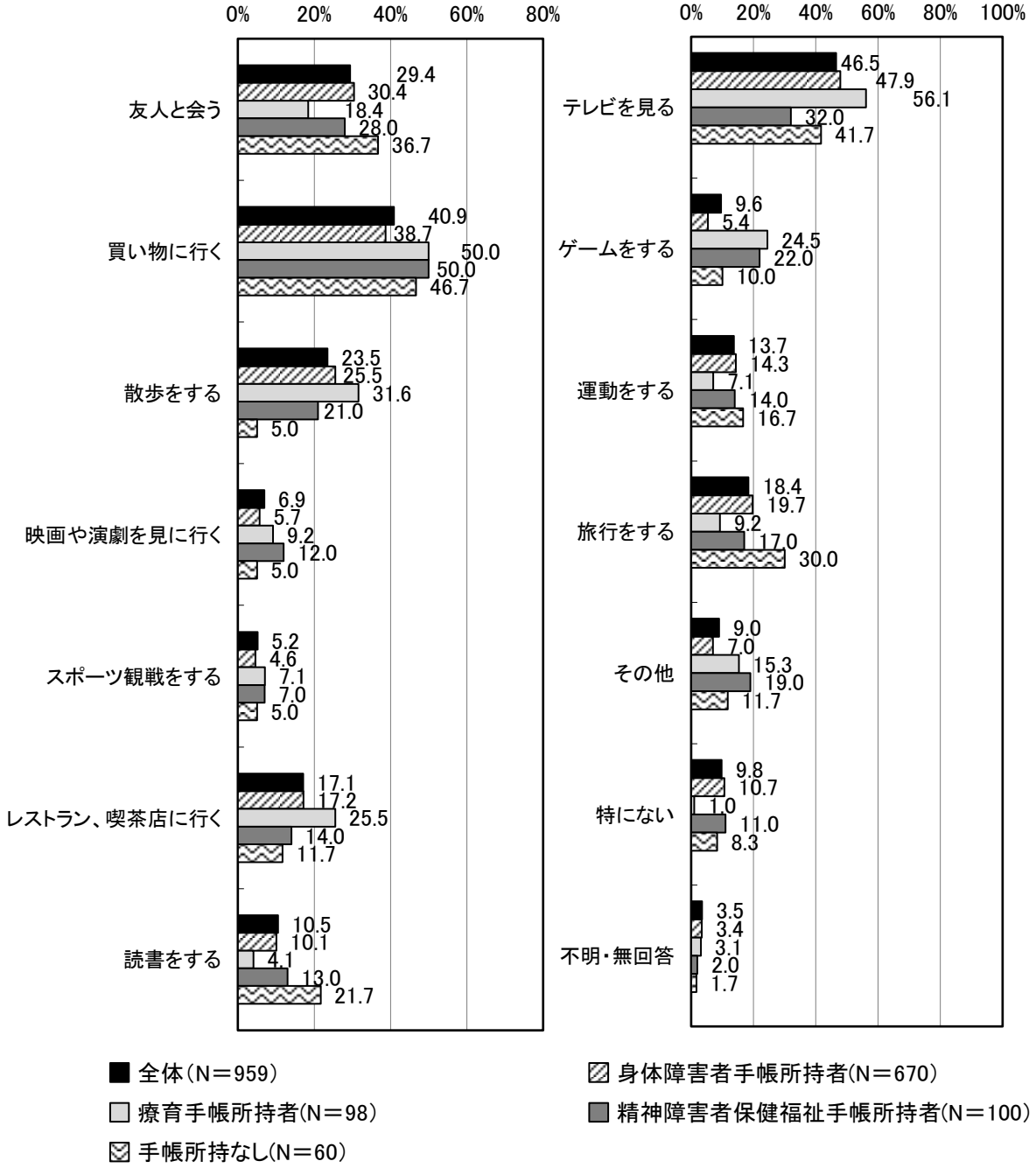

（23）普段の生活の中で、あなたは、１週間のうちにどの程度外出しますか。（○は１つだけ）

障害者問 18

全体では、「週に４日以上」が 35.6%と最も高く、次いで、「週に２～３日」が 28.9%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「週に４日以上」が他と比べて高くなっています。

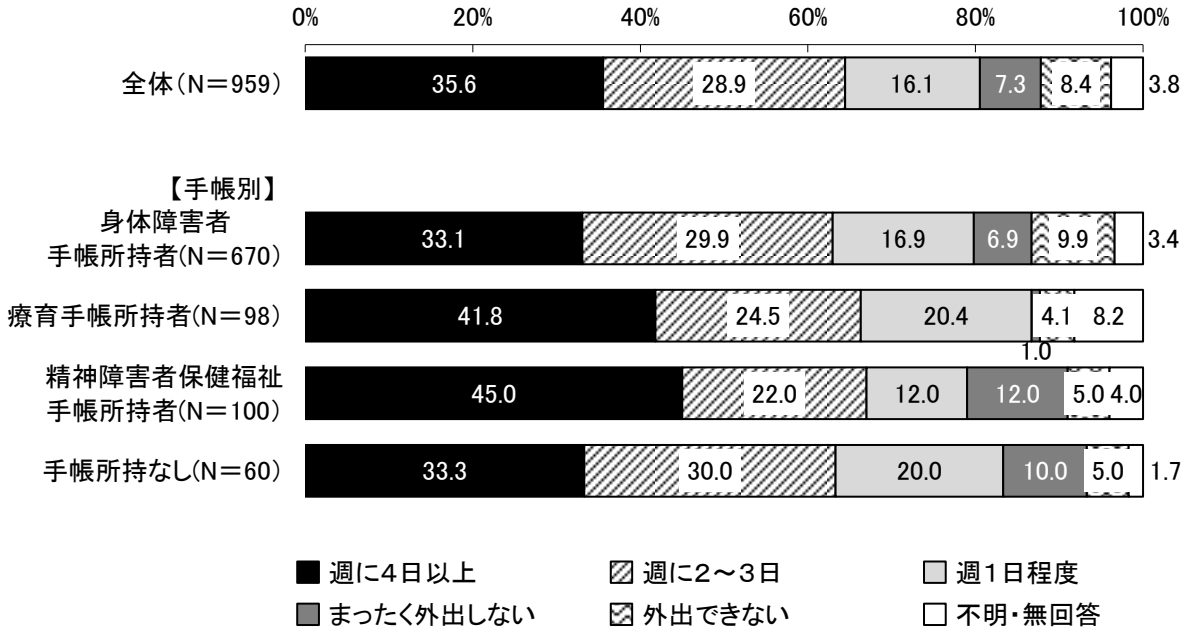

障害児問 16

全体では、「週に４日以上」が 60.9%と最も高く、次いで「週に２～３日」が 18.4%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「まったく外出しない」が他と比べて高くなっています。

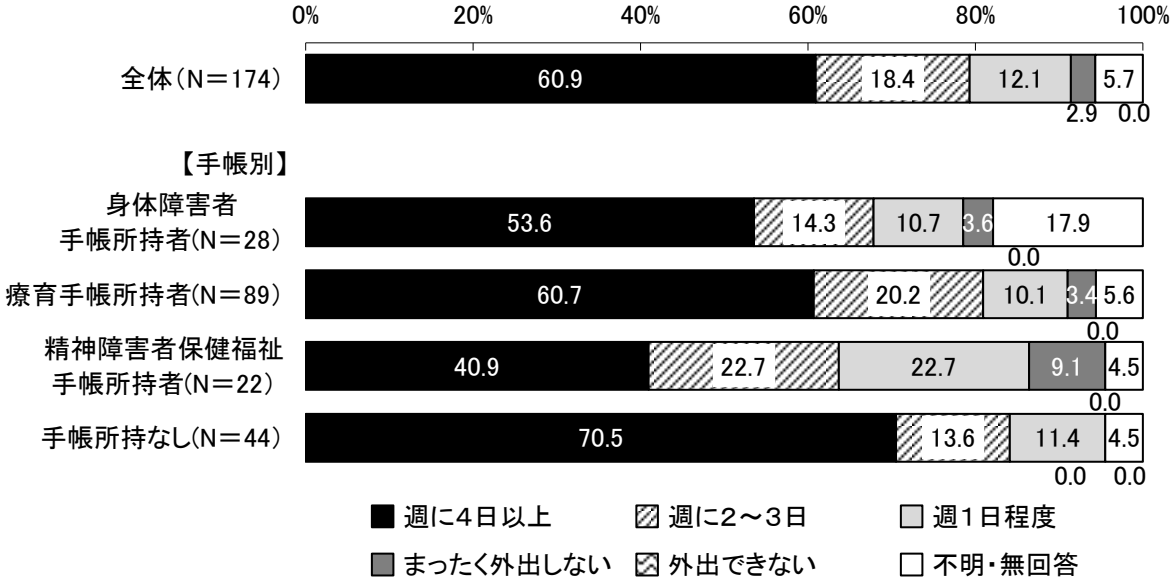

（24）外出する時に困ったり、不便に感じたりすることは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 19

全体では、「困ることはない」を除き、「一人で外出できない」が 29.0%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない、利用しにくい」が 15.1%となっています。

手帳別でみると、「困ることはない」を除き、療育手帳所持者で「一人で外出できない」「困った時にコミュニケーションが取れない」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「周囲の目が気になる」が他と比べて高くなっています。

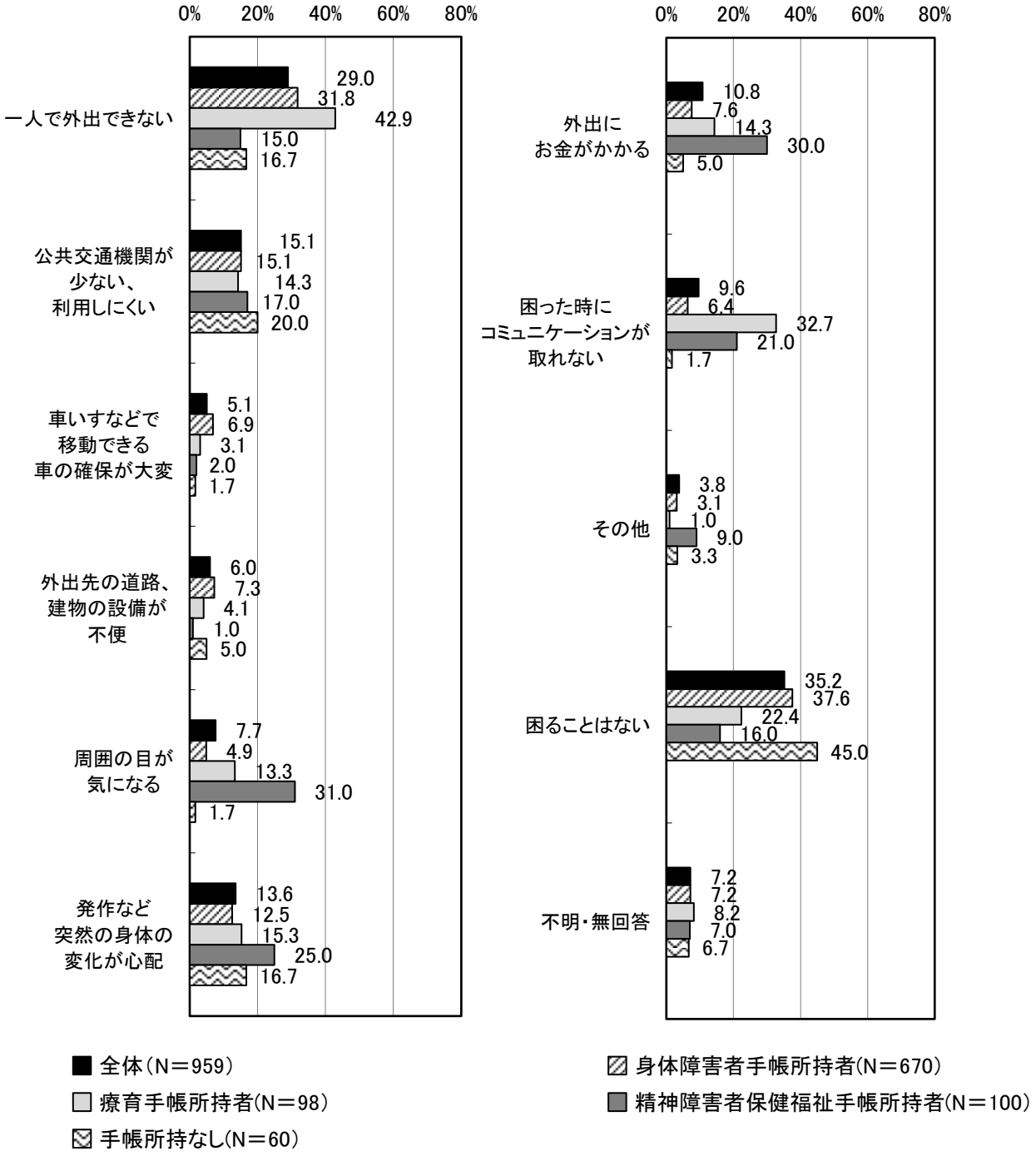

障害児問 17

全体では、「一人で外出させられない」が 51.1%と最も高く、次いで「困った時にコミュニケーションが取れない」が 39.1%となっています

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、手帳所持なしでは「一人で外出させられない」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「困った時にコミュニケーションが取れない」がそれぞれ高くなっています。

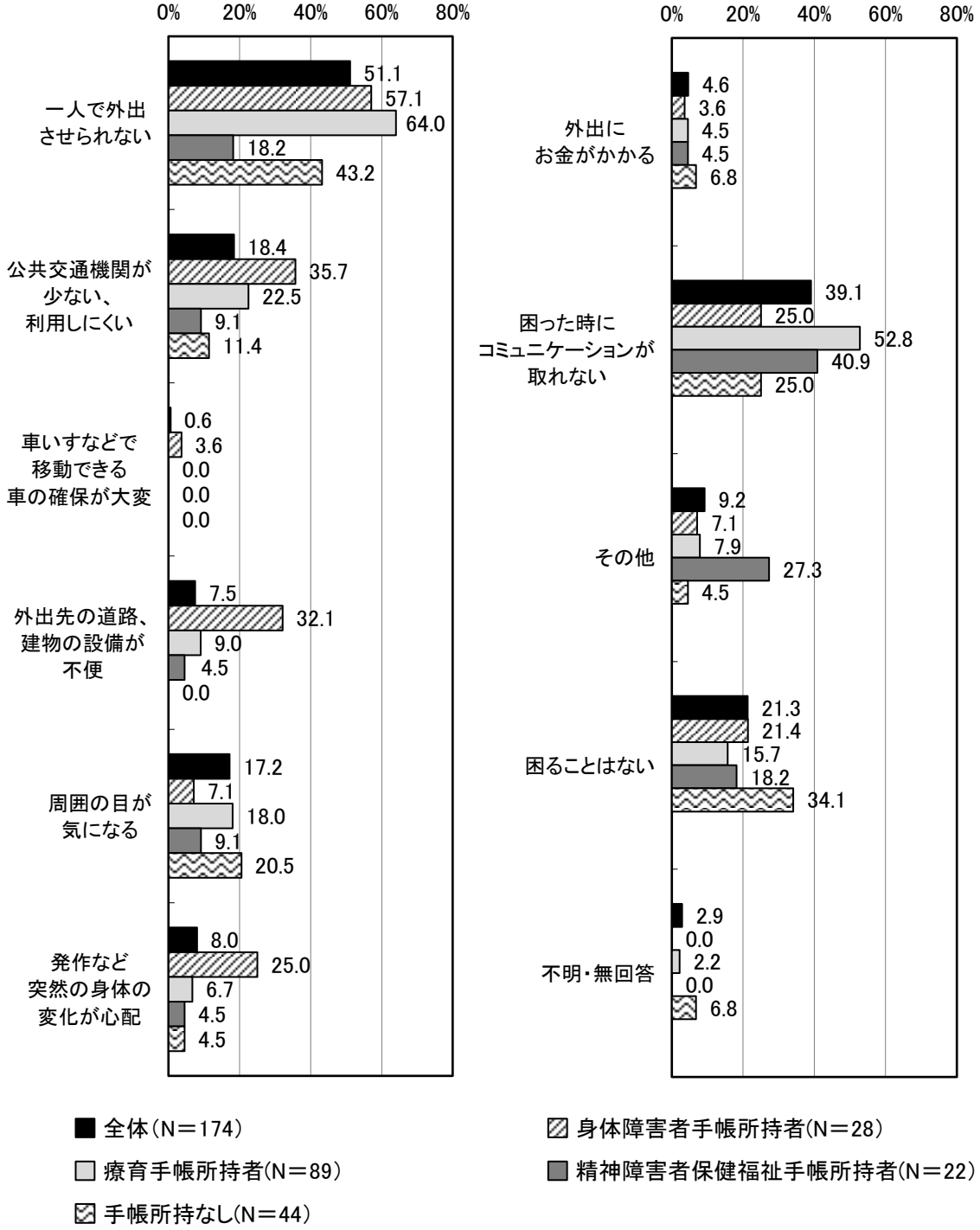

6 教育・療育について

（25）お子さんは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。
（あてはまるものすべてに○）

障害児問 18

全体では、「小・中学校の特別支援学級に通っている」が 25.9%と最も高く、次いで「特別支援学校に通っている」が 21.8%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「特別支援学校に通っている」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「小・中学校の通常学級に通っている」「小・中学校の特別支援学級に通っている」「高校や専門学校に通っている」「家にいる」、手帳所持なしで「幼稚園・保育園・こども園に通っている」がそれぞれ高くなっています。

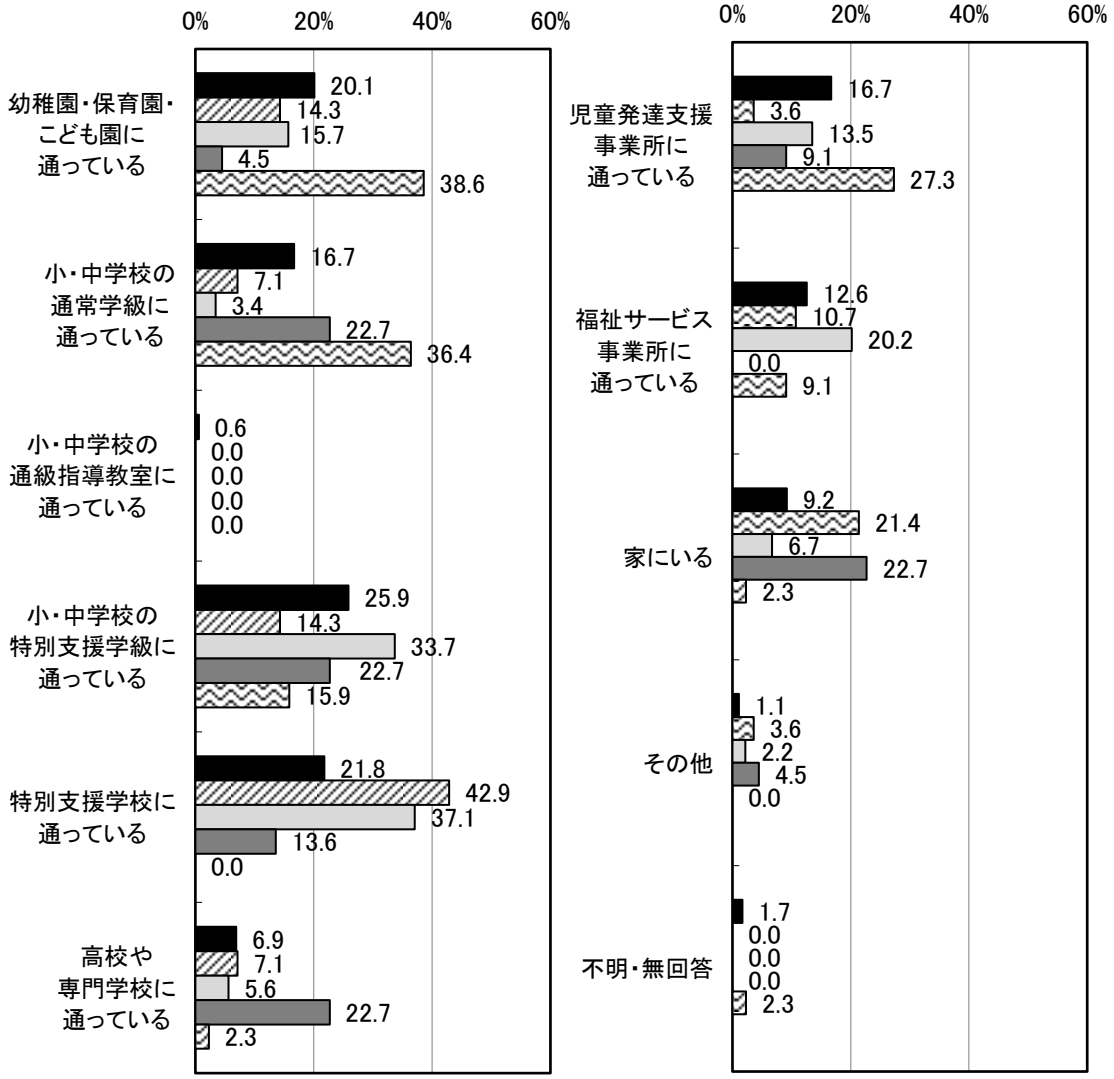

<問 18 で「１～６」と答えた方（通園・通学しているお子さん）のみ>

（26）通園、通学にあたって、お子さんが困っていることは何かありますか。 （あてはまるものすべてに○）

障害児問 19

全体では、「特にない」を除き、「園や学校が遠い」が 19.5%と最も高く、次いで「授業や活動についていけない」が 13.8%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「園や学校が遠い」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「園や学校が遠い」「先生の理解が足りない」、手帳所持なしでは「授業や活動についていけない」がそれぞれ高くなっています。

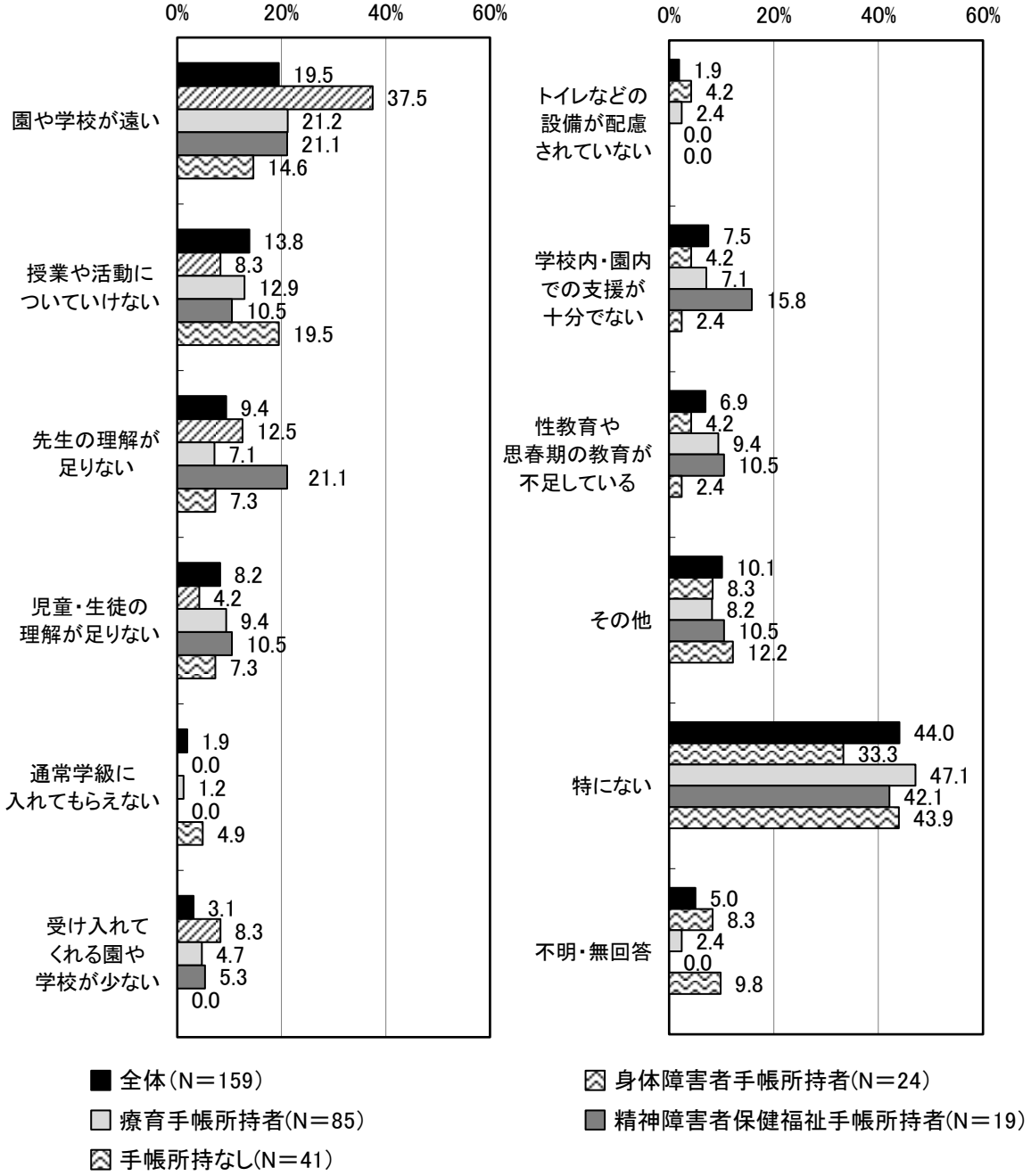

（27）今後、障害のある子どもの支援について、充実させてほしいものは何ですか。
（○は３つまで）

障害児問 20

全体では、「言語療法・理学療法・作業療法の機会」が 42.5%と最も高く、次いで「児童・生徒の障害への理解を促す教育」が 40.8%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「進学相談・進路相談」、療育手帳所持者で「言語療法・理学療法・作業療法の機会」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障害特性にあった教育環境」、手帳所持なしでは「個々の障害にあった教育・療育の機会」がそれぞれ高くなっています。

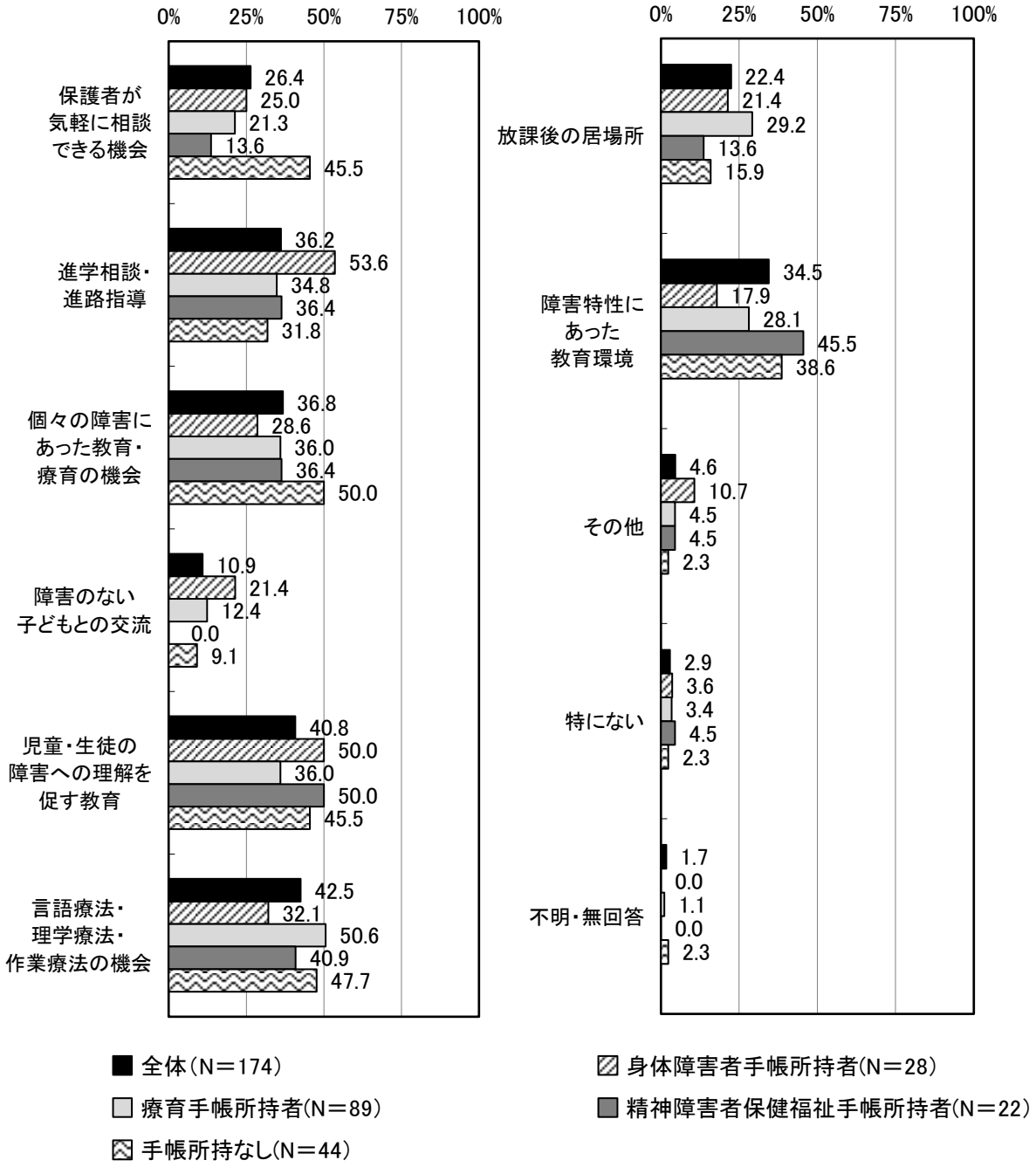

7　将来のことについて

（28）お子さんの将来のことで不安に思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

障害児問 22

全体では、「お子さんの就職のこと」が 79.3%と最も高く、次いで「自立した生活ができるか」が 69.0%となっています。

手帳別でみると、手帳所持なしで「お子さんの進学のこと」が他と比べて高くなっています。

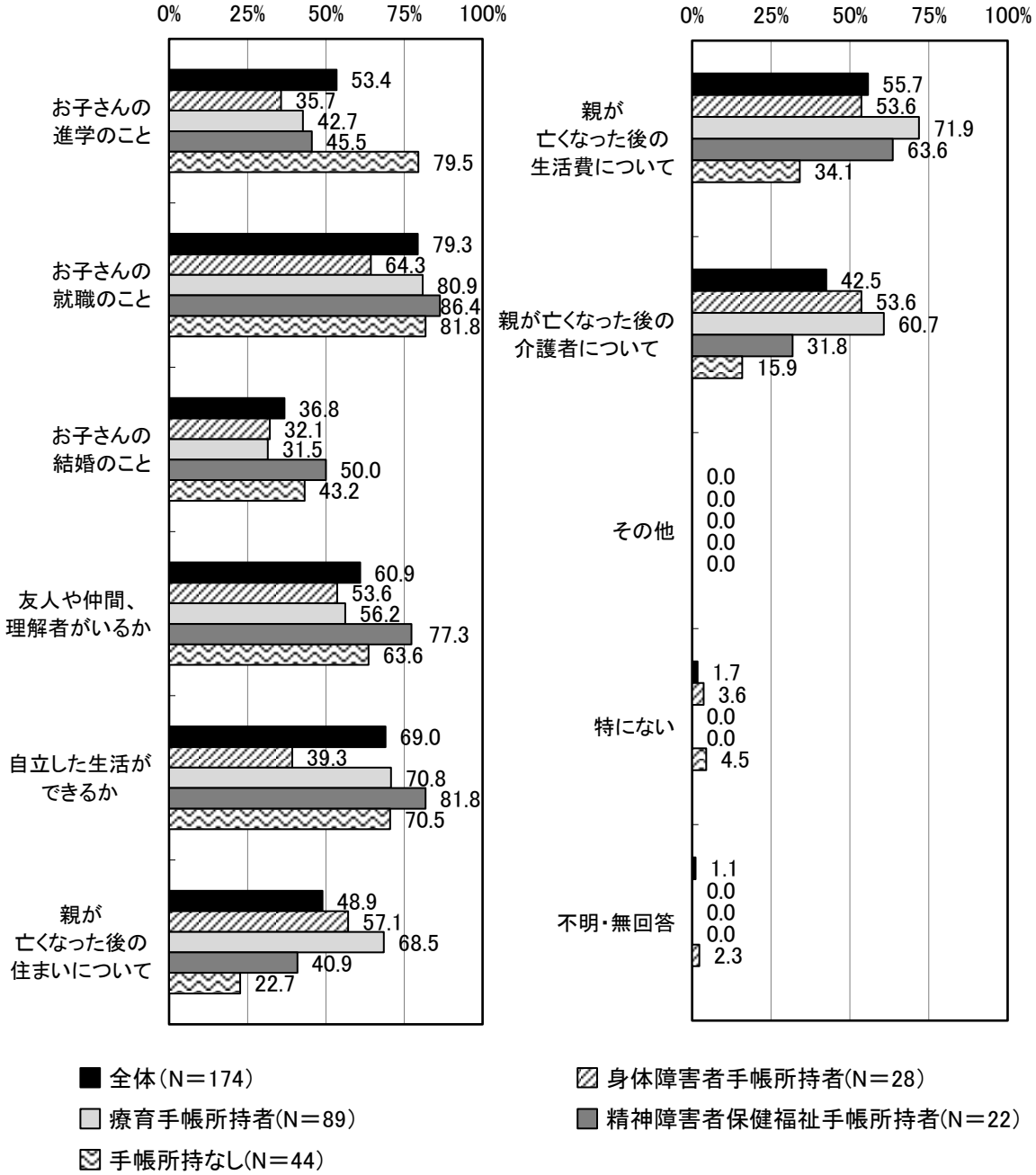

（29）お子さんが 18 歳になった時の希望について、あてはまるものはどれですか。本人の気持ちになってお答えください。（○は１つだけ）

障害児問 23

全体では、「学校・大学・専門学校等への進学」が 33.3％と最も高く、次いで「一般企業への就職」が 31.0％となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、手帳所持なしで「学校・大学・専門学校などへの進学」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「一般企業への就職」がそれぞれ高くなっています。

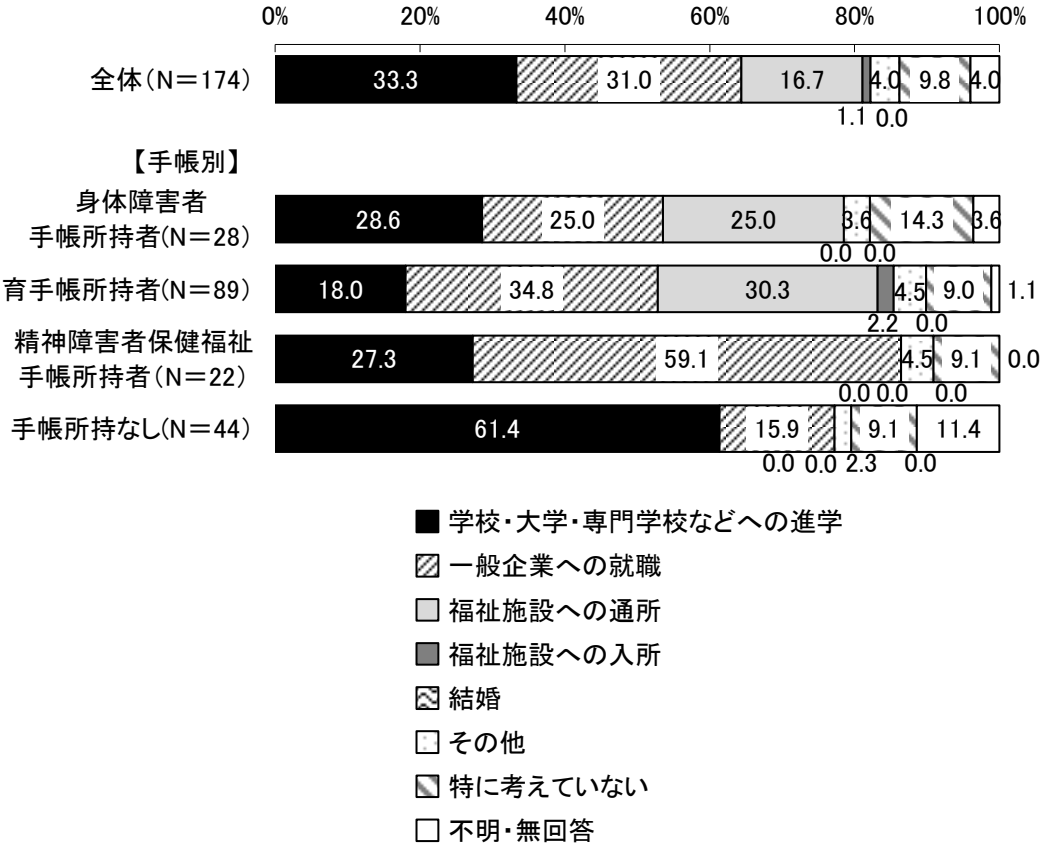

（30）お子さんが将来、仕事に就くために重要だと思われることは何ですか。
（○は３つまで）

障害児問 24

全体では、「企業、上司、同僚の理解」が 52.9%と最も高く、次いで「障害特性に配慮した職場環境の整備」が 46.0%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「障害特性に配慮した職場環境の整備」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしでは「企業、上司、同僚の理解」がそれぞれ高くなっています。

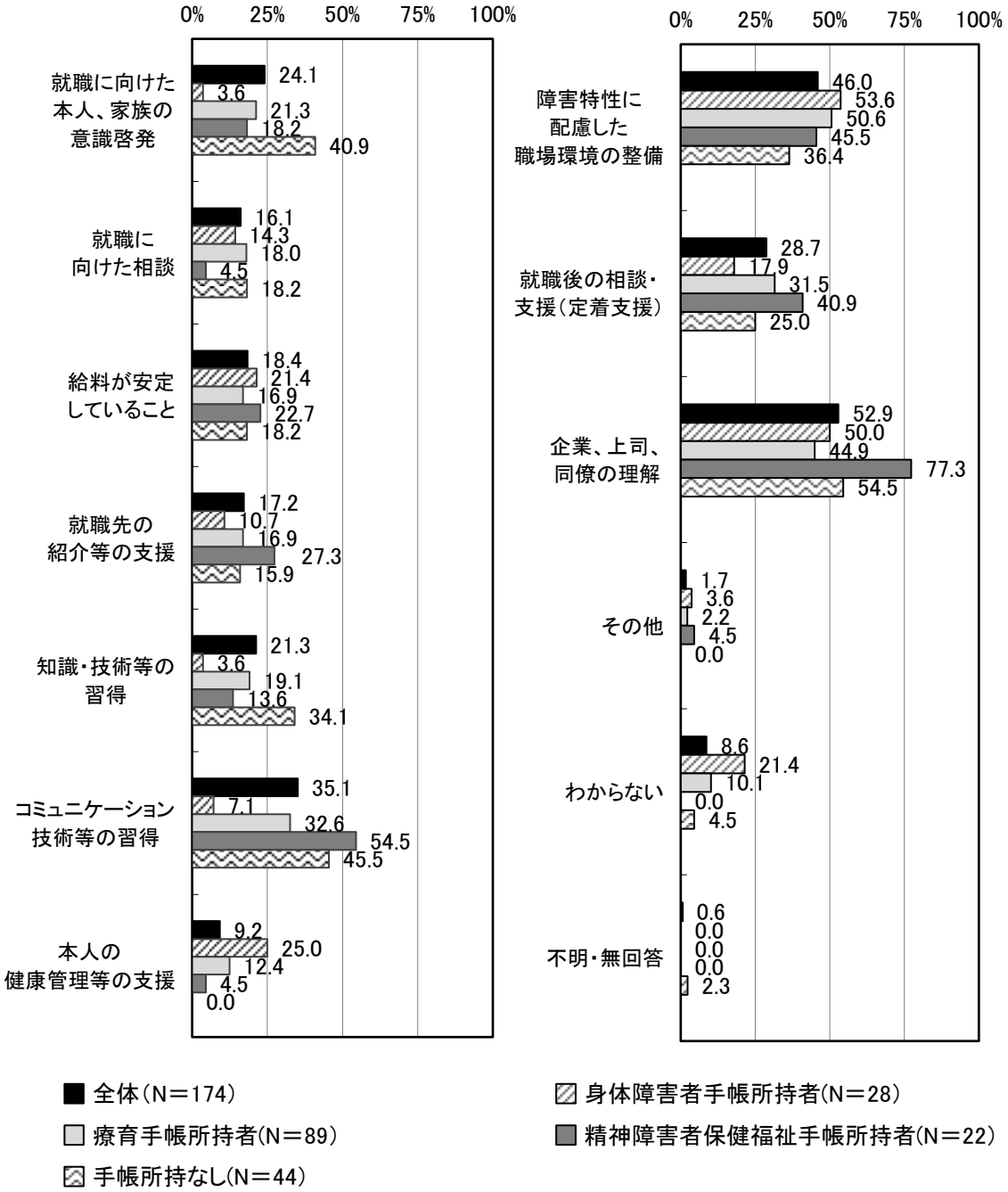

8　就業について

（31）あなたは、収入を得る仕事をしていますか。（○は１つだけ）

障害者問 20

全体では、「働いていない」が 62.8％と最も高く、次いで「正社員として働いている」が 9.8％となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「施設、作業所（就労継続支援Ａ型、Ｂ型）で働いている（福祉的就労）」、手帳所持なしで「自営業で働いている」が他と比べて高くなっています。

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、18～40 歳未満は「正社員として働いている」、40 歳以上は「働いていない」がそれぞれ高くなっています。

療育手帳所持者を年齢別にみると、40～64 歳未満で「働いていない」が 18～40 歳と比べて高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、18～40 歳未満は「正社員として働いている」が 40～64 歳未満より高くなっています。

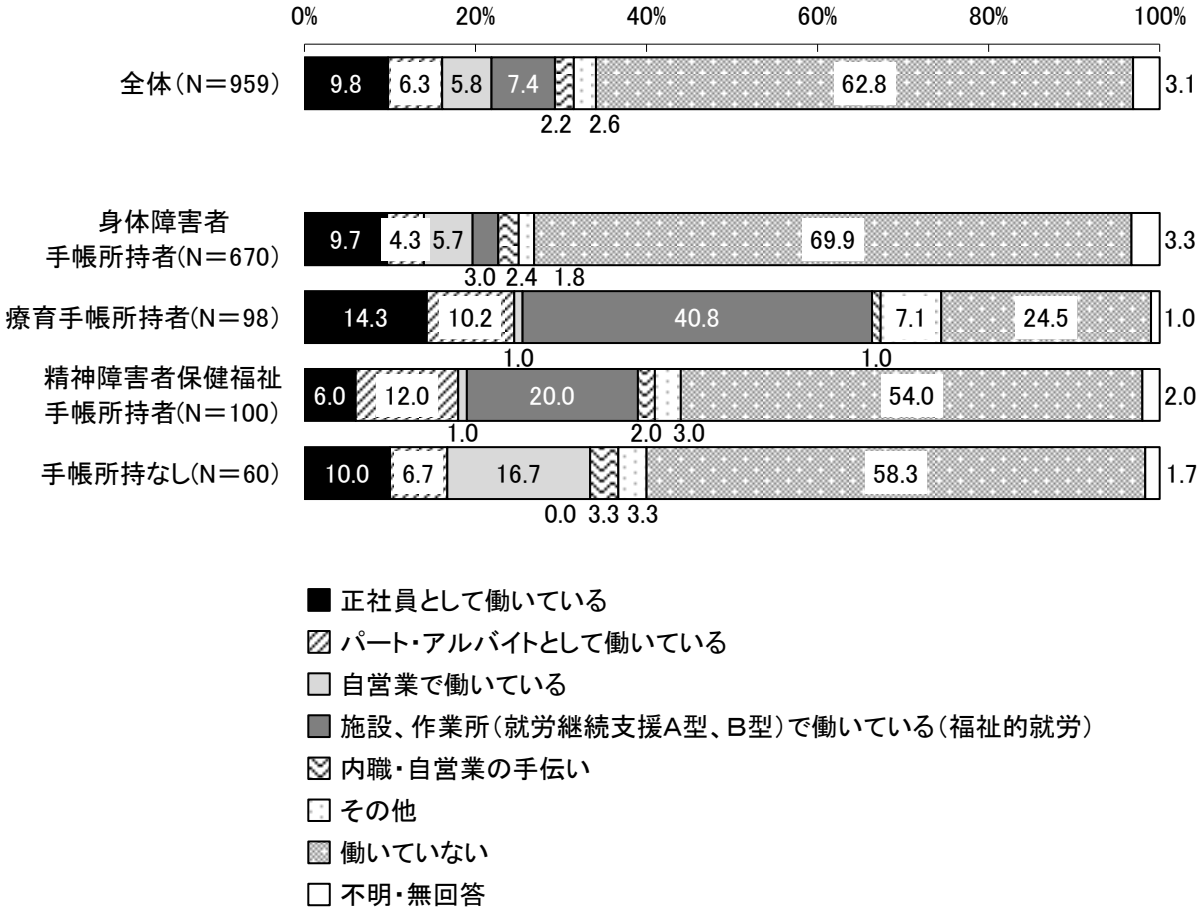

【身体障害者手帳所持者 年齢別】

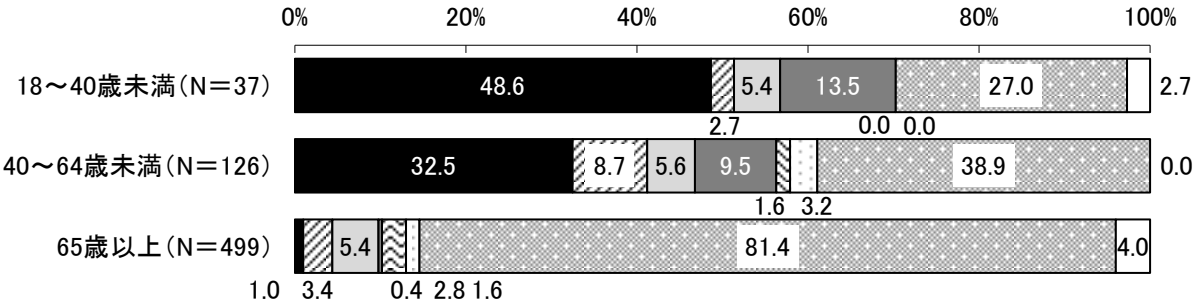

【療育手帳所持者 年齢別】

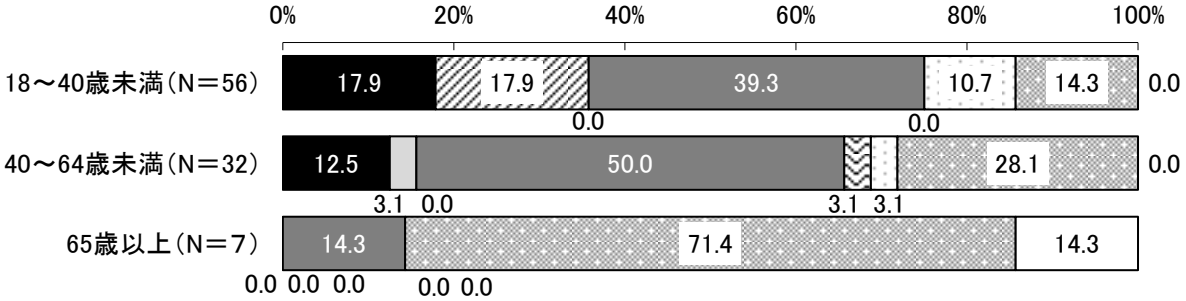

【精神障害者保健福祉手帳所持者 年齢別】

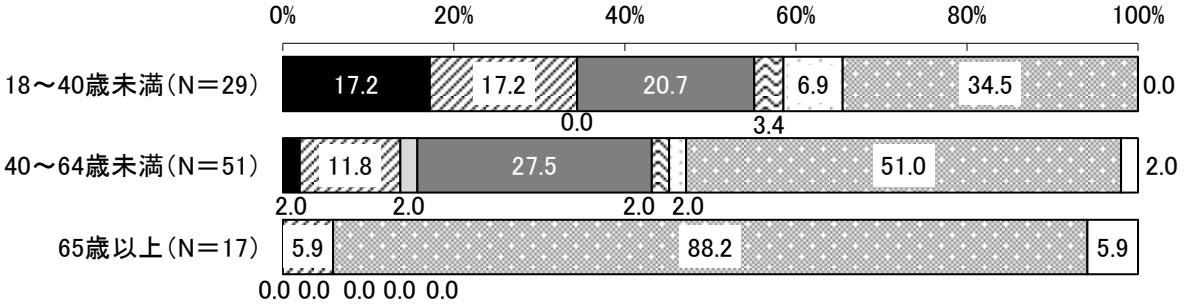

■ 正社員として働いている
▨ パート・アルバイトとして働いている
□ 自営業で働いている
■ 施設、作業所（就労継続支援A型、B型）で働いている（福祉的就労）
▨ 内職・自営業の手伝い
□ その他
▨ 働いていない
□ 不明・無回答

＜問 20 で「７　働いていない」と答えた方のみ＞

（32）あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は１つだけ）

障害者問 21

全体では、「仕事はできない」が 64.0％と最も高く、次いで「わからない」が 12.0％となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「仕事をしたい」が他と比べて高くなっています。

年齢別にみると、いずれも 18～40 歳未満では「仕事をしたい」が他と比べて高くなっています。

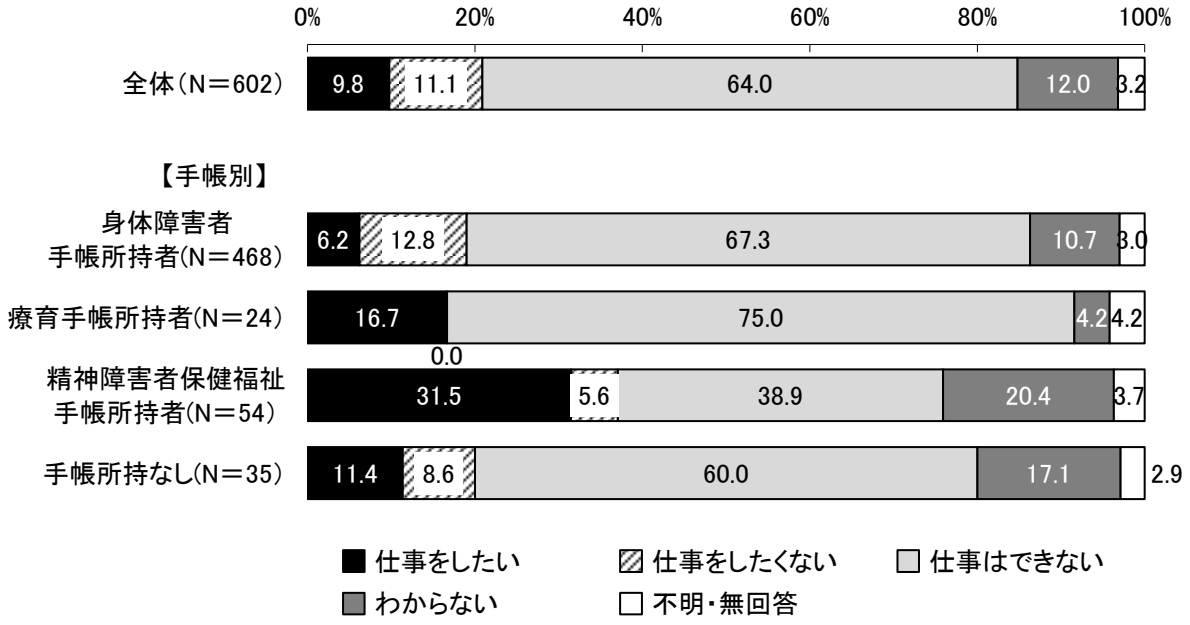

【身体障害者手帳所持者 年齢別】

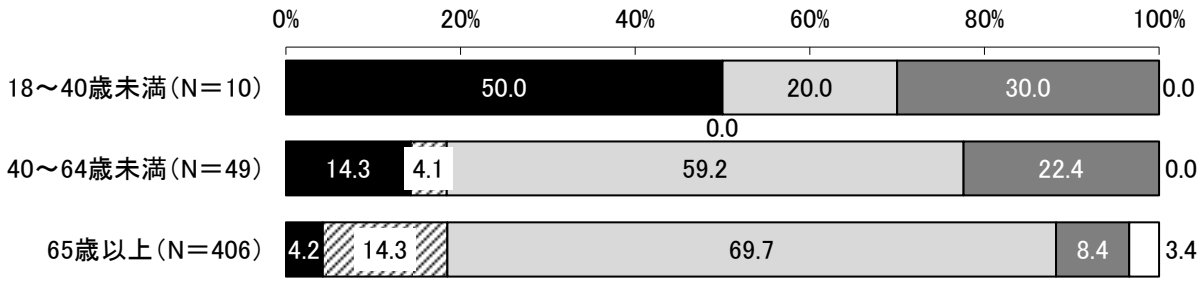

【療育手帳所持者 年齢別】

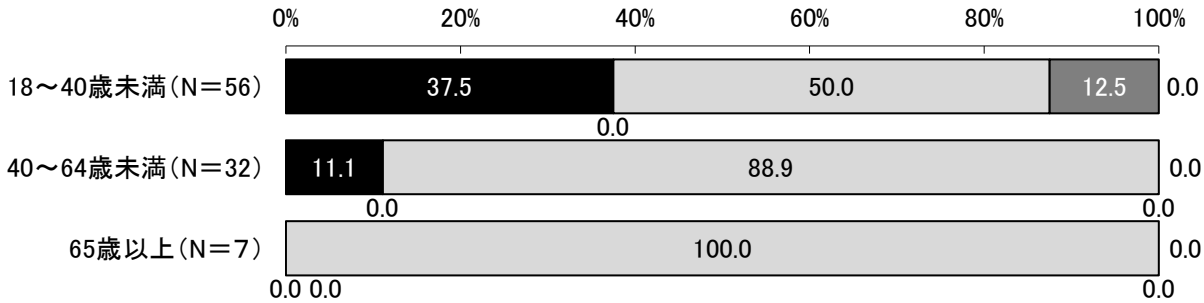

【精神障害者保健福祉手帳所持者 年齢別】

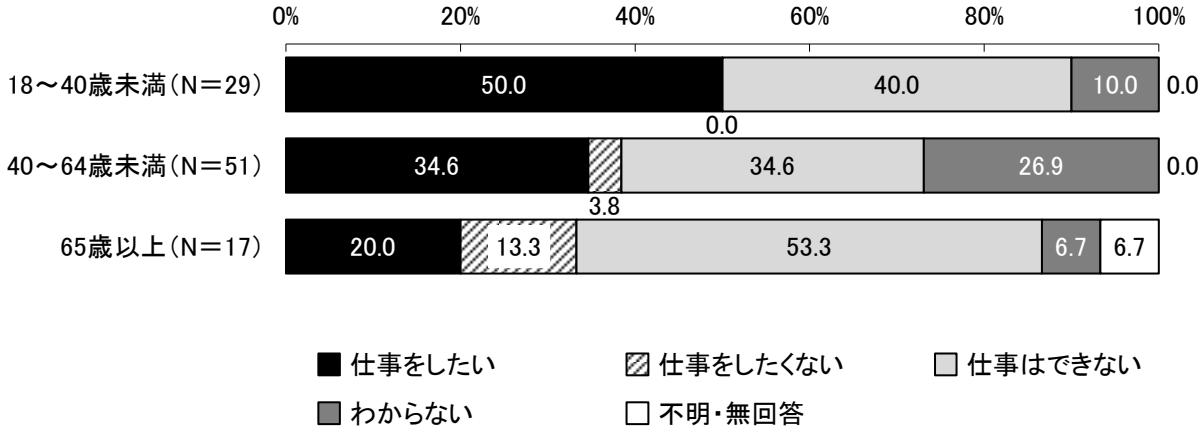

（33）障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（○は３つまで）

障害者問 22

全体では、「わからない」を除き、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が 24.2%と最も高く、次いで「企業の障害者雇用に対する理解」が 22.3%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚の障害に対する理解」「障害者向けの求人情報の充実」が他と比べて高くなっています。

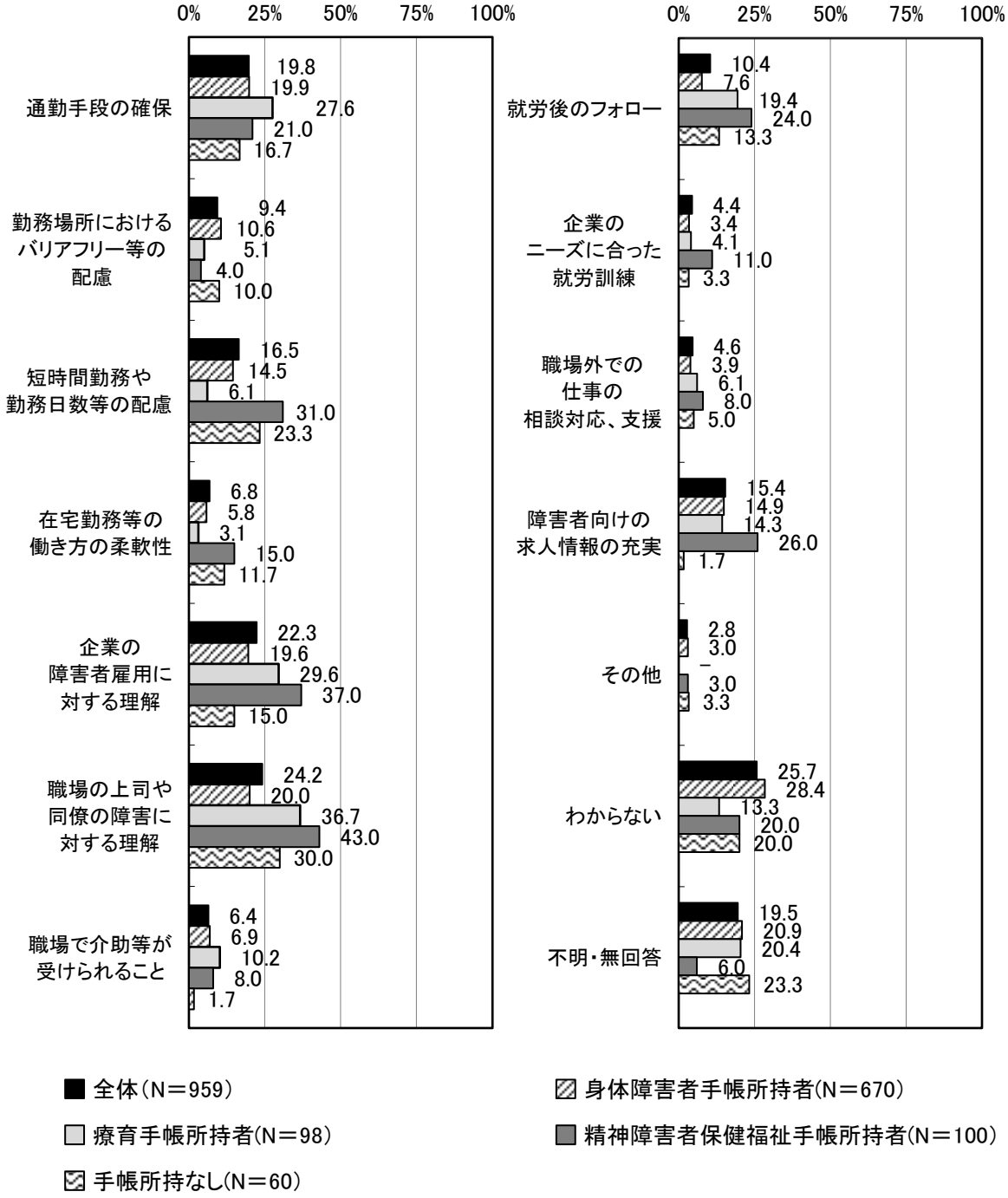

９ 防災について

（34）自宅にいるときに地震などの災害が起こった場合、ひとりで避難場所まで避難できると思いますか。（○は１つだけ）

障害者問 23

全体では、「避難できる」が 42.8%、「避難できない」が 34.9%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「避難できない」が他と比べて高くなっています。

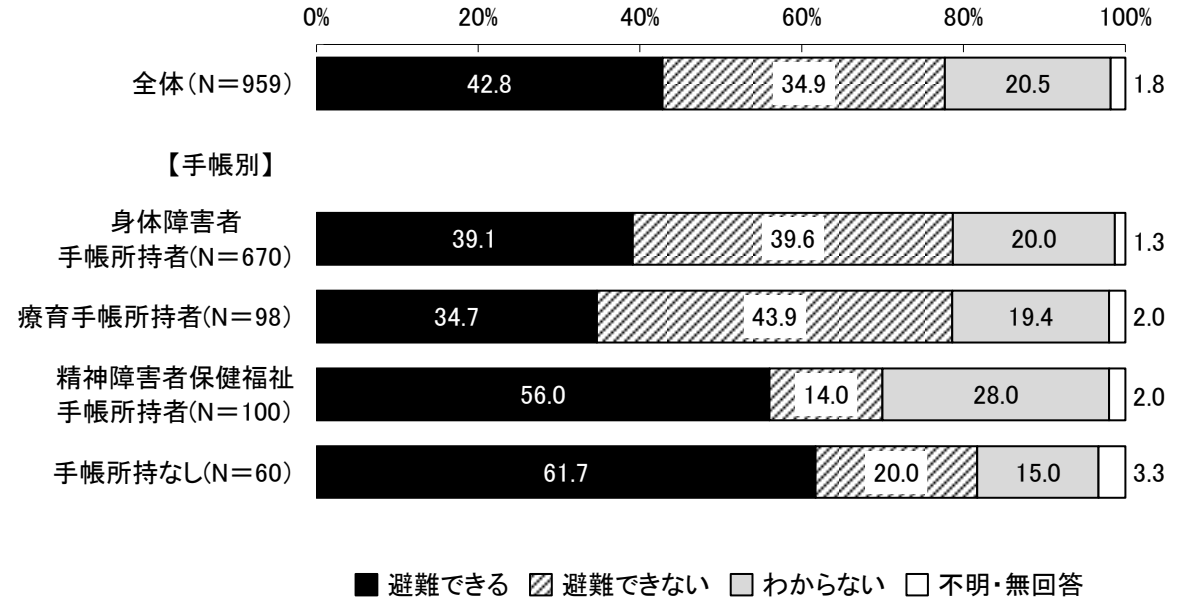

障害児問 26

全体では、「避難できる」が 16.7%、「避難できない」が 63.8%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「避難できない」が他と比べて高くなっています。

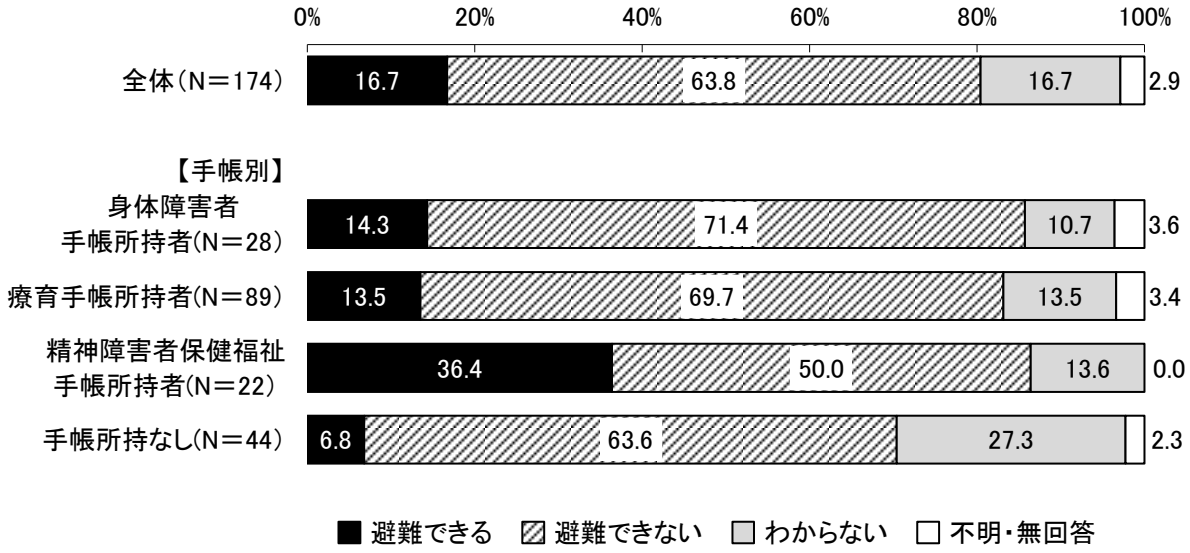

＜問 23 で「２　避難できない」または「３　わからない」と答えた方のみ＞

（35）一緒に避難場所まで避難してもらう人はだれですか。（あてはまるものすべてに○）

障害者問 24

全体では、「家族や親族」が 77.6％と最も高く、次いで「福祉サービス事業所の職員」が 12.4％となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者で「福祉サービス事業所の職員」が他と比べて高くなっています。

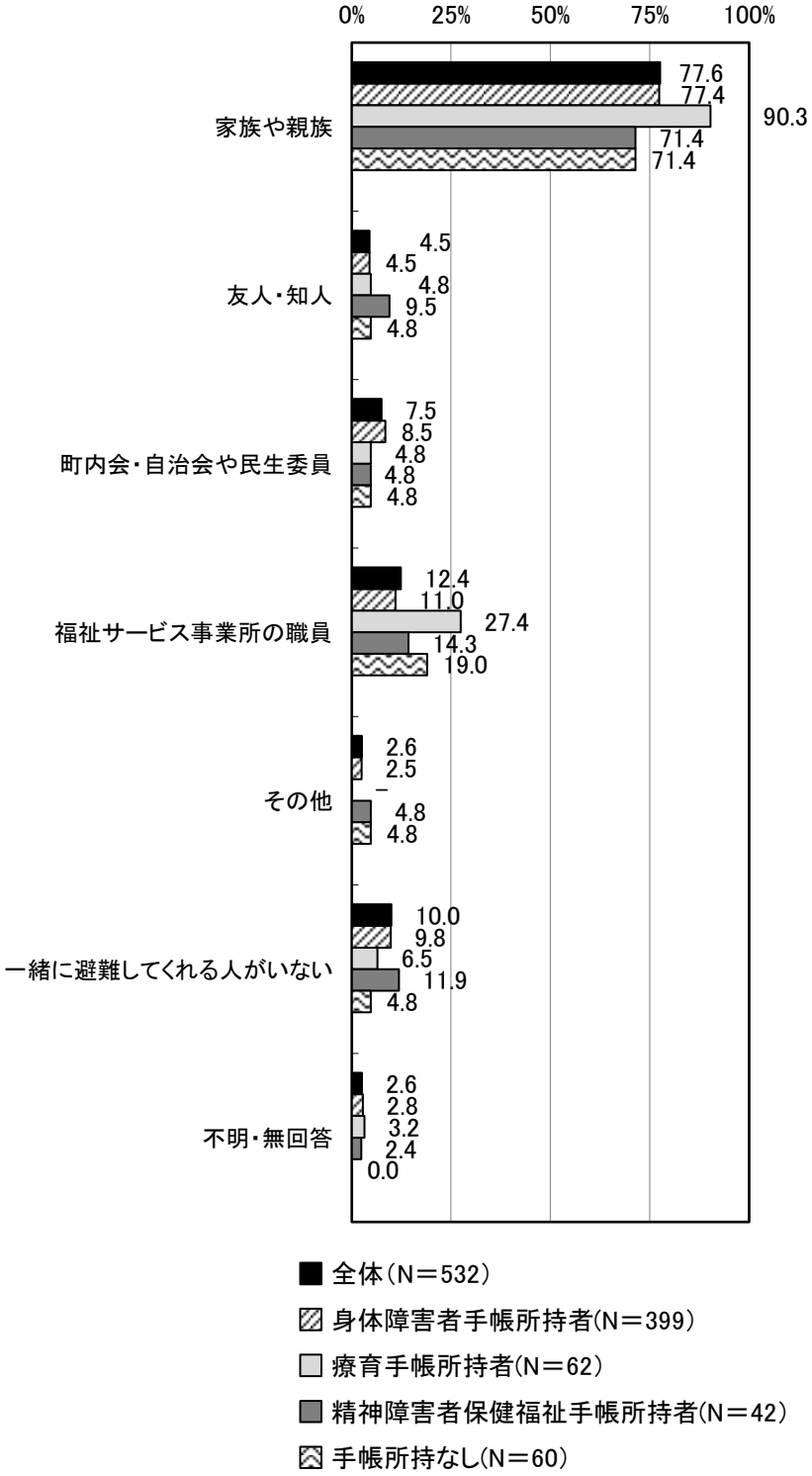

障害児問27

全体では、「家族や親族」が95.7%と最も高く、次いで「一緒に避難してくれる人がいない」が5.7%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「一緒に避難してくれる人がいない」が他と比べて高くなっています。

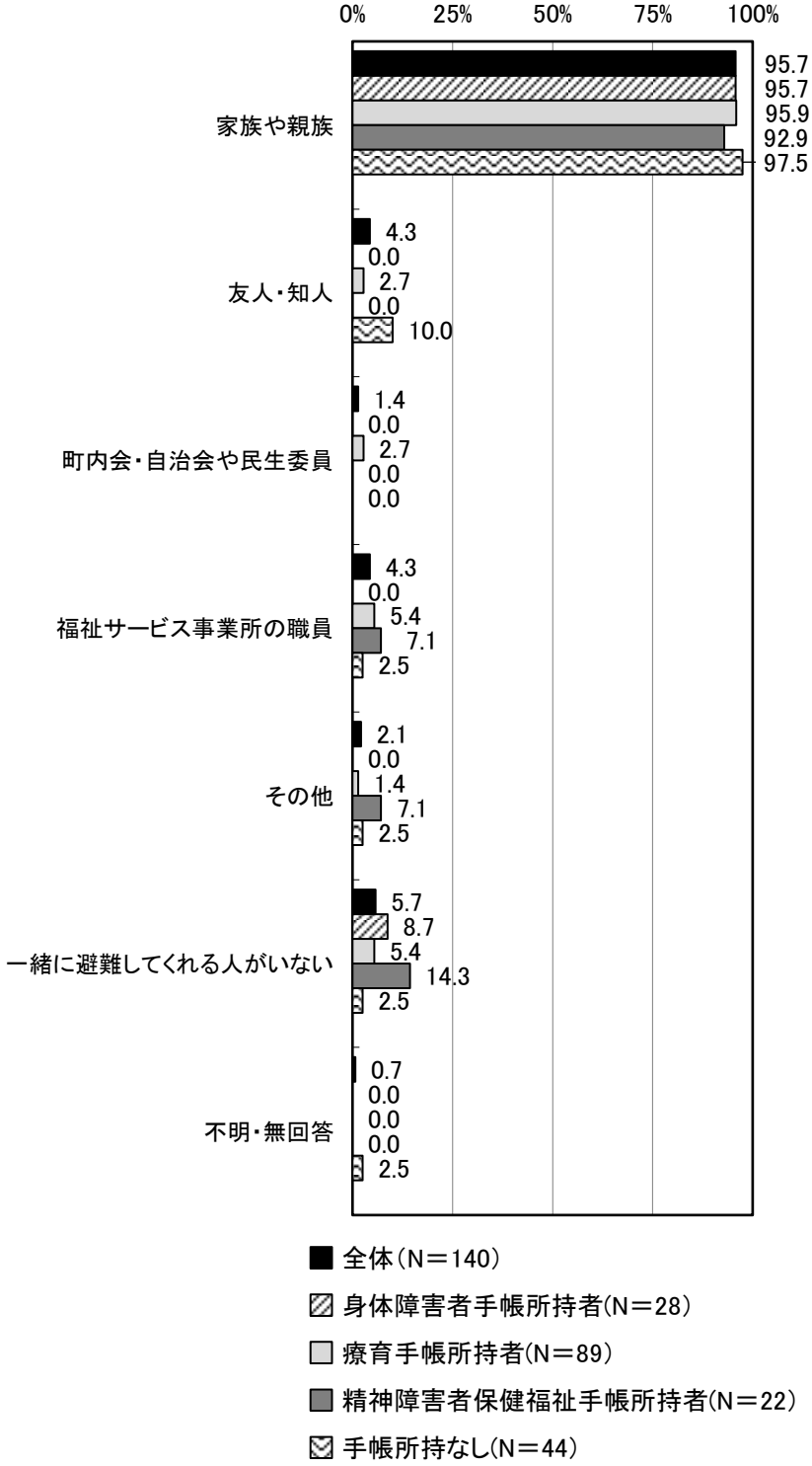

（36）地震などの災害が起こったときに困ると思うことは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 25

全体では、「安全なところまですばやく避難できない」が 46.0%と最も高く、次いで「対応を自分で判断して行動することが難しい」が 34.2%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「安全なところまですばやく避難できない」、療養手帳所持者で「対応を自分で判断して行動することが難しい」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）不安」、手帳所持なしで「一般の避難場所では投薬や治療を受けることが難しい」がそれぞれ高くなっています。

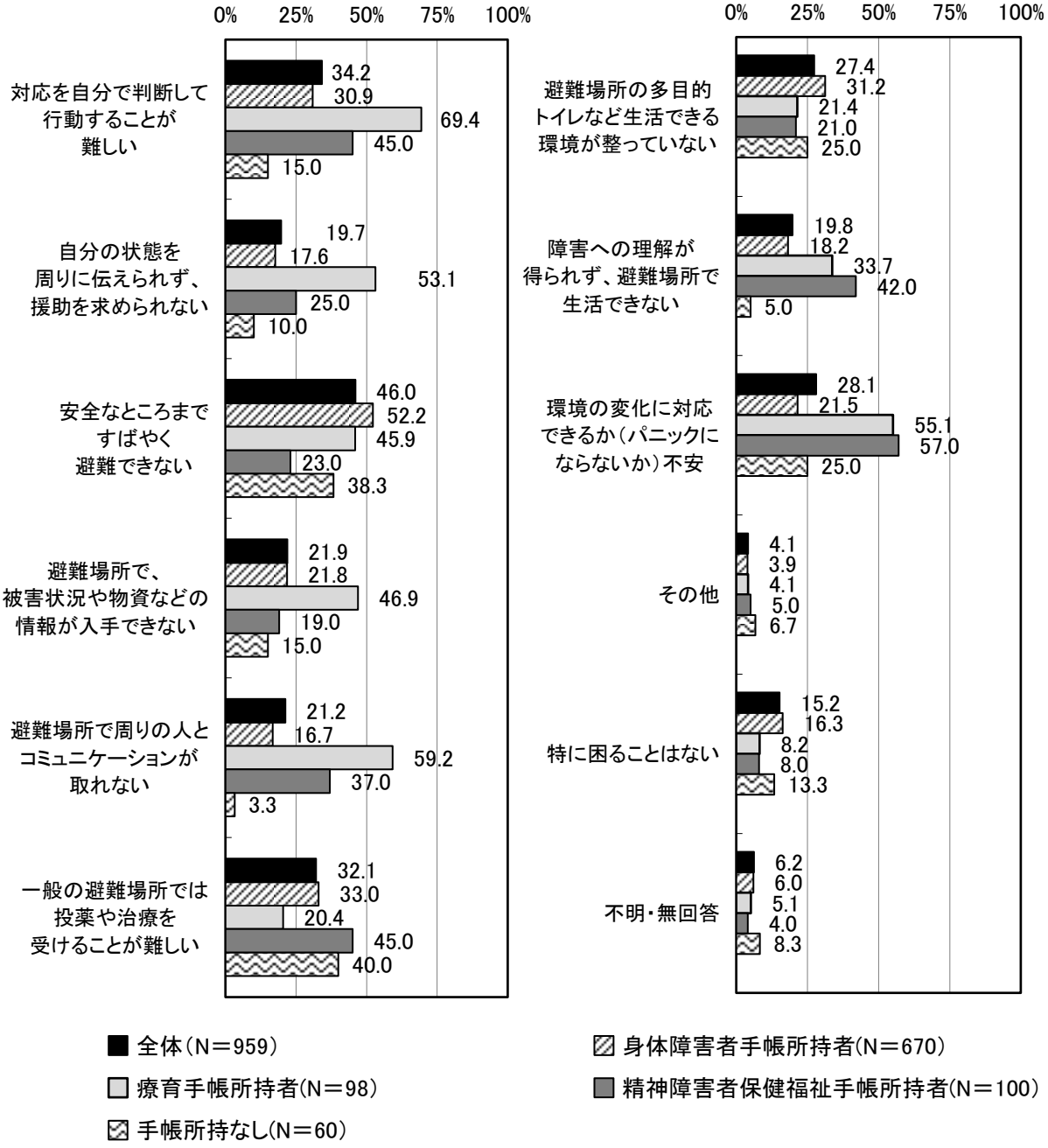

障害児問 29

全体では、「対応を自分で判断して行動することが難しい」が 72.4%と最も高く、次いで「安全なところまですばやく避難できない」「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）不安」が 59.8%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「安全なところまですばやく避難できない」、療育手帳所持者、手帳所持なしで「対応を自分で判断して行動することが難しい」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）不安」がそれぞれ高くなっています。

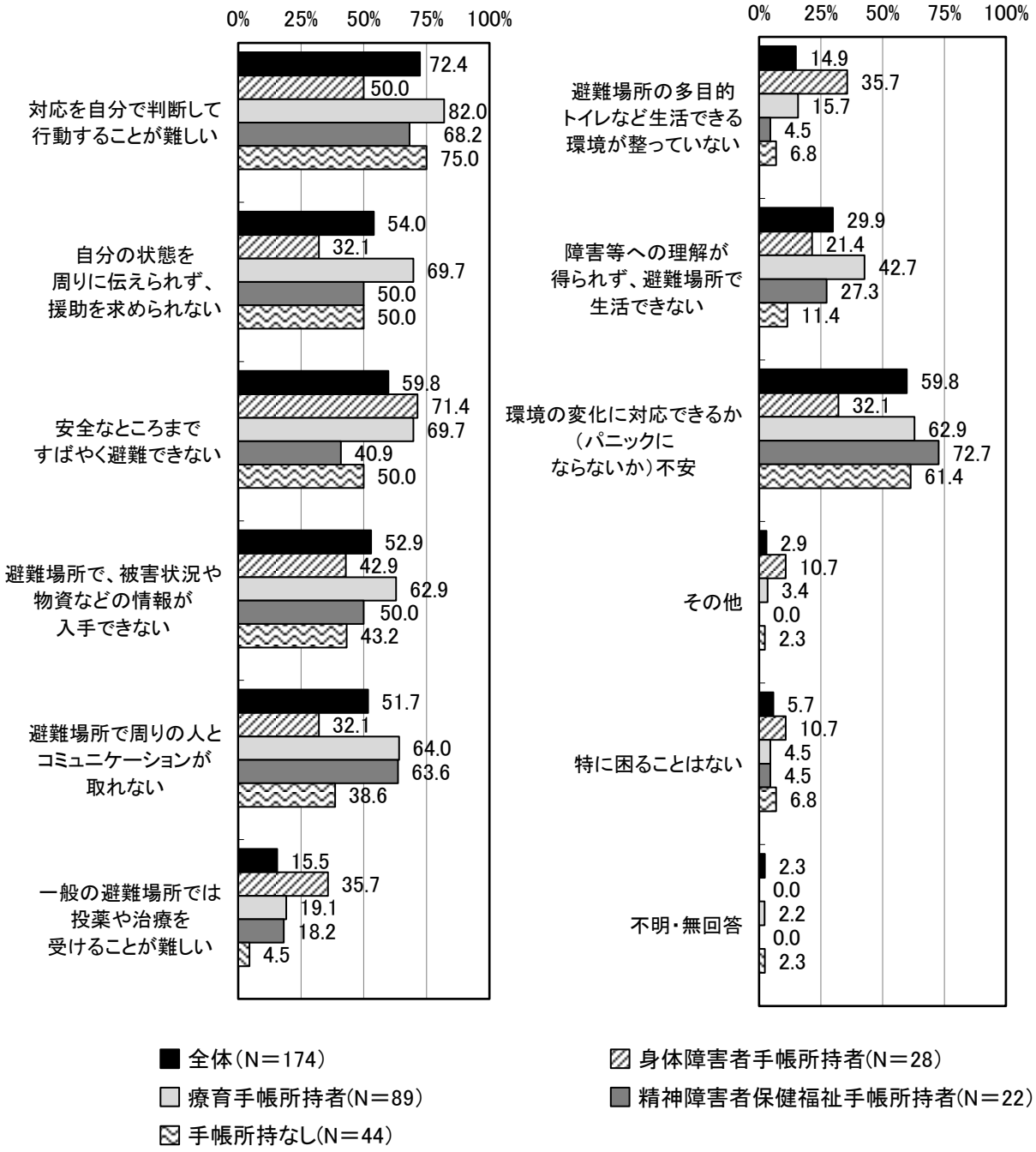

（37）災害が起こった時に備え、準備しているものはありますか。（あてはまるものすべてに○）

障害児問 28

全体では、「水や食料（医療食）」が 65.6％と最も高く、次いで「衣類やタオルなどの生活用品」が 29.9％となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「水や食料（医療食）」「薬やおむつなどの医療・介護用品」が他と比べて高くなっています。

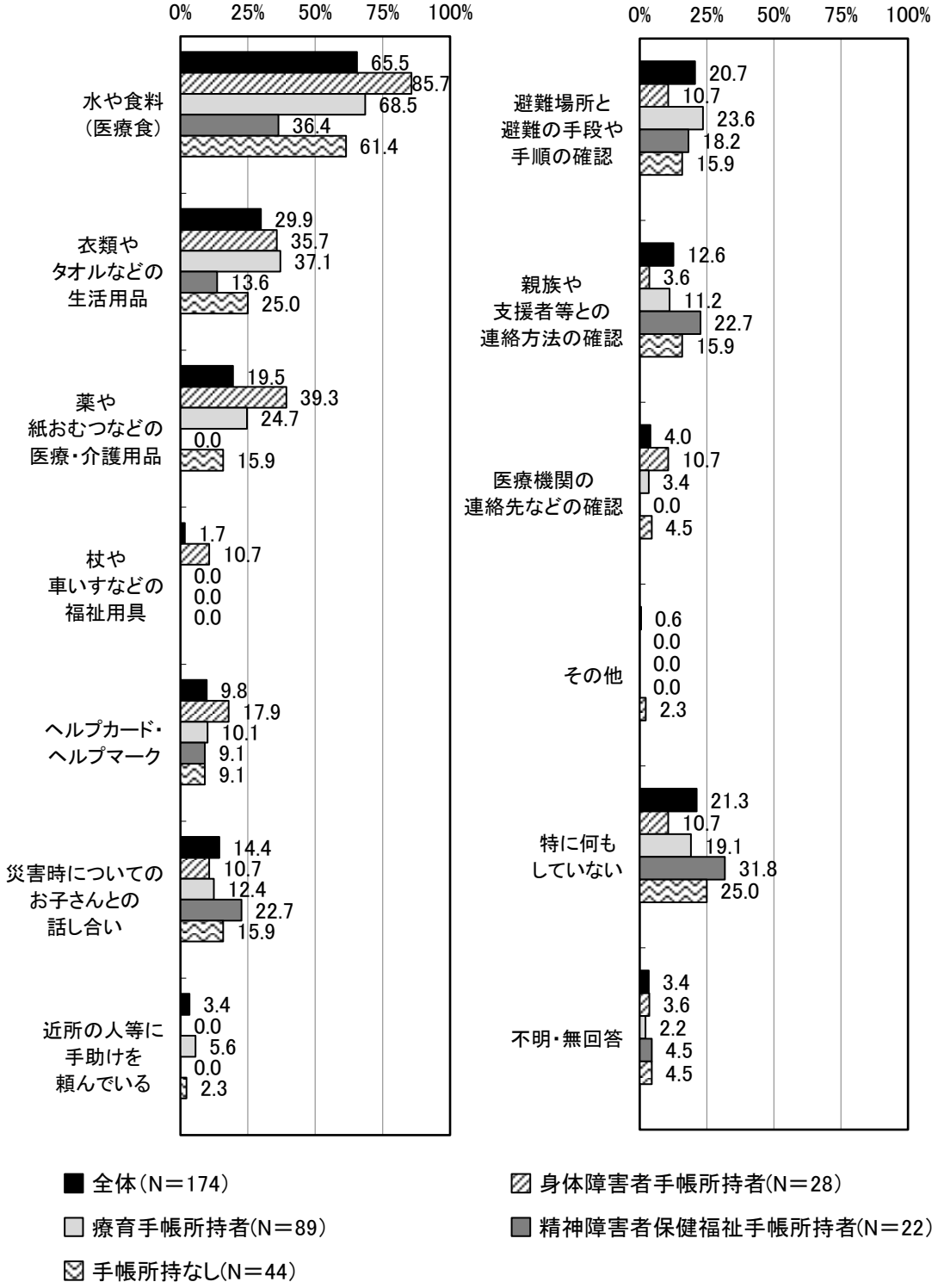

10　地域生活について

（38）あなたは近所の方とどの程度のお付き合いがありますか。（○は１つだけ）

障害者問 26

全体では、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が 43.6%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」が 19.6%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ほとんど付き合いはない」が他と比べて高くなっています。

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、18～40 歳未満は「ほとんど付き合いがない」が他と比べて高くなっています。

療育手帳所持者を年齢別にみると、18～40 歳未満は「困ったときにお互いに助け合える程度」が他と比べて高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、65 歳以上は「立ち話をする程度」が他と比べて高くなっています。

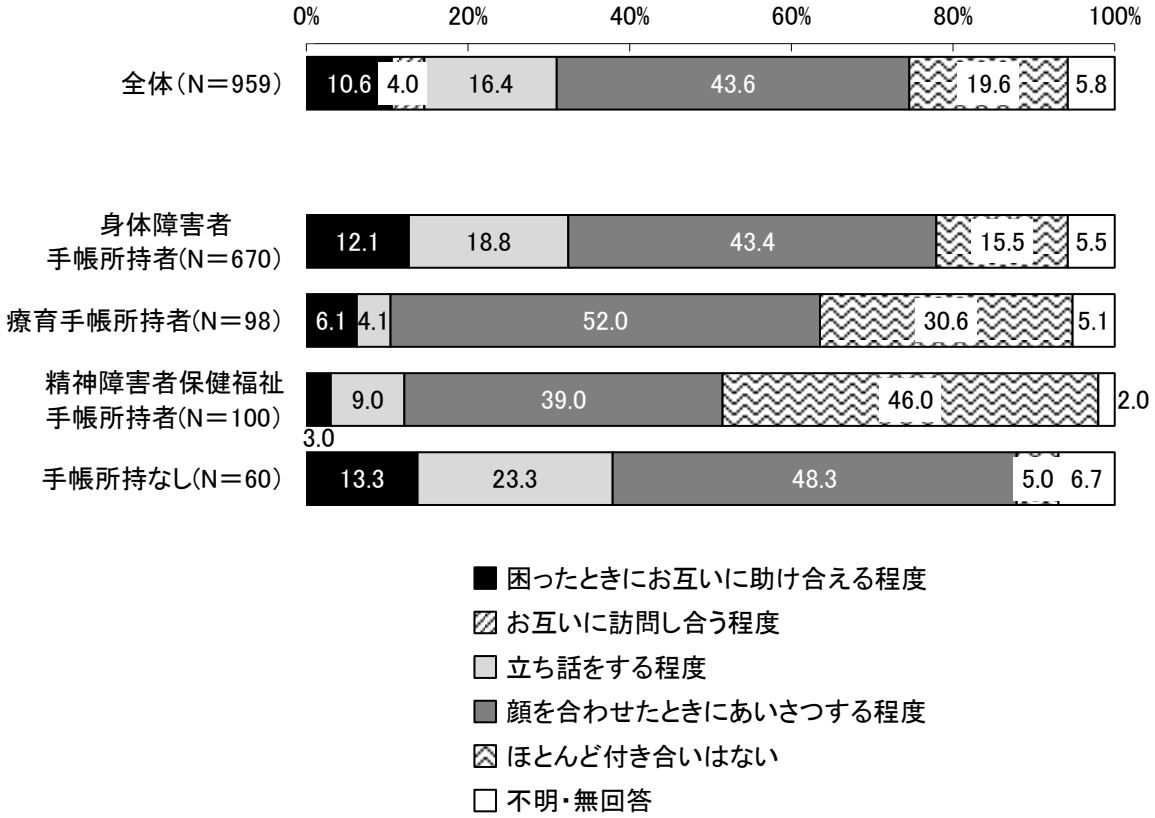

【身体障害者手帳所持者 年齢別】

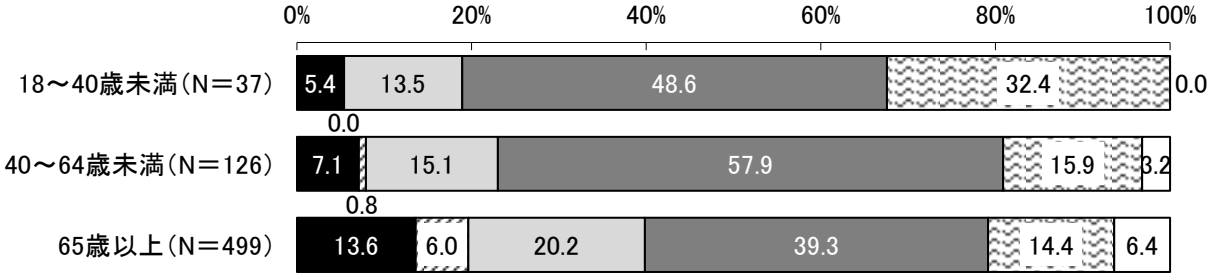

【療育手帳所持者 年齢別】

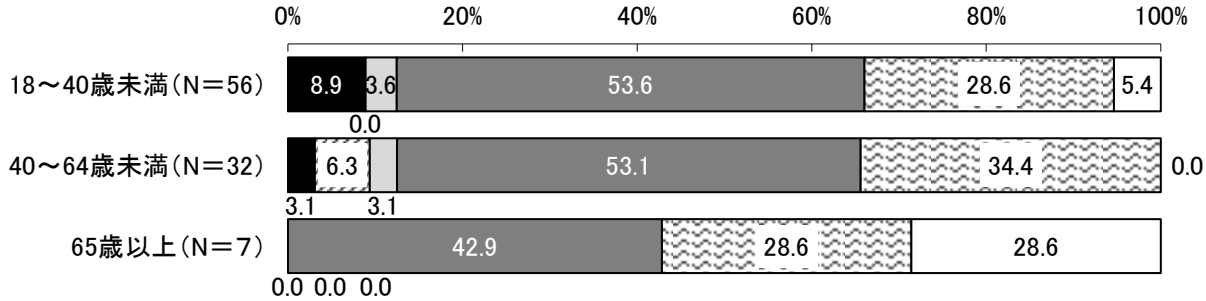

【精神障害者保健福祉所持者 年齢別】

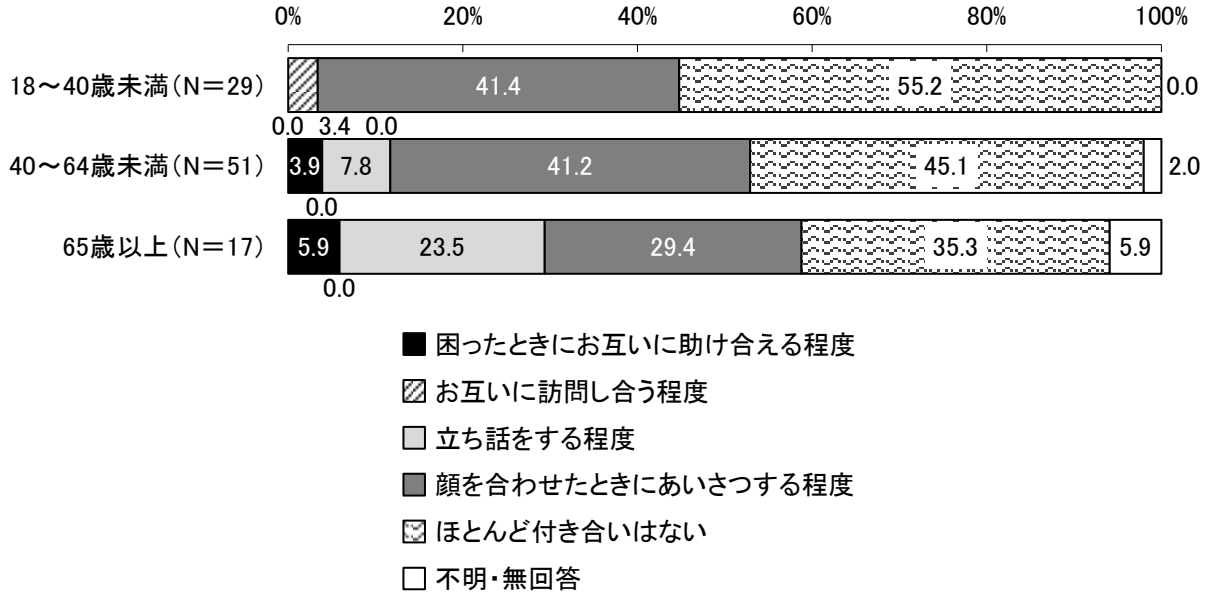

障害児問 30

全体では、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が 55.2%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」が 20.1%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ほとんど付き合いがない」が他と比べて高くなっています。

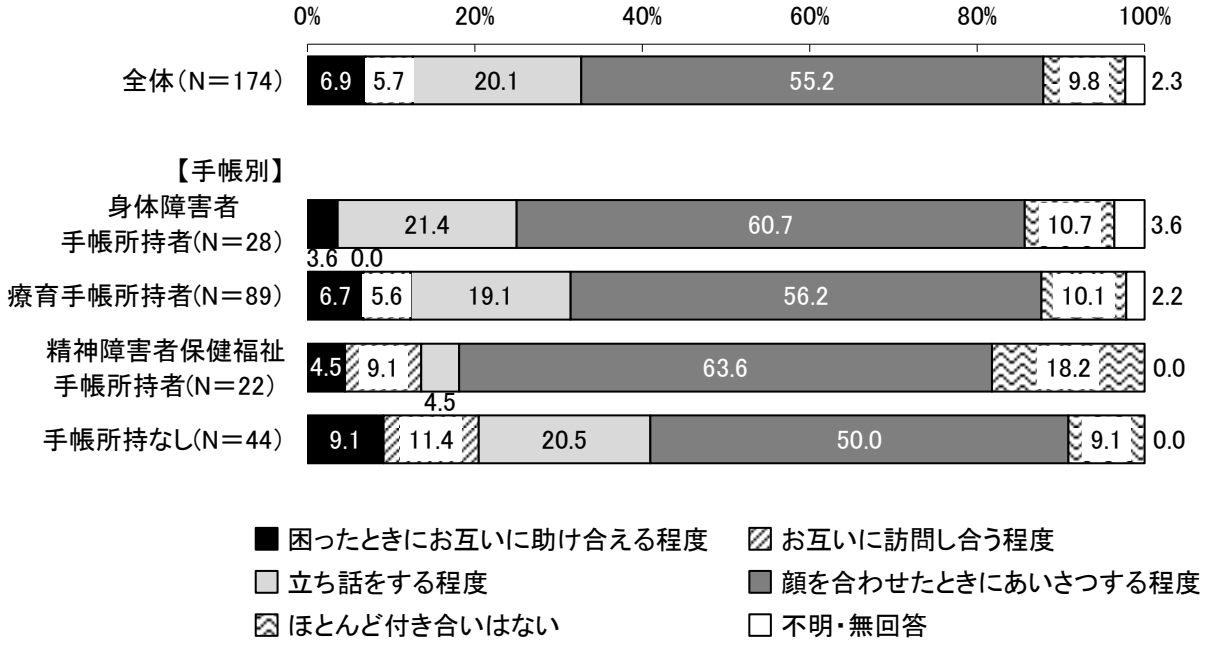

（39）ボランティアから支援等を受けられる場合、どのような支援があるといいですか。
（○は３つまで）

障害者問 27

全体では、「特にない」を除き、「緊急時の通報や保護」が 35.5%と最も高く、次いで「話し相手・相談相手」が 22.7%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療養手帳所持者、手帳所持なしでは「緊急時の通報や保護」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「話し相手・相談相手」がそれぞれ高くなっています。

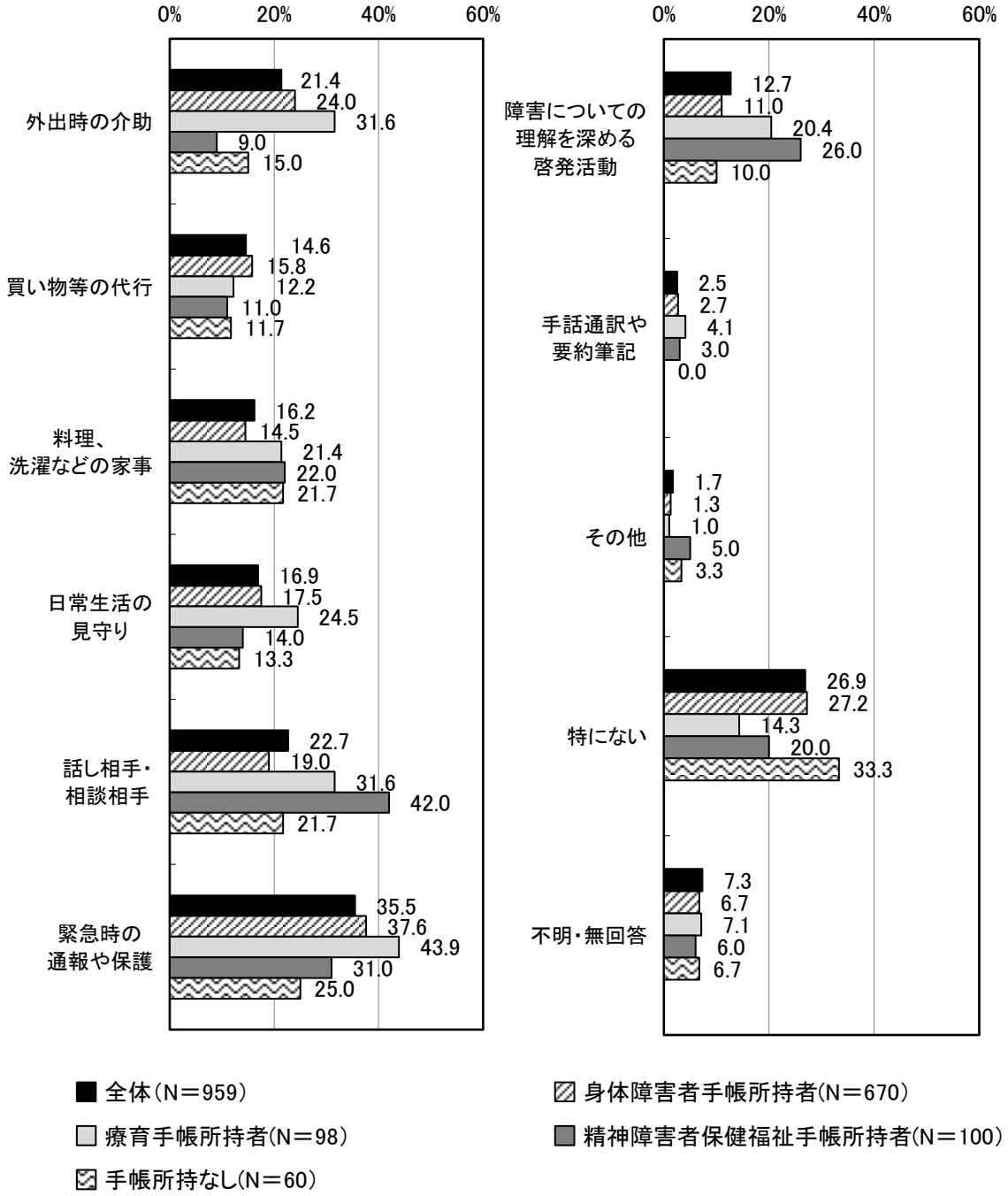

障害児問 31

全体では、「緊急時の通報や保護」が 44.8%と最も高く、次いで「話し相手・相談相手」が 30.5%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「話し相手・相談相手」が他と比べて高くなっています。

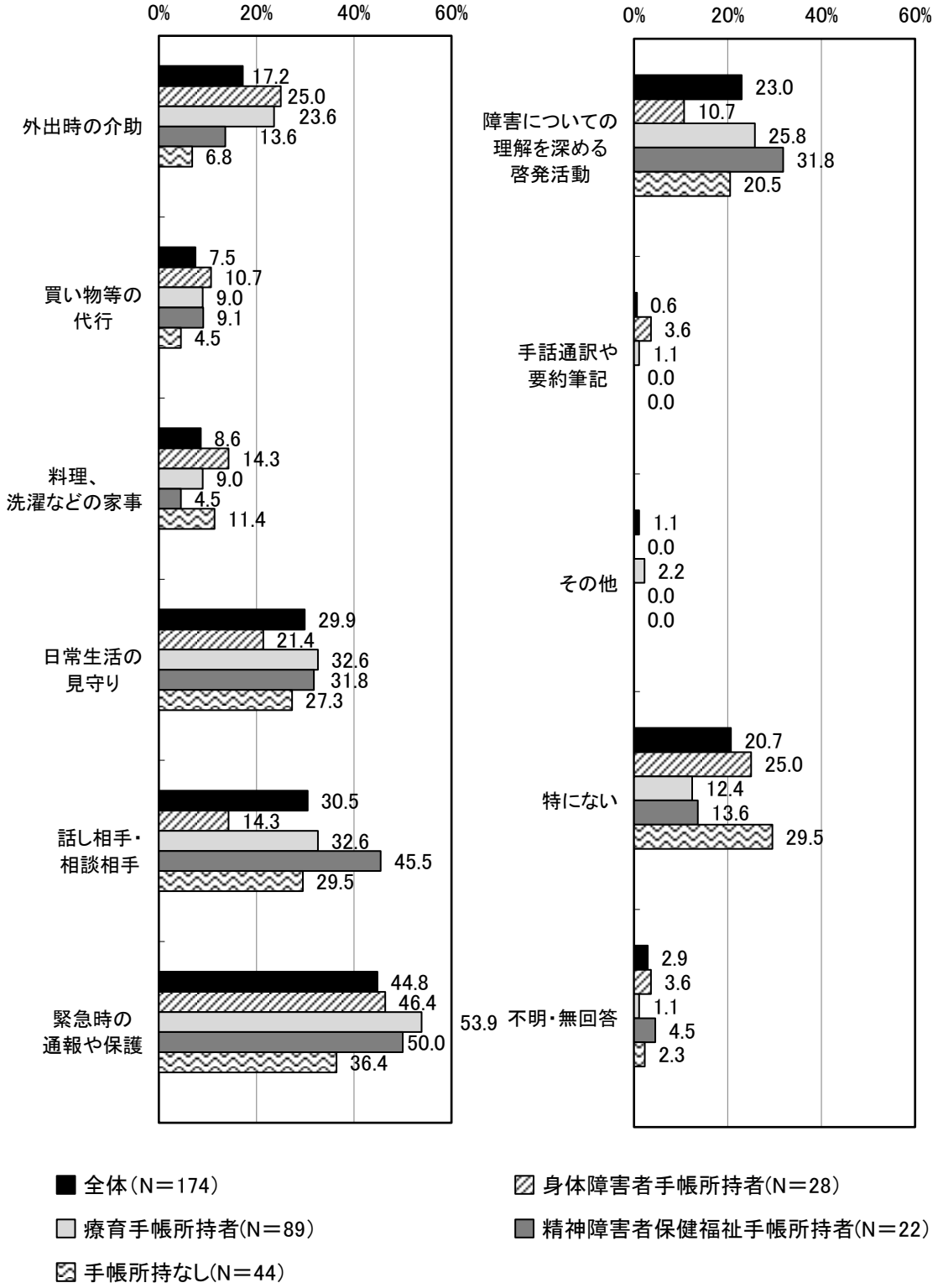

（40）あなたが参加したいスポーツや文化活動は何ですか。（現在参加しているものも含む）
（○は３つまで）

障害者問 28

全体では、「特にない」を除き、「コンサート・映画、スポーツ等の鑑賞」が 20.2%と最も高く、次いで「趣味の同好会活動」が 16.4%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「障害のある仲間との活動」が他と比べて高くなっています。

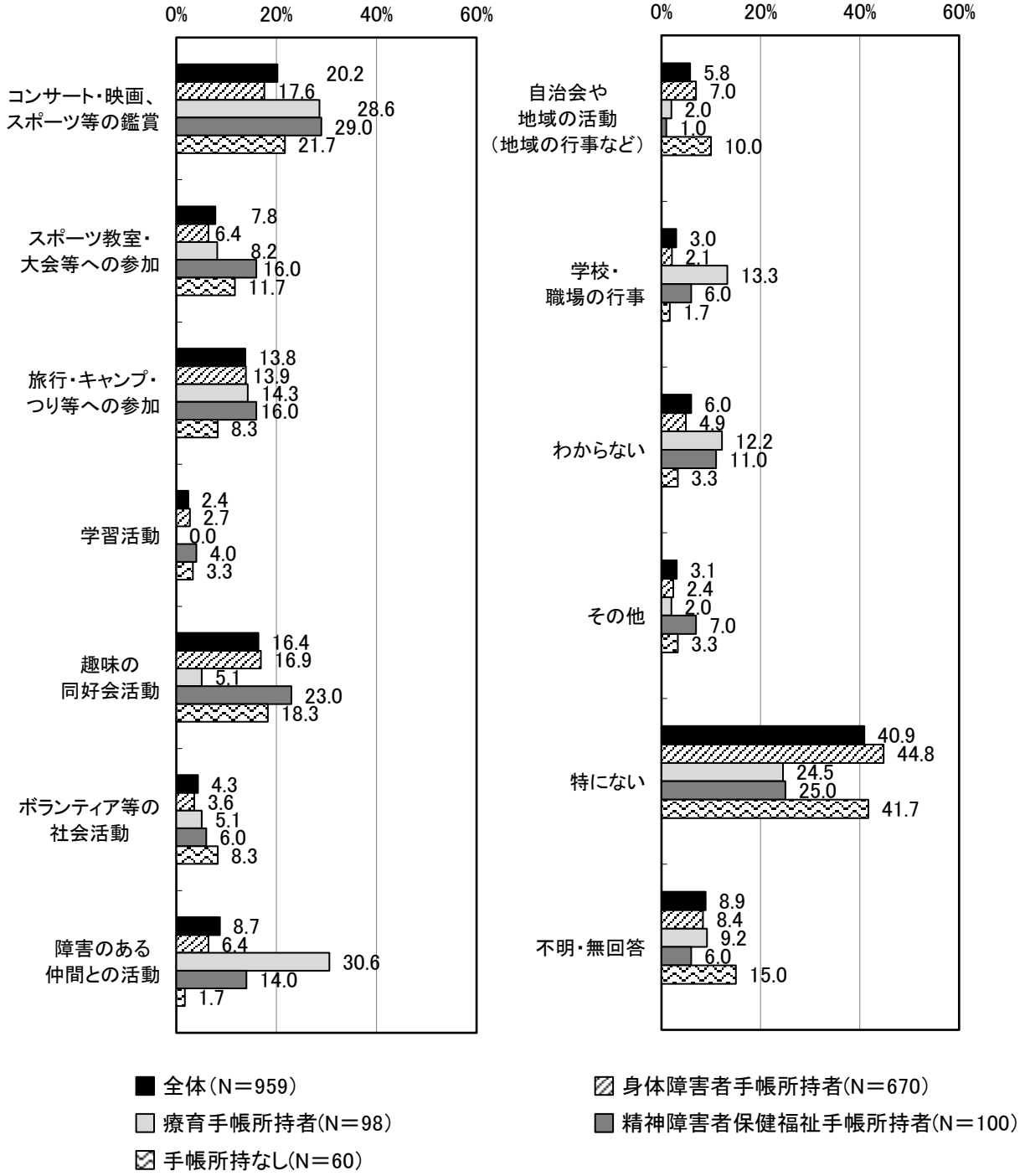

障害児問 32

全体では、「学校・職場の行事」が 46.0%と最も高く、次いで「スポーツ教室・大会等への参加」が 35.6%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「学校・職場の行事」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「趣味の同好会活動」「学校・職場の行事」、手帳所持なしでは「スポーツ教室・大会等への参加」がそれぞれ高くなっています。

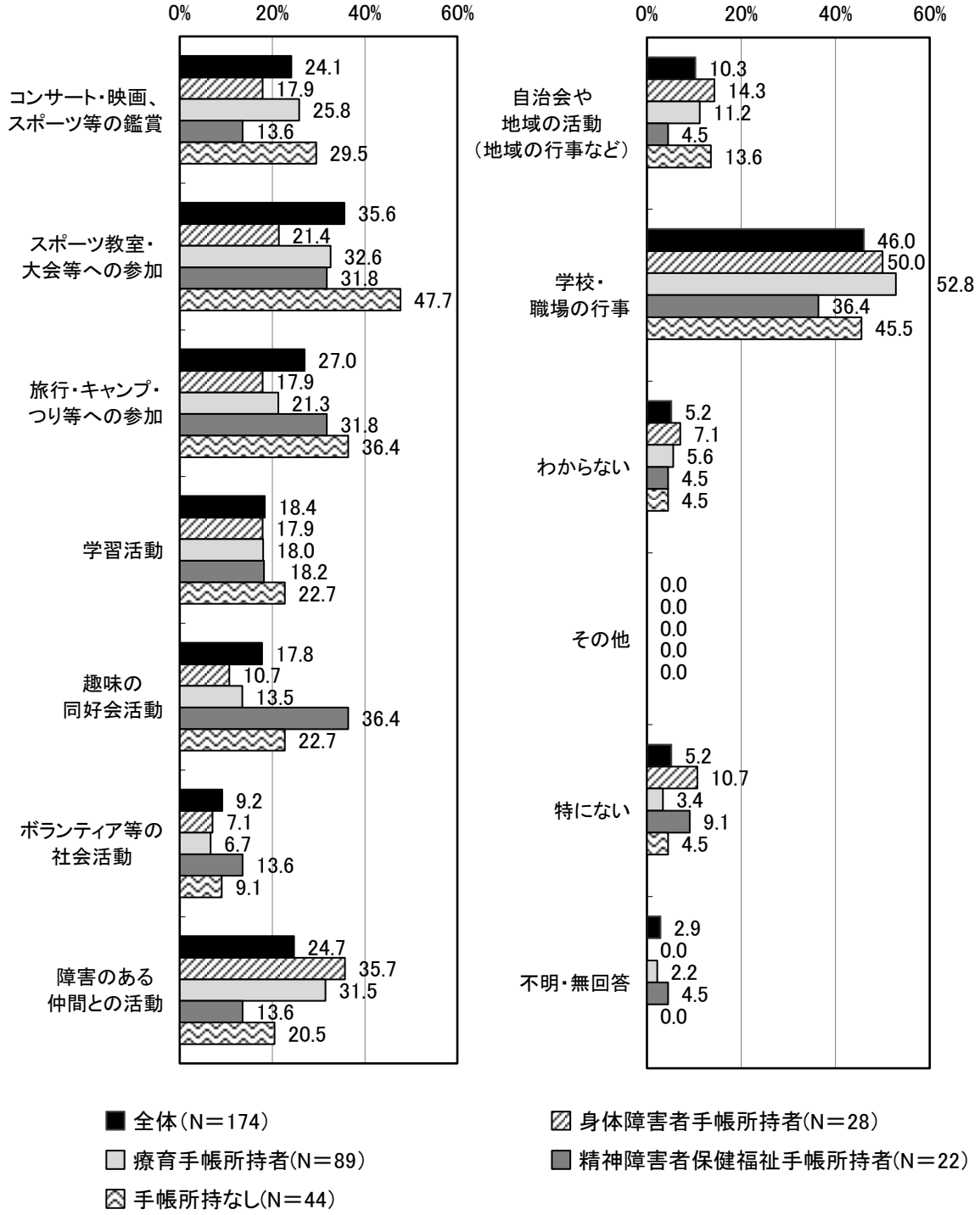

11　人権について

（41）あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は１つだけ）

障害者問 29

本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表記しています。
※『ある』:「ある」「少しある」を合わせた割合

全体では、『ある』が 42.3%、「ない」が 52.1%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で『ある』が他と比べて高くなっています。

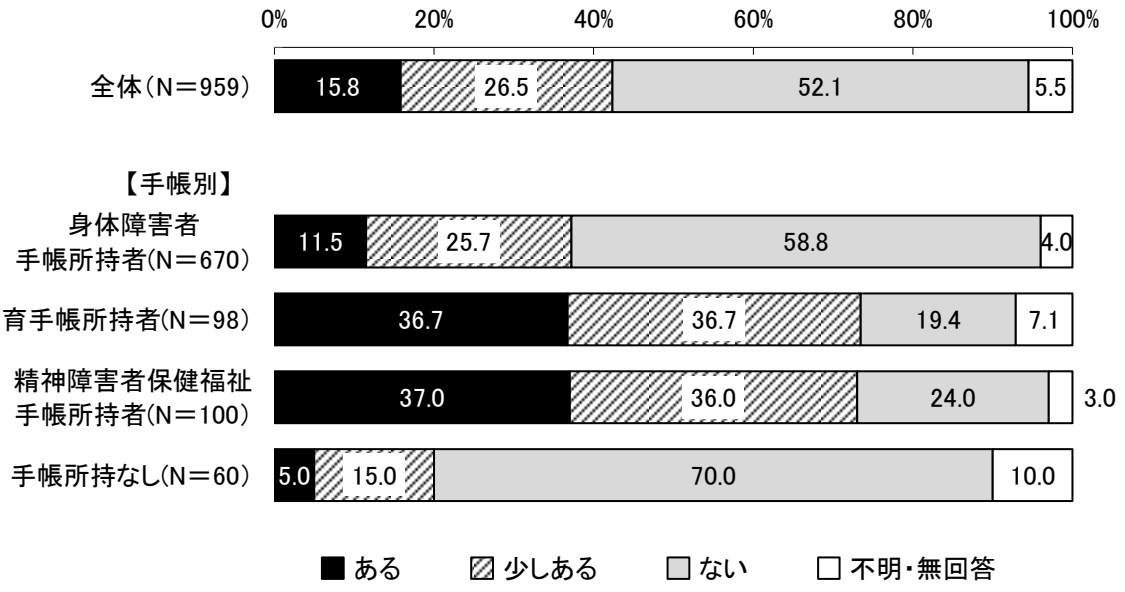

障害児問 33

本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表記しています。
※『ある』:「ある」「少しある」を合わせた割合

全体では、『ある』が 58.6%、「ない」が 39.7%となっています。

手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で『ある』が他と比べて高くなっています。

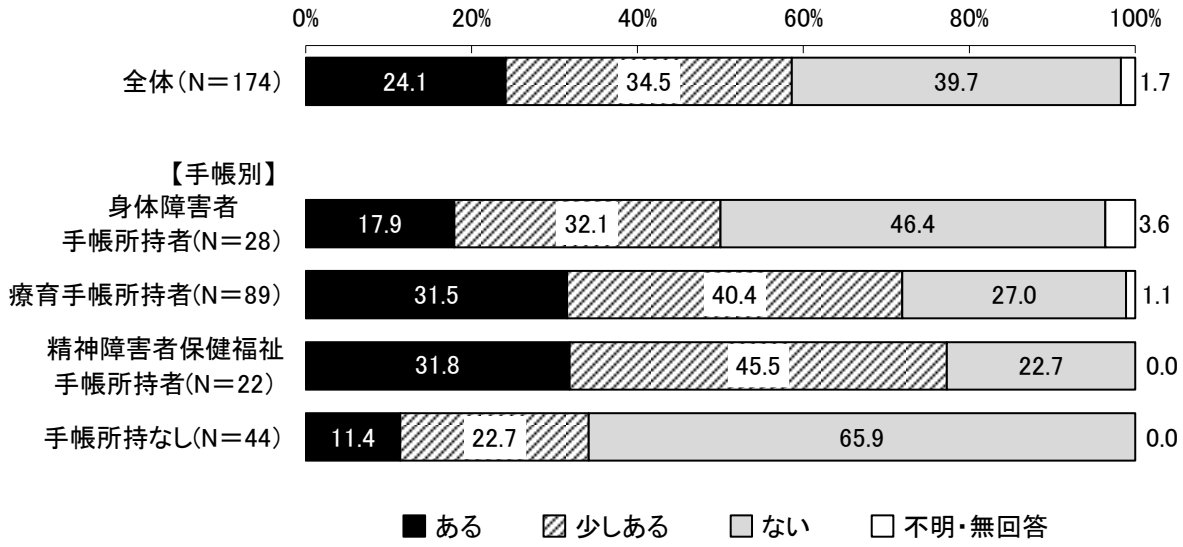

（42）障害に対する市民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。（○は３つまで））

障害者問 30

全体では、「わからない」を除き、「学校での障害理解を深める教育」が 26.1％と最も高く、次いで「障害のある人の就労・就学などの支援」が 23.0％となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「学校での障害理解を深める教育」「障害のある人の就労・就学などの支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障害のある人の就労・就学などの支援」が他と比べて高くなっています。

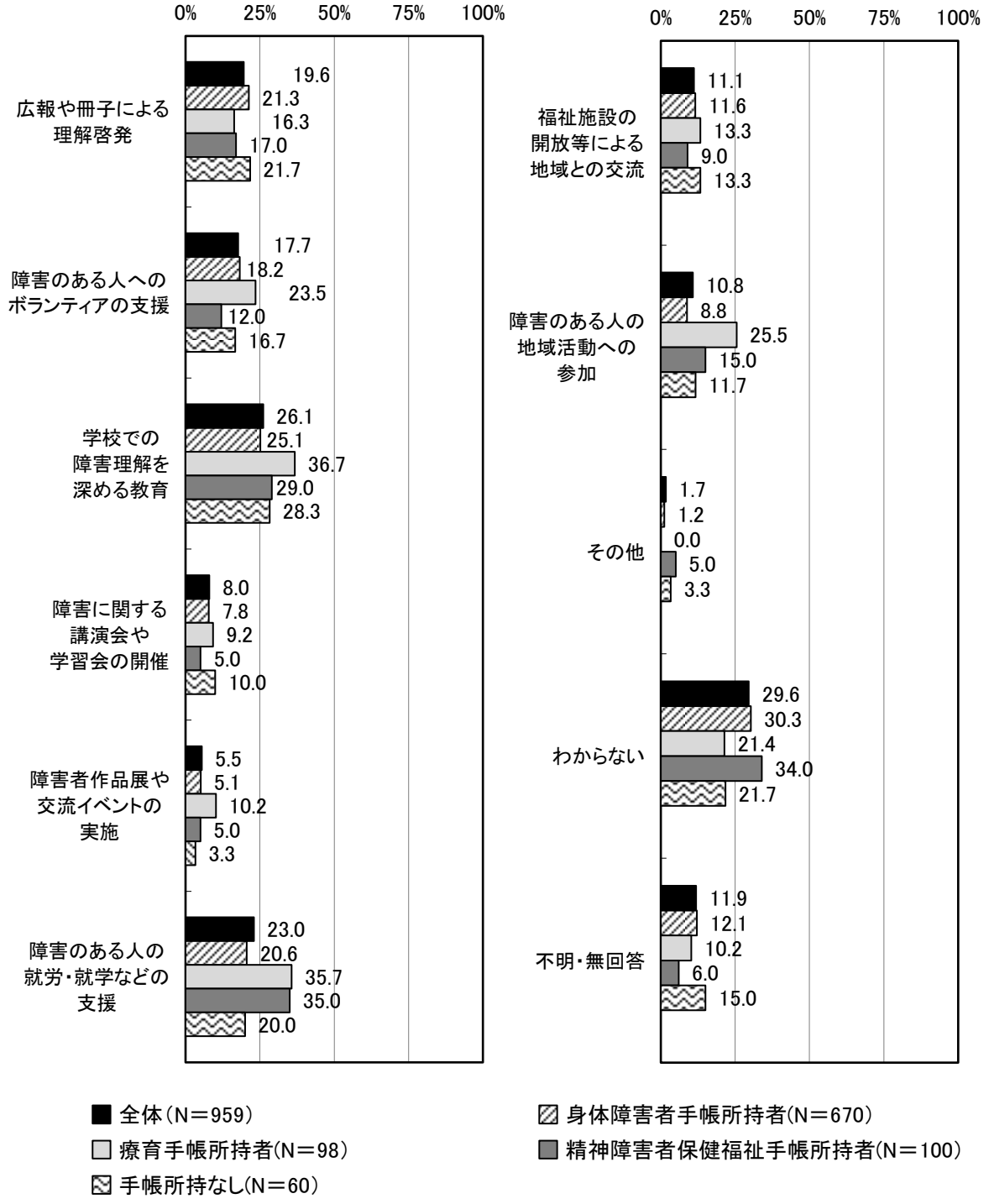

障害児問34

全体では、「学校での障害理解を深める教育」が 64.4%と最も高く、次いで「障害のある人就労・就学などの支援」が 49.4%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障害のある人の就労・就学などの支援」が他と比べて高くなっています。

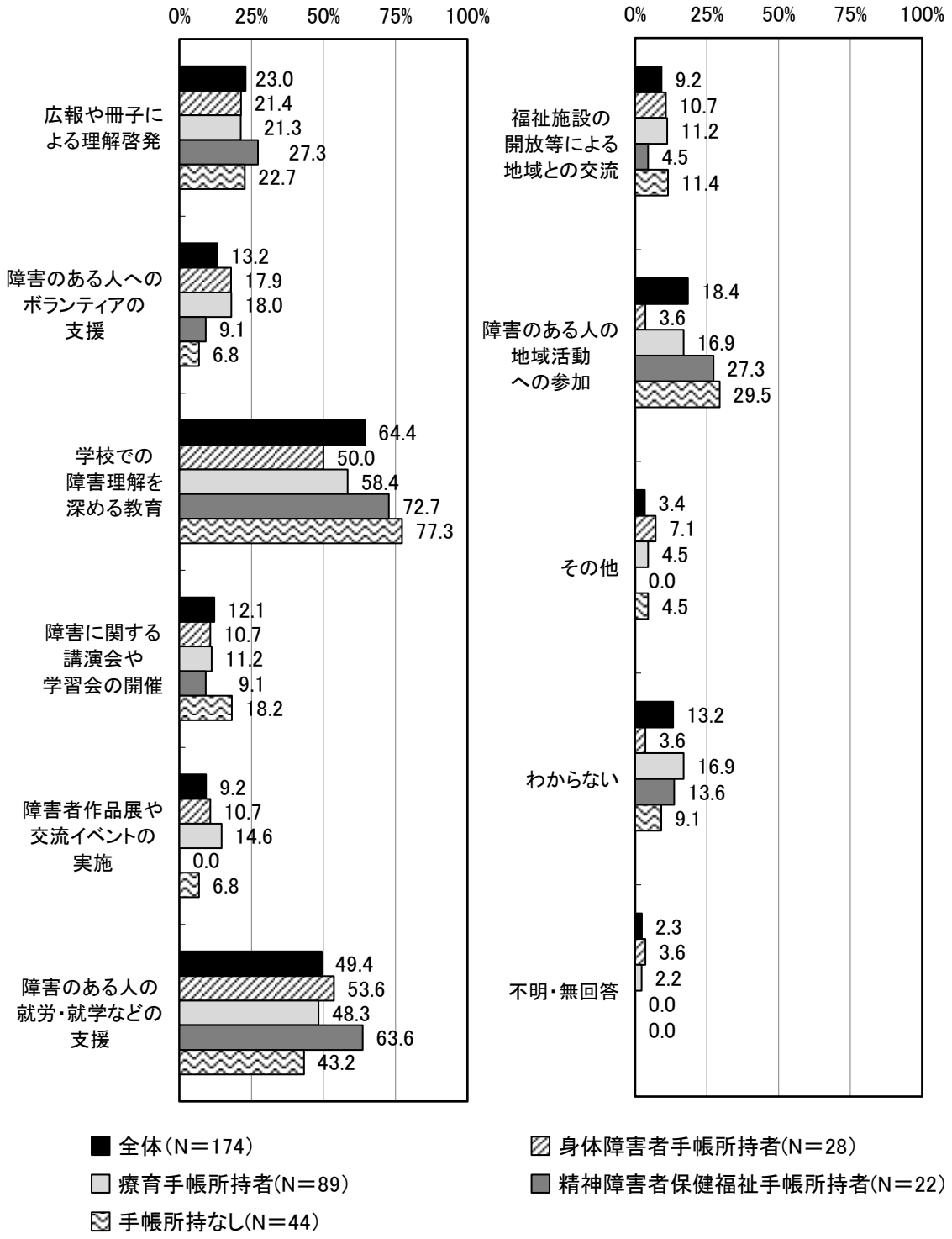

（43）あなたは、成年後見制度についてご存じですか。（○は１つだけ）

障害者問 31

全体では、「名前も内容も知っている」が 29.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.3%、「名前も内容も知らない」が 34.5%となっています。

手帳別でみると精神障害者保健福祉手帳所持者で「名前も内容も知らない」が他と比べて高くなっています。

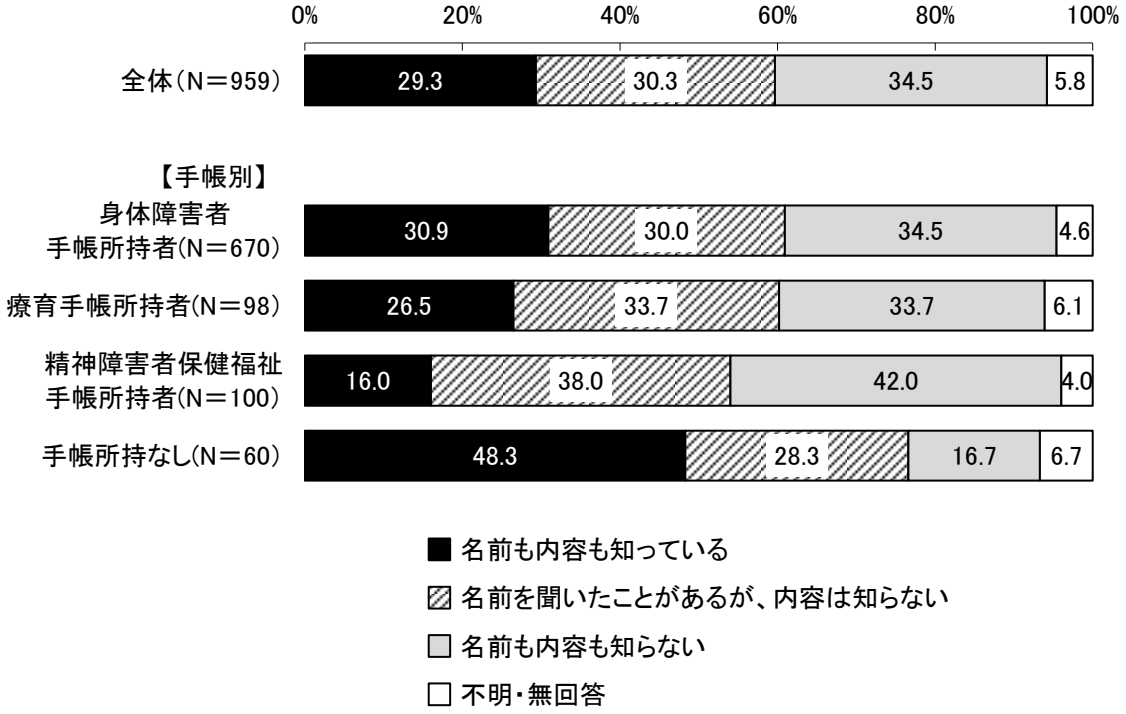

障害児問 35

全体では、「名前も内容も知っている」が 41.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 34.5%、「名前も内容も知らない」が 23.0%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「名前も内容も知らない」が他と比べて高くなっています。

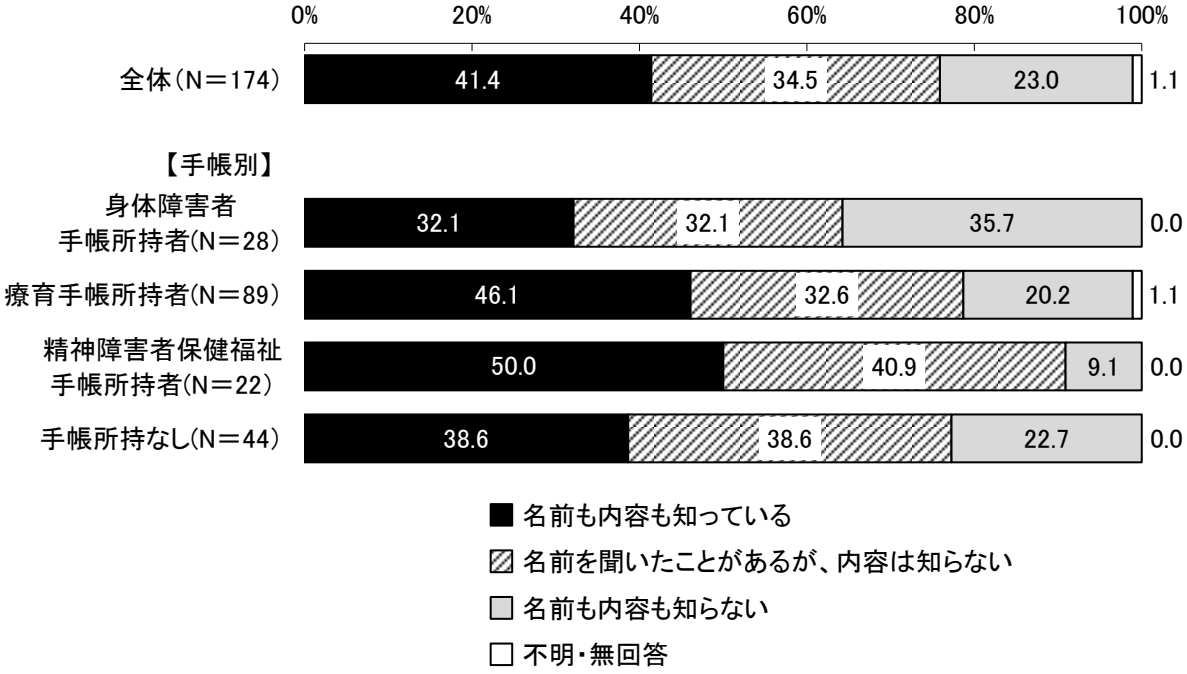

（44）あなたは、成年後見制度について、将来的に利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

障害者問 32

全体では、「わからない」が 51.3%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が 24.9%となっています。

手帳別でみると療育手帳所持者で「利用したい」が他と比べて高くなっています。

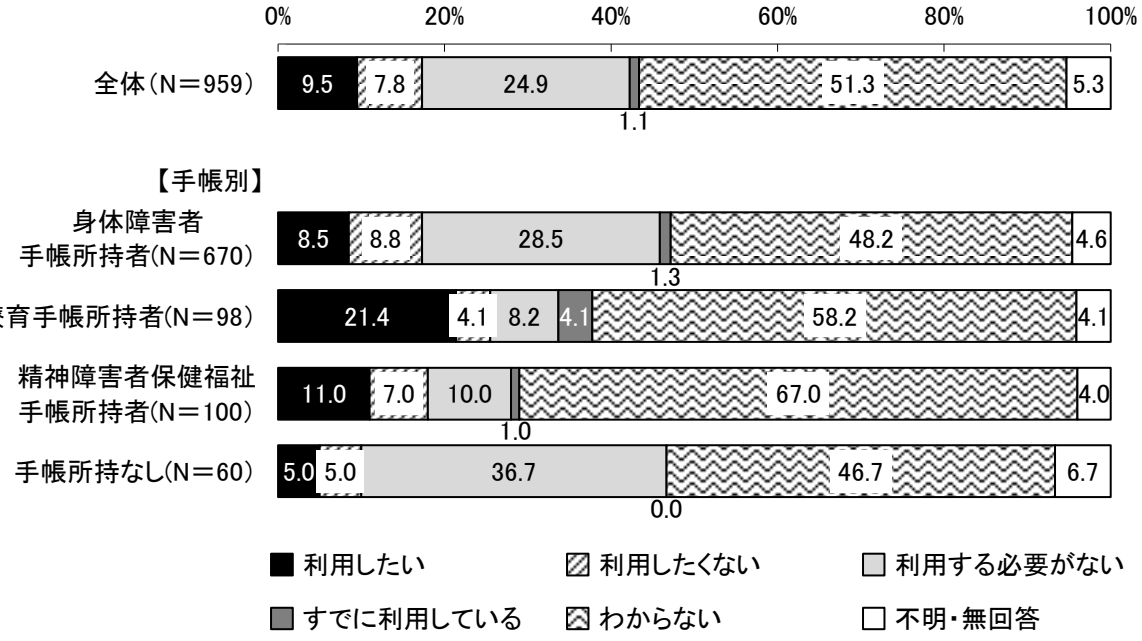

障害児問 36

全体では、「わからない」が 55.7%と最も高く、次いで「利用させたい」が 20.7%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「利用させたい」が他と比べて高くなっています。

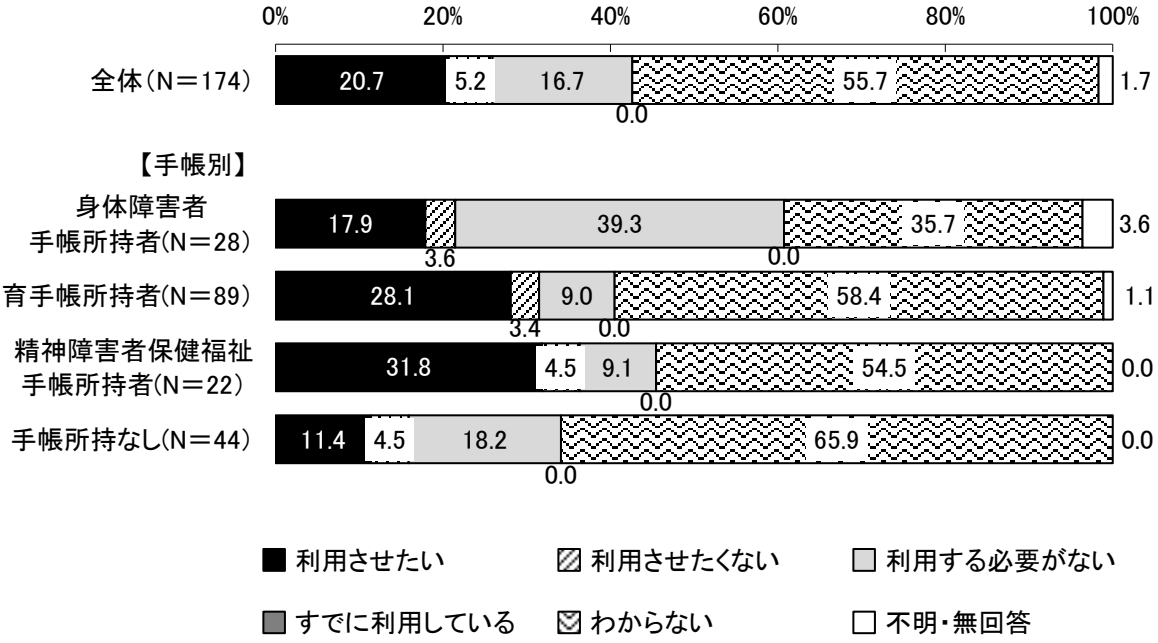

12　碧南市の障害者支援への取り組みについて

（45）障害者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことをお答えください。
（○は５つまで）

障害者問 33

全体では、「災害時の支援」が 31.6%と最も高く、次いで「経済的な援助の充実」が 28.1%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「災害時の支援」、療育手帳所持者で「障害に対する理解の促進」、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしで「経済的な援助の充実」がそれぞれ高くなっています。

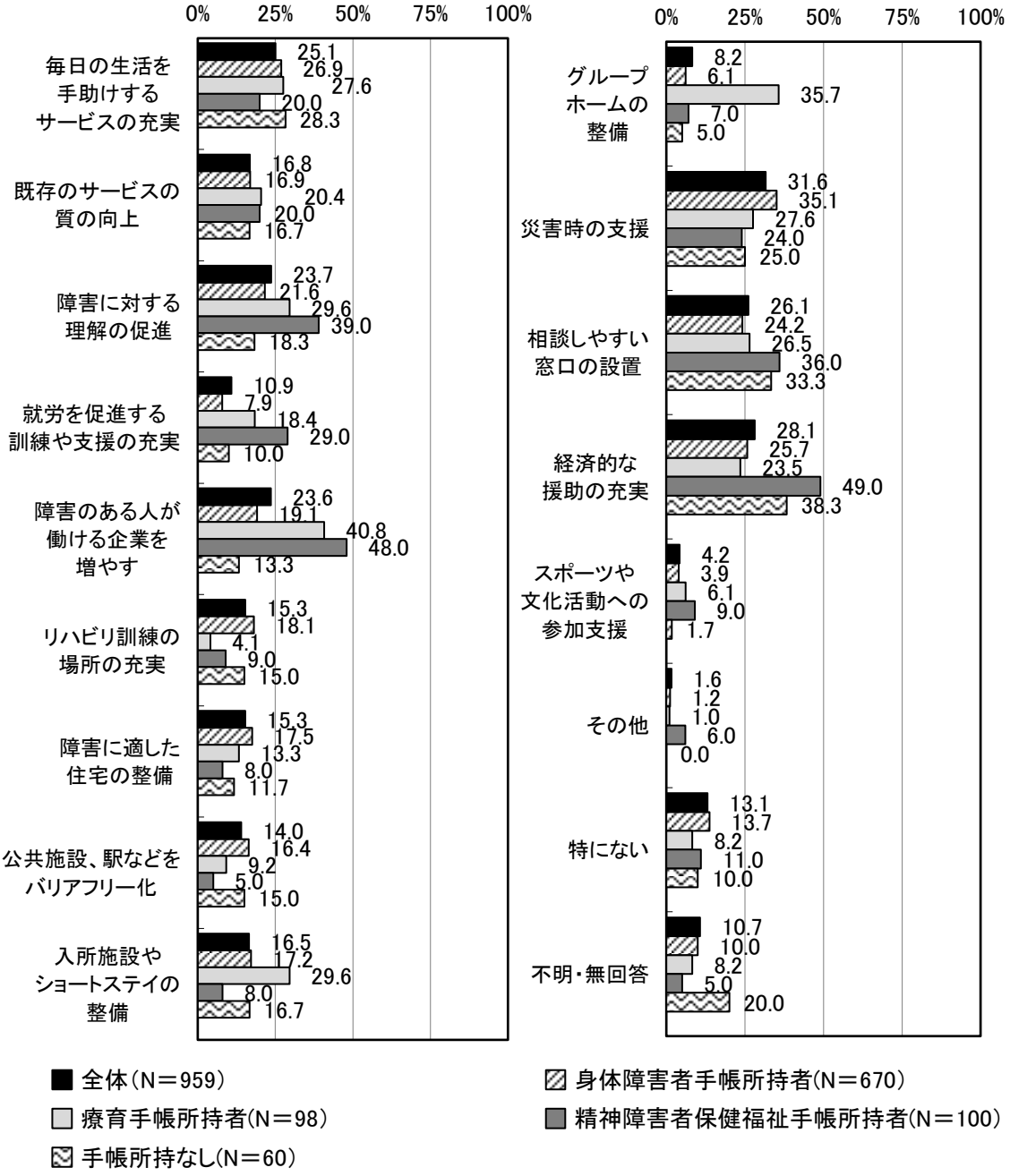

障害児問 37

全体では、「障がいのある人が働ける企業を増やす」が 52.9%と最も高く、次いで「就労を促進する訓練や支援の充実」が 46.6%となっています。

手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労を促進する訓練や支援の充実」「障害のある人が働ける企業を増やす」が他と比べて高くなっています。

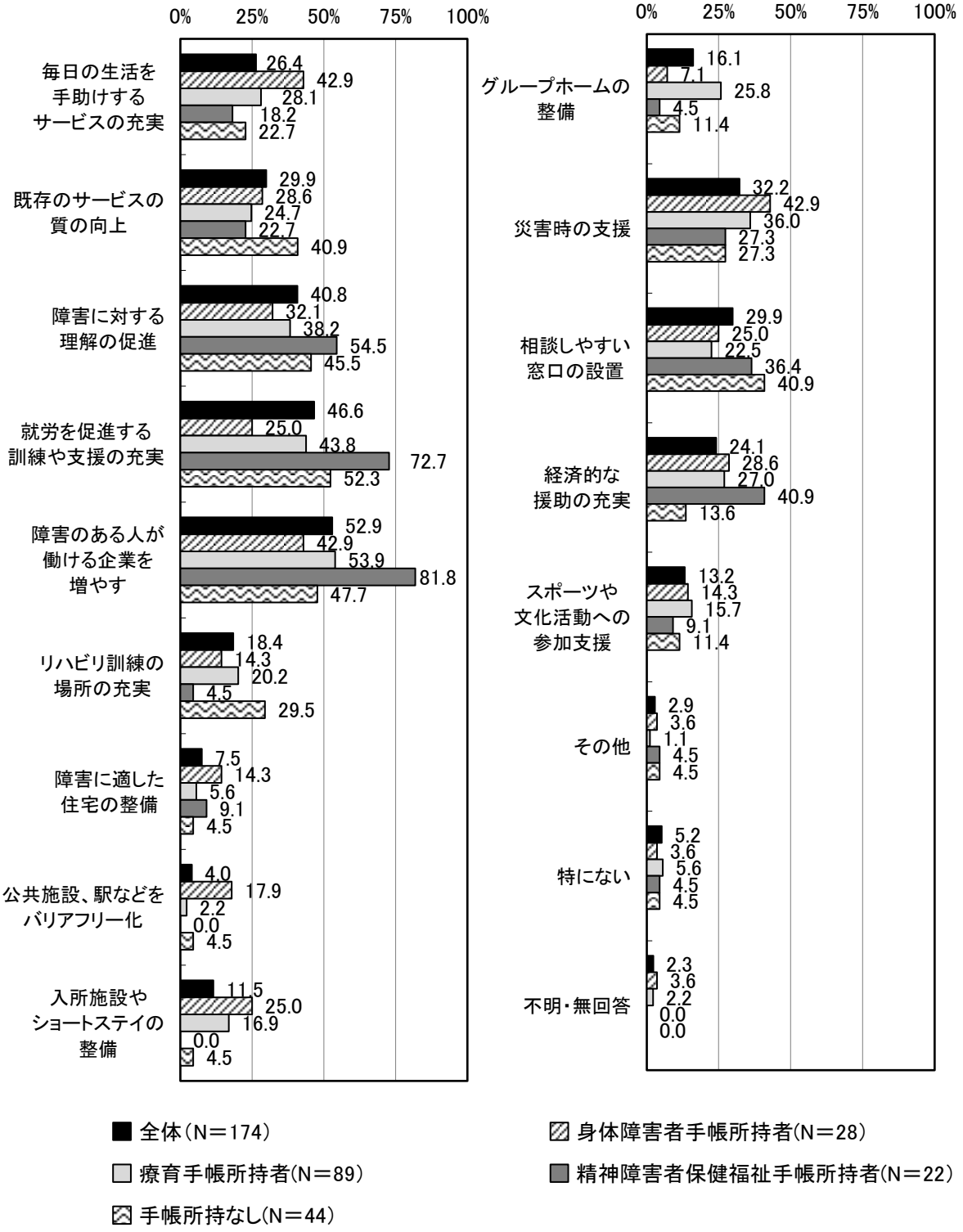

13　介護の状況について

※これ以降は介護者についての質問となり、不明・無回答を除いて算出しています。

（46）宛名の方から見て、あなたは次のどれにあたりますか。（○は１つだけ）

障害者問 35

全体では、「夫・妻」が 41.3%と最も高く、次いで「子ども」が 24.9%となっています。
手帳別でみると、療養手帳所持者で「親」が他と比べて高くなっています。

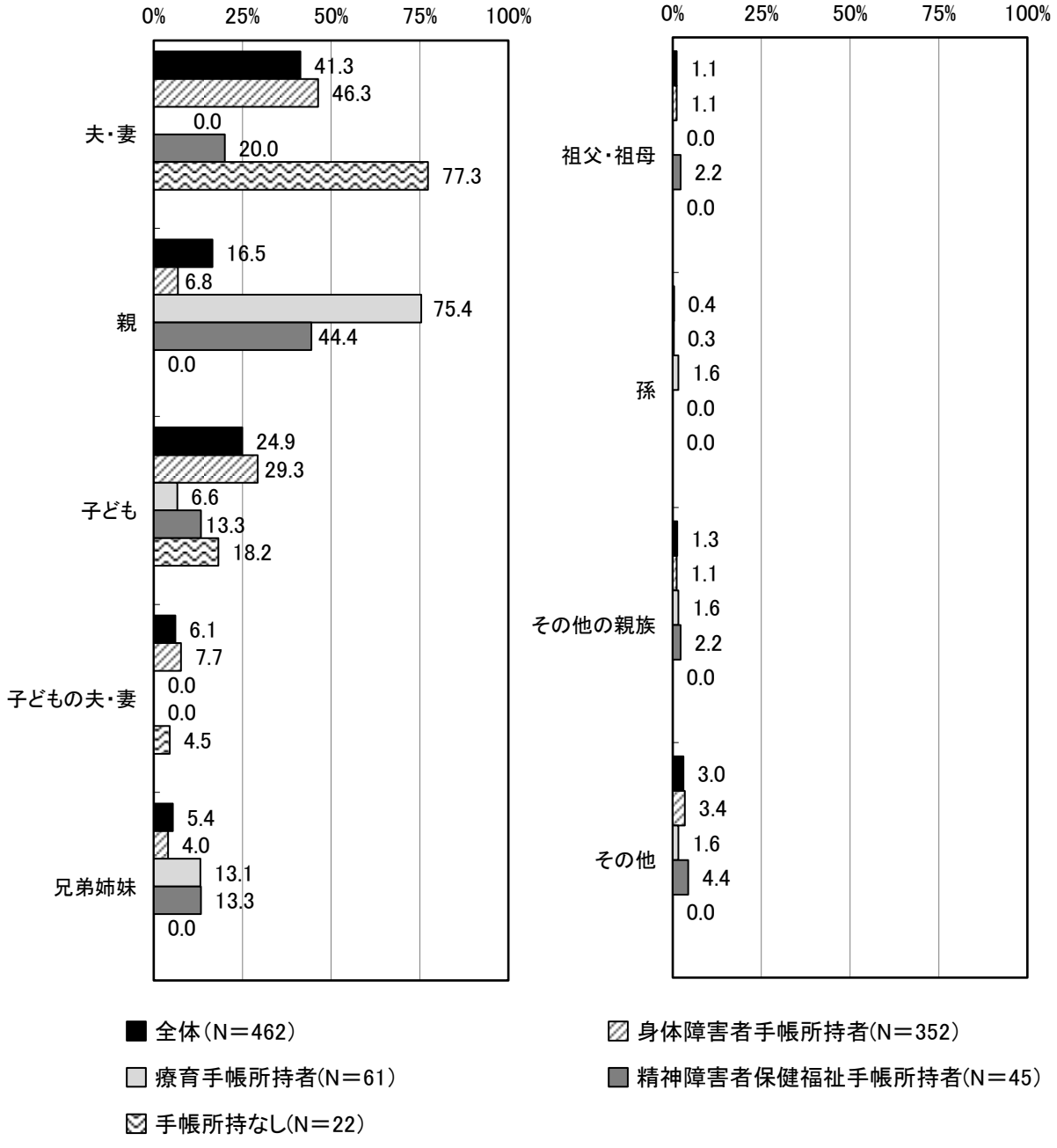

（47）あなたの性別について、あてはまるものに○をつけてください。（○は１つだけ）

障害者問 36

全体では、「男性」が 38.1%、「女性」が 61.9%となっています。
手帳別でみると、療養手帳所持者で「女性」が他と比べて高くなっています。

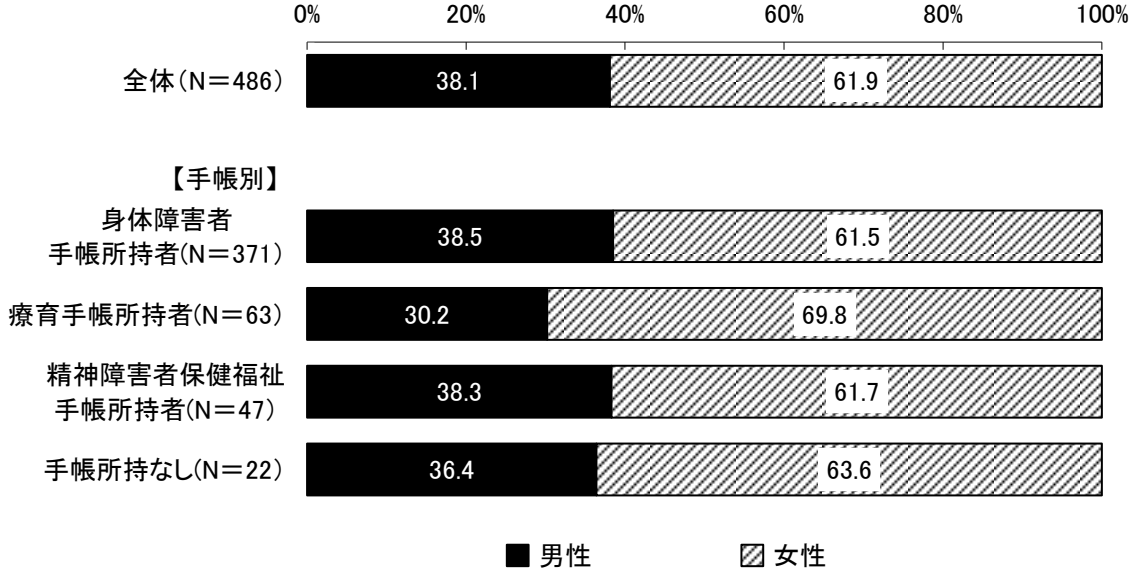

（48）あなたの年齢をお答えください。（令和２年５月１日現在）（数字を記入）

障害者問 37

全体では、「70 歳代」が 27.9%と最も高く、次いで「60 歳代」が 25.4%となっています。
手帳別でみると、身体障害者手帳所持者で「80 歳以上」が他と比べて高くなっています。

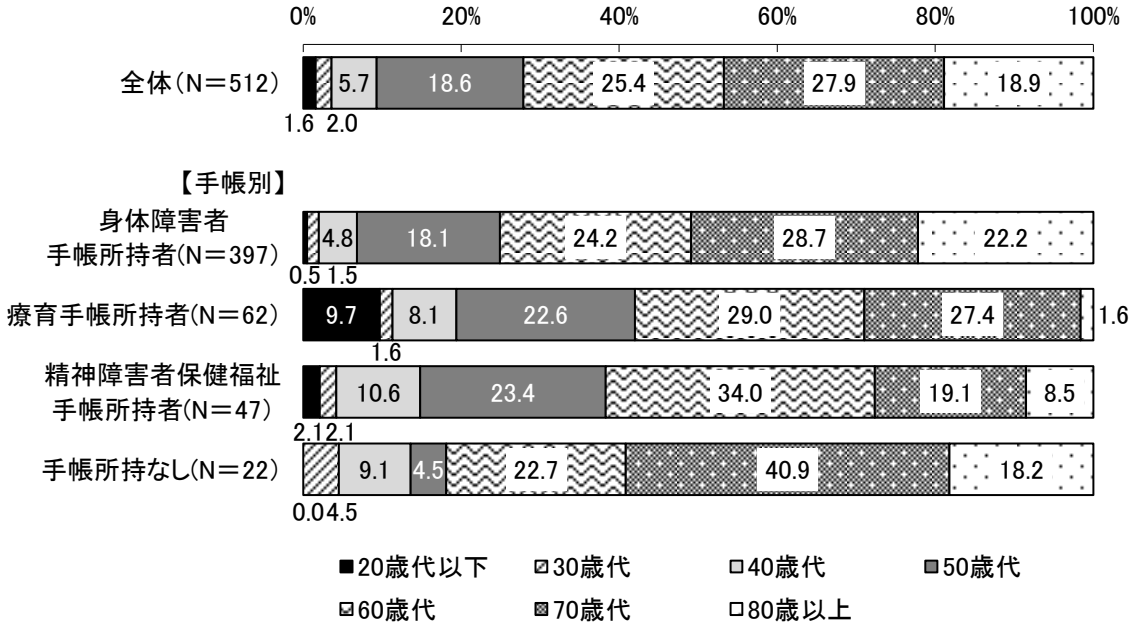

（49）あなたは仕事をしていますか。（○は１つだけ）

障害者問 38

全体では、「はい」が 41.5%、「いいえ」が 58.5%となっています。
手帳別でみると、療育手帳所持者で「はい」が他と比べて高くなっています。

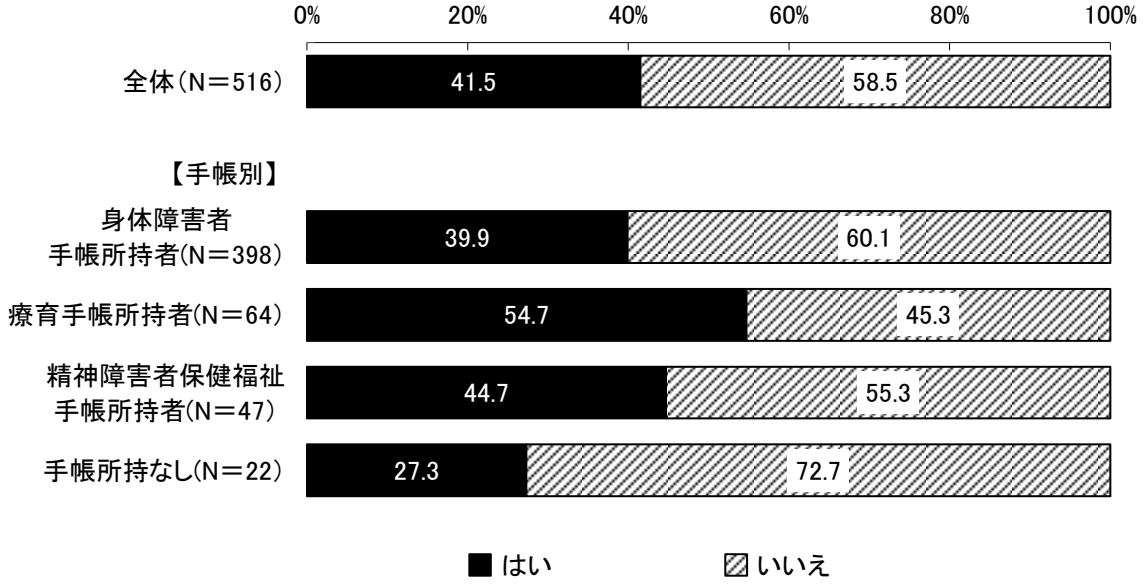

（50）普段の生活の中で、あなたが１日あたりの支援にかけている時間はどれくらいですか。
（○は１つだけ）

障害者問 39

全体では、「その他」を除き、「２～３時間程度」が 32.1%と最も高く、次いで「３～６時間程度」が 15.9%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「１日の大半（８時間以上)」が他と比べて高くなっています。

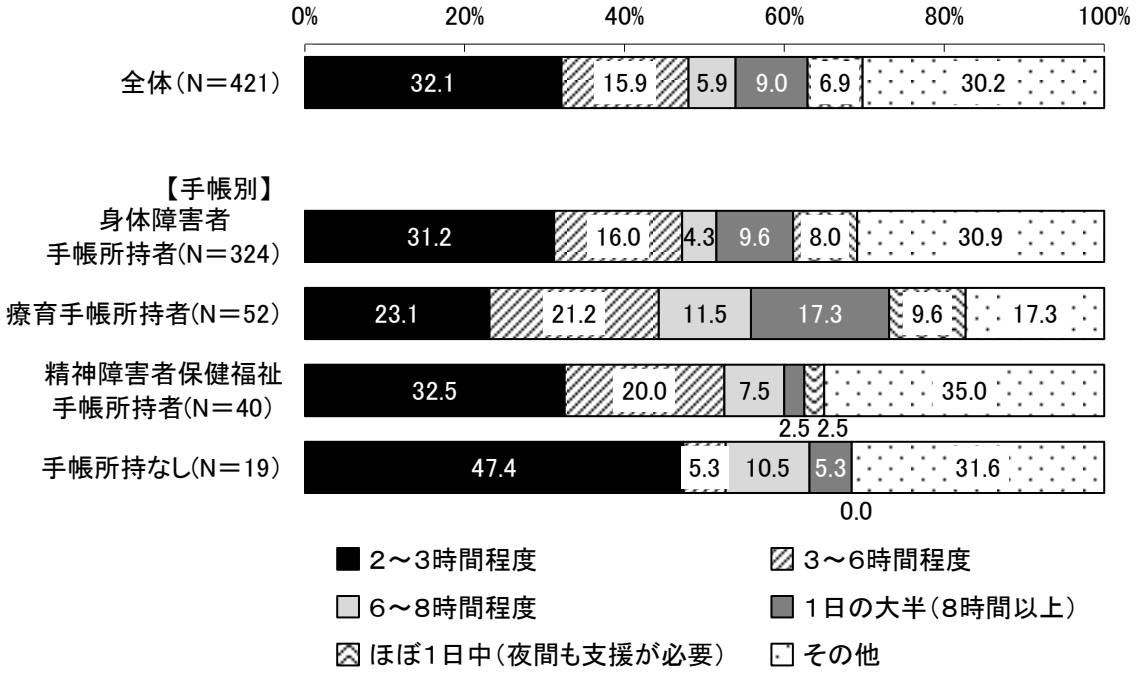

（51）あなたが宛名の方ご本人の支援について、負担に感じることはありますか。
（○は１つだけ）

障害者問 40

本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表記しています。
※『負担に感じている』:「大変負担に感じている」「やや負担に感じている」を合わせた割合
『負担に感じていない』:「あまり負担に感じていない」「負担に感じていない」を合わせた割合

全体では、『負担に感じている』が 46.9%、『負担に感じていない』が 53.1%となっています。
手帳別でみると、療養手帳所持者で『負担に感じている』が他と比べて高くなっています。

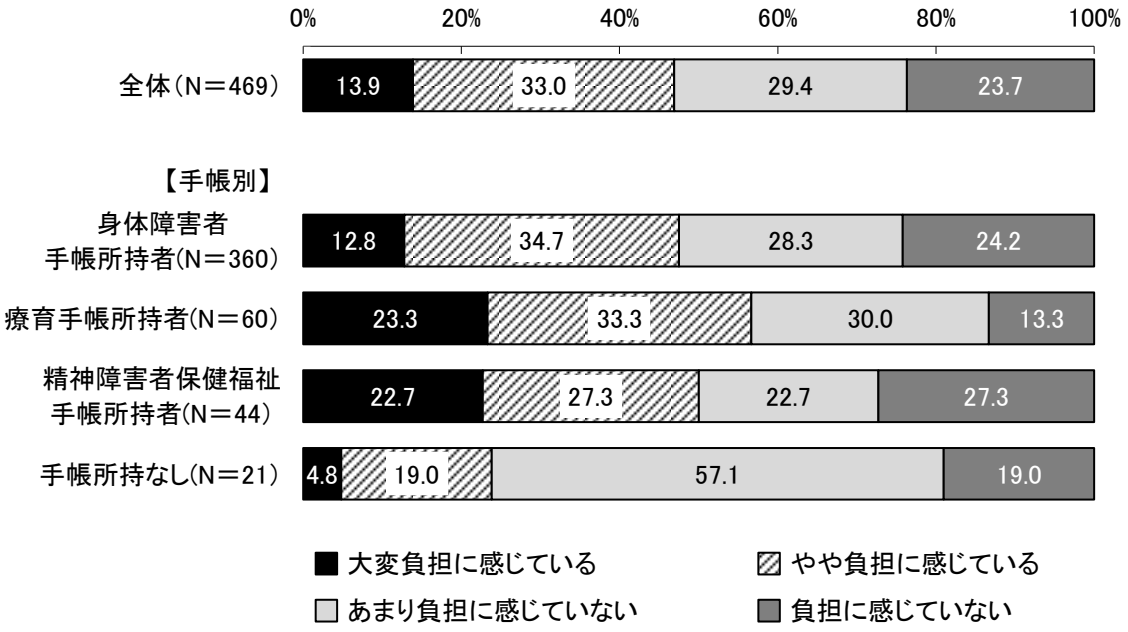

（52）あなたが支援する上で困っていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

障害者問 41

全体では、「緊急時の対応に不安がある」が 40.5%と最も高く、次いで「介護者自身の健康に不安がある」が 37.0%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「代わりに介護を頼める人がいない」が他と比べて高くなっています。

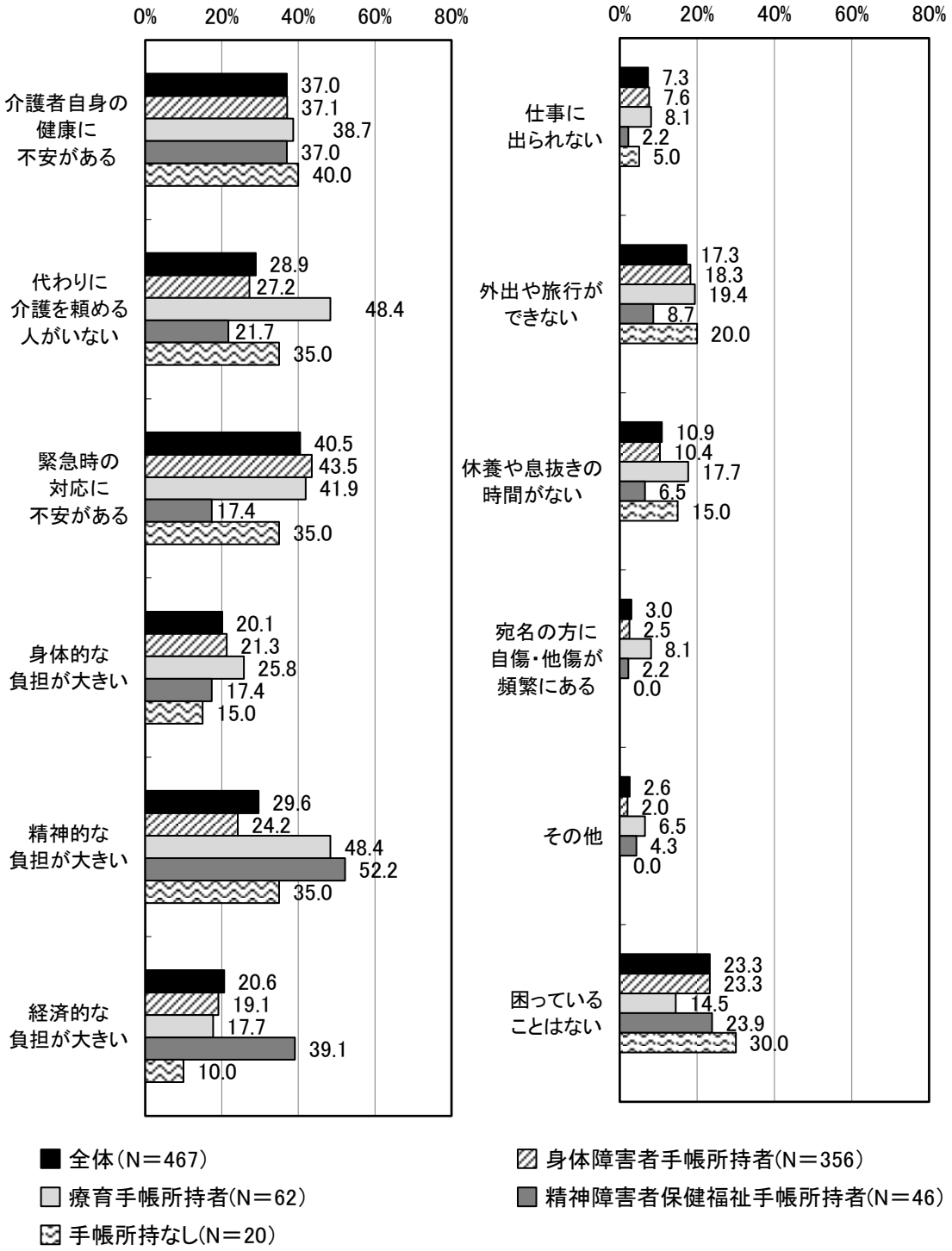

（53）あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
（あてはまるものすべてに○）

障害者問 42

全体では、「家族・親族」が 64.2%と最も高く、次いで「施設や事業所の職員」が 21.3%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「同じ障害を持つ友人・知人」「施設や事業所の職員」「相談支援事業所」、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な負担が大きい」が他と比べて高くなっています。

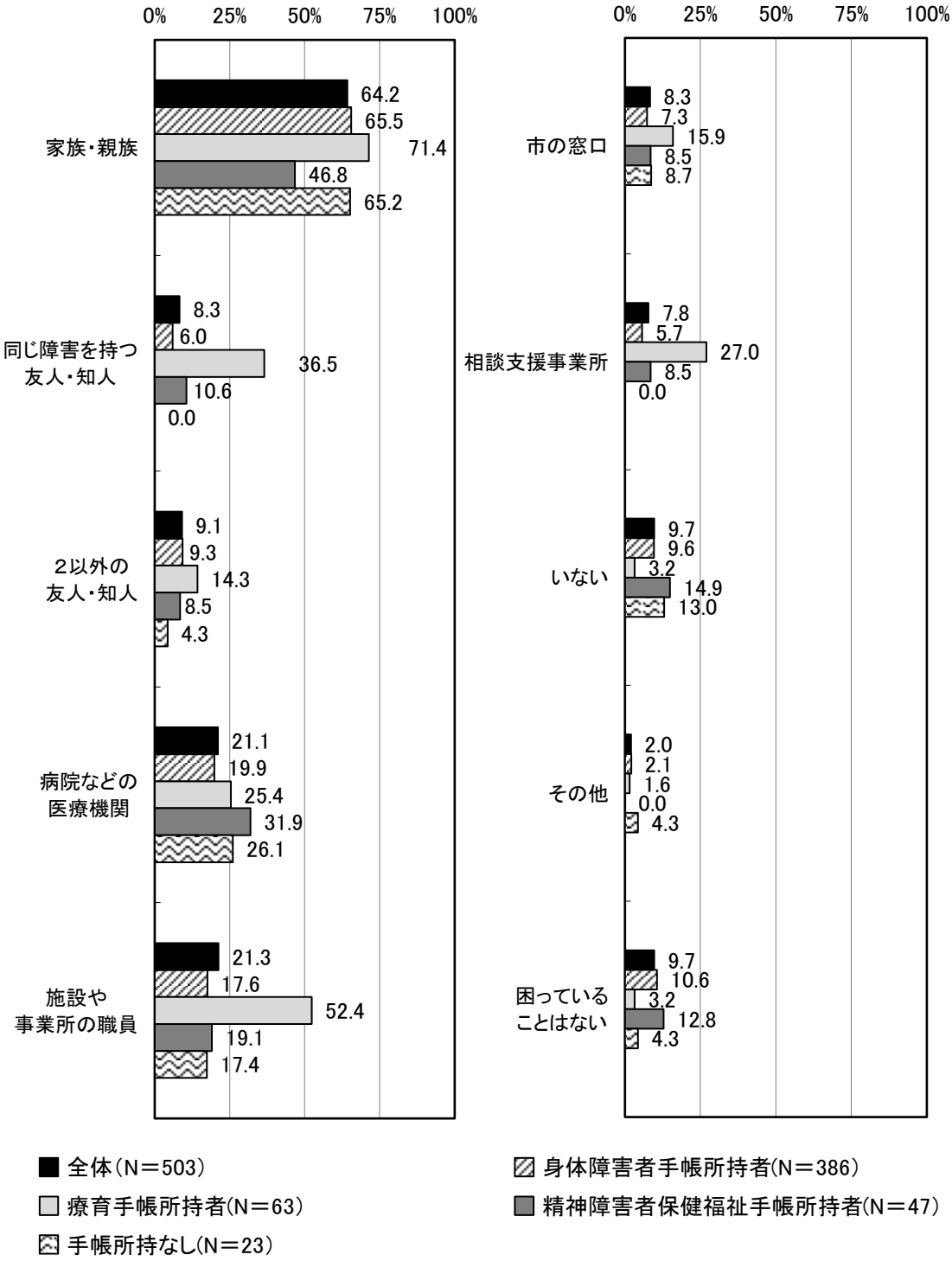

（54）あなたは宛名の方に対して、将来的に成年後見制度を利用させたいと思いますか。
（○は１つだけ）

障害者問 43

全体では、「わからない」を除き、「利用させる必要がない」が 27.5%と最も高く、次いで「利用させたい」が 13.0%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「利用させたい」が他と比べて高くなっています。

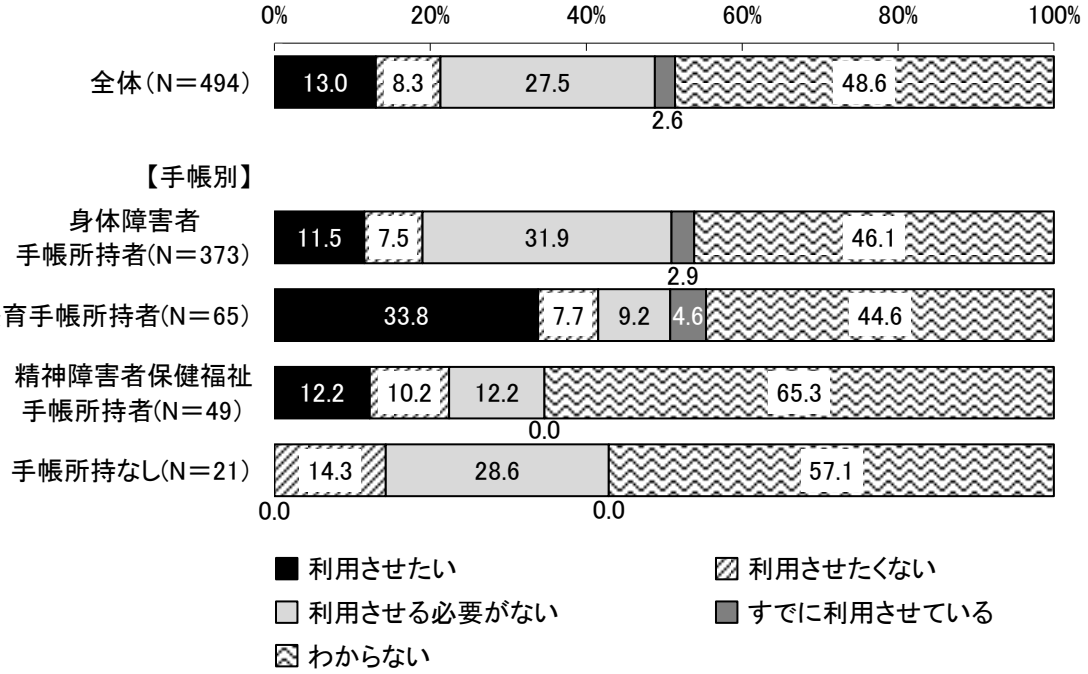

（55）今後、あなたは宛名の方をどのように支援していきたいと思いますか。（○は１つだけ）

障害者問 44

全体では、「自宅で家族などを中心に支援していきたい」が 33.2%と最も高く、次いで「自宅で福祉サービスを利用しながら支援していきたい」が 30.5%となっています。

手帳別でみると、療養手帳所持者で「グループホームに入居し、福祉サービスを利用しながら支援していきたい」が他と比べて高くなっています。

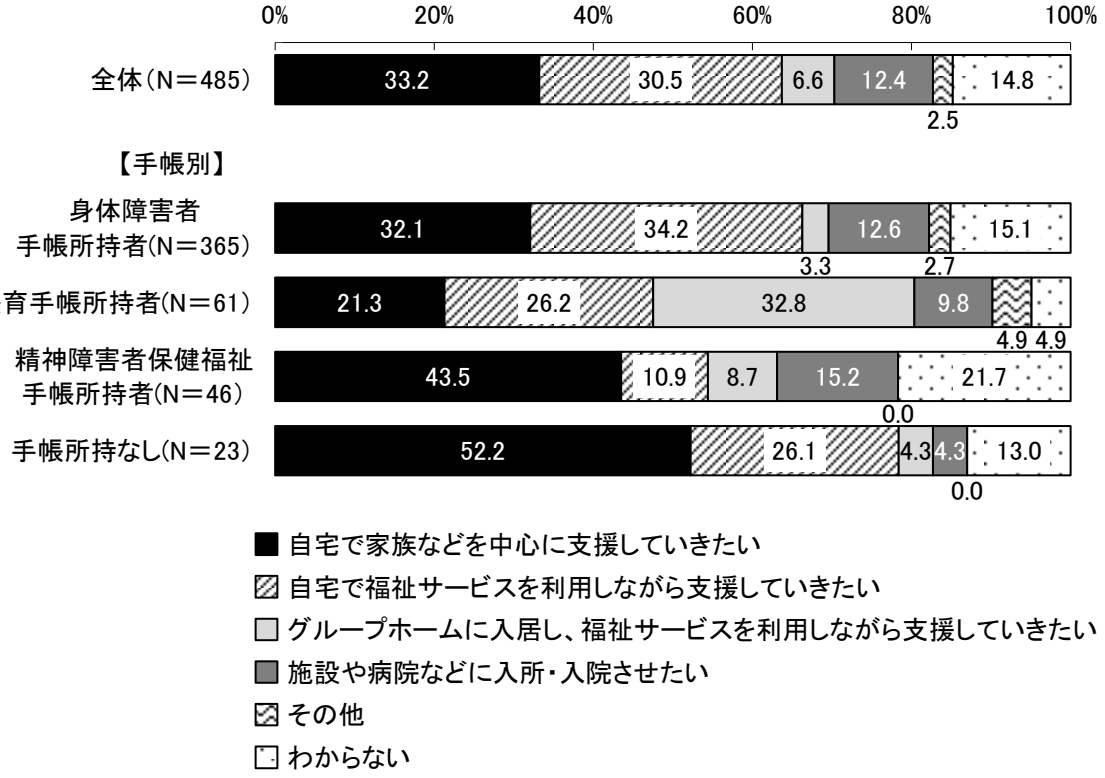

（56）障害者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことをお答えください。
（○は５つまで）

障害者問 45

全体では、「毎日の生活を手助けするサービスの充実」が 36.8%と最も高く、次いで「災害時の支援」が 34.1%となっています。

手帳別でみると、身体障害者手帳所持者、手帳所持なしで「毎日の生活を手助けするサービスの充実」、療育手帳所持者で「グループホームの整備」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「相談しやすい窓口の設置」がそれぞれ高くなっています。

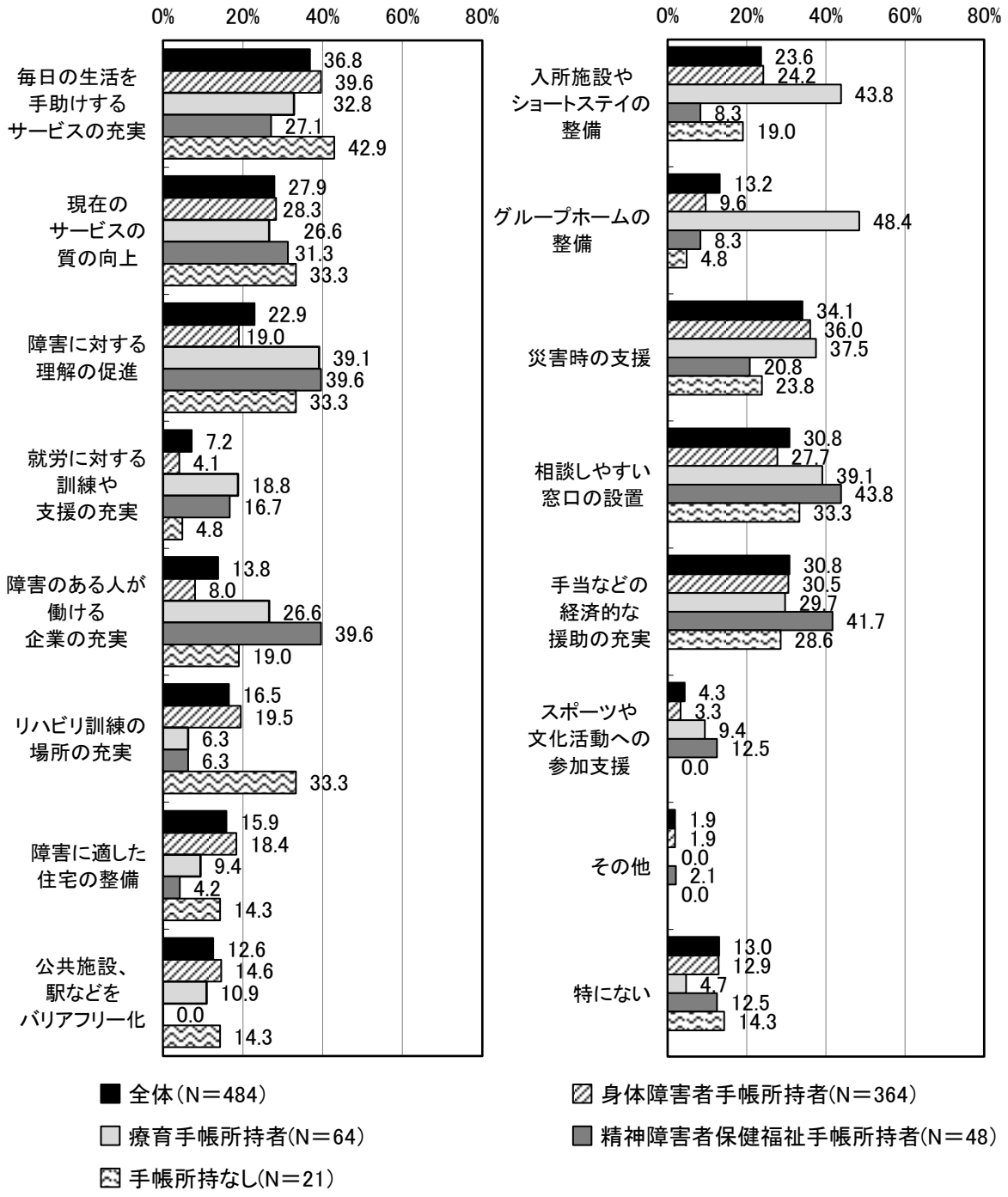

碧南市
へきなん障害者ハーモニープランアンケート調査
【調査結果報告書】

発行年月　令和２年　９月
発行　碧南市
編集　碧南市　福祉こども部　福祉課
〒447-8601
愛知県碧南市松本町 28
電話：0566-41-3311（代表）

碧南市
へきなん障害者ハーモニープラン
策定についてのヒアリング調査
【結果報告書】

目　次

１　調査の概要 3
（１）調査目的 3
（２）調査期間 3
（３）調査方法 3
（４）調査の対象団体 4
２　団体・事業所の状況 6
（１）当事者団体の状況 6
（２）障害福祉サービス事業所の状況 13
（３）災害時に向けた取り組みについて 18
（４）地域との関わりについて 20
３　団体・事業所からの意見 21
（１）今後の障害者施策について 21
（２）各分野における現状や課題、今後必要なサービス 22
（３）その他の意見 36

令和2年9月

碧　南　市　　福　祉　課

令和２年９月９日　令和２年度第２回碧南市地域自立支援協議会　資料

１　調査の概要

（1）調査目的

障害福祉に関わる事業所、団体、学校等を対象に、障害のある人やその保護者等を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きし、「へきなん障害者ハーモニープラン（第３期碧南市障害者計画・第６期碧南市障害福祉計画・第２期碧南市障害児福祉計画）」策定の基礎資料とするためにヒアリング調査を実施しました。

（2）調査期間

令和２年６月１２日～６月３０日

（3）調査方法

碧南市内で活動する事業所、団体、学校等を対象に調査シートを配付し、回収しました。

（4）調査の対象団体

調査対象の当事者団体、障害福祉サービス提供事業所は次のとおりです。

①　当事者団体（五十音順）

団体名		主な関係障害種類					
		身体	知的	精神	発達障害	高次脳機能	難病
1	愛知県ひいらぎ特別支援学校	○					
2	愛知県立安城特別支援学校		○				
3	アスナロ会（盲人会）	○					
4	安城特別支援学校地区別懇談会みどり会				○		
5	うぃっしゅ		○				
6	ＮＰＯ法人ハートフルあおみ			○			
7	親子の会カラフル		○		○		
8	親子の会すまいる	○					
9	のんちゃんの会		○				
10	パレット	○	○		○		
11	碧南市身体障害者福祉協会	○					
12	碧南市手をつなぐ育成会		○				
13	碧南市にじの学園				○		
14	碧南市民病院　患者サポート室	○	○	○	○	○	○
15	ボランティアサークルつくしんぼ	○		○			
16	矢作川病院			○	○		
17	要約筆記　へきなん	○					

②　障害福祉サービス提供事業所

	事業所名	法人名	提供しているサービス
1	どりーむ	合同会社　ＡＫＩコーポレーション	就労継続支援（Ａ型）
2	オアシス碧南	株式会社 就労センター	就労継続支援（Ｂ型）
3	エンジェルス	株式会社　鈴木治療院	居宅介護、重度訪問介護、移動支援
4	訪問介護ステーションのんのん	株式会社　ハートフル	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援
5	サンフレア	株式会社　フューチャースパード	就労継続支援（Ａ型）
6	ＫＴチャレンジ	株式会社　ＫＴ	就労継続支援（Ｂ型）
7	ヘルパーステーション トマト	合同会社　トマトケア	居宅介護、重度訪問介護、移動支援
8	りはくる	合同会社　祐愛	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
9	ゴット　オブ　ライフ碧南	合同会社　Ｇｏｄ　ｏｆ　ｌｉｆｅ	児童発達支援、放課後等デイサービス
10	サンたなお	サンたなお　株式会社	就労継続支援（Ｂ型）
11	ふれあい工房アルゴ	社会福祉法人　ダブルエッチジェー	就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）、就労定着支援
12	ふれあい支援センター		居宅介護、重度訪問介護、移動支援
13	ふれあいの杜まんなか		生活介護、短期入所（ショートステイ）、放課後等デイサービス、日中一時支援
14	ふれあいハウス		共同生活援助（グループホーム）
15	ふれあい福祉園ガイア		生活介護、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援
16	碧南ふれあい作業所		生活介護、日中一時支援
17	ヘルパーステーション ひまわり	社会福祉法人　愛生舘	居宅介護、移行支援
18	碧南ふれあい相談支援事業所	社会福祉法人　碧南市社会福祉協議会	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
19	碧南ふれあい訪問介護事業所		居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援
20	しーずん	有限会社　しーずん	就労継続支援（Ｂ型）
21	児童発達支援事業所 空	特定非営利活動法人ＡＲＴＩＳＴ　ＪＡＰＡＮ	児童発達支援
	放課後等デイサービス事業所　海		放課後等デイサービス
22	あおみＪセンター	特定非営利活動法人ハートフルあおみ	地域活動支援センター
23	木葉	特定非営利活動法人一粒の種	放課後等デイサービス
	木陰		日中一時支援
24	ぷちま～る	合同会社　Ｗｉｎ	児童発達支援
25	訪問介護ファンタジスタ	有限会社　互創研	居宅介護、重度訪問介護、移動支援
26	伏見之園・かなりやヘルパーステーション	有限会社　デイサービスかなりや	居宅介護、重度訪問介護、移動支援

２ 団体･事業所の状況

（1）当事者団体の状況

① 当事者団体の概要 団体

■

団体名	活動内容	構成員の人数	活動者の平均年齢
愛知県ひいらぎ特別支援学校	・特別支援学校	－	－
愛知県立安城特別支援学校	・学校教育	－	－
アスナロ会（盲人会）	・会合打合せ	15 人	80 歳
安城特別支援学校地区別懇談会みどり会	・碧南の福祉サービスの現状や情報の提供 ・障害のある子どもたちが成長し、社会に貢献できるように保護者や専門家含め話し合い、声をあげていく。	約 20 人	40～50 歳
ういっしゅ	・学校を卒業後、余暇を楽しむ会。カラオケ、食事会、バスツアー、陶芸など	12 人	24 歳
ＮＰＯ法人ハートフルあおみ	・地域活動支援センター「あおみＪセンター」の運営 ・精神保健福祉座談会、家族懇談会等、交流啓発活動の実施	28 人	60 歳
親子の会カラフル	・親同士の交流会、相談会、勉強会 ・親子での活動行事（お遊び会、文化、運動教室）	50 人	不明（子ども：年少～高３）
親子の会すまいる	・定例での母親中心の茶話会、情報交換 ・会員同士での進路相談 ・行政との意見交換 ・保護者による施設見学や勉強会	12 家族	子：６歳～24 歳とその保護者
のんちゃんの会（ダウン症やその他染色体異常の親子の会）	・ダウン症やその他染色体異常の親子同士の交流や、また、それについての勉強会や余暇などのお楽しみの企画、運営（碧南市、安城市、西尾市を含む）	45 人	12～16 歳
パレット	・就労に向けたカフェ活動	26 人	45 歳
碧南市身体障害者福祉協会	・碧南市身体障害者福祉協会のデイサービスに参加者多数。また、県の愛身連の行事にも積極的に参加している。	150 人	70 歳
碧南市手をつなぐ育成会	・総会、療育事業、クリスマス会、卒業生を祝うひなまつり会、理事会	148 人	31 歳
碧南市にじの学園	・親子通園療育。 ・保育園・幼稚園入園前の幼児で、心身に発達の遅れや障害を持つ幼児とその保護者がともに参加し、集団療育や親子遊びを通して、幼児の日常生活及び集団生活への適応能力の増進を図る。	8 人	43 歳

団体名	活動内容	構成員の人数	活動者の平均年齢
碧南市民病院　患者サポート室	・外来、入院患者に対して安心して療養生活が送れるように医療・看護相談、退院支援、在宅調整、福祉制度の活用、社会復帰の支援、医療費の相談、受診の相談等を行う。	9 人	46 歳
ボランティアサークルつくしんぼ	・毎月１回日曜日に行っている一日保育（一日療育） ・歌やゲーム製作等をしている。重度身体障害者を対象にしている。	7 人	48 歳
矢作川病院	・精神医療	150 人	49 歳
要約筆記　へきなん	・手話を理解できない耳の不自由な方に、ＯＨＣ等を使って「書いて伝える活動」を各種団体が主催する講演会などで行っている。	7 人	73 歳

② 団体が活動するにあたっての課題や問題点（複数回答可） 団体

団体が活動するにあたっての課題や問題点については、「新規メンバーの加入が少ない」が52.9%で最も高く、次いで「役員のなり手がいない」が 41.2%、「メンバーが仕事・家事などで忙しい」が29.4%となっています。半分以上の団体で、新規メンバーの加入が少ないことが課題となっています。

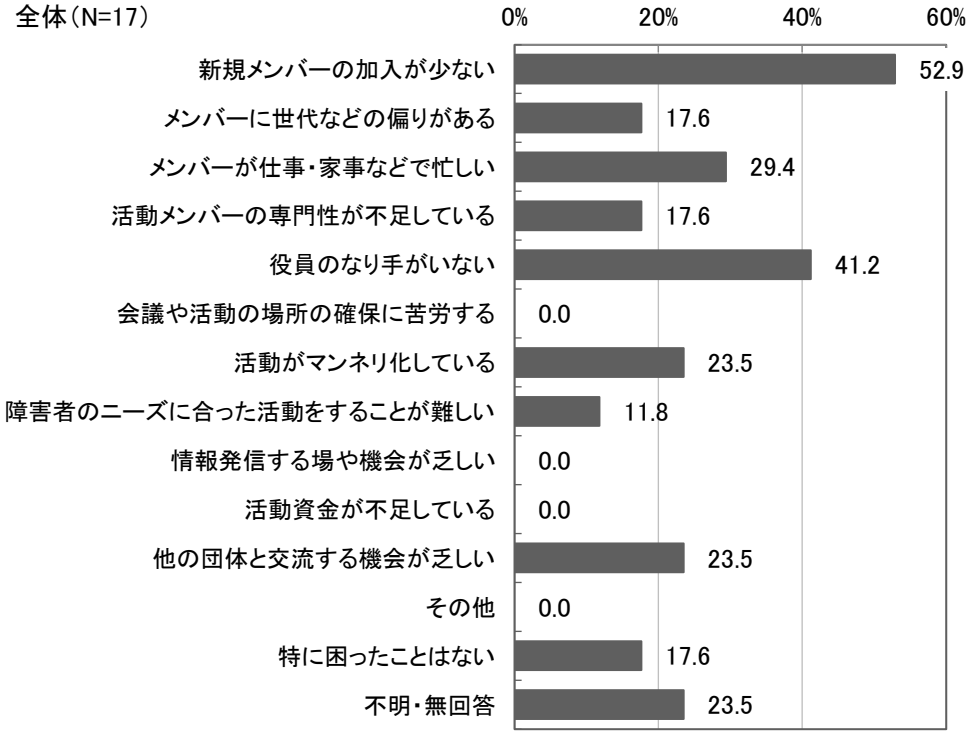

〔その他の回答〕

・世代の幅があり、活動しにくい。役員の負担が大きい。

・勉強会が少ない、参加者が少ない。

・保護者支援の難しさ、保護者ニーズに合わせきれない、分離を望む状況に合わせきれない。

③ 今後の団体の方向性について 団体

今後の方向性については、「さらなる活動の充実」「新しい会員の加入を増やす」「勉強会の開催」などの意見が多くあります。

内容
障害児教育のセンター的な役割として、相談活動を充実させていきたい。
介入を増やす。
卒業後の進路について 防災（避難所での合理的配慮など）
余暇を楽しみながら、仲間づくりをする。 今後は旅行（宿泊体験）や、料理教室などを行い、将来生活に必要な力をつけられるようにしたい。
地域活動支援センター「あおみＪセンター」の活動内容の充実、家族の人達の活動の活性化を将来は目指したい。
幼少期の子どもは「自分の好きなこと」「得意なこと」探しを、年齢が高くなってきたら、「自立」を意識することを活動を通して取り組んでいきたい。 親支援として、「仲間づくり」や「子どもの特性理解」に力を入れていきたい。
会員同士の交流 心身障害のある子と家族の生活の充実に向けて、福祉資源の開拓と情報交換 これから学校卒業する子どもたちのお仕事情報や職場の開拓 福祉関係の施設見学、制度や専門知識などの勉強会 生活を支える福祉サービスの充実に向けて市へのアプローチ
就職に向けての勉強会や、また、青年期に向けての余暇の過ごし方の工夫（イベントの企画）など、学校卒業後のお楽しみの企画について取り組んでいきたい。
子どもたちが将来働くことへの意欲の向上、自己肯定感の向上、生活スキルの向上をし、地域（市内）で働くことを目指している。
高齢化に伴い会員が減るばかりだが、何とか会員を増やし、現在の活動を一層活性化させたい。
知的障害者の親子の協力による療育活動、勉強、新制度等の学習 生涯生活の集いは、幼児、学童、社会人、老後、親子が健康な時期はなんとかなるが、一人の生活になると、グループホーム等環境が厳しくなる。
子どもの日常生活および集団生活への適応能力の増進と、保護者の対応の仕方の支援。
当院は身寄りがない場合も入院可能だが、別の病院、施設に移る際に身元保証人がいないことで受け入れしてもらえない。身元保証団体の契約を検討しても理解力が乏しい患者や契約自体を希望しない患者もいる。 また、身元保証団体の契約を推奨することには注意を呼びかけている。高齢介護課とも協働し、身元保証人不在者の現状と課題を共有し、地域のサポート体制を検討する。
障害児者と保護者とボランティアが一緒になり、ひと時を楽しめる活動を目指していきたい。そのためには新規メンバー、特に若いボランティアの加入、活動資金、内容の充実を図っていきたい。
医療と福祉の連携、専門性の向上
手話がわからない耳の不自由な方がいらっしゃって、書くだけで対話できることを皆さんにわかってもらえるような活動をしたい。

④ 現在連携している団体、今後連携したい団体について 団体

■現在連携している団体

団体名	連携している団体名	内容、理由
愛知県ひいらぎ特別支援学校	・知多圏域の自立支援協議会	知多圏域在住の児童生徒が在籍しているため。
安城特別支援学校地区別懇談会みどり会	・碧南市社会福祉協議会 ・行政	福祉サービスについての情報提供
	・カラフル	勉強会の案内をメールにて配信していただいている。
うぃっしゅ	・カラフル ・のんちゃんの会 ・すまいる	合同でおもちゃ図書館夏祭りを行っている。 ほっとまんまで交流している。
ＮＰＯ法人ハートフルあおみ	・碧南市役所、高浜市役所	「あおみＪセンター」の運営委員としてのご協力、補助金、負担金の支援をしていただいている。
	・碧南市社会福祉協議会	「あおみＪセンター」の利用者への支援の連携 「ころころ」との関わり
	・高浜社会福祉協議会	社協が運営している保育園から、廃油をいただく。
	・刈谷病院	利用者の支援について、専門的なアドバイス
	・あん・くら・夢ネット	利用者や地域の当事者の支援の連携
	・碧南市民生委員、高浜市民生委員	作業所の日課に定期的に入っていただき、作業所活動に対しての協力や理解をいただいている。
親子の会カラフル	・うぃっしゅ ・のんちゃんの会 ・すまいる	「おもちゃ図書館夏祭り」の共同運営 障害児者を育てる先輩として子育てのアドバイスや情報交換を行っている。
	・碧南市社会福祉協議会	他団体との連携の橋渡しや、個別相談の対応 ほっとまんまの運営等の協力
親子の会すまいる	・カラフル ・のんちゃんの会 ・うぃっしゅ	ほっとまんまの活動 おもちゃ図書館夏まつり
	・碧南市社会福祉協議会	ほっとまんまの活動
	・こころっく	おもちゃ図書館夏まつり
のんちゃんの会	・ほっとまんま	社協主催のほっとまんまの活動にピアサポーター（先輩ママ）の立場として協力している。
パレット	・カラフル	カラフルの年間行事「カラフルカフェ」を分離し、カラフル会員以外のカフェに興味を持った児童も参加できるよう幅を広げたため。

団体名	連携している団体名	内容、理由
碧南市身体障害者福祉協会	・碧南市役所福祉課 ・碧南市社会福祉協議会	補助金、委託料を通して社会福祉活動に協働している。
	・碧南市手をつなぐ育成会	障害者団体として、行事等を通して、ともに社会活動に参加している。
碧南市手をつなぐ育成会	・全国手をつなぐ育成会連合会	育成会の全国組織
	・愛知県知的障害者育成会	育成会の愛知県組織
碧南市にじの学園	・碧南市役所福祉課発達支援係	_
	・碧南市役所こども課	_
	・保健センター ・碧南市役所健康推進部健康課	のびのび教室に参加 のびのび検討会に参加
	・碧南市社会福祉協議会	ほっとまんまピアサポーターの依頼 サポートブック説明会など
	・社会福祉法人くるみ会	碧海６市親子通園施設交流会 愛知県障害児等療育支援事業
	・刈谷児童相談センター	園児の発達検査依頼及び情報提供
ボランティアサークルつくしんぼ	・碧南市社会福祉協議会	市の行事に協力・参加している。（例　ふれあいスポーツ大会、市民ふれあいフェスティバル）
	・ボランティア連絡協議会	中高生の夏休みボランティア体験、ボランティアのつどい等に参加
矢作川病院	・碧南市役所 ・碧南市社会福祉協議会	必要時に情報交換、連携、相談していただいている。
要約筆記　へきなん	・碧南市社会福祉協議会	_
	・ボランティア連絡協議会	_

■今後連携したい団体

団体名	連携したい団体名	内容、理由
ＮＰＯ法人ハートフルあおみ	－	もう少し法人の内部を充実させて、余裕が出てきたら、広げていきたい。
親子の会カラフル	・こんぱす	不登校児には発達に困難がある子が少なくないため。お互いに連絡を取りながら、親支援を中心に連携が取れると良い。
親子の会すまいる	・碧南市社会福祉協議会 ・カラフル ・のんちゃんの会 ・うぃっしゅ	障害のある子（人）のきょうだい会の活動
	・碧南市役所、碧南市社会福祉協議会、すべての関係団体、ボランティア団体、教育委員会	バリアフリーなスポーツ、芸術活動とそのイベント
矢作川病院	・入所施設 ・就労支援	精神障害に関わる施設とより連携をとっていければと考えている。

（2）障害福祉サービス事業所の状況

①　サービスの提供状況（新規受け入れ等の余裕）について　事業所

サービスの提供状況（新規受け入れ等の余裕）について、「余裕はややある」とするサービスが最も多くなっています。一方で、「余裕がない」とするサービスも 21 件みられます。

■十分余裕がある〈合計３件〉

提供サービス	件数
就労継続支援（Ａ型）	３件

■余裕はややある〈合計 30 件〉

提供サービス	件数
居宅介護	６件
重度訪問介護	３件
同行援護	１件
行動援護	１件
生活介護	３件
就労移行支援	１件
就労継続支援（Ａ型）	２件
就労継続支援（Ｂ型）	２件
短期入所	１件
共同生活援助（グループホーム）	１件
児童発達支援	３件
放課後等デイサービス	２件
移動支援	２件
日中一時支援	２件

■余裕がない〈合計 21 件〉

提供サービス	件数
居宅介護	２件
重度訪問介護	１件
同行援護	１件
就労定着支援	１件
短期入所（ショートステイ）	１件
児童発達支援	１件
放課後等デイサービス	３件
保育所等訪問支援	１件
居宅訪問型児童発達支援	１件
計画相談支援	１件
障害児相談支援	１件
地域移行支援	１件
地域定着支援	１件
移動支援	２件
日中一時支援	２件
地域活動支援センター	１件

② 円滑な事業運営を進める上での問題（複数回答可） 事業所

円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることについては、「従事者の確保が難しい」が 80.8％と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が 50.0％、「従事者の資質向上を図ることが難しい」が 42.3％となっています。人材の確保が多くの事業所の課題となっています。

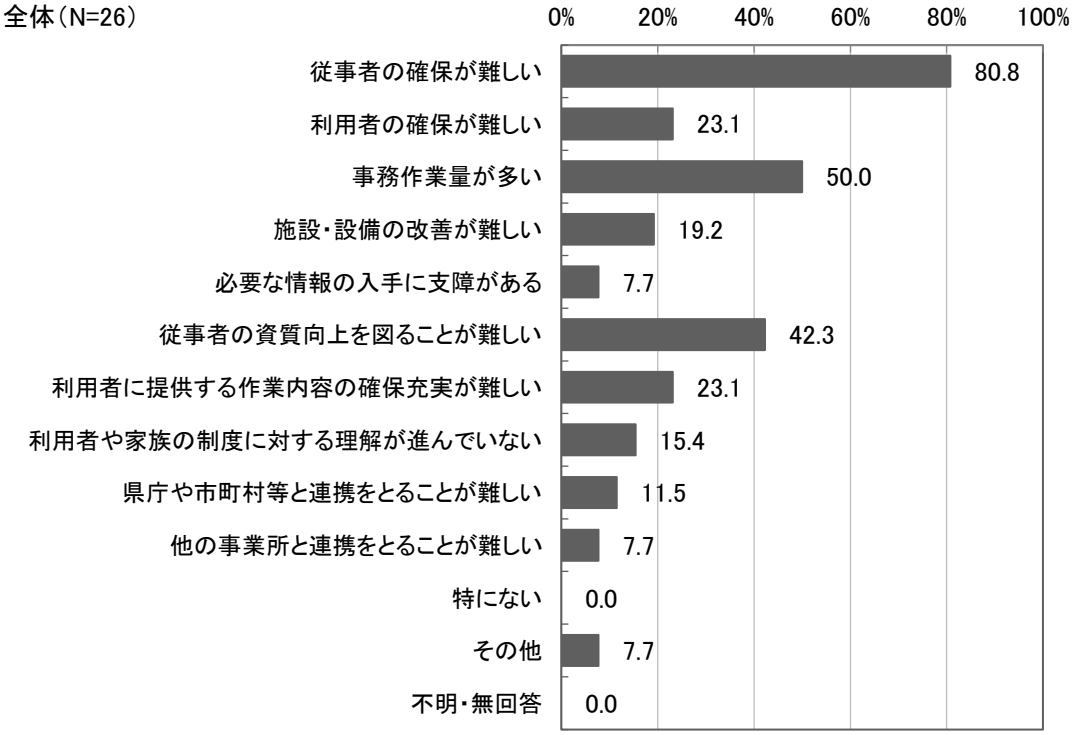

〔その他の回答〕

・継続的な作業確保が少々難しい時もある。

・連携をとることが難しい（園、学校、市、事業所）。時間の確保が困難。

③ 今後、障害福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政として必要なこと（複数回答可） 事業所

今後、障害福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政として必要なことについては、「サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供」が61.5％と最も高く、次いで「サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供」が57.9％、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が53.8％となっています。

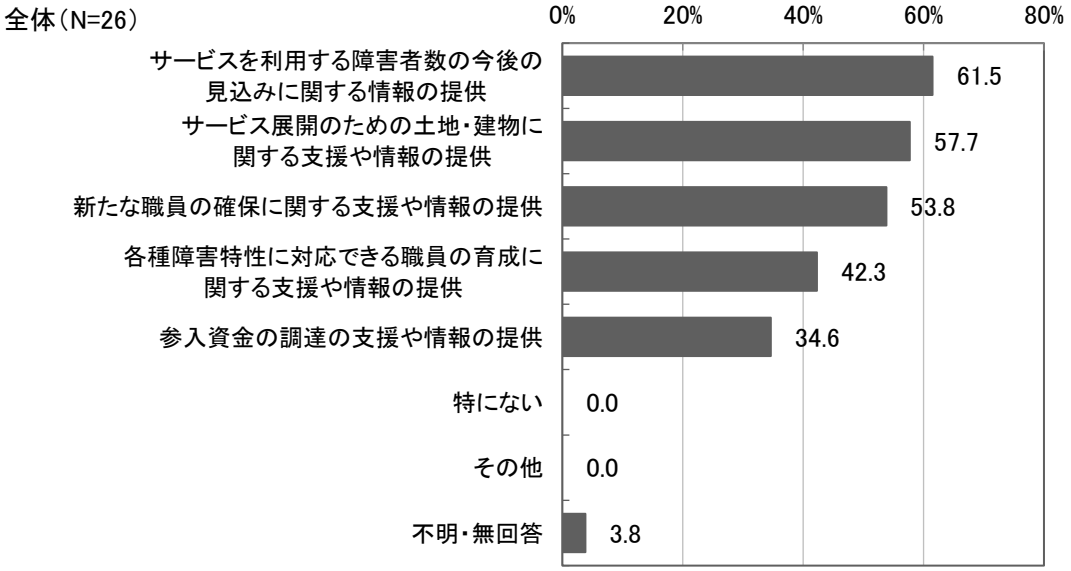

④ 利用者やその家族からの苦情や相談で多いもの（複数回答可） 事業所

利用者やその家族からの苦情や相談で多いものについて、「サービス内容に関するもの」が53.8％と最も高く、次いで「介助者や家族観の関係性に関するもの」が 38.5％となっています。半数以上の苦情や相談が、サービス内容に関するものとなっています。

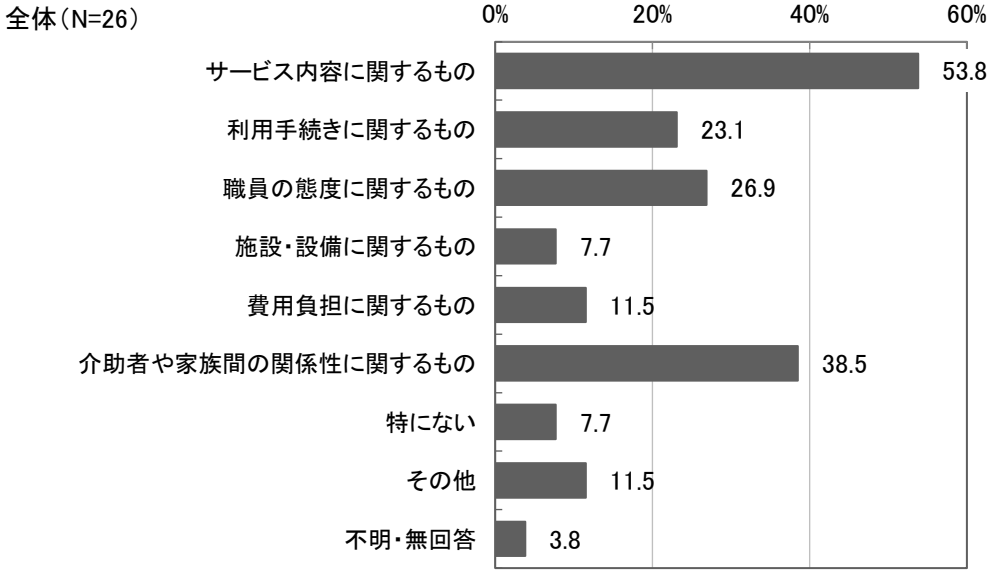

〔その他の回答〕

・他利用者様との関係

・評価してくれない。園、学校との情報共有、学校の無理解

・「他の利用者の言動が気になる」などについて。利用者本人からは「病状について、どう対応したらよいか？」、家族は「本人にどう接したらよいか？」

⑤ 市全体で不足しているサービスや支援について 事業所

不足している サービス・支援	不足している理由（または背景など）
グループホーム	グループホームが不足していると感じる
	グループホーム。従業員の確保が難しいのと、給付費が少ない。
	宿泊の施設が少ない（グループホーム等）。宿泊の対応ができる人員が不足しているため、施設が少ない。
生活介護	生活介護の受け入れ施設が少ないと思う。利用者の方の選択肢がもう少し多いと良いが、デイサービス（老人）と比べて費用が安いのか。参入事業所が少ない気がする。
	重い障害者を将来にわたって介護していかなければならないため。
就労に関する支援	障害者雇用枠の設置数の周知、共有が原因か。
	車いす利用者（身体障害者）の就労支援が不足していると感じる。知的な能力、技術を持っていても就労系の事業所では身体介助が受けられないことで、サービスを制限されるという話を聞く。
障害児や保護者への支援	小学校高学年や、中学・高校生の子どもたちがデイに通いたくないとのこと。子どもたちの居場所の提供。理解ある地域であること。ボーダレス。
	未就園児の早期療育：受けられるサービスの情報が周知されていない。 中高生への就労を意識した福祉サービス
	行政ではなく、保護者支援できる人、場所の提供。保護者の身近な人の確保。
	保護者支援：福祉サービスを活用できている保護者もいるが、まだまだ周知されていない。身近な相談窓口。
短期入所	短期入所事業所：月７日あっても使う場がないという不満を聞いたことが何度かある。
相談支援	気軽に相談できる場所や人、方法があると良い。
各種サービス	居宅支援（施設入所支援、グループホーム）居宅介護、移動支援、日中一時支援
連携	医療（児童精神）を他市に頼っているため、医療から福祉の連携がとりにくく、福祉サービスの提供の質に影響がでる。
	にじの学園等との並行通園等、各施設、教育機関は「別のもの」ではなく、一貫性があるものとして、連携すべき。原因としては資金調達と支援者スキル
ハード面での支援	入所、グループホーム等の「通う」場所ではなく、「住む」場所が不足している。特に、重度の方を対象としたホームは株式会社なども参入しにくく、増えていかない要因の一つでもある。
	肢体不自由者が利用できる施設
その他	地域密着事業
	（特に精神障害の場合）当事者会や家族会の活動がほとんどない。「自分たちの問題は、自分たちで何とかしよう」という気運が見られず、サービスや支援を受けるだけになってしまっている。

（3）災害時に向けた取り組みについて

①　事業所で取り組んでいる災害時施策について（複数回答可）　事業所

事業所で取り組んでいる災害時施策については、「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」「近隣の避難場所の把握、サービス利用者への周知」がそれぞれ 57.7%と最も高く、次いで「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」「福祉避難所の把握、サービス利用者への周知」がそれぞれ 46.2%と続いています。

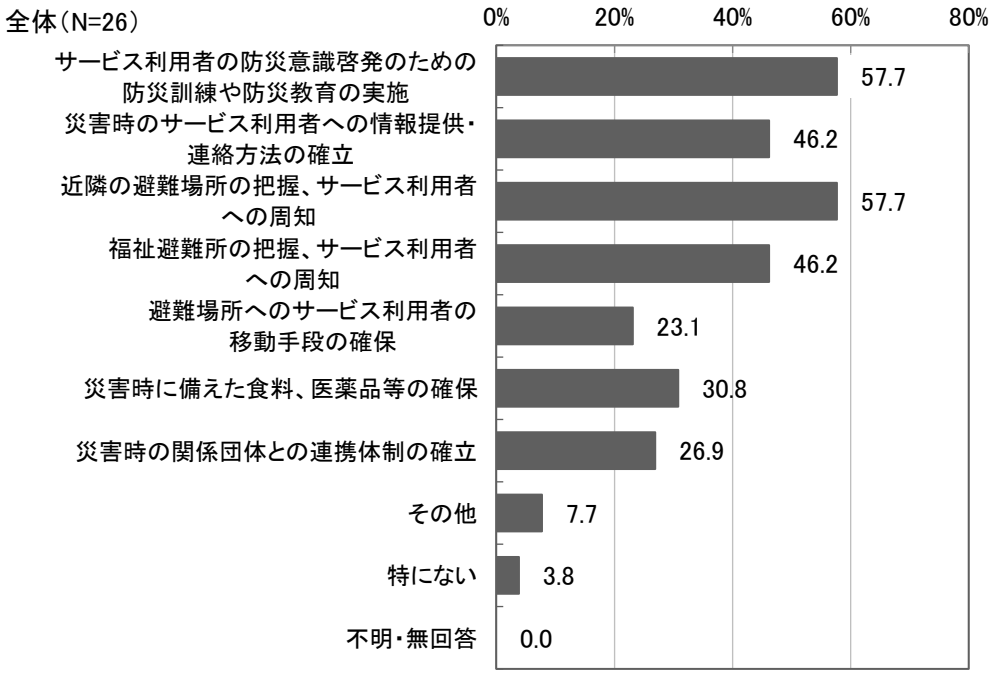

〔その他の回答〕

・ＢＣＰの策定

・併設特養での災害対策に沿っている。

②　今後の災害時施策についての提言 事業所

提言
「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」「避難場所へのサービス利用者の移動手段の確保」「災害時に備えた食料、医薬品等の確保」「災害時の関係団体との連絡体制の確立」に対して、まずは取り組んでいきたいと思う。
避難に、当事業所の車両提供
現在、当事業所での避難訓練、棚尾地区の防災訓練は参加している。しかし、送迎中、他市での災害時の施策、他市との連携、他市での避難場所の情報収集ができていない。色々な場所での災害を想定して職員、利用者共に対応していきたい。
市内の合同避難訓練等があればいいと思う。（福祉事業所の）
介護保険事業所との連携がもう少し取れると、市としても事業所としてもやりやすくなるのではと思う。
障害者災害時支援部会で検討していく。
障害者が避難できる別の場所の確保
携帯やＬＩＮＥだとつながりにくくなるので、システムがあると良い。
当事者会、家族会活動で「会員が会員に声をかける」というつながりがあると、災害時に有効だと思われる。

（4）地域との関わりについて

①　公益的な取組や、地域住民、団体、ボランティア等との関わり　事業所

公益的な取り組みや、地域住民、団体、ボランティア等との関わりで行っていることについては、「イベントの開催等による地域住民との交流」が 46.2%と最も高く、次いで、「地域の会議体への参加によるネットワークづくり」「地域行事への参加」が 34.6%となっています。

これから行いたいことについては、「災害時の対応・役割分担についての地域との話し合い」が 46.2%と最も高く、次いで「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」が 34.6%となっています。

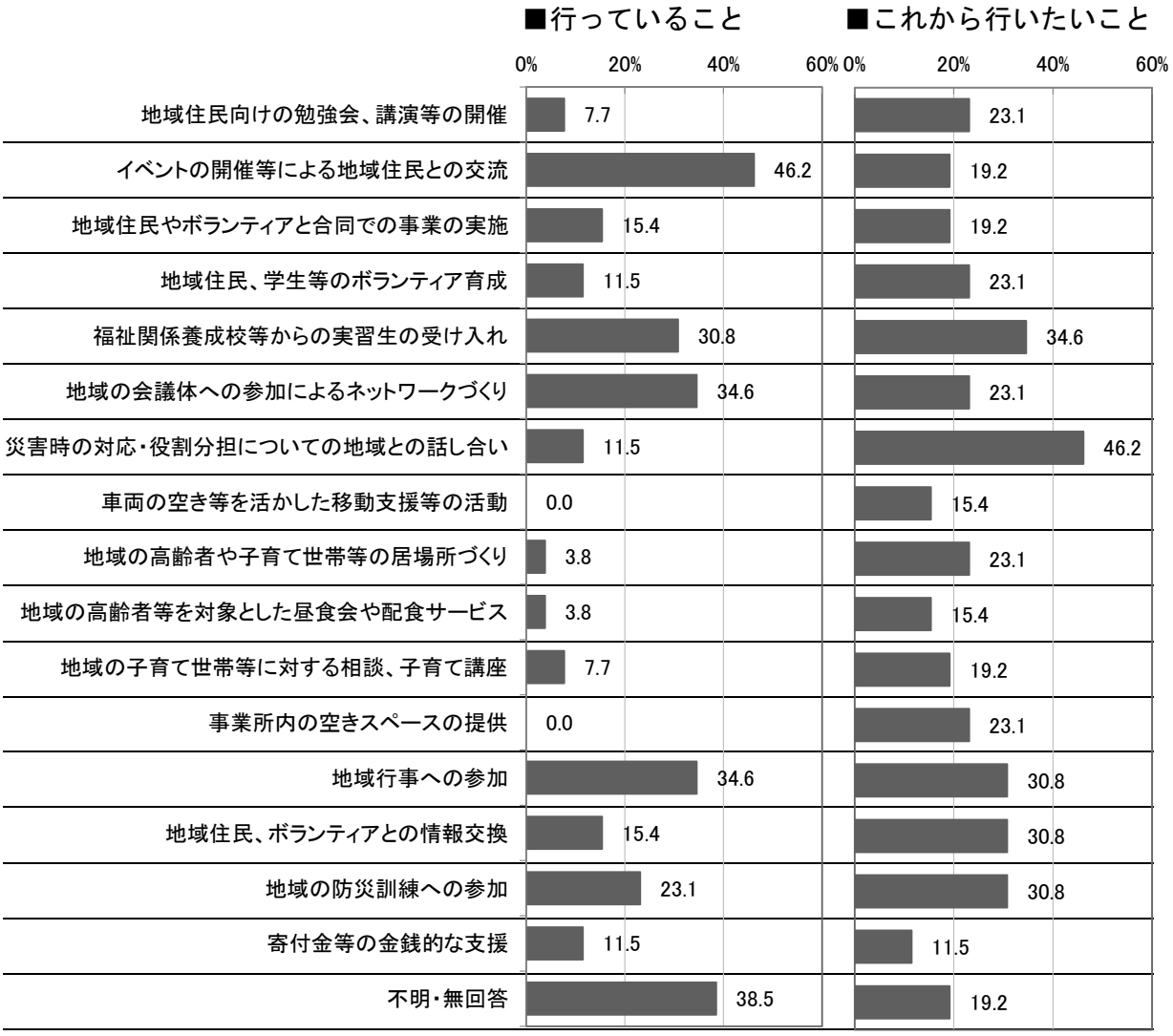

３　団体・事業所からの意見

（1）今後の障害者施策について

①　障害者福祉施策を進める上で、特に重点的に取り組むべき課題　事業所

重点的に取り組むべき課題	
グループホームの拡充	グループホームの増加に力を入れてほしい。
	グループホームの整備・拡充と、介護保険との連携。児童発達支援センターもあると良いと考える。
	居宅支援（特に、土日に家に帰らなくてもよいグループホームの確保、充実）
新型コロナウイルス対策	今回の新型コロナウイルスのような感染における施策や情報提供等が課題として検討が必要か。
	新型コロナウイルス感染症対策を念頭に入れて、障害者施策全般の見直しの機会が必要と思われる。
事業の充実	利用者の給与を確保する。 利益率の高い仕事の確保と維持 課題は、利用者の成長（能力開発）の促進、それに対する職員レベルの底上げ等
	児童発達支援センターがあると良いと考える。
	必要な居宅介護（ヘルパー）の充実
連携	緊急時の対応に他事業所と連携して問題解決できるようにしたい。農福連携を進めていきたい。
	介護保険との連携
地域での活躍	障害者の方々が地域で活躍できる場をつくっていきたい。
自立支援	自立支援に向けての支給量と内容の見直し。更新しても、同じ内容。特に家事援助と支給量で、少しも自立できていない。

（2）各分野における現状や課題、今後必要なサービス

①　保健・医療について

区分	意見
早期発見・早期療育について	産後直後、誕生された赤ちゃんのお母さまにとっては、幸せなはずが、深い悲しみに陥ってしまうので、早く、お母さん先輩とつながるように、連絡のとれる仕組みをつくってほしい。
	学齢期における療育の充実（医療や放課後等デイだけに頼らない、教室の開催や個別支援）
	５歳児健診が必要。３歳児健診でスルーした子、軽度発達障害の早期発見につながり、５歳児で知ることができれば親子にとっても受け入れが早く、学童期の本人の辛さ、親の困りごと（不登校等）の対応、学校の対応がスムーズにできると思う。
	利用者の健康維持、体調不良時に医師との連携をとり、早期に治療につなげるように医療機関との連携を強化していきたい。
	言語訓練、作業訓練等の機関が市内にない。早期発見しても必要な訓練を受けられない。
	障害児の判定機関が不足しているようではないか。
健診・検診について	健診で心配ごとがあっても、行動できない保護者も少なくない。市が取り組んでいる教室等も合わない、仕事の都合で参加できない等の理由でどこからもサポートを受けられない家庭もある。健診時に民間の事業所や取組等を市の情報と一緒にチラシや一覧で知らせてほしい。
	健診や就学前の健康診断時の配慮…親子にとって、不安や苦痛でしかないため、時間を分けたり、別日に設定をお願いできたらありがたい。 病院…障害者歯科がとても助かっているので、歯科だけでなく眼科や耳鼻科、皮膚科など、他の障害の子が安心して行ける科があるとありがたい。
	健診の段階から相談支援専門員が関わる等の相談体制の充実
	障害のあるどなたにも「健診」の機会が年１回はあるような仕組みが必要と思われる。（未受診の方がないと思うので）
	親元を離れて暮らすことになったとき、自分で体調管理ができるか、サポートしてくれる人はいるのか不安。年齢に応じて定期健診が受けられるといいと思う。
	社会福祉法人等に入所していることにより、健診（定期）等を受診しているため。ただし、年齢による持病等の進行等は医療機関への受診は障害により様々な対応。
医療機関との連携について	医療の充実（児童精神）
	障害分野と連携が難しい印象がある。
	医療機関との連携

区分	意見
通院、院内での支援について	利用者の高齢化に伴い、医療機関にかかることが増えている。医師との連携がうまくとれていないとこちらが意図していない薬を処方されたり情報がまわらなかったりする。 医療との連携がとりやすくなる仕組みが必要。
	外来通院の際に患者だけで受診をして、うまくまわれなかったり、診療内容が家族に適切に伝えられない方がいる。受診の送迎ができる人がおらず、当院の通院に困難を感じる方がいる。
	市内に精神科が市民病院の他にないので、もう少し多くあったらいいなと思う。
その他	医療的ケアが必要な人の通いやすい福祉サービス事業所が市内には少ない。医療ケアが必要な人の地域生活を支援するためのチームづくりや体制づくりを積極的に行う必要がある。
	障害児が育つうえで、必要なリハビリや訓練等の環境のある病院施設が近くにないので、遠方へ出かけなければならない現状があるのが問題。
	障害のレベルで受けられるケアの内容を把握していない人もいるので、あらためて知らしめると良いと思う。
	肢体不自由児や誤飲の可能性がある子もいるので、午前～食事までででよいので、看護師が在勤しているとありがたい。
	早期に医療につなぐ。 ひきこもり問題 親なき後

②　生活環境の整備について 団体･事業所

区分	意見
移動支援について	利用者の自立に向けて受診等の移動手段について家族主体でなく本人が自立できるよう進めていきたい。
	碧南市内の移動手段の少なさ。車が使用できないと厳しい所がある。
	公共交通機関での来園が難しい立地なので、車で通園できる方に限られた利用になると思われる。公共交通機関で来園できる場所で、保健センターなどと隣接していると、通う保護者にも少しでも塀が高くなくなるように思う。
バリアフリーについて	トイレに手すりなどの設置
	公共施設のバリアフリー化、重度の方でも利用しやすくする、災害時の障害者支援体制の強化
	市内の公共的な施設や場所において、バリアフリー化をしっかり備えてほしい。 文化会館・芸文ホール：客席から舞台へ上がれない。 プール：車いす利用者の更衣室がない。市営プールでも歩行困難者がプールサイドからスムーズに入水できる場所（スロープ）は、ウォーキングコースのみ。 水上マリンフェスタ会場の油が淵公園やその他の大きい公園に、衛生的な多目的トイレが少ない。
その他	知的障害者は単一で障害がある人より、複数の障害がある人に対して問題がある。

③ 相談・情報提供について 団体・事業所

区分	意見
相談拠点について	地域の中に、いつでも立ち寄れるような「相談場所」があるといいのでは。本人、関係者が気軽に立ち寄れ、雑談から相談につながれば本音・本心が聞ける。
	児童発達支援センターの設置（相談窓口の明確化、他機関との連携の拠点）
	児童発達支援センターが必要。 未就園児からや先天性の子はネットワークを持っているが、学齢期から目立ってくる子は親がどこに相談に行けばよいかわかりづらく、また、その場だけの相談で終わってしまう。18 歳までの相談窓口を一本化にして、そこから他へ連携してつないでもらい、継続したフォローがあると親子にとって安心できる。
	碧南には、私たち以外にも親の会がいくつかあり、相談員（社協）たちも関わってくださっているため、情報も入りやすく、相談できる場もたくさんあって、とてもいい環境だと思う。
	学校卒業後、事業所に通所していない人は情報が入りにくく、相談支援につながっていないこともあり、困った時にどこに相談すればいいか迷ってしまう 制度やサービス等、知らないことが多いので、講演会など情報を得る機会がほしい。 親同士のつながりもなくなってくるので、ほっとまんまの成人版があるといい。
	夜間、早朝電話対応中心に、利用者及び利用者家族の相談に応じている。
	碧南市手をつなぐ育成会の活動のなかに「相談員体制」をつくり運営しているが、相談そのものが少ない。大きな意味があるのは、組織が全国、県、市とあるため、制度等の改変は、全国組織から県、市へと、資料等が入手できる。
様々な機関の連携について	市内事業所の連携、情報の共有
	地域福祉推進会議を通じた日頃からの地域とのネットワークづくり
	高齢者分野は、制度の特性上、ケアマネジャーを通じ地域と病院の連携が図られているが、障害者分野との連携については、もう少し連携が図れるとよいと感じる。認定についても頻度が少なく、サービス利用まで時間がかかることがある。
	相談できる場所を伝えあえるネットワークづくり。地域で持ち寄り支援ができるような環境づくり。民間の活動を市でサポートすることで実現化することが早くなることもある。
	医療機関（病院等）と行政（福祉課）の連携強化。必要に応じて、退院後に本人の状態を福祉課で把握することで、スムーズな支援体制につながる。 ほっとまんま等、気軽に話のできる場について、広く知られていない。障害の有無にかかわらず、その存在について周知されるべき。 民生委員の障害者への理解を深めてほしい。言動に気を付けてもらいたい。
	地域ネットワークの整備 顔のみえる関係性 新たな社会資源の発掘

区分	意見
情報の提供・発信、情報バリアフリーについてについて	必要な情報が気軽に受け取れるようになると良い。（情報提供体制）
	どんなものがあるか等、該当者には全く伝わってきていない。敷居が高く気軽に相談には行けるようではない。
	ブラジル人や外国籍の方への情報提供サービス
	公共施設の受付には、以前より「筆談します」とおいてある場が増えている。今後も続けてほしいと思う。
	ワムネットの情報提供によって、他事業所等の状況が以前より把握できるようになった。
	解決につながる「情報のバリアフリー」であってほしい。情報共有だけの「情報のバリアフリー」では、現場で頑張っている職員は救われない。
	情報のバリアフリー化の難しさは日々感じている。市単位ではそもそも難しいかもしれない。
	情報の共有化という点ではまだまだ不足しているように感じる。国や県からの情報は福祉課を通して共有されているが、地域や碧南市としての福祉以外の情報が得られると良い。

④　すまい・住宅の確保について　団体・事業所

区分	意見
グループホームの拡充	グループホームへの支援が行政からもほしい。
	障害者、親の高齢化にともない、グループホームの必要性
	市営住宅のグループホーム化。 グループホームが難しいようであれば、制度にしばられない「シェアハウス」のような形で碧南市としてのキャパシティを増やしていくことを検討してほしい。
	グループホームの確保、充実。強度行動障害のある知的障害者の受け入れ体制の充実。
	グループホームが不足している。グループホームに必要な建物や人員の確保が必要。
	グループホームが少ない。 一人暮らしのお試し体験が気軽にできる賃貸アパート等があると良い。
	特に生活介護が定員いっぱいで入れない。 新しい施設をつくったり、高齢になった方の移行先をつくるなど、考えていかないと先が不安。 グループホームを増やしてほしい。（親亡き後の不安をかかえている方が多い）
	グループホームの形態や、一人暮らしを支援する制度の情報を知り、本人に合った暮らし方を選択できるようにしたい。また、体験ができると良いと思う。
	精神障害者のグループホームがほしい。
	ケア（支援）の多い人のためのグループホームがない。障害者の生活すべてを支える家族は将来の不安が大きい。一時的なサポートのショートステイも、障害により利用対象外にされてしまう。
	成人してから、親亡き後でも自立していけるように、市内で理解あるまちづくりをして、グループホームなどをつくっていってほしい。
	グループホームの充実が必要。数十年前よりも高齢出産の親も多いため、家庭での生活期間も今までより短く、親亡き後の生活する場が今のペースのままだと相当数足りない現状がある。
	碧南市内では社会福祉法人ＷＨＪがあり、グループホーム等増設する計画がある バリアフリーは一部、新しい設備ではＧ、古い住宅ではＮＧ
	精神障害に特化したグループホーム
その他	住宅改修や福祉用具の利用
	利用者のみ管理しているアパートの空き部屋を提供している。
	自宅のバリアフリー化が難しい人（家）もある。公共物で確保できるといい。
	どんなものがあるか等、該当者には全く伝わってきていない。

⑤ 雇用・就労について 団体・事業所

区分	意見
就労定着支援について	定着支援が手薄であると感じている。市独自の定着支援ができるサービスや制度などがあるとよいと思う。 碧南市の企業とのつながりをつくれる会や企画ができると良いと思う。
	就労後の定着支援がとても重要だと思う。定期的に企業の方の話を聞いたり、本人の様子を把握することで、大きな問題にならずにすむので、そのようなサポートが必要だと思う。
	難病、精神科疾患等で就労したい患者がいるが、体調に波があり、きめ細かい就労支援が必要と感じる。就労の定着は、経済困窮の課題の解決、生きがいづくり、家族関係の改善等につながる。 （今後必要なもの）疾患を理解してくれる職場とのマッチング、ジョブコーチ、履歴書作成～入職面談の同席、就職中の健康管理やコミュニケーションの取り方の指導等
	障害＋個々の性格もあり、長期的な就労を期待するが、現実的には厳しい。
働く場所や企業への働きかけについて	市内での働く場の不足（くるくるバスを利用して自力で通える場） 福祉就労のカフェやレストランが必要。障害の理解も市民に深まり、地域の交流が持てるカフェがあると良い。他市へ通っている現状であるが、他市も満員であり、今後入ることがかなり難しい。現在カフェに興味のある児童も多くとても意欲的な子どもたちが近い将来、やる気があっても受け入れ先がなく働くことができなくなる恐れがある。早急に検討していただきたい。
	現在知的障害者は法の枠内での雇用達成していない。 障害者のなかで軽度の人は学校卒業と同時に就職する人もいるが、大多数の中度以下の人は、作業所、ガイア、アルゴ、マンナカ等で、軽作業の人が多い。そのため将来は仕事化するべき。
	通勤時に車を止める場所がなかなか見つからない。あったとしても月額が高く、台数確保が難しい。愛知県の最低賃金が上がっても、作業単価が上がらないので、作業スキルに応じて雇用が難しくなる。
	事業所内での就労プログラム（放課後等デイサービスでもできる範囲）の作成、実施
	中小企業の同友会に所属して情報収集と情報発信を行っている。 農家と連携して利用者と職員が外作業をしている。
	地域自立支援協議会、就労支援部会を通じた検討。 企業内実習、企業への啓発活動の充実。
福祉的就労や就労支援事業の場について	体のケアや生活面での支援が必要な生徒の就労について 重度の肢体不自由な方の福祉的就労の場が少ない。
	知的障害者に向けた仕事の求人が多く、就労支援事業所の利用においても、サポートの面から対象外になる身体障害者が多い。
	現在の就労施設では、スタッフさんの理解ある職場づくりを目指しているので感謝しているが、施設全体で利用者が高齢化しているので新しい就労施設をつくっていってほしい。就労継続支援Ｂ型の形態の施設など。
	就労継続支援Ａ型の運営の安定化をお願いしたい。

区分	意見
情報提供について	早期から（就学前からでも）就労についての勉強を保護者へしていけると良い。 地域の企業の方へも障害者に対する具体的な関わり方の勉強会があると良い。
	どんなものがあるか等、該当者には全く伝わってきていない
	就労については、部会などに参加させていただくと、障害を持つ子どもたちのために親身になって活動してくださっている方々がたくさんいて、本当に頭が下がる。感謝でしている。ただ、保護者には、情報がなかなか伝わりにくい部分もあるため、私たちも情報発信に協力していきたいと思っている。
その他	就労と医療（ＰＳＷ）の情報連携
	コロナショック後の不況での対応が必要。

⑥ 災害時の支援について 団体・事業所

区分	意見
避難所について	災害時に避難所へ避難するときにためらう。あらかじめ、障害のある方のスペースや配慮がなされていると避難しやすいのかもしれない。今後は感染症対策も不安。マスクも使用できないお子さんも多々いるし、どうしても一人で行動できない子の場合は密接な状態になってしまう場合もあるため。
	避難場所は、事業所に隣接する自宅の農場にしている。避難所は棚尾小学校のため、徒歩で状況をみて、利用者を誘導する。
	避難所開設までの一連の流れなどを再度、行政と確認していきたい。また、開設後の動きもあらかじめ話し合っておく必要がある。
	避難所内の災害弱者への合理的配慮の部分を前もって考えていた方が良い気がする。 ヘルプカードの活用も（ヘルプマークはいろんな方が使用されるため、分かりづらい） アレルギー対応なども不安
	一般避難所だけでなく、福祉避難所に医療機器用電源の確保ができるとよい。移動困難な障害者は災害時にさらに人での確保や介護タクシーの確保が困難で避難困難が予測される。そういった場合でも自助努力で改善できる方法を行政から提示しておくと患者・家族が事前準備したり、取り組みやすい。 困ったときに避難できる避難先として病院との事前協議・連携も必要だが、病院として確約できないこともあり、返答に困る。対応できる範囲で入院の受け入れをすべきだと思うが、どんな方をどんな方法でいつまで受け入れるのかルールづくりは簡単ではない。
	防災会議等で話し合いを重ねているようだが、実際に災害が起きた場合、障害のある人たちが避難所で過ごすことができるのか、具体的にどういう形になっているのか進捗状況を知る機会があまりない。
災害時の支援の在り方について	災害時のサービス提供のあり方、補助
	避難行動要支援者名簿に基づく、具体的な支援の在り方の検討
	年１回の避難訓練や障害のある方の名簿づくりなど非常時の対応について備えておられると思う。今後も継続して取り組んでいくべきである。
	災害時における準備や避難についての情報のマニュアル化（冊子化）
	標高が低いため、津波発生時はアリビオ（トヨタ第５衣浦寮）まで避難するが、保護者が子どもを背負って階段を登って避難する。
	災害時のメンタルフォロー

区分	意見
避難に関する情報について	どんなものがあるか等、該当者には全く伝わってきていない
	障害者本人への説明は重要だと思うが、家族が細かな内容をより一層知りたいのではないか。会議の場に介護する家族の代表を参加させては。
	耳が不自由では情報が入ってこないので、不安が多いと思う。だれでも書いて伝えてもらえるような支援を。
地域との連携について	一人で避難できない障害者を地域住民が支える環境・関係づくり
	地域の訓練や実際の避難所へは行けないと思っている保護者も少なくないため、事業所と地域と連携を図り、知ってもらう機会を増やす。また、家庭だけで過ごすための必要な情報や備えについて知る機会をつくる。
	地域の人たちの障害の理解が少ないので、避難訓練でも、地域の人との隔たりを感じる。実際の災害時はさらなるものだと思うと不安。
	地域の中で防災訓練等へ参加したら、一般の人と障害者は別行動が多い。
その他	災害により作業がなくなる。 営業が困難になり、家賃やその他の支払が困難になる。
	自力で通勤している人が、通勤途中で災害に合ったとき、助けを求めることができるか、安全な場所に避難できるのか心配。

⑦ 障害への理解と交流について　団体･事業所

区分	意見
地域との交流の場について	利用者と一緒に地域ふれあいフェスティバルなどを開催し、障害者でも色々なことができることをアピールする場所をつくりたい。
	障害者が地域で活躍できる場を提供してほしい。
	皆が気軽に立ち寄れるフリースペースのような場所があると良い。あいくるにもころころがあるが、精神障害の方が中心だったり、福祉センターという場所的にも行くのに躊躇する人がいるのでは。
	個人的にキャラバン隊活動を行っている。学校でも交流はあるが、障害について知ってもらう機会がないと、なかなか歩み寄ることは難しい気がする。
	商店街の方に声をかけていただき、２年前からハロウィンウォークのボランティアに参加している。地域の人と交流することは、とてもいい経験になり、自信にもつながっている。 障害があってもできることはたくさんあることを知ってもらい、行事に参加したり、ボランティアをすることで地域の人とつながりたい。
	定期的なキャラバン隊の公演（小中学校や地域の集まりなどで）
	市内に交流、理解の場であるカフェやレストランがあると良い。
	様々な行事へ障害のある人が参加しやすい環境整備を図ってほしい。（ハード面・ソフト面）
	子どもを呼び込んで（親もついてくる）のイベント開催
ボランティアについて	障害者同士の交流ではなく、その交流に、学生ボランティアをどんどん入れるべき。
	障害・高齢者等を支援するボランティア団体が少ない。交流・ふれあいの場を通じて理解者を増やし、ボランティア育成につながるといい。
	家庭の力だけでは地域活動への参加はハードルが高い。 信頼できる人を増やすことが重要だが、事業所の力やボランティアの力だけでは限界がある。行政からのサポートを事業所やボランティア団体にもっとしてもらいたい
	障害児者団体の活動へのボランティア募集等、市ぐるみで触れてほしい。
障害への理解について	近所の方々は日々あたたかく利用者を見守ってくれて挨拶をしてくれる。利用者の異常行動時（事業所の敷地内で大声でさわいで歩いている等）報告して注意してくれている。
	小中学校でのバリアフリー、共存の意識の浸透について重視してほしい。（教員の障害における知識）
	福祉実践教室（小、中、高校）の充実 地域での精神障害者、ひきこもりの方等に対する理解の促進
	管理者が教育委員であり、小学校、中学校の行事に参加したり、研修にも参加している。隣が幼稚園であり、職員の子どもも通っているため交流が深い。
	社会参加、自立の立場から時間の長短にかかわらず、就学・進路は大事だと思う。
	教育委員会や市内の小中学校と連携をとりながら、福祉実践教室を開催し、学童期の頃から障害理解ができるようになると良いかと思う。
	様々な行事などで障害者への特別視は大変少なくなり、外出しやすくなり、人々の理解を感じるようになった。

区分	意見
その他	外部研修に率先して参加をし、その後内部研修。
	数年前、「安室奈美恵さんのコンサートチケットが入手できた」と知的障害者である人が、当日会場まで行ったら、「係員によって入場拒否されました」と泣いて報告がありました。 問題は身体障害者は日本で１つ、知的障害者は県ごとにより名簿が多数。知的障害者の印刷がなかった。

⑧ 教育・保育について 団体・事業所

区分	意見
教育環境について	本校への就学について、小、中、高等部とも受け入れ可能を超える相談申込数が入っており、例年とても難しい状況。 インクルーシブ教育の推進が求められている流れだが、特別支援学校を希望する保護者の割合がとても高い印象を受ける。障害のある子の保護者の方々の意識を変えていく働きかけをしていただくとともに、障害のない子、障害のある子が共に学ぶことのできる環境づくりをより一層進めていただきたいと思う。
	学校教育従事者の発達支援に関する情報の周知 不登校児に対する支援として、学校の授業をリモート受講できるなどの配慮 学習障害児に対する積極的な情報機器を使った学習支援 中高生が通える放課後等デイの設置（将来の「働く」を意識した活動）
	支援者のレベルアップとともに、園、学校全体の障害児への理解と支援方法の底上げが必要。支援者（学校、園）の理解度によって、子どもの伸び方が違うと感じる。
	障害者には特にインクルーシブシステムにより教育をしてほしい。
	障害があっても、本人や家族の希望しているところ（保育園・学校）へ通うことができるように。その際、周りの環境も整えられるようにしてほしい。
	スクールカウンセラーの積極的な活用と外部との連携
放課後等デイサービスについて	放課後デイサービスの回数をもっと増やしてほしいという声も少し聞く。 日中やデイの事業所が碧南市には少ないため、身近にもあるとありがたい。
	医療ケアが実施できる放課後デイや日中一時支援サービスが市内にはない。近隣の市町で実施をしているが、生活には不便なので実際利用しにくい。
	放課後デイサービスの充実にあわせて、利用回数を週２回まででではなく、もう少し柔軟に回数を増やしてほしい。
連携・情報共有について	「保育所、児童発達支援」から「小学校、放課後等デイサービス」へのスムーズな移行のため、事業所、保育所、学校、相談員の連携の強化
	各ステージ（幼保、小学校、中学校）の連携、情報提供。保護者への相談の充実。
	本人と家族が安心して受けられるように、横のつながりを広げ連携できるとよい。立場等もあるが、中心が本人となるような環境調整ができるように相互理解を深めていきたい。
	２０２２年４月より碧南市の障害児は、新設される西尾市の特別支援学校に通うことになる予定である。転校する児童生徒の引継ぎや、就学指導などについて、校区の特別支援学校と連携がとれるとよい。
	小児科で糖尿病にり患している児童に保育園職員、養護教諭等に来院いただき、生活上で何が課題になるかを話し合い、スムーズに療養環境が整えられるように調整を行った例がある。 （今後必要なもの）小児科で病気を有している児童の支援が活発にされると良いと感じる。また障害のある親を持つ児童の支援も必要に応じて行っていきたい。
	「保育所、児童発達支援」から「小学校、放課後等デイサービス」へのスムーズな移行のため、事業所、保育所、学校、相談員の連携の強化
その他	実習等の充実

⑨ 生涯学習活動について　団体・事業所

区分	意見
参加の機会について	障害者が参加できるもの、事業の少なさ
	障害のある方が生涯学習活動にもっと身近に参加できるようになるとよい。一般の方の中に入っていくのが難しいところもあるので、障害のある方向けの講座をもっと広めるといい。
	グループでやってみたいことはいろいろあるが、講師の先生を見つけるのが大変。 運動をする機会があまりないので、健康のためにもスポーツ教室や体を動かす場があるといい。
	知的障害の人も参加できるような場を設けてください。
活動の場について	障害者スポーツや、芸術をアピールする場がない。
	心身障害者福祉センターの各教室の多様な方の受け入れ体制の確保
	多様な人たちが楽しめるスポーツや芸術・文化の行事やイベントを積極的に行ってほしい。
	学校卒業後の生涯学習、余暇を過ごせる場所がもっとあると良い。 障害児が利用できる情報が一目でわかるものがあると、人伝いでなくスムーズに行動できる。
	高齢者向けのスポーツ施設が充実してきた。しかしながら、障害者にとっては、それに当てはまる施設はない。高齢者とあわせた障害者対象のサービスを増やしてほしい。
文化芸術活動について	１か月に１回、利用者と職員でレクリエーションの行事を行っている。毎日休み時間に希望者はカラオケを歌っている。時々、回想法として、昔のうたを電子オルガンを職員が弾いて利用者が歌っている。
	碧南市でアートブリュット展の開催を検討してみてもよいのでは？ 難しいようであれば、まずはふれあいフェスティバルにて展示コーナーのブースを確保して、事業所が作品を出すような物はどうか？（あいくるの作品展より規模を大きく）
情報について	周知されているようで周知されていないのが現状。大きなイベントには参加しづらい方もいるため、少人数で気軽に参加できる気秋が増えると良い。 芸術面でも出展できる機会が身近でもっとあると良い。
	市の心身障害者福祉センターのデイサービスはかなり充実しているが、身障協会員でなくとも参加できるので、その内容をもっと広く、障害がある人に広めてほしい。
その他	スポーツ・レク・趣味を持つことは、健康、生きがい、交流へとつながるので、推進、育成は生きがい探しの第一歩。

（3）その他の意見 団体･事業所

区分	意見
就労について	障害者でもできる仕事のあっせん、企業とのコンタクトづくり
	学校を卒業した子どもたちの行き場、働く場がない。現在でも入れる所が少ないのに、毎年卒業した学生たちはどこへ行けばよいのか。学校や、療育等で力をつけ働くことができる人材も、場所がなければ今までの苦労も無駄になってしまう。地域で働く場が増えるような働きかけを早急に検討していただきたいと切に願う。 今までも不足している現状は把握していると思うが、動きがとてもゆるやかだと感じるので、よろしくお願いします。
	当事業所は農福連携に取り組み、利用者が生きがいを持っている。農業分野において担い手不足や高齢化が進むなか、新たな働き手の確保につながると思う。 碧南市も伝統ある農業を継続するためにも、障害者施策の中に農福連携を考えていただきたいと思う。
障害児支援について	子どもの居場所や母親の気軽な相談窓口が不足している。もっと障害者のニーズを聞き入れるべき。
	碧南市の「児童発達支援センター」設置について、今後の展望をお聞かせ願いたい。現在、近隣市のほとんどは児童発達支援センターを設置している。碧南市では、それに代わるものとして児童発達支援ネットワーク事業や発達支援係の設置をしていることは承知している。しかし、いまだに保護者からは「どこに相談に行けば良いかわからない」といった声を聞く。保護者からは視覚的に存在を感じることのできない「事業」という形はわかりにくく、利用しにくいと感じる。 また、昨今、通所学級での発達に何らかの困難を抱えたお子さんが増えてきている中、乳幼児期から碧南市の発達支援ベースに乗ってきたお子さんの保護者と、そうでない保護者とでは、あきらかに特性理解や地域資源に対する情報量に差がある。そういう方たちがスムーズに支援につながるためにも、「誰にでもわかりやすい」「連携が取りやすい」「相談のしやすい」場所が必要であると考える。 地域資源の拠点、親支援、支援者の相談窓口として、児童発達支援センターの設置は必要と考えている。
障害の理解について	「将来的には福祉村みたいな所ができるとうれしい」という意見がメンバーからあがった。地域とも共存しながら、療育センター、病院、働く場、生活する場など、小さい頃から高齢になるまでずっと安心して利用できる場所がほしい。 実際、病院一つとっても「障害に対する理解」が得られないと、すごくためらってしまう。一番はこれだと思う。自分たちが関わる障害以外にも、生活していくのに困っている方々がたくさんいると思う。みんなが生活しやすくなるよう、温かい目（芽）をたくさん増やしていけたらいいなと思う。今後もご協力よろしくお願いいたします。
	聴覚障害者はマスクで口の動きが見えないと困る。筆談をお願いしたい。 老人性難聴は、孤立し、引きこもりになり、認知症になりやすい。コミュニケーションの障害を理解してほしい。

区分	意見
障害者施策の方向性について	碧南市の障害者施策について、具体的に示してほしい。
	国の方針などを考えると、今後社会福祉法人の吸収・合併が当然のようになっていくと思われる。市内の法人（ＮＰＯや株式も含めて）が碧南市で生き残り、市が活性化し、障害を持った人たちが今以上に幸せに暮らせるように共に考え、共に創ってほしいと思う。
	当事者や家族の方々がどう考えているのか。支援者だけでなく、ある程度の人数の当事者家族の方々の意見も踏まえて、碧南市の障害者施策を考えていくことが大切だと思う。当事者や家族も、行政や支援者任せになるのではなく、まず「自身の考えや言葉を持つこと」そして、それを「他者に話したり、伝えたりすること」、そういう力を養うことが必要になっていくと考える。
サービスや支援の充実について	より多くの社会資源の創設をお願いできれば幸いだと思う。
	必要な施策は成されていると思う。それ以上のことは、いまだ勉強が不足しており、事業所の充実を考えるばかり。
	障害者歯科はあるが、他の医療にも広げられると良い。待てないことや検査や診察で不安から病院にかかれない方もいる。
	成人してからの余暇の過ごし方に苦労する人が多くいる（行く所がない）。少しでも、その人たちが活動できる空間などが近くにできるといい。週末、定期的に開催する習い事、趣味につながることがあるとありがたい。
感想・その他	知的障害者の団体の長として過去１０年、会の運営としては２０年で今があるのは、法律の制度と地方自治の協力によるものが大きく、感謝に堪えない。しかし、障害者の子はすでに４６歳になって、親も高齢化している。今、碧南市の障害福祉をみると、ＷＨＪがあり、ＷＨＪも長期ビジョンがでるようになってきた。
	いつも問い合わせ時には、相談にのっていただき感謝している。 「へきなんの障害者福祉ガイドブック」は大変使いやすく、患者に制度案内する時にコピーしてお渡ししている。 患者の支援で気になっている点として、日常生活用具の給付事業がある。当院は、神経難病患者が多く、進行により吸引器を必要とする場合が多い。日常生活用具の給付事業では現状「呼吸機能障害２級相当」がある場合とされているが、嚥下が悪く唾液が飲み込めないことによる吸引器の給付についても制度利用ができると良いと感じる。

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ				
	施策目標	1	日常の自立した暮らしを応援するために	
	施策の方向性	1	よりきめ細やかな相談支援体制の充実	

既存事業

実施事業

	項目	内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
1	身近な相談窓口体制の整備	○相談支援機能は、ますます重要な役割を担っており、身近なところでの体制の整備が必要です。そのためには、総合的な相談に応じ、成長過程に応じた連続的で一貫した支援を展開するため全障害を含む発達支援の窓口の一本化に努めます。また、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせたり、適切な供給主体とつなげたり、利用者本人の代弁を行うなどのケアマネジメントの普及など相談支援センターの充実を図ります。	Ａ（順調に進んでいる）	基幹相談支援センターを開設し、全障害に対応した総合した相談支援を行うとともに、他機関等との連携、障害特性に対する専門的な相談対応などを実施した。	継続	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、相談対応を実施する。	福祉課
2	自立支援協議会の充実	○地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として自立支援協議会の機能の充実に努めます。また、自立支援協議会などが、地域内の認可施設や事業所、グループホーム、ＮＰＯ法人等の地域の関係機関のネットワークの核となり、個別の支援に対する関係機関の調整機関としての機能が果たせるよう努めます。	Ａ（順調に進んでいる）	基幹相談支援センターを開設し、地域自立支援協議会の作業部会の運営を行うことで、地域内の関係機関の核となり、諸課題の協議の場の充実を図った。	継続	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、諸課題に対する協議を実施する。	福祉課
3	手話通訳者・要約筆記者及び奉仕者の確保	○制度の円滑な推進のため、聴覚に障害のある人などコミュニケーション支援の必要な人が、支給決定や契約締結などにおいて、スムーズに対応できるよう手話通訳者、要約筆記者の確保に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の育成のための研修講座を実施した。	継続	引き続き、各種研修事業を実施するとともに、通訳者の更なる確保に向けた方策の検討等を行う。	福祉課
4	専門的な相談機能の充実	○支援者（家族や養護者）への支援の他、医療的相談・障害受容の相談・こころの健康相談・社会的入院を続けている精神に障害のある人の退院支援など、より専門的な相談機能の充実に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	基幹相談支援センターを開設し、各種専門的な相談に対応するとともに、精神科病棟を持つ医療機関やグループホーム等地域のサービス事業者による、地域移行に関する作業部会を組織し、地域課題の検討に努めた。	継続	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、相談対応を実施するとともに、作業部会での検討を進める。	福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	1	日常の自立した暮らしを応援するために						
	施策の方向性	2	自立に向けた生活支援サービスの充実						
既存事業	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	障害福祉サービス提供基盤の整備	○障害福祉サービスの充実は、地域での自立生活を支える基本的な課題です。障害のある人の支援は、その「過不足なき支援」の提供をめざして、より一層の社会化を図らなければならない問題です。そのため、各関係機関と連携して、ケアマネジメントの活用や事業者の新規事業への参入促進などサービス供給基盤の整備促進や障害特性に対応した福祉サービスの提供に努めます。居宅での介護や行動援護、移動支援のより一層の充実を図ります。	Ａ（順調に進んでいる）	障害福祉施設の開設等にあたり、国庫補助事業の活用を進めるとともに、市単独事業を創設し、新規事業者の参入促進を図った。 また、基幹相談支援センター等において専門的な人材育成に資する研修を実施し、支援者の支援力の充実を図った。	継続	引き続き、障害福祉事業の提供体制の拡充を図るとともに、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、専門的な人材の確保・育成を図る。	福祉課
	2	地域生活移行支援システムの確立	○入所施設や病院からの地域生活への移行は、大変重要な課題です。このため、ケアホーム、グループホーム等の地域の福祉資源と連携を図りながら地域生活移行支援システムづくりに努めます。また、施設は入所・通所を問わず、障害のある人の地域での生活を支える支援の拠点としての役割を担う必要があります。社会的入院解消のための退院支援システムを整備するとともに、退院後の住まいの確保に関する支援方策の検討を進めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	精神科病棟を持つ医療機関やグループホーム等地域のサービス事業者による、地域移行に関する作業部会を組織し、地域課題の検討に努めるとともに、精神障害者の居場所支援事業である「ころころ」を実施し、地域での生活を支える支援の充実を図った。	継続	引き続き、ころころを実施するとともに、医療期関等との連携を図り、作業部会での検討を進める。	福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	1	日常の自立した暮らしを応援するために					
		施策の方向性	3	日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保					
既存事業	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価			今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	グループホーム、ケアホームの整備	○グループホームやケアホーム等の整備は、障害のある人の地域での暮らしの場として展開を図るべき最重点課題です。今後の住まいの整備は、グループホームやケアホーム等を活用した身近な地域での小規模な多様な住まいの場の拡充に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	障害福祉サービス事業所の開設に資する各種補助事業の創設及び活用を推進するとともに、グループホームのニーズ調査を行い、福祉資源に対する課題の現状把握を図った。		充実	引き続き、障害福祉事業の提供状況の把握に努め、提供体制の拡充を図る。	福祉課
	2	住宅改善への支援	○民間住宅の段差解消や手すりの設置などの住宅改善に対する支援などの施策を推進します。	Ａ（順調に進んでいる）	身体障害者の住宅改修事業や移動・移乗支援用具など日常生活用具の給付事業を、適宜見直しを行いながら事業展開を図った。		継続	引き続き、日常生活用具給付事業を実施するとともに、定期的な事業体制の見直しを図る。	福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ	施策目標	2	日中活動の場の充実と可能性の探求のために
	施策の方向性	1	インクルーシブ（共に学び、共に育む）教育の推進

実施事業									
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	【学校教育の充実】 障害のある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進	○子どもの発達段階に則し、人権尊重の視点に立ち、障害のある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 ○「共に学び、共に育む」教育を基本に、研修等を通じて、教職員一人ひとりの人権感覚・意識の高揚に努めます。さらに、障害のある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあり、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実を図ります。 ○ノーマライゼーションの理念に基づき、自尊感情や自己肯定感を育み、幼児・児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう指導の充実に努めます。	A（順調に進んでいる）	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図った。	継続	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等による障害児の関係機関の連携や相談支援体制のの充実を図る。	福祉課 学校教育課 こども課
	2	【学校教育の充実】 幼児教育の充実	○障害のある幼児との交流保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、すべての幼児の豊かな人格形成をめざします。	A（順調に進んでいる）	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、地域の保育園等における障害児への支援の充実を図った。	継続	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等による障害児の関係機関の連携の充実を図る。	福祉課 こども課
	3	【学校教育の充実】 就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進	○義務教育段階においては、通常の学校でともに学ぶことの意義を十分に認識し、通常学級において個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。 ○障害のある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者などの意向も踏まえ、個別の指導計画を作成するなど、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。	A（順調に進んでいる）	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、地域の学校生活の適応への支援を図るとともに、障害児通所支援の利用対象児の一覧の共有や、個別ケースの検討など、福祉事業所等と教育現場との連携の充実を図った。	継続	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等による障害児の関係機関の連携を図る。	学校教育課
	4	【教育条件の整備】 障害のある児童・生徒の個性や多様性を花開かせる教育環境の整備	○障害のある児童・生徒の保護者が早期から教育相談などを受けることが出来るよう、保健・医療・福祉・教育等が連携して支援体制の整備に努めます。 ○障害の重度・重複化、多様化に対応し、肢体不自由と知的障害などの障害種別の枠を超えた教育の充実を図っていきます。 ○インクルーシブ教育の内容等について、積極的に情報発信するとともに、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映するため、開かれた学校運営を推進します。 ○障害のある子どもたちが学習活動に支障をきたすことのないよう、施設・設備面を始めとする個々の障害の状況に応じた教育環境のバリアフリー化などの整備に努めます。 ○児童・生徒と障害のある人との交流や福祉活動をはじめとした様々な活動を推進します。	A（順調に進んでいる）	福祉課、こども課、教育委員会等とで連携を図り、相談支援体制充実を図った。 小中学校に対し、福祉実践教室や、ボランティア体験教室を開催するとともに、地域福祉推進会議に小中学校の教員及び保護者の代表等にも参加を呼びかけ、福祉教育の環境整備や地域交流の促進を図った。	継続	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等による障害児の関係機関の連携の充実を図るとともに、福祉実践教室や地域福祉推進会議を実施し地域での障害理解の促進を図る。	学校教育課
	5	【社会教育の充実】 交流教育の推進	○障害のある幼児・児童・生徒の学習機会の充実を図るとともに、障害のある人と障害のない人がともに参加する学習機会の充実を図ります。 ○障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を促進します。	A（順調に進んでいる）	障害児相談支援事業の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、地域の学校等における障害児の教育機会等の充実を図った。 福祉実践教室や、ボランティア体験教室を開催し、障害理解の促進のための福祉教育の推進を図った。	継続	引き続き、障害児相談支援事業による障害児の関係機関の連携の充実を図るとともに、福祉実践教室等を実施し地域での障害理解の促進を図る。	社会福祉協議会 生涯学習課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ	施策目標	2	日中活動の場の充実と可能性の探求のために
	施策の方向性	2	雇用の促進

既存事業	実施事業								
		項目	内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	働くことへのチャレンジ支援	○それぞれの意欲に応じて、働くことへのチャレンジができるような環境を整備するため、職業準備訓練、職域開発を実施するとともに、就業面での支援と併せて生活面での支援を一体的に提供する体制の充実を図ります。また、障害のある人の雇用・就労を促進する取り組みを強化します。	Ａ（順調に進んでいる）	就労継続支援及び就労移行支援事業所が市内にも開設されたため、当該事業所における就労に関する支援の充実が図られるよう支援するとともに、障害者就労相談支援事業や計画相談支援等を通じて、生活面等の就労面以外の課題についても配慮が可能となるような体制を構築した。	継続	引き続き、障害福祉事業の提供体制及び相談支援体制の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会
	2	企業等の取り組みの促進	○企業が積極的に雇用と職場環境の整備に取り組むことを促進するため、障害のある人とともに働く機会を提供するなどの啓発活動や職場実習の受け入れ、発注など、障害のある人の雇用に対する理解の促進に努めます。また、企業の相互支援や就労支援施設等から一般雇用への移行を促進するため、障害のある人の雇用を支える仕組みづくりに努めます。	Ｃ（事業の大幅な改善が必要）	地域自立支援協議会の作業部会に就労支援部会を設置し、障害のある人を雇用している事業所への見学会を実施し、障害者の一般雇用の促進を図ったが、福祉施設等から一般雇用への促進までには至らない。	継続	引き続き、作業部会での検討を進め、雇用促進及び就業定着の支援方策の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会 商工課
	3	働き続けることへの支援	○職場環境に適応し、さらに能力の向上をめざすことができるように、スキルアップ、キャリアアップへの支援や、地域においての就業相談・定着支援体制の整備を促進し、働き続けることへの支援を進めます。	Ａ（順調に進んでいる）	障害者就労相談支援事業の実施や障害者就労・生活支援センター等との連携、就労定着支援事業を利用した支援の充実を図り、障害者の就労に関する相談体制の整備及び充実を図った。	継続	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、就労支援事業の提供体制及び相談支援体制の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会
	4	地方公共団体の取組みの促進	○障害の特性や障害のある人個々に適した職域開発に努め、雇用の促進に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	行政職員として順次雇用を行い、障害者の社会参加の促進を図った。	継続	引き続き、障害者雇用の推進を図り、法定雇用率の達成を図る。	秘書情報課
	5	職業能力開発の充実	○就職を支援するため、就職に必要な技能の習得とハローワーク等と連携による就職先確保に向けた取り組みを促進するとともに、職業訓練のノウハウを有する民間の教育訓練施設で委託訓練や在職者訓練を支援します。	Ａ（順調に進んでいる）	就労継続支援及び就労移行支援事業所の適切な利用を支援し、ハローワーク等との連携を図った。	継続	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、就労支援事業の提供体制及び相談支援体制の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	2	日中活動の場の充実と可能性の探求のために						
	施策の方向性	3	自己実現に向けたより豊かな就労への支援						
既存事業	実施事業								
		項目	内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	雇用へのステップアップ	○身近な地域で、就労面及び生活面の支援を一体的に提供するとともに、職場準備訓練から就職・職場定着に至る相談・支援を行い、働くことへのチャレンジ、働き続けることを支える仕組みづくりを行います。また、就労支援施設等は、従来の取り組みに加え、雇用を希望する障害のある人のニーズに応えられるような、一般就労により近い形での実践的な職場実習・訓練の機会を提供します。 ○職業的自立に向けた訓練の場の充実を図るとともに、地域における訓練の活動拠点となるような仕組みづくりを検討します。	Ａ（順調に進んでいる）	就労継続支援及び就労移行支援事業所が市内に開設されたため、当該事業所における支援の充実が図られるよう支援するとともに、障害者就労相談支援事業や計画相談支援等を通じて、生活面等の就労面以外の課題についても配慮が可能となるような体制を構築した。	継続	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、相談支援体制等の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会
	2	就労支援活動の充実	○就労支援施設等が、利用者により高い収益を還元できるような取り組みが必要です。そのため、技術力の向上はもとより、ものづくりだけでなくサービス提供の分野にも目を向けることにより、より高い事業収入が得られるよう支援します。	Ａ（順調に進んでいる）	地域自立支援協議会の作業部会に就労支援部会を設置し、就労系の障害福祉サービス事業所における作業内容等の充実策についての検討を行った。	継続	引き続き、作業部会において就労支援事業所における支援方策の検討を進める。	福祉課 社会福祉協議会
	3	自営・起業・在宅就労の促進	○新しい分野への自営・起業に対する障害のある人の意欲喚起を図るとともに、自営・起業を望む人が、相談機関に容易にアクセスできるような支援体制を整備します。	Ａ（順調に進んでいる）	障害者就労相談支援事業を実施し、障害者の就労に関する幅広い相談対応を行うとともに、障害者就労・生活支援センターやハローワーク等との連携を図り、支援体制の充実を図った。	継続	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、相談支援体制等の充実を図る。	福祉課 社会福祉協議会
	4	公的部門における雇用・就労機会の創出、発注の促進	○障害のある人の雇用・就労機会の拡大を図るため、一般就労・雇用支援策の理解の促進を図るとともに、公務労働全体のなかで雇用・就労機会の創出に取り組み、就労支援施設等からの調達を積極的に進めます。	Ａ（順調に進んでいる）	地域自立支援協議会の作業部会に就労支援部会を設置し、障害者の雇用に関するセミナー等を開催し、地域の理解促進を図るとともに、碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者の就労支援施設等からの調達の推進を図った。	継続	引き続き、作業部会において地域企業への働きかけについて検討を進めるとともに、優先調達の推進を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	2	日中活動の場の充実と可能性の探求のために						
	施策の方向性	4	自立を支える多様な活動の場の充実						
既存事業	実施事業								
		項目	内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	地域における障害のある児童生徒の活動への支援	○平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて障害のある児童・生徒への地域における活動への支援施策の充実を図るため、学校教育分野、社会教育分野及び福祉分野が連携を深め、地域の実情に応じた取り組みの促進に努めます。 ○通所施設の整備にも引き続き取り組み、活動の場の拡大を図ります。	Ａ（順調に進んでいる）	地域自立支援協議会の作業部会にこども部会を設置し、障害児に対する支援施策や生活環境に関する課題についての検討を行った。 また、各種補助事業により、障害児通所支援施設の整備を図った。	継続	引き続き、作業部会において諸課題の検討を進めるとともに、補助事業等の推進により支援提供体制の拡充を図る。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
	2	日中活動の場の整備	○重い後遺症のある人や現在はほとんど自宅で過ごしている精神に障害のある人も家庭に閉じこもることなく、その活動の場が必要です。そのため、今後は地域内での訓練施設の充実などの展開に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	就労継続支援事業所の利用を支援するとともに、主に自宅のみで過ごしている人に対する支援策等についての家族や地域住民からの相談対応を図った。	充実	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、相談支援体制等の充実を図る。	福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	3	多元的な支援による社会参加促進のために					
		施策の方向性	1	コミュニケーション等サービスの充実					
	実施事業								
	項目		内容		令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	障害の種別に応じたコミュニケーション支援の充実	〇視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人の生活支援にとって、コミュニケーション手段の確保は大変重要な役割を果たし、とりわけ、制度を円滑に推進するためには、情報・コミュニケーション支援が必要です。そのため、行政、民間団体の役割を明確にしながら、手話通訳者、要約筆記者などの派遣の充実を図ります。 〇視覚・聴覚の重複障害のある人の通訳・支援者の派遣の充実に努めます。		B（概ね順調だが、改善の余地あり）	手話通訳者の設置事業や派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、市主催事業等における手話通訳の実施など合理的配慮の推進を図った。	充実	引き続き、コミュニケーション支援事業等の実施を行うとともに、コミュニケーション支援のあり方等について、当事者団体との検討等により推進を図る。	福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	3	多元的な支援による社会参加促進のために						
	施策の方向性	2	社会生活力の向上に向けた社会参加への支援						
既存事業	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
	1	障害のある人の社会生活力の向上に向けた社会参加への支援の充実	○当事者活動との連携も視野に入れ、障害のある人に対する地域での生活支援の仕組みづくりを進めます。 ○障害のある人への偏見が根強い中、相互の理解を深めるため、啓発等を通じて障害を受け容れやすい環境を整備し、エンパワーメントを図り、支援の必要なすべての障害のある人が充実した福祉サービスを利用できるよう支援します。	A（順調に進んでいる）	地域自立支援協議会にて地域での支援を必要とする人たちを含めた相互支援のある環境づくりを図るとともに、社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業を実施し、障害福祉事業所の通所者の地域での交流の機会の拡充を図った。	充実	引き続き、地域における支援の仕組みづくりについての検討を進めるとともに、障害者の地域交流機会に対する支援を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	3	多元的な支援による社会参加促進のために					
		施策の方向性	3	保健・医療・リハビリテーションの充実					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	個々の障害に対応した保健・医療・リハビリテーションの充実	〇乳幼児に対する健康診査やフォローアップなどの施策を引き続き実施します。 〇病気と障害を併せ持つ精神に障害のある人にとっては、精神医療の確保と必要な時にすぐ医療を受けられる体制が生活を支える基盤となります。医療機関と協力し、安心して利用できる精神医療の確保に努めます。また、各関係機関との連携による地域ケアシステム体制の強化を図ります。 〇 障害のある児童・生徒への支援については、発達障害支援センターを中心とした療育・地域生活支援体制の充実に努めます。 〇歯科治療を受けにくい環境にある方のために、安心して歯科治療を受けていただけるよう障害者歯科診療所での診療の充実に努めます。	Ａ（順調に進んでいる）	乳幼児に対する健康診査と健診事後の相談、教室を実施している。　保健センター等における乳幼児健康診査やにじの学園、各こども園等と連携を図り、障害児やグレーゾーンの児童等及びその支援者に対する支援の実施を図った。課内に発達支援係を創設し、障害児等への支援関係事業の充実を図った。 精神科病棟を持つ医療機関やグループホーム等地域のサービス事業者による、地域移行に関する作業部会を組織し、地域課題の検討に努めた。 障害者歯科診療所での診療体制の確保に加え、障害福祉事業所への歯科医師及び歯科衛生士の派遣による歯科健診に対しての補助制度を創設し、診療の充実を図った。	継続	乳幼児に対する健康診査及び健診後のフォローアップを継続していく。　引き続き、保健センターやにじの学園、各こども園等及び障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域での生活等支援体制の充実を図る。 また、地域生活支援部会において医療機関等と諸課題の検討を進めるとともに、歯科診療体制等に係る各種事業の実施を図る。	福祉課 健康課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	3	多元的な支援による社会参加促進のために						
		施策の方向性	4	手当・医療費助成の充実						
既存事業	実施事業									
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価			今後（令和３年度以降）の方向性		担当課	
	1	手当・医療費助成等の充実	○障害者の経済的負担を軽減するため、継続実施するなかで、充実を図ります。	Ａ（順調に進んでいる）	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業の連携に配慮した事業実施に努めた。		継続	引き続き、関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努める。	福祉課 国保年金課	

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標		3	多元的な支援による社会参加促進のために					
	施策の方向性		5	スポーツ・芸術文化活動・国際交流の推進					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	スポーツ・芸術文化活動・国際交流等を通じた多様な人格形成の推進	〇スポーツや芸術文化活動への積極的な参加を実現するためには、スポーツ指導員やガイドヘルパーなどの人的資源の充実とあわせ、関係施設のバリアフリー化などのハード面での取り組みも重要です。スポーツ・芸術文化活動は、それらの活動を一緒に行うことを通じて、人間関係を広め、友人と出会うなどの機会の提供の場ともなります。 〇障害のある人にとってスポーツは、機能回復を始め、障害を受け容れ、さらにエンパワーメントに資する効果も期待されています。生活の中で楽しむスポーツや趣味としての創作活動の場などはできる限り身近な地域の中で振興が図られるよう努めます。 〇身近な地域でスポーツに参加できるよう、地域におけるスポーツ事業の推進への支援体制づくりを進めるとともに、スポーツ指導員の組織化やスポーツクラブの育成など､きめ細かな支援を行うことにより、スポーツの振興を図ります。 〇地域において、障害のある人の文化芸術活動の発表機会や場を確保するとともに、情報提供や相談、教室の開催などの支援を行い、指導を行う人材や活動を支援するボランティアなどを育成するなど、活動の基盤を整備します。 〇様々な機会を通じて、障害のある人の多様で特色のある活動を紹介していくことにより、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めます。 〇交流を通じて言葉や文化等が違っても、障害のある人・ない人・外国人が共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。	Ａ（順調に進んでいる）	公共の福祉施設としてへきなん福祉センターあいくるを開設し、当該施設内の心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興つながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図った。 また、地域福祉推進会議を実施し、支援を必要とする人たちを含めた地域での交流機会のある環境づくりを図った。 碧南市市民活動センターを設置し、各種講座の開催などによるボランティアの支援を進めている。 姉妹都市との交流や国際理解講座を開催し、多文化共生の推進を図った。 市内の小学校区ごとの碧南市スポーツ推進委員えお中心に、ニュースポーツを中心とした地域住民のスポーツ活動の支援を図った。 また各スポーツ団体やへきなん総合型スポーツクラブなどの支援・協力により、競技としてのパラスポーツ及び障害者と共に楽しめるパラスポーツの機会増加を図った。 そしてスポーツ施設の改修時には、障害の有無等に関わりなく利用できるようにバリアフリー化や、男女・年齢等も問わないユニバーサルデザイン化について検討を進めた。	継続	引き続き、心身障害者福祉センターにおける各種教室等事業の充実を図るとともに、地域福祉推進会議を実施し地域での環境整備を図る。 碧南市市民活動センターを通じたボランティア支援や多文化共生の推進を図る。 小学校区単位のスポーツ振興はスポーツ推進委員を中心に推進を図り、競技としてのパラスポーツの普及については各種団体と協力体制を強化しながら推進すると共に、施設の改修時にユニバーサルデザイン化の検討を進める。 また障害者が参加できるスポーツ大会等については、近隣市などと情報交換を行い、広域圏での共同実施を視野に入れ調査・研究を行う。	福祉課 生涯学習課 地域協働課 スポーツ課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ	施策目標	4	ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために
	施策の方向性	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	〇福祉のまちづくりを推進し、人にやさしい建築物や道路・公園などの整備・改善に取り組んできましたが、その後の急速な少子・高齢化の進展やバリアフリーに対する関心・理解、障害のある人の社会参加意識の高まりなどを踏まえ、具体的な実施に向けた取り組みを一層図っていきます。 〇事業者及び地域住民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進します。さらに、自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援、支援に係る人材の養成等に努めることにより、新しい時代にふさわしい福祉のまちづくりを進めます。 〇災害時要援護者支援法に基づき、情報の共有化、安否確認などの仕組み、避難所のバリアフリーについて引き続きその体制の整備に努めます。 〇交通バリアフリー法の改正に伴い、新たに碧南駅、碧南中央駅、北新川駅が特定旅客施設に指定されました。これらの駅においては、事業者と連携して、より充実した施設のバリアフリー化に努めます。また、公共施設を結ぶ道路を新たに特定道路として指定し、段差の解消、視覚障害者誘導ブロックの設置などバリアフリー化に努めます。	Ａ（順調に進んでいる）	地域福祉推進会議を実施し、地域住民への福祉意識の啓発を行うとともに、地域での支援を必要とする人たちを含めた地域住民間における理解促進や社会参加促進を図るための検討を行った。 小中学校・高校に対し、福祉実践教室や、ボランティア体験教室を開催し、福祉教育の推進を図った。 災害時要支援者台帳を整備し、台帳登録者に対し事前に同意を得たうえで、平時から民生委員児童委員協議会、自主防災会、包括支援センター、消防署及び警察署等に情報共有を図り、災害時支援の充実を図った。また障害当事者団体等に総合防災訓練への参加を呼びかけ、その結果を障害者災害時支援部会にて検討し、体制整備の方針等を検討した。 ユニバーサルデザインに配慮した環境整備やバリアフリー化について、都市計画マスタープランにおいて掲げるとともに、促進を図った。	継続	引き続き、福祉実践教室や災害時要支援者台帳事業を実施し、啓発や関係機関における体制整備を進める。また、地域福祉推進会議を実施し、地域での支援体制の充実を図るとともに、都市計画マスタープランに基づき環境整備を図る。	建築課 土木港湾課 都市計画課 福祉課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	4	ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために					
		施策の方向性	2	利用しやすくわかりやすい情報の提供					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	情報のバリアフリーとアクセシビリティの推進	〇手話や要約筆記、点字による情報提供といった従来の情報提供の充実に加え、ＩＴを活用した情報提供を進めます。 〇ＩＴの進展は、情報へのアクセスが障害のために妨げられるなど、情報デバイトを招きかねない恐れがあることが指摘されており、これまで以上に情報バリアの解消に努めます。 〇ホームページについて、誰にでも使いやすく伝えたい情報がきちんと伝わるようユニバーサルデザイン化を推進します。	Ａ（順調に進んでいる）	コミュニケーション支援事業の実施や点訳等各種奉仕員の養成講座の実施を図るとともに、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、誰にとっても情報入手が容易となるよう合理的配慮の推進を図った。 ホームページの充実やＳＮＳの発展・普及があるものの、市政情報は幅広い世代の方へ届ける必要性があることを鑑み、広報紙の発行回数を削減している自治体があるなかでも、広報へきなんの月２回発行を維持している。 ホームページは、ウェブアクセシビリティに配慮するために、これまでは「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA（ダブルエー）」に準拠していなかったが、平成３１年３月に行ったリニューアルより準拠するようになった。	充実	引き続き、コミュニケーション支援事業等の実施を行うとともに、コミュニケーション支援のあり方等について、当事者団体との検討等により推進を図る。 デジタルデバイドを招かないようにするため、引き続き複数の情報提供手段を確保していく。 ホームページは、引き続きウェブアクセシビリティに配慮し、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA（ダブルエー）」に準拠した内容となるように継続する。	福祉課 社会福祉協議会 秘書情報課 経営企画課

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	4	ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために						
	施策の方向性	3	相互理解と交流を通じた心のバリアフリー						
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進	〇障害のある人に係る問題の解決が、「万人のための社会づくり」につながるという観点から、この精神が社会の隅々にまで行き渡るよう地域と一体となった積極的かつ継続的な啓発・交流に努めます。 〇障害を理解し「機会平等化」と「自立支援」への様々な取り組みが、障害のある人の人権の尊重につながるものであることを、可能な限り障害のある人の生活の姿を通して、その生き方に共感を呼び起こすよう、地域や学校といった場での相互交流の機会を大切にし、引き続き啓発の充実を図ります。 〇行政､民間企業、そしてその従業員、学校など、様々な団体や対象者への啓発、広報・マスメディアなどを通じた地域住民への啓発に、「障害のある人への理解と人権尊重に根ざした自立の支援」という本計画の基本的考え方に基づき、各関係部局が連携し、ライフステージのあらゆる機会を捉えた取り組みを進めます。	Ａ（順調に進んでいる）	地域福祉推進会議を実施し、地域での支援を必要とする人たちを含めた相互支援のある環境づくりを図った。 小中学校・高校に対し、福祉実践教室や、ボランティア体験教室を開催し、福祉教育の推進を図った。 障害者週間などの時機に、定期的に市の広報やホームページにおいて、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく障害者差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間やヘルプマークなどの制度について周知を図った。	継続	引き続き、啓発事業や地域福祉推進会議や福祉実践教室を実施し、地域での障害理解の促進を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	5	地域で育む福祉の推進を確かなものにするために					
		施策の方向性	1	人権教育・人権啓発と権利擁護の推進					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	セーフティネットの整備 権利擁護・成年後見制度の周知啓発と利用の促進 障害者虐待防止ネットワークの構築	〇障害のある人一人ひとりに対して事業者情報を適切に提供し、サービス内容に対する当事者間で解決の困難な苦情を解決したりする苦情処理体制の整備に努めます。 〇自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害のある人に対する権利擁護相談や日常生活自立支援事業の支援体制の強化、成年後見制度の利用を促進するなど支援の充実を図ります。 〇虐待は、障害のある人に対する重大な権利侵害です。虐待予防・早期対応を適切に行うため、行政が主体となった虐待防止ネットワークの構築を進めるとともに、行政のみならず民生委員・児童委員、ＮＰＯ法人、住民ボランティアと協働した障害者を虐待から守るセーフティネットの充実など障害者虐待を中心とした権利擁護システムの構築を図ります。	Ａ（順調に進んでいる）	地域自立支援協議会の作業部会に権利擁護部会を設置するとともに、成年後見支援センターを設置し、虐待や成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進のための、福祉サービス事業所や一般市民を対象とした支援事業、啓発事業を実施した。 また、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターを開設し、その周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図った。	継続	引き続き、成年後見支援センターの活動を支援し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、基幹相談支援センターを中心に権利擁護、虐待防止のための啓発等対策事業の実施を推進する。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標	5	地域で育む福祉の推進を確かなものにするために						
	施策の方向性	2	地域ぐるみで取り組む福祉の推進						
実施事業									
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	住民・事業者・行政の協働による地域福祉の推進	〇今後、地域福祉計画など関連計画に、地域で暮らす障害のある人の生活支援の観点を十分に喚起します。 〇精神障害福祉施策については、３障害一元化の障害福祉サービスの中で関係機関との連携による実態把握に努めます。 〇障害者福祉施策の推進にあたっては、全庁的な推進に努めるほか、自立支援協議会を通じて着実な推進を図ります。その際､地域格差の是正に資する観点からの評価も重視します。	Ａ（順調に進んでいる）	碧南市地域福祉計画を碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的に策定し、関係機関・団体や住民を巻き込んだ地域福祉施策の推進を図ることで、関係機関の連携、地域の実態把握、地域に対する啓発を図った。 地域自立支援協議会の各部会を開催し、障害者福祉施策の推進を図った。	充実	引き続き、関係機関間の連携、地域自立支援協議会における検討を図り、地域の実情に即した事業実施の推進を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ		施策目標	5	地域で育む福祉の推進を確かなものにするために					
		施策の方向性	3	福祉人材・ボランティアの養成と確保					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	福祉人材の養成と資質の向上	〇各種専門職などの人材養成や確保、ホームヘルパーなどの養成に引き続き取り組むほか、ケアマネジメント従事者やピアカウンセラーなどを活用した実践的な充実を図ります。 〇障害のある人自身が自ら福祉活動に参画するＮＰＯ活動への支援に引き続き取り組み、多様な事業主体の参入に努力します。	Ａ（順調に進んでいる）	基幹相談支援センターにおいて、福祉サービス事業所から求められる人材育成に資する研修等を実施するとともに、障害児の保護者のピアサポーターの活動を支援した。 当事者の参画ができるように地域活動支援センターへの支援を実施した。	充実	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、必要な人材の確保・育成を図るとともに、こども部会等において、支援者団体の活動促進に資する方策の検討を進める。 また地域活動支援センターと連携を図り当事者参画に対する支援を図る。	福祉課 社会福祉協議会

へきなん障害者ハーモニープラン　庁内ヒアリングシート

位置づけ									
	施策目標		5	地域で育む福祉の推進を確かなものにするために					
	施策の方向性		4	災害時における障害のある方の支援体制の整備					
	実施事業								
	項目		内容	令和２年度までの現状・課題・評価		今後（令和３年度以降）の方向性		担当課
既存事業	1	【地域防災対策の充実】 防災対策事業	○地震等の広範囲な災害に対処するための防災訓練を行い、食料品や身の回り品等の防災備蓄品の充実を図ります。 ○今後は災害が発生した場合に避難をどうするかなど、障害者をはじめ要援護者への対応を検討します。	Ａ（順調に進んでいる）	各福祉避難所の施設担当者と備蓄品等の検討を行うとともに、ヘルプカードの配布事業を行い、各障害者等が必要とする支援の周知等、理解の促進を図った。 地域自立支援協議会の作業部会に障害者災害時支援部会を設置し、市総合防災訓練に当事者等とともに参加し、災害時支援に対する検討を進めた。	継続	引き続き、福祉避難所担当者会議、障害者災害時支援部会において、諸課題の検討を進める。	福祉課 防災課
	2	【地域防災対策の充実】 要援護者支援マニュアルの作成	○要援護者の把握、支援者（ボランティア）の募集を行うとともに、緊急時の支援をマニュアル化して迅速な安全の確保に努めます。	Ｂ（概ね順調だが、改善の余地あり）	災害時要支援者台帳を整備し、台帳登録者に対し事前に同意を得たうえで、平時から民生委員児童委員協議会、自主防災会、包括支援センター、消防署及び警察署等に情報共有を図り、災害時支援の充実を図った。	充実	引き続き、災害時要支援者台帳の整備を進めるとともに、地域での支援体制の構築のため、情報提供の同意率の向上及び支援方針の充実を図る。	福祉課 防災課
	3	【福祉避難施設の充実】 避難生活改善事業	○福祉避難所を指定し、できるだけ早い時期に適切な保健・医療・福祉サービスを提供できるように努めます。	Ａ（順調に進んでいる）	市内３カ所の障害福祉関係事業所を福祉避難所に指定し、介護保険施設である福祉避難所指定施設や防災課、健康課等とともに福祉避難所における防災訓練を実施し、検討を進めている。	継続	引き続き、福祉避難所指定事業所と庁内関係各課等との連携を図り、福祉避難所の運用に関する検討を進める。	福祉課 防災課

令和２年９月９日　令和２年度第２回碧南市地域自立支援協議会　資料

へきなん障害者ハーモニープラン

（第３期碧南市障害者計画・第６期碧南市障害福祉計画・
第２期碧南市障害児福祉計画）

【骨子案】

令和２年○月

碧　南　市

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
1　計画策定の趣旨 1
2　国の動向 2
3　計画の位置づけ 3
4　計画の期間 5
第２章　障害のある人を取り巻く現状 6
1　碧南市全体の状況 6
2　障害者の状況 7
3　療育・就学等の状況 13
4　前回計画の目標の達成状況 15
5　障害福祉サービスの提供状況 18
6　アンケート結果の概要 26
7　ヒアリング結果の概要 27
第３章　基本的な視点 28
1　基本理念 28
2　基本的原則 28
3　施策目標 29
第４章　施策の展開 31
1　生活支援 31
2　保育・教育 31
3　保健・医療 31
4　文化・芸術活動、スポーツ、生涯学習 31
5　雇用・就労 31
6　生活環境 31
7　防災・防犯 31
8　障害理解、権利擁護 31
第５章　第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画 32
1　国の基本指針 32
2　障害福祉計画の成果目標 32
3　障害児福祉計画の成果目標 32
4　障害福祉サービスの見込量と方針 32
5　障害児通所支援事業の見込量と方針 32
6　地域生活支援事業の見込量と方針 32

７　その他の事業の見込量と方針 32
第６章　計画の推進体制..... 33

第１章
計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

碧南市（以下、「本市」という）では、平成２４年に「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体とした「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定し、「ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障害福祉施策を展開してきました。また、障害福祉サービス等の目標や見込み量を設定するため、平成２７年には「障害福祉計画」の見直し、平成３０年には「障害福祉計画」の見直し及び「障害児福祉計画」の策定を行い、支援を必要とする人への適切なサービスの提供を図ってきました。

この間国では、平成１８年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）の批准に向け、障害者基本法の一部改正や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の制定などを進めてきました。こうした国内法等の整備を経て、平成２６年に国は「障害者権利条約」を批准し、効力が発生することとなりました。その後も、平成２８年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正、平成３０年に「障害者権利条約」批准後では初となる「障害者基本計画（第４次）」の策定、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の制定等が進められ、障害のある人が安心して、生きがいを持って暮らすための環境が整えられてきています。

一方で近年は、少子高齢化、核家族化の進行や地域社会の変容が進んでおり、福祉ニーズの多様化・複雑化や、福祉人材の担い手の不足、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）などを踏まえた地域共生社会の実現などについても、障害福祉分野で取り組んでいくことが求められています。

このたび、「へきなん障害者ハーモニープラン」が計画期間を満了を迎えることから、以上のような社会状況や、本市の障害のある人を取り巻く状況を踏まえ、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体とした「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定します。

２　国の動向

●近年の国の障害福祉に関する動きは、「障害者権利条約」への批准を目指し進められてきました。平成２６年の条約批准後も、様々な法整備や障害福祉施策が進められています。また、平成３０年３月、「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる**「障害者基本計画（第４次）」**が策定され、共生社会の実現に向けた施策の推進が図られています。

●国際的な動向としては、平成２７年に国連で採択された**「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」**においても、不平等の解消や均等な雇用機会の提供が確認されており、障害福祉分野でも、差別解消のための取組の強力な推進が求められています。

■障害福祉に関する近年の動き

年	法律等	内容等
平成26年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成28年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進を位置付け
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化する
	成年後見制度利用促進法の施行	成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
平成30年	障害者基本計画（第4次）の策定	当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援の位置づけ
	障害者文化芸術推進法の施行	文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進を位置づけ
令和元年	障害者雇用促進法の改正	障害者の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等

３　計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

- **「障害者計画」**は、「障害者基本法」第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」です。障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めます。
- **「障害福祉計画」**は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第８８条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- **「障害児福祉計画」**は、「児童福祉法」第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- **「へきなん障害者ハーモニープラン」**は、上記の３つの計画を一体的に策定するものです。

■障害者計画と障害福祉計画　障害児福祉計画の関係

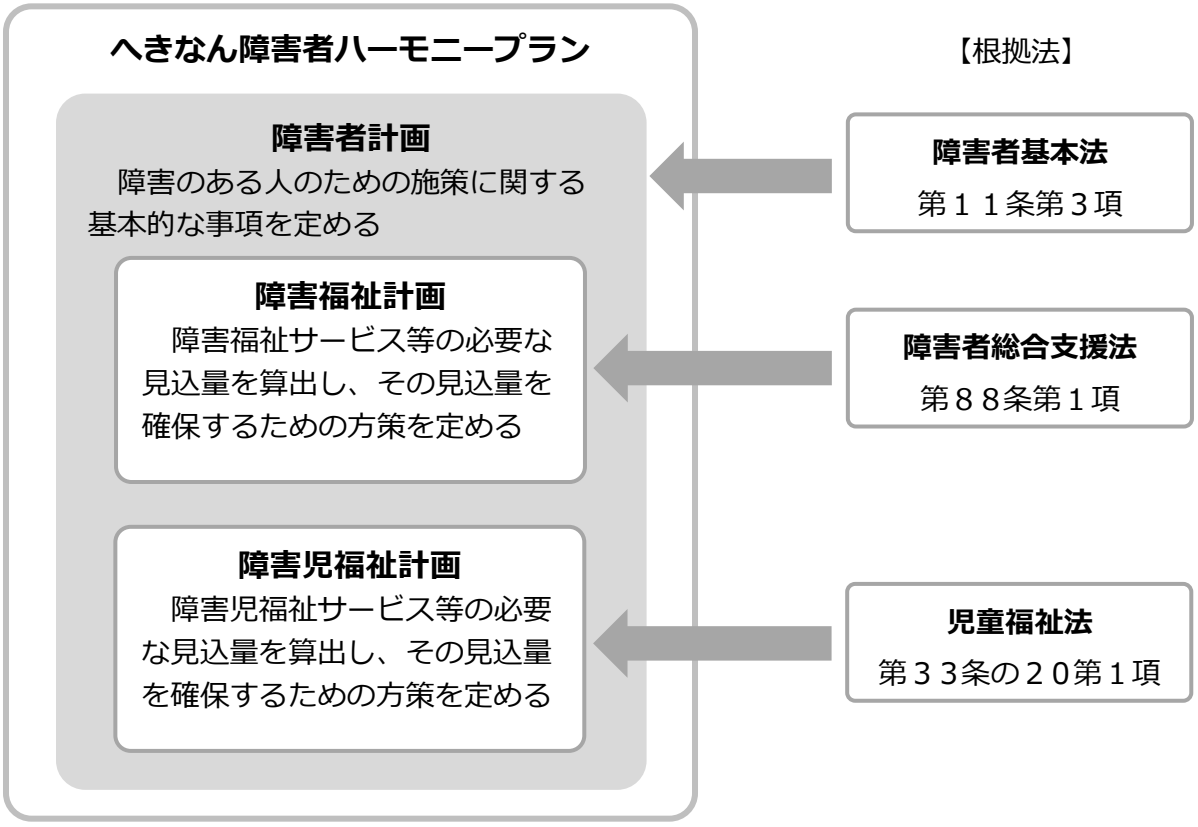

（２）他の計画との関係性

●「へきなん障害者ハーモニープラン」は、上位計画である「碧南市総合計画」や「へきなん地域福祉ハッピープラン」をはじめ、市の関連計画との整合を図ります。

●また、国の障害者基本計画及び「あいち健康福祉ビジョン」、「愛知県障害福祉計画」及び「愛知県障害児福祉計画」とも整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性

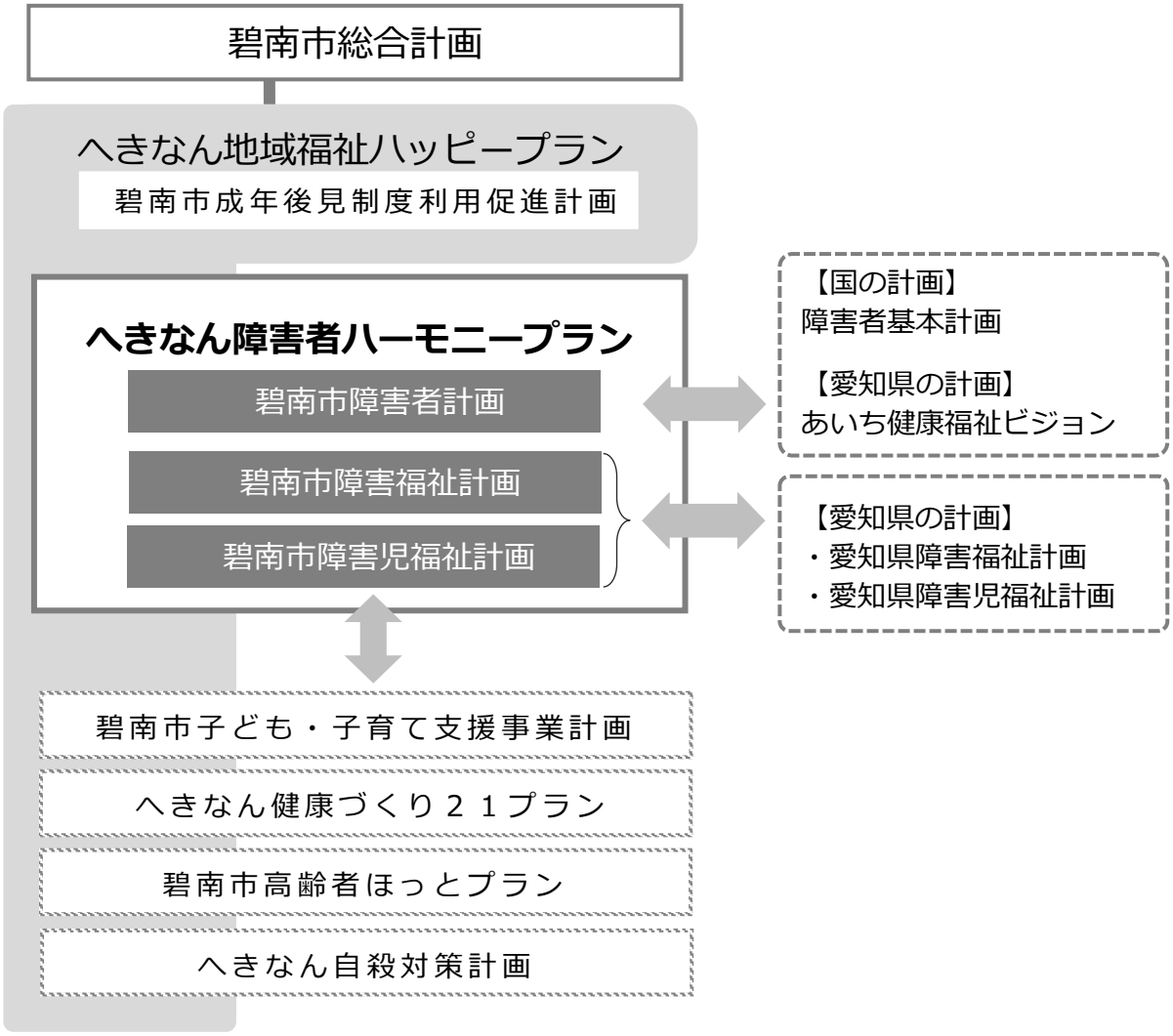

４　計画の期間

本計画は、「碧南市障害者計画」の計画期間を６年、「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の計画期間を３年とします。また、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間　（年度）

	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12
碧南市 障害者計画	第３期									
碧南市 障害福祉計画	第６期									
碧南市 障害児福祉計画	第２期									
碧南市総合計画	第６次									
へきなん地域福祉 ハッピープラン	第３次									

第２章
障害のある人を取り巻く現状

１　碧南市全体の状況

過去及び今後３年等の人口推移など統計情報を始めとした、
市の全体概況を掲載予定

２　障害者の状況

（１）障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和２年で身体障害者手帳所持者数は２，１５７人、療育手帳所持者数は６４６人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は５６５人となっています。平成２８年から令和元年の推移をみると、全体では増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばい傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

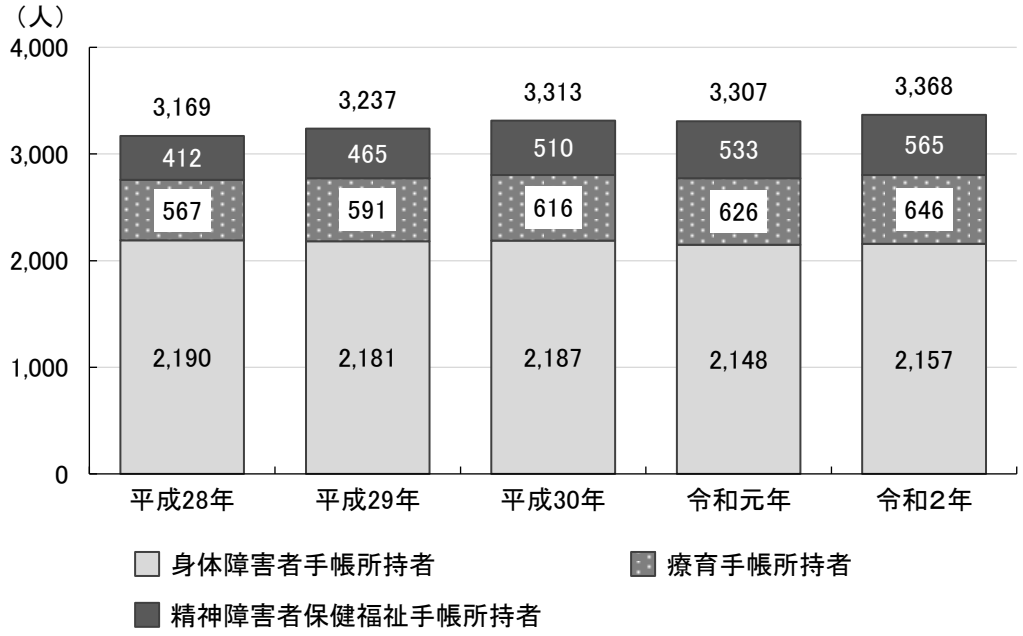

資料：福祉課（各年４月１日）

（２）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では６５歳以上が最も多く、次いで４０～６４歳となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、６５歳以上、４０～６４歳では減少傾向となっています。

等級別では、最重度である１級が最も多く、次いで３級、４級となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、１級で増加傾向、３級、２級で減少傾向となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

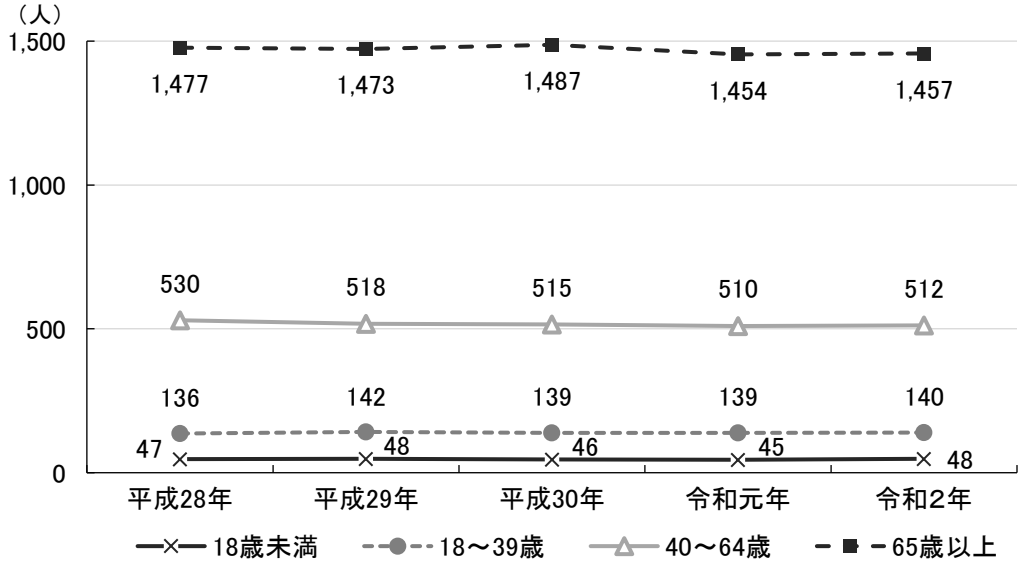

資料：福祉課（各年４月１日）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

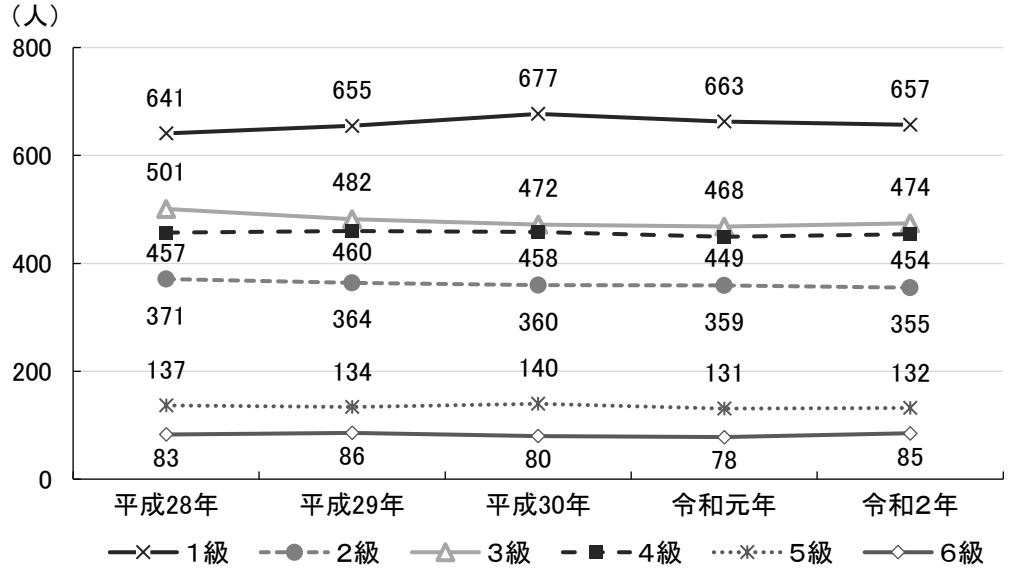

資料：福祉課（各年４月１日）

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで心臓機能障害、腎臓機能障害となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、その他内部障害で増加傾向、肢体不自由で減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

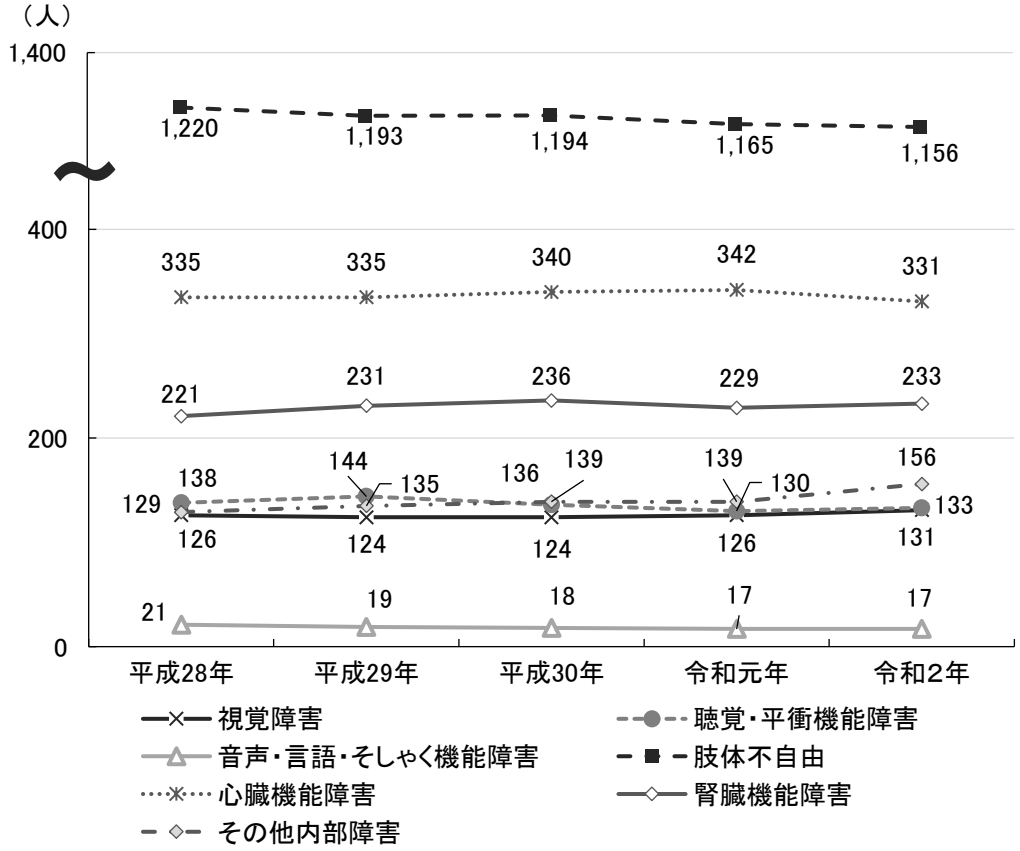

資料：福祉課（各年４月１日）

（３）療育障害者手帳所持者数

療育障害者手帳所持者数は、年齢別では１８～３９歳が最も多く、次いで１８歳未満となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に１８歳未満、１８～３９歳で大きく増加しています。

等級別では、重度であるＡ判定と軽度であるＣ判定が多くなっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特にＢ判定、Ｃ判定で大きく増加しています。

■年齢別療育障害者手帳所持者数の推移

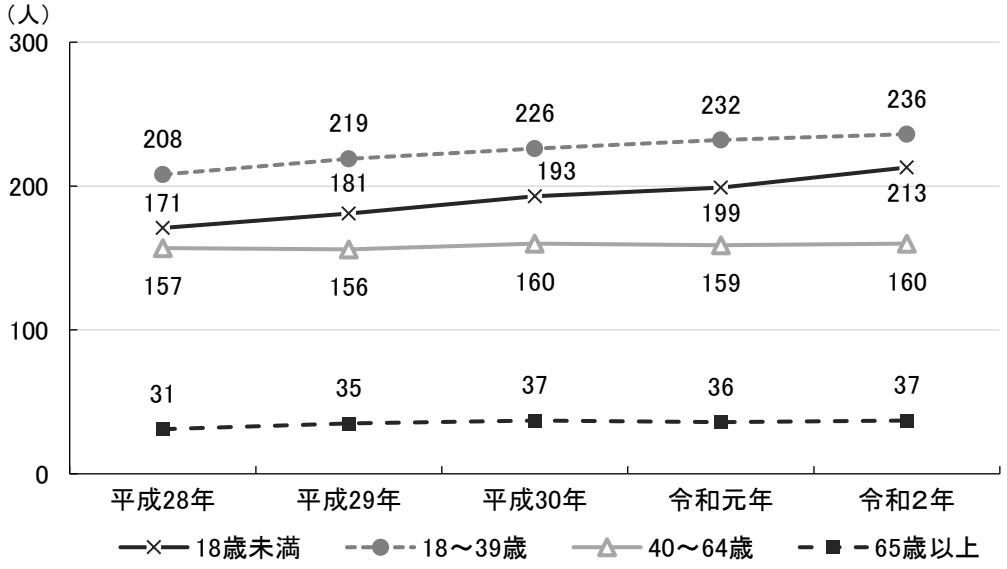

資料：福祉課（各年４月１日）

■等級別療育障害者手帳所持者数の推移

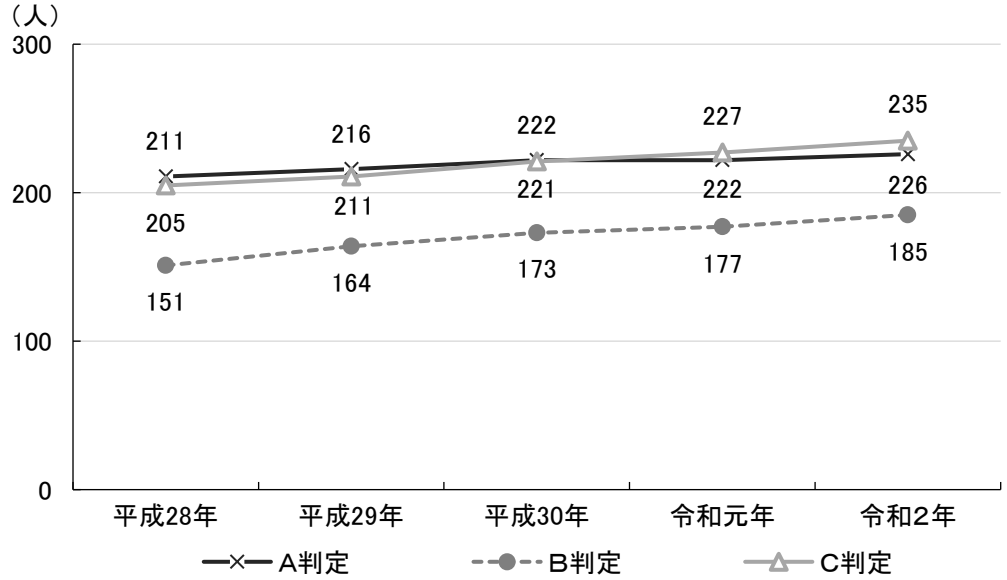

資料：福祉課（各年４月１日）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年齢別では４０～６４歳が最も多く、次いで１８～３９歳となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に４０～６４歳、１８～３９歳で大きく増加しています。

等級別では、２級が最も多く、次いで３級となっています。平成２８年から令和２年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特に２級で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

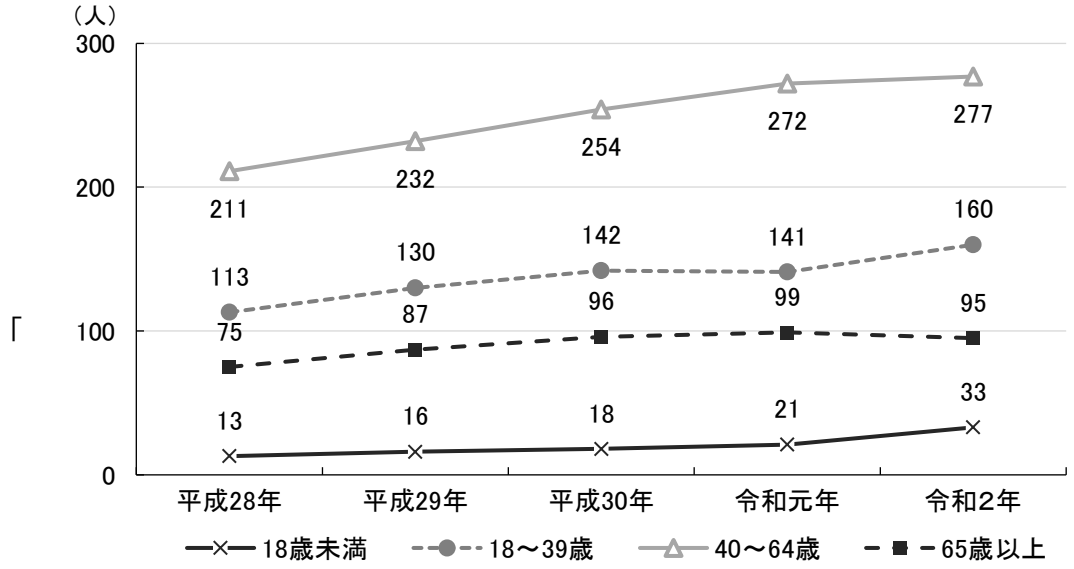

資料：福祉課（各年４月１日）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

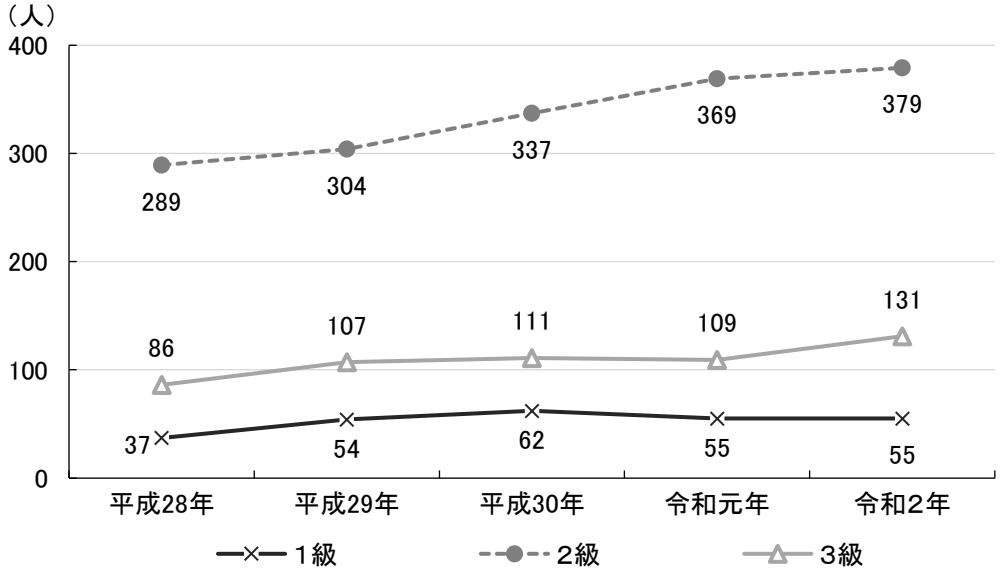

資料：福祉課（各年４月１日）

（５）難病等患者数

指定難病等患者数は、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間が平成２９年１２月末に終了し平成３０年で減少していますが、その後は年度によって数値が増減しています。

小児慢性特定疾病医療数は、年度によって数値が増減しています。

■難病等患者数の推移

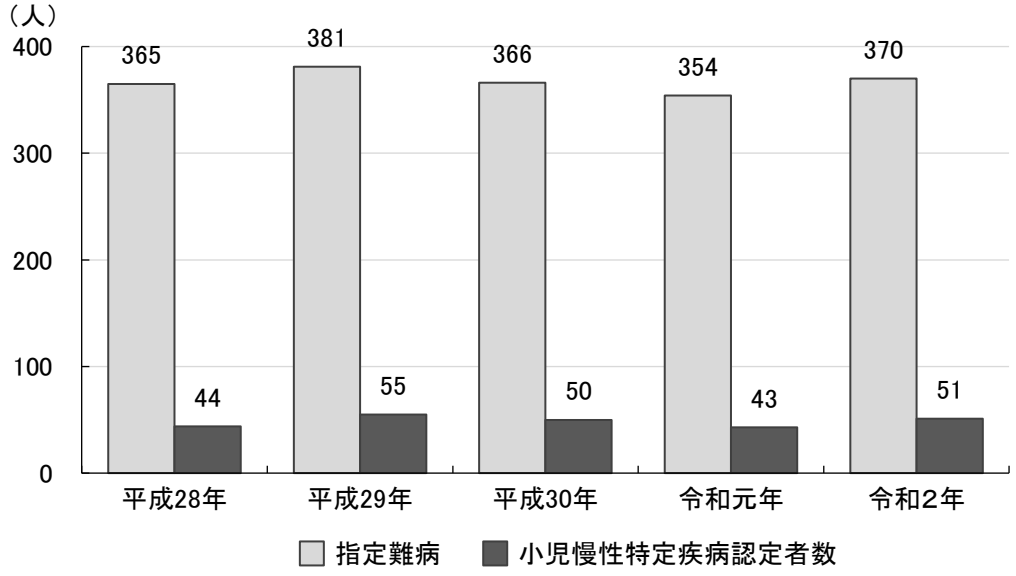

資料：　福祉課（各年４月１日）

３　療育・就学等の状況

（１）特別支援学級

特別支援学級数（小学校）の児童生徒数は、年々増加しており、全児童生徒に占める割合も増加しています。特別支援学級数（中学校）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しています。全児童生徒に占める割合も数値が増減していますが、平成２８年から令和２年の推移でみると、増加傾向となっています。

■特別支援学級（小学校）の児童生徒数の推移

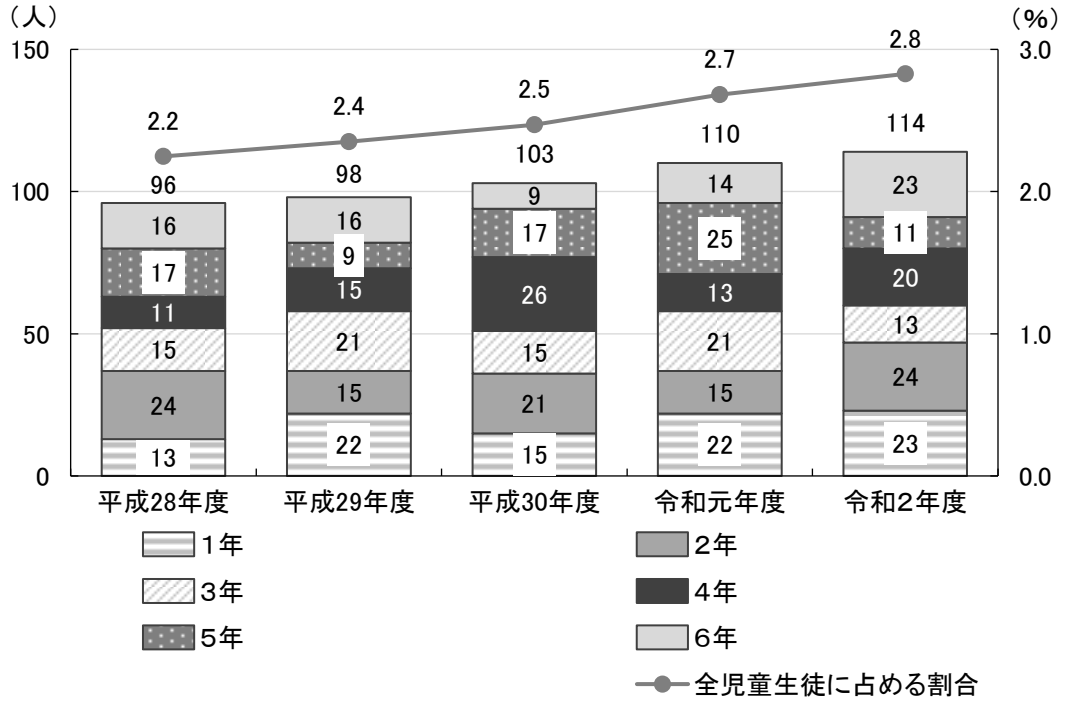

資料：福祉課

■特別支援学級数（中学校）の児童生徒数の推移

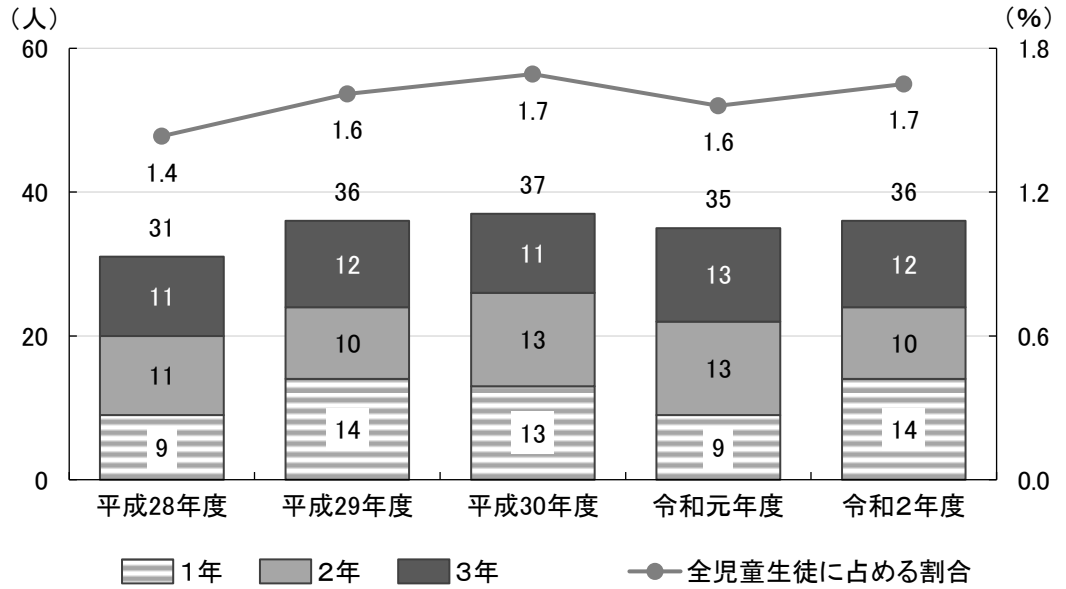

（２）特別支援学校

特別支援学校（初等部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減し２０～２５人程度で推移しています。

特別支援学校（中等部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減し１０～１５人程度で推移しています。

■特別支援学校（初等部）の児童生徒数の推移

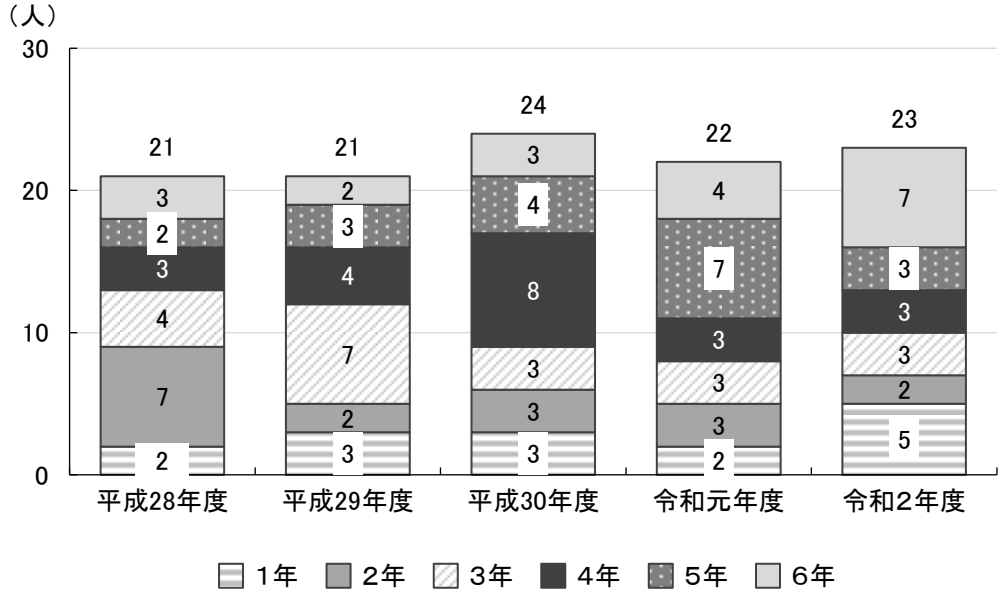

資料：福祉課

■特別支援学校（中等部）の児童生徒数の推移

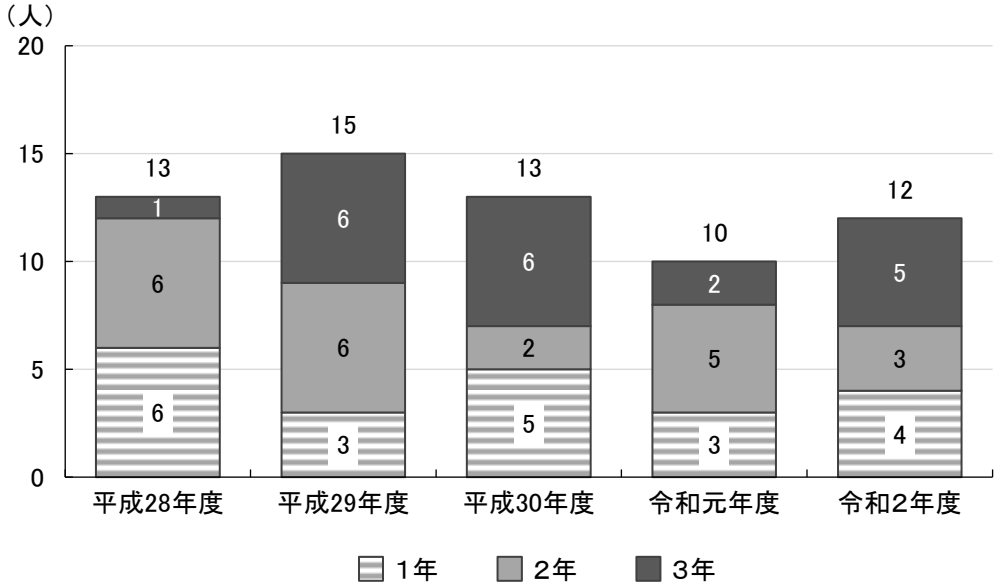

資料：福祉課

４　前回計画の目標の達成状況

【障害福祉計画】

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成２８年度末の福祉施設の入所者数３６人を基準に、令和２年度に地域生活移行者数を３４人、施設入所者数を２人削減、施設入所から地域生活へ移行する人数を４人とすることを目標として設定していました。令和元年度では、施設入所者数３３人、施設入所者の削減数３人、施設入所から地域生活へ移行する人数１人となっており、施設入所者の削減数は目標を達成しています。

項　目	数値	現状値（令和元年度）
平成２８年度末の施設入所者数	３６人	
施設入所者	【目標値】 ３４人	３３人
施設入所者の削減数	【目標値】 ２人	３人
施設入所から地域生活へ移行する人数	【目標値】 ４人	１人

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場の設置について、令和２年度末までに市単独で設置することを目標として設定していました。令和２年度では設置済みとなっており目標を達成しています。

地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量について、令和２年度までに長期入院患者の地域生活への移行者数を６５歳以上で６人、６５歳未満で７人とすることを目標として設定していました。

項　目	目標（令和２年度）	現状値（令和２年度）
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者 による協議の場の設置 （圏域ごとの設置は、愛知県が設置予定）	市で単独設置	設置済
地域移行に伴う地域の 精神保健医療福祉体制の基盤整備量 （長期入院患者の地域生活への移行者数）	６５歳以上：６人 ６５歳未満：７人	６５歳以上：●人 ６５歳未満：●人

（３）地域生活支援拠点等の整備

令和２年度末までに、市単独で地域生活支援拠点等を整備することを目標として設定していました。令和２年度では市で設置済みとなっており、目標を達成しています。

項　目	目標（令和２年度）	現状値（令和２年度）
地域生活支援拠点等	市で単独整備 （近隣市との圏域で共同設置も検討）	市で整備済

（４）福祉施設から一般就労への移行など

一般就労への移行者数について、平成２８年度の８人を基準に、令和元年度に１０人、令和２年度に１２人とすることを目標として設定していました。令和元年度では５人となっており、目標は達成できていません。

就労移行支援事業利用者数について、平成２８年度の１７人を基準に、令和元年度に１９人、令和２年度に２２人とすることを目標として設定していました。令和元年度では２０人となっており、目標を達成しています。

就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合について、令和元年度に２５％、令和２年度に５０％とすることを目標として設定していました。令和元年度、令和２年度では１００％となっており、目標を達成しています。

就労定着支援事業による１年後の職場定着率について、令和元年度に４０％、令和２年度に８０％とすることを目標として設定していました。令和元年度では８３．３％となっており、目標を達成しています。

項　目	数値	平成２８年度	令和元年度	令和２年度
福祉施設から一般就労への移行者	目標値		１０人	１２人
	実績値	８人	５人	●人
就労移行支援事業利用者数	目標値		１９人	２２人
	実績値	１７人	２０人	●人
就労移行率３割以上の 就労移行支援事業所の割合	目標値		２５％	５０％
	実績値		１００％	１００％
就労定着支援事業による １年後の職場定着率	目標値		４０％	８０％
	実績値		８３．３％	●％

【障害児福祉計画】
（５）障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置について、令和２年度までに市で１か所設置することを目標として設定していました。令和２年度では設置ができておらず、引き続き検討して参ります。

保育所等訪問支援について、令和２年度末までに市内で利用できる体制を構築することを目標として設定していました。令和２年度では構築済みとなっており、目標を達成しています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、令和２年度までに圏域又は市内で確保することを目標として設定していました。令和２年度では圏域にて確保済みとなっており、目標を達成しています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、平成３０年度末までに圏域又は市で設置することを目標として設定していました。令和２年度では市で設置済みとなっており、目標を達成しています。

項　目	目標（令和２年度）	現状値（令和２年度）
児童発達支援センター	市で１か所設置	設置なし
保育所等訪問支援	市内で構築	構築済
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	圏域又は市内で確保	圏域にて確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	（平成３０年度）圏域又は市で設置	市で設置済

５　障害福祉サービスの提供状況

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者等が在宅でより生活しやすくするためのサービスです。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ時間）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	人	88		90		90	
	時間	2,288		2,340		2,392	
重度訪問介護	人	1		1		1	
	時間	388		388		388	
同行援護	人	7		7		7	
	時間	42		42		42	
行動援護	人	1		1		2	
	時間	6		6		12	
重度障害者等包括支援	人	1		1		1	
	時間	388		388		388	

令和２年度は○月利用分

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者等の昼間の活動を支援するサービスです。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	人	178		181		184	
	日	3,560		3,620		3,680	
自立訓練（機能訓練）	人	1		1		1	
	日	20		20		20	
自立訓練（生活訓練）	人	5		5		5	
	日	235		235		235	
就労移行支援	人	18		20		22	
	日	324		360		396	
就労継続支援（Ａ型）	人	51		57		63	
	日	969		1,083		1,197	
就労継続支援（Ｂ型）	人	88		97		106	
	日	1,408		1,552		1,696	
就労定着支援	人	1		3		5	
療養介護	人	10		10		10	
	日	297		297		297	
短期入所（福祉型）	人	68		70		72	
	日	136		140		144	
短期入所（医療型）	人	1		1		2	
	日	2		2		4	

令和２年度は○月利用分

（３）居住系サービス

居住系サービスは、入所施設で住まいの場を提供するサービスで、種類は以下のとおりです。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人	1		1		2	
共同生活援助	人	40		43		46	
	日	1,080		1,161		1,242	
施設入所支援	人	36		35		34	
	日	1,044		1,015		986	

令和２年度は○月利用分

（４）相談支援

相談支援のサービスは、「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があります。

（単位：１月あたりの利用者数）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人	56		64		72	
地域移行支援	人	1		1		2	
地域定着支援	人	1		1		2	

令和２年度は○月利用分

（５）障害児通所支援事業

障害児通所支援事業は、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供するサービスです。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数、配置数）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	人	43		51		59	
	日	215		255		295	
医療型児童発達支援	人	1		1		1	
	日	1		1		1	
放課後等デイサービス	人	136		157		178	
	日	1,088		1,256		1,424	
保育所等訪問支援	人	52		57		60	
	日	52		57		60	
居宅訪問型児童発達支援	人	1		1		2	
	日	5		5		10	
障害児相談支援	人	15		17		19	
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置	人	1		1		1	

令和２年度は○月利用分

（６）子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業では、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。

（単位：１年あたりの利用者数）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所	人	94		94		94	
幼稚園	人	63		63		63	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	83		83		83	
にじの学園	人	24		24		24	

令和２年度は○月利用分

（７）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により実施するサービスです。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ時間）

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	か所	1		1		1	
自発的活動支援事業	か所	2		2		2	
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1		1		1	
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1		1		1	
基幹相談支援センター	か所	1		1		1	
地域自立支援協議会	か所	1		1		1	
住宅入居等支援事業	実施有無	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	人	3		4		5	
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1		1		1	
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置事業	人	8		8		8	
手話通訳者派遣事業	人	1		1		1	
要約筆記者派遣事業	人	1		1		1	
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	5		5		5	
自立生活支援用具	件	5		5		5	
在宅療養等支援用	件	11		11		11	
情報・意思疎通支援用具	件	7		7		7	
排泄管理支援用具	件	1,941		1,941		1,941	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2		2		2	

区分		平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	か所	1		1		1	
移動支援事業	か所	13		13		13	
	人	94		94		94	
	時間	755		755		755	
地域活動支援センター事業	か所	1		1		1	
	人	27		27		27	
	日	193		193		193	
訪問入浴サービス事業	か所	2		2		2	
	人	9		9		9	
	日	54		54		54	
生活訓練等事業	か所	1		1		1	
日中一時支援事業	か所	14		14		14	
	人	130		132		134	
	日	260		264		268	
巡回支援専門員整備事業	か所	1		1		1	
レクリエーション等活動等支援事業	か所	1		1		1	
芸術文化活動振興事業	か所	1		1		1	
声の広報発行事業	人	11		11		11	
奉仕員養成研修事業	か所	1		1		1	
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業	か所	1		1		1	

令和２年度は○月利用分

（８）その他の事業

障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業以外にも、様々な障害福祉施策を実施しています。代表的なものとして、「自立支援医療給付事業」、「補装具費給付事業」があります。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ時間）

区分			平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立支援医療給付事業								
	更生医療	件	184		184		184	
	育成医療	件	17		17		17	
	精神通院医療	件	954		954		954	
補装具費給付事業（交付及び修理）		件	91		91		91	

令和２年度は○月利用分

６　アンケート結果の概要

本計画の改定にあたり、障害福祉に関する現状や課題などを把握し計画策定に活かすため、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法	回収率
障害当事者（１８歳以上）	令和２年５月２２日～６月４日	１，７００件	郵送配布、郵送回収	５６．４％
障害児通所支援事業利用者（１８歳未満）		３００件		５８．０％

アンケートのとりまとめ、分析結果等の記載を検討中。

７　ヒアリング結果の概要

「へきなん障害者ハーモニープラン」の改定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定に活かすためヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
碧南市内で活動する障害者福祉に関する団体、事業所等	令和２年 ６月１２日～ ６月３０日	１７団体 程度	ヒアリングシートの 直接配布、直接回収

ヒアリングのとりまとめ、分析結果等の記載を検討中。

第３章
基本的な視点

１　基本理念

【前回の基本理念】

ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる

市民協働による地域で育む自立支援社会づくり

２　基本的原則

【前回の基本原則】

(1) 人間としての尊厳の保持

(2) 主体的生活の構築

(3) 社会関係の維持と役割の強化

(4) 可能性の探究とその支援

前回のものが９年前のものになるため、見直しを検討中。

国の障害者計画（第４次）や上位計画である市総合計画、地域福祉計画の基本理念、市民アンケート結果を踏まえて決定していく予定。

３　施策目標

１　生活支援

地域で必要な支援を受けながら障害のある人が生活できるよう、相談支援体制の強化や、多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

２　保育・教育

健診等を通じた障害等の早期発見と適切な療育、障害のある子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

３　保健・医療

障害や疾病の予防や重症化の防止を図る施策や、障害のある人でも安心してかかれる医療体制の整備、難病患者や精神障害のある人への支援等を行います。

４　文化・芸術活動、スポーツ、生涯学習

障害のある人の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障害の有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

５　雇用・就労

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障害特性や個性を踏まえた、障害のある人の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

６　生活環境

障害のある人の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備や、外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。

７　防災・防犯

地域や関係者等と連携し、災害時の障害のある人への避難等の支援体制づくりや、防犯体制の強化を図ります。

８　障害理解、権利擁護

障害への正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や、交流を推進します。また、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取組を進めます。

第４章
施策の展開

第３章の３　施策目標に対応する行政施策等について、関係各課の事業等を踏まえ、整理した後に事業方針等の記載を予定。

１　生活支援

２　保育・教育

３　保健・医療

４　文化・芸術活動、スポーツ、生涯学習

５　雇用・就労

６　生活環境

７　防災・防犯

８　障害理解、権利擁護

第５章
第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画

１　国の基本指針

２　障害福祉計画の成果目標

３　障害児福祉計画の成果目標

４　障害福祉サービスの見込量と方針

５　障害児通所支援事業の見込量と方針

６　地域生活支援事業の見込量と方針

７　その他の事業の見込量と方針

第６章
計画の推進体制